

American Constitutional Law	243	企業法務ベーシック・プログラム	285
Multinational Corporations & Corporate Governance	245	企業法務ワークショップ・プログラム	287
American Contract Law	247	企業法務ベーシック・プログラム	289
American Property Law	249	企業法務ワークショップ・プログラム	291
M&A and Strategic Alliances.....	251	金融法務ベーシック・プログラム	293
International Dispute Resolution.....	253	金融法務ワークショップ・プログラム	295
American Tort & Product Liability Law	255	金融法務ベーシック・プログラム	297
International IP Licensing Agreements	257	金融法務ワークショップ・プログラム	299
American Secured Transactions Law	259	渉外法務ベーシック・プログラム	301
Tax and Accounting for Business Combinations and Workouts... 261		渉外法務ワークショップ・プログラム	303
Corporate and Project Finance	263	渉外法務ベーシック・プログラム	305
Corporate Counseling & Legal Risk Management	265	渉外法務ワークショップ・プログラム	307
フランス法 I	267	渉外法務ベーシック・プログラム	309
フランス法 II	269	渉外法務ワークショップ・プログラム	311
ドイツ法 I	271	知的財産法務ベーシック・プログラム	313
ドイツ法 II	273	知的財産法務ワークショップ・プログラム	315
イギリス法	275	知的財産法務ベーシック・プログラム	317
中国法	277	知的財産法務ワークショップ・プログラム	319
EU 法.....	279	証券取引法 ★2004 年度は開講しません.....	321
アジア法	281		
開発法学（法整備支援論）	283		

- 2005 年度から開講される必修科目（3 年次配当科目）の担当者については、「法科大学院案内」を参照してください。
- 担当者が複数の場合は、五十音順で掲載してあります。

法務研究科法務専攻（法科大学院） 講義要綱

授業科目名	憲法Ⅰ（必修科目）（1年次履修）				
担当者名	大沢 秀介、駒村 圭吾				
単位数	2 単位	配当年次	1	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>本科目は、法学未修者を対象として、憲法の基本的人権にまつわる判例・学説の基本的知識と思考方法の習得を目的とする。2年次以降の高度な公法教育に耐えうる基礎力の涵養とともに、「法の支配の理念」の実現と維持に携わる法曹に求められる憲法感覚の伝授にも努める。</p> <p>到達目標としては、法学部での憲法教育と同レベルの学識の修得を目指しつつも、実務法曹教育の観点から判例理解に重心を置き、憲法体系の骨格をつかむと同時に、その中に重要判例をもらさず位置付けることができるような学力を獲得させたい。同時に、法実務の現場で「導きの糸」になるような人権理念・憲法感覚の素地を形成できればと考えている。いずれにしても、法学未修者が対象であることを念頭において、いたづらに「量」を求めるのではなく、公法教育の土台となる「基礎」を徹底的に固めることを意識したい。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>1年次には第2セメスター配当の「憲法Ⅱ」で統治機構論を学ぶ。これは人権の保障と制限の制度（国会・内閣、裁判所等）を扱うものであり、本科目と補完的關係に立つ。また、基本的人権をめぐる判例・学説・制度は近年益々、多様化しあるいは膨大化しているが、本科目でその全てを網羅することは困難である。そこで、人権の一部特定領域については「サイバー法」「情報法」「医事法」などの選択科目で詳細に学習してもらいたい。特に、憲法のさまざまな重要論点について網羅的に総合的演習を行う「憲法総合」は、憲法科目の仕上げであり、憲法実務への橋渡しをする科目である。また、人権の本質とその哲学的基礎付けは、重要な課題であるにもかかわらず、現在も論争が絶えないが、それについては「法哲学」の中での正義論で学んでほしい。</p> <p>さて、公法的学識は、憲法のみならず、行政法と一体となつてはじめて完成する。このような公法全体の課題や政策法務との関連での総合的な理論・実務双方を架橋する必修科目として、3年次の第6セメスターに配当されている「公法総合」がある。</p>
3. 授業の方法	<p>講義形式をとりつつも、双方向的な要素を大幅に加味する。教員と履修者が織りなす相互応答を授業の基本パターンとするこの授業は、学習のきっかけではなく、むしろ学習の仕上げとして位置付けたい。したがって、相当量の予習が要求される。</p> <p>が、法学未修者が対象であるので、学習がスムーズに運ぶようさまざまな工夫を凝らすことにしたい。例えば、毎回、課題判例・課題文献などをあらかじめ指定し、それを十分予習してきていることを前提に講義と問答を展開する。また、授業中に、小テスト（2回）を行う。さらに、レポートなどの課題演習（1回、実施日未定）も行う。</p> <p>なお、担当教員それぞれが、独自の授業シラバスあるいは教材を配布する予定であるが、事前に教授内容のミニマムや使用判例については統一してあるので、授業内容の実質において差異が生じることはない。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>芦部信喜（高橋和之補訂）『憲法 第3版』（岩波書店）を教科書として使用する。</p> <p>他に六法、判例集を用いる。指定教材の追加があれば、後日改めて指示する。</p>
6. 授業内容（細目）	以下の例示される判例は、各回で使用される代表的判例の一例に過ぎない。〔 〕は教科書の該当箇所。
第1回	<p>人権論の基礎、公共の福祉、幸福追求権〔5章1から3、6章1、7章1〕</p> <p>ここでは、人権の意義を13条の多面的分析を通じて理解させる。「個人の尊重」の原理的意味、人権の類型、人権と制度的保障、公共の福祉と権利濫用の禁止、などの基本知識を学ぶ。また、人権の母体となる幸福追求権の基本構造を学ぶ。なお、この初回は、憲法学習の基本的な方法論を伝えるイントロの役目も果たす。</p> <p>使用判例：京都府学連事件判決、宴のあと事件判決、など</p>
第2回	<p>法の下での平等〔7章2〕</p> <p>ここでは、14条の「法の下での平等」という文言の法意の解説と、14条1項の5事項に関する個別問題の略説に続き、関連判例の概観と、平等に関わる審査法理の展開を学ぶ。そして、できればいわゆる優先処遇（アフーマティブ・アクションズ）にも言及したい。</p> <p>使用判例：尊属殺重罰規定違憲判決、非嫡出子相続差別事件判決、など</p>
第3回	<p>精神的自由権①：内心の自由、信教の自由、政教分離、学問の自由〔8章〕</p> <p>ここでは、まず、19条の意義を確認する。次に、信教の自由の諸相を概観し、教分離原則の展開を「目的効果論」という判例法理の形成を中心に学ぶ。時間があれば学問の自由にも言及する。</p> <p>使用判例：津地鎮祭事件判決、エホバ剣道受講拒否事件判決、など</p>

第4回	<p>精神的自由権②：表現の自由（1）〔9章〕</p> <p>ここでは、表現の自由の基礎理論を優越的人権論の批判的検討と、審査法理の数々を学ぶ。また、代表的な表現類型論（例えば、広告規制関連判決を使用して営利/非営利表現）や内容規制/内容中立規制の基本枠組みについても触れる。</p> <p>使用判例：法廷メモ事件判決、屋外広告物条例事件判決、など</p>
第5回	<p>精神的自由権③：表現の自由（2）・通信の秘密・集会結社の自由〔9章〕</p> <p>まず、事前抑制禁止の基本構造を学ぶ。次に、その具体的応用を名誉毀損あるいはプライバシー侵害事案を用いながら、裁判所の事前差し止めについて学ぶ。</p> <p>通信の秘密や、集会結社の自由の基礎にも触れる。</p> <p>使用判例：税関検査事件判決、北方ジャーナル事件判決、など</p>
第6回	<p>精神的自由権④：マスメディアと表現の自由〔9章〕</p> <p>ここでは、大量情報伝達機構との関係で表現の自由をみてゆきたい。報道の自由と取材の自由の差異、取材資料の利用制限に関する最判の展開を概観する。さらに、国家機密と報道の問題、反論権、放送の規制根拠、などマスメディアに関わる諸問題を検討する。</p> <p>使用判例：博多駅フィルム提出命令事件決定、外務省秘密漏洩事件決定、など</p>
第7回	<p>経済的自由権①：職業の自由〔10章1、2〕</p> <p>ここでは、経済的自由権の一般的特質を精神的自由権との比較において明らかにし、合憲性判定の枠組みを学ぶ。主に、「職業の自由」に関して、その違憲審査基準を解明する。</p> <p>使用判例：薬事法違憲判決、小売市場適正配置事件判決、など</p> <p>【第1回小テスト】</p>
第8回	<p>経済的自由権②：財産権〔10章3〕</p> <p>ここでは、29条の条文構造を明らかにしつつ、財産権の基本を学ぶ。財産権規制の審査基準の枠組みや、損失補償請求権について、判例を概観する。</p> <p>使用判例：森林法違憲判決、農地改革事件判決、など</p>
第9回	<p>刑事手続・非刑事手続におけるデュー・プロセス〔11章〕</p> <p>ここでは、現代社会における手続保障の重要性を確認した上で、まず、刑事手続における31条関連問題を概観する。次に、非刑事手続領域における31条の意義を解明する。</p> <p>使用判例：第三者所有物没収事件判決、福岡県青少年保護育成条例事件判決、など</p>
第10回	<p>社会権①：生存権〔13章1〕</p> <p>ここでは、福祉国家の基本原理を説明し、生存権の法的性格論を、朝日訴訟判決、堀木訴訟判決を素材に学ぶ。他に、関連事例を用いて、生存権の意義と射程を多面的に解明する。</p> <p>使用判例：朝日訴訟判決、堀木訴訟判決、など</p>
第11回	<p>社会権②：教育を受ける権利〔13章2〕</p> <p>ここでは、教育を受ける権利、教育権、学習権、教育の自由といった諸概念の関係を概説した上で、特に、教育権論争、教科書検定問題について学ぶ。その他、教育や学校に関する関連問題を扱いたい。</p> <p>使用判例：旭川学力テスト事件判決、家永訴訟判決、など</p> <p>【第2回小テスト】</p>
第12回	<p>人権の主体〔5章4、6章2、13章3〕</p> <p>以上の各論的学習の仕上げとして授業の末尾にいわゆる人権総論を扱う。ここでは、まず、外国人の人権主体性、法人の人権主体性、特別な権力関係にある者の人権主体性の問題を学ぶ。</p> <p>使用判例：マククリーン事件判決、猿払事件判決、など</p>
第13回	<p>私人間効力、法人・集団と個人〔6章3〕</p> <p>ここでは、私人間効力論の基礎を学び、さらに、「法人・集団と個人」をいうテーマの下に関連する諸問題を検討する。</p> <p>使用判例：三菱樹脂事件判決、南九州税理士会事件判決、など</p>
第14回	<p>人権論の現代的展開</p> <p>ここでは、今日的な人権問題について随意扱う。上記の授業で足りない部分を補完する役割も果たす。</p> <p>例えば、「個人情報保護法制や情報公開法制」（プライバシーや知る権利の基礎、両法制度の概説、レセプト訴訟や本人開示請求の問題、等）、あるいは「多元社会と人権論の新展開」（宗教的理由からする輸血拒否や校則問題などの自己決定権の諸問題、差別的表現規制の問題、等）といったテーマ設定が考えられるが、具体的内容は各担当者が決定する。</p>
第15回	試験

法務研究科法務専攻（法科大学院） 講義要綱

授業科目名	憲法Ⅱ（必修科目）（1年次履修）				
担当者名	駒村 圭吾、小山 剛				
単位数	2 単位	配当年次	1	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>本科目は、法学未修者を対象として、憲法の統治機構に関する学説・判例に関する基本的知識と思考方法の習得を目的とする。2年次以降の高度な公法教育に耐えうる基礎力の涵養とともに、「法の支配の理念」の実現と維持に携わる法曹に求められる憲法感覚の伝授にも努める。</p> <p>到達目標としては、法学部での憲法教育と同レベルの学識の修得を目指しつつも、国家機構や統治制度の背景にある思想を理解できるように工夫したい。統治の分野では、人権の分野と比べると、判例素材がそれほど多いわけではない。が、実務法曹教育の観点から関連する判例は積極的に授業に取り入れていく予定である。統治の具体的な仕組みとその背景的思想を体系的に頭に入れるとともに、裁判という視点からみた統治機構論を各種判例の学習を通じて理解させたい。いずれにしても、法学未修者が対象であることを念頭において、いたずらに「量」を求めるのではなく、公法教育の土台となる「基礎」を徹底的に固めることを意識したい。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>1年次の第1 Semesterに配当されている「憲法Ⅰ」では基本的人権を学んでいるはずだが、これは、本科目と補完的關係に立っている。</p> <p>統治機構をめぐる議論は近年益々、多様化しあるいは膨大化しているが、本科目でその全てを網羅することは困難である。そこで、「政治学」「立法政策学」「行政学」「司法制度論」などで立体的に補ってほしい。また、法の支配や民主主義の本質とその哲学的基礎付けは、現在も論争が絶えないが、それについては「法哲学」の中での正義論で学んでほしい。</p> <p>さて、公法的学識は、憲法のみならず、行政法と一体となってはじめて完成する。このような公法全体の課題や政策法務との関連での総合的な理論・実務双方を架橋する必修科目として、3年次の第6 Semesterに配当されている「公法総合」がある。</p>
3. 授業の方法	<p>講義形式をとりつつも、双方向的な要素を大幅に加味する。教員と履修者が織りなす相互応答を授業の基本パターンとするこの授業は、学習のきっかけではなく、むしろ学習の仕上げとして位置付けたい。したがって、相当量の予習が要求される。</p> <p>が、法学未修者が対象であるので、学習がスムーズに運ぶようさまざまな工夫を凝らすことにしたい。例えば、毎回、課題判例・課題文献などをあらかじめ指定し、それを十分予習してきていることを前提に講義と問答を展開する。また、授業中に、小テスト（2回）を行う。さらに、レポートなどの課題演習（1回、実施日未定）も行う。</p> <p>なお、担当教員それぞれが、独自の授業シラバスあるいは教材を配布する予定であるが、事前に教授内容のミニマムや使用判例については統一してあるので、授業内容の実質において差異が生じることはない。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>芦部信喜（高橋和之補訂）『憲法 第3版』（岩波書店）を教科書として使用する。</p> <p>なお、指定参考書として、野中俊彦・中村睦男・高橋和之・高見勝利『憲法Ⅱ 第3版』（有斐閣）を挙げておく。</p> <p>他に六法、判例集を用いる。指定教材の追加があれば、後日改めて指示する。</p>
6. 授業内容	（ 細 目 ） 以下に例示する判例は、各回で使用するものの一部を掲げたものに過ぎない。〔 〕は教科書の該当箇所。
第1回	<p>統治の基本原則 〔1章〕</p> <p>ここでは、統治機構論全般に関わる基本概念・基本原則の概説を行う。取り上げるのは、国家の定義、近代消極国家と現代積極国家の差異、憲法の意味・分類・特徴、権力分立の基本理念、形式・実質的法治主義、法の支配、立憲主義の意義、などである。なるべく具体的な制度の構想に対してそれぞれの基本概念がどのように関わってくるかを明らかにすることを意識したい。</p>
第2回	<p>国民主権・天皇制 〔2章、3章〕</p> <p>ここでは、国民主権・天皇制をめぐる新旧憲法の比較をおこない、さらに国民主権に関する重要な理論的問題を取り上げる。まず、国民主権の意義、明治憲法と現行憲法の違い、象徴天皇制の基本構造と課題について概説する。次に、国民主権に関わる重要な理論的争点である「ナシオン主権・プーブル主権」論争を取り上げる。</p>
第3回	<p>代表制・政党①：国家意思形成の基本原則・基本構造 〔14章、15章3〕</p> <p>ここでは、国家意思形成の基盤をなす代表制と政党について学ぶ。まず、前回の国民主権論を振り返りつつ、間接制・直接制、自由委任・命令委任などの基本概念を概説する。それを前提に、日本国憲法における間接制の全体像を確認する。次に、衆参両院の選挙制度の基本構造、解散制度の概要と学説論争を学ぶ。</p>

第4回	<p>代表制・政党②：選挙と政党活動の諸問題 [12章2、14章]</p> <p>前回での授業を前提に、個別的な論点を重点的に分析する。選挙権をめぐる諸問題、議員定数不均衡問題、政党の憲法上の地位、政党活動の規制と助成を学ぶ。 使用判例：議員定数不均衡訴訟に関わる諸判決、など</p>
第5回	<p>国会①：国会の地位と構造・立法の基本問題 [14章]</p> <p>ここでは、国会の地位・構造と立法権の基本問題を扱う。まず、最高機関性に関する学説論争を概観する。次に、唯一の立法機関性についてその基本構造を例外を概説し、さらに、「実質的意味の立法」をめぐる論争の概観、処分的法律の検討、立法権委任に関する理論と判例の検討を行う。また、両院制と立法過程の基本構造を解説する。 使用判例：人事院規則への委任に関わる判決、など</p>
第6回	<p>国会②：議院の諸権限、議員特権 [14章]</p> <p>ここでは、議院の諸権限のうち、国政調査権の限界を中心に学ぶ。次に、免責特権・不逮捕特権について学ぶ。 使用判例：日商岩井事件判決、免責特権と名誉毀損に関する判決、など</p> <p>【第1回小テスト】</p>
第7回	<p>議院内閣制・内閣 [15章]</p> <p>ここでは、まず、首長制・会議制・議院内閣制の違いを比較法的に明らかにし、責任本質説、均衡本質説、国民内閣制論の基本を学ぶ。次に、行政権の概念、内閣の構造と権限、独立行政委員会の合憲性について学ぶ。さらに、内閣制に関わる個別的争点、例えば、内閣総理大臣の職務権限問題を取り上げたい。 使用判例：ロッキード事件判決、など</p>
第8回	<p>裁判所①：司法権の概念 [16章1]</p> <p>ここでは、司法権の概念、「法律上の争訟」の意味、主観訴訟と客観訴訟の区別を概説した後、司法の限界事例に関して個々に検討する。例えば、宗教紛争、自律権問題、自由裁量問題、統治行為、団体の内部紛争などを扱う。 使用判例：板まんだら事件判決、砂川事件判決、など</p>
第9回	<p>裁判所②：司法の独立と裁判所の構造 [16章2、3]</p> <p>ここでは、裁判所の基本的仕組み、国民審査制、公開裁判制、陪審制・参審制・裁判員制、司法の独立の意味と制度を学ぶ。</p>
第10回	<p>違憲審査制・憲法訴訟① [18章2]</p> <p>ここでは、違憲審査制の基本構造を学ぶ。まず、法の支配の原理と違憲審査制の関係、違憲審査制の類型を概観する。その上で、判例の拘束力の問題について概説し、さらに違憲判決の効力・事後処理について検討する。 使用判例：警察予備隊違憲訴訟判決、など</p>
第11回	<p>違憲審査制・憲法訴訟② [18章2]</p> <p>ここでは、具体的審査制のもとの憲法訴訟の基礎について学ぶ。この回では、まず、憲法判断の方法に関して、法令違憲判決、適用違憲判決、運用違憲判決、合憲限定解釈、法令の厳格解釈による憲法判断回避などについて、裁判例を使って具体的に学ぶ。 使用判例：恵庭事件判決、猿払事件判決、など</p> <p>【第2回小テスト】</p>
第12回	<p>財政・地方自治 [17章]</p> <p>ここでは、財政と地方自治の基本について概説した後、重要個別論点を検討する。例えば、公金支出制限と私学助成、国会の予算修正権、予算と法律の矛盾、地方の自主財政権、条例と法律の関係、などの個別論点を通じて基本構造の理解を補完する。 使用判例：徳島市公安条例事件判決、など</p>
第13回	<p>国際社会と憲法 [4章]</p> <p>ここでは、国際法社会における日本国ないし日本国憲法の法的位置を学ぶ。まず、条約と憲法の優劣関係、国会の条約承認権について概説する。次に、9条を中心とする国防と国際平和に関する制度と理論を学ぶ。</p>
第14回	<p>憲法保障 [18章1、3]</p> <p>ここでは、憲法保障の諸相についてその理論と現実的意義を学ぶ。特に、憲法改正に関し、硬性憲法と軟性憲法、憲法定権力の基礎、改正の手續と限界を中心に検討する。また、社会契約と革命権・抵抗権、緊急事態と立憲主義、憲法変遷論などの論点についても言及する。最後に、できればわが国の立憲主義の将来を展望する機会も持ちたい。</p>
第15回	<p>試験</p>

法務研究科法務専攻（法科大学院） 講義要綱

授業科目名	憲法総合（必修科目）（2年次履修）				
担当者名	大沢 秀介、駒村 圭吾、小山 剛				
単位数	2 単位	配当年次	2	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>憲法の基本的知識を修得していることを前提に、それを応用する力を涵養することを目的とする。応用力といった場合、①具体的・現実的な問題を解決するために憲法法理を応用する力（とりわけ中心となるのは、判例分析能力）、②抽象的な理論を組み立てたり、組み直したりすることによってより論理的・歴史的に整合した学説を構築する力、が考えられる。抽象度の高い憲法を現実に生かすためには、上記2つの応用力全てを身につけなければならない。この科目では、判例や仮想的設問を素材に事例演習を中心しつつも、同時に、理論演習的な要素も意識しながら進めていくことにしたい。実際の授業では、それらが有機的に混在した形で展開されるであろう。</p> <p>このような多角的な指導によって、司法試験合格レベルの実力はもちろん、実務の現場にあっても憲法理論の含蓄を噛みしめることのできるような法曹を育成してゆきたい。到達目標をやや野心的にかかげれば、単なる訴訟実務家としての法曹ではなく、法の支配という壮大なプロジェクトの一翼を担うのに必要な憲法応用力を身につけてもらうことである。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>この科目では、法学部レベルでの憲法科目（法学未修者にあつては、憲法Ⅰ・憲法Ⅱ）をきちんと身に付けていることが前提となる。それらの基本知識のいわば完成編に当たると考えていただきたい。</p> <p>今日、憲法学が対象とする法領域はますます拡大しており、憲法法理の応用力の練成といった場合も対象とすべき憲法現象は多岐にわたる。そこで、本科目では十分カバーしきれない領域については、情報法、司法制度論、立法政策学、などで補い、また特に理論的な問題に関しては、法哲学などで関連する学識を身につけてほしい。</p> <p>また、憲法の応用といった場合、行政法の知識は不可欠である。行政法科目は第4セメスター以降に配置されるため、本科目では行政法の知識を前提とすることが出来ない。もちろん、行政法、特に行政救済法・行政争訟法のごくごく基本的な事柄には本科目でも論及するが、本格的な学習は行政法Ⅰ・行政法Ⅱ・行政事件訴訟実務で行うことになるであろう。行政法の知識が獲得できたら、憲法・行政法の本格的なコラボレーションは、最終セメスター配当の公法総合で修得してほしい。</p>
3. 授業の方法	<p>この科目は「事例演習」を軸に構成される。</p> <p>まず、「事例演習」では、憲法の基本知識が身につけていることを前提に、判例や仮想的事例を素材に、憲法法理の実際の運用能力を修得することを目指す。基本的人権をめぐる事例探求が主となるが、その際、憲法訴訟論や行政争訟救済法の基礎の学習も射程におく。判例や仮想的事例をひとつないしは複数、あらかじめ課題として与え、それを土台に、憲法的紛争の具体的解決を、問答形式で全員で解明していくことになる。</p> <p>なお、憲法上の重要論点のすべてを網羅することは事実上不可能である。担当者としては、限りある授業回数の中で、できるときに汎用性の高い論点を精選するように心がけるとともに、数をこなすのではなく、ひとつの事例を徹底的に探求することにより、堅固な応用力を涵養することを重視したい。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>代表的判例を教材にする予定である。が、学者が抜粋引用し、再構成したものだけでなく、判例の原文にあることを重視したいので、適宜、資料を配布したり、ネット検索などによる情報収集を指示することになる。</p> <p>このシラバスは、三名の担当者間の共通シラバスであるが、個々の担当者が独自に敷衍したものを後日配布し、必要があれば、教材等についても後日指示するつもりである。</p>
6. 授業内容（細目）	<p>下記に挙げる使用判例は各回のおける代表判例であつて、それ以外の関連判例も縦横に使用する予定である。</p>
第1回	<p>「事例演習1：イントロ、基本的人権の考え方」 【おもな使用判例】未定（人権の主体・名宛人、権利の性質・限界、違憲審査基準などについて、導入的な演習を行う予定）</p>
第2回	<p>「事例演習2：平等権の違憲審査基準」 【おもな使用判例】非嫡出子法定相続分差別事件判決</p>
第3回	<p>「事例演習3：精神的自由（1）信教の自由と政教分離」 【おもな使用判例】エホバの証人剣道受講拒否事件判決、津地鎮祭事件判決</p>

第4回	「事例演習4：精神的自由（2）」 内容規制・内容中立規制、類型論、等の応用問題の予定 【おもな使用判例】屋外広告条例事件判決、泉佐野市公民館事件判決
第5回	「事例演習5：精神的自由（3）」 検閲・事前抑制、アクセス権などの予定 【おもな使用判例】税関検査合憲判決、北方ジャーナル事件判決、サンケイ新聞意見広告事件判決
第6回	「事例演習6：職業の自由」 【おもな使用判例】薬事法違憲判決
第7回	「事例演習7：財産権」 【おもな使用判例】森林法違憲判決
第8回	「事例演習8：生存権、教育を受ける権利」 【おもな使用判例】堀木訴訟、旭川学力テスト事件判決
第9回	「事例演習9：私人間効力、団体と個人」 【おもな使用判例】南九州税理士会事件判決、三菱樹脂事件判決
第10回	「事例演習10：人権の主体」 【おもな使用判例】猿払事件判決、マクリーン事件判決
第11回	「事例演習11：政党と選挙制度、国会、議院内閣制」 【おもな使用判例】八幡製鉄政治献金事件判決
第12回	「事例演習12：憲法訴訟（1）違憲国賠」 【おもな使用判例】在宅投票制廃止事件判決
第13回	「事例演習13：憲法訴訟（2）憲法訴訟の諸問題（実効的権利救済、憲法判断の方法、部分社会論、統治行為論などの論点から授業進度を勘案して選択）」 【おもな使用判例】論点によるので後日指示
第14回	「事例演習14：予備」 例えば、法律、条例、予算、条約などの法形式の相互関係、知る権利と情報公開制など各担当者が設定することにしたい。
第15回	試験

法務研究科法務専攻（法科大学院） 講義要綱

授業科目名	行政法Ⅰ（必修科目）（2年次履修）				
担当者名	植村 栄治、藤原 淳一郎、吉藤 正道				
単位数	2 単位	配当年次	2	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>2年次前期までに配当の「憲法」、「民法」、「刑法」、「民事手続法」等の基礎科目の修得を前提にして、いわゆる「行政法総論」（行政作用法総論）の主要な論点を学習するのが、本科目の目的である。</p> <p>行政法総論の主要な論点について、その理論的背景、理論の有効性・妥当性を理解し、かつ事例問題の検討を通じて具体的な問題解決の能力を養成し、最終学年の「行政法Ⅱ」及び「公法総合」に備えるというのが、本科目の到達目標である。</p>
1. 関連する科目との関係	<p>行政法は行政法現象全般を考察の対象にするため、「憲法」、「民法」、「刑法」、「民事手続法」等の基礎的法律科目、各論としての「地方自治法」、「租税手続法」はいうに及ばず、「行政」が登場するかぎり「消費者法」、「社会保障法」、「労働法」、「経済法」、「環境法」、「情報法」等、あらゆる法律科目に関わる。本科目では、これら「行政」をめぐる法律関係の基礎理論を学ぶものである。なお本科目で扱う行政法総論は、「行政法Ⅱ」で検討予定の行政救済法とも関連するため、折にふれ両者を有機的に学習する。</p>
3. 授業の方法	<p>assignment として毎週検討事例（判例）を受講者に予告し、あわせて関連する文献等を示して下調べを求める。</p> <p>授業は講義と検討事例の組み合わせである。受講者にとって「行政法」は独習しにくい難解な科目とされる傾向にある。そこで毎時限、検討事例の考察を通して行政法をめぐる具体的な争いの事案とその解決のための考え方を学ぶ。全体の時間数が限られているため、講義では、教材の中から要点を選んで重点的に説明し、残りは自主的な学習に委ねる。要点の理解度をチェックするため、なるべく頻繁に小テストを行う。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>教科書として植村栄治「行政法教室」（有斐閣）を使用する予定。判例については、別冊ジュリストの行政判例百選Ⅰ・Ⅱ（有斐閣）を使用する。その他の参考文献や関連資料は、適宜指示ないし配布する。六法はできるだけ大きいものを用いることが望ましいが、インターネット利用による条文収集を併用してもよい。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>行政法とは何か・公法と私法の区別 行政及び行政法の定義を通じて現代の行政法の役割を考察する。また、公法と私法を区別することによどのような意義があるかを検討する。 検討事例：第1事件（行政判例百選の事件番号。以下同じ）</p>
第2回	<p>法律と行政の関係、法律による行政の原理 行政は法律に対してどのような関係に立つのかを考察し、「法律による行政の原理」という基本原則を理解する。 検討事例：第28事件</p>
第3回	<p>法令論、行政の組織 行政法以外の諸法規を含めた、法令の一般論を学ぶ。行政組織の概要と行政組織法の基礎理論を理解する。 検討事例：第60事件</p>
第4回	<p>行政法と私法規定 行政法総論の分野では各種の総則的事項がどのように扱われているかを見る。また民法等と行政法規の交錯の問題を考察する。 検討事例：第4、第5事件</p>
第5回	<p>行政行為(1) 行政行為の概念・分類・効力などについて学ぶ。現実の許認可等がどの範疇に該当するかを考える。また、行政法Ⅱで扱う「行政処分」との関連に注意する。 検討事例：第76事件</p>
第6回	<p>行政行為(2) 行政行為の瑕疵・取消しと撤回・付款などについて学ぶ。取り消しうる行政行為と無効の行政行為の区別を理解し、行政行為が無効となる場合の要件やその効果を把握する。 検討事例：第90事件</p>

第7回	行政裁量 行政裁量の理論の骨格を理解する。司法救済の有効性の問題と関連付けて考察する。 検討事例：第86事件
第8回	行政立法・告示 行政立法の種類・問題点及び告示について学ぶ。特に委任立法の問題に重点を置く。 検討事例：第57事件
第9回	行政契約・行政計画 行政契約及び行政計画に関する諸問題を学ぶ。この両者は行政行為と異なる行政手段であるが、その特質を發揮できるのはどのようなケースかを考える。 検討事例：第194事件
第10回	行政強制・行政調査 行政強制及び行政調査の種類やその法理等を学ぶ。それぞれの具体例についてもなるべく幅広く学習する。 検討事例：第115事件
第11回	行政上の制裁 行政刑罰や過料に関する法制を理解する。また、行政罰以外に行政機関の取り得る制裁手段について考える。 検討事例：第111事件
第12回	行政手続・行政指導 行政手続の法理及び行政手続法の諸規定を学ぶ。また、行政指導の法理と役割について考察する。 検討事例：第110事件
第13回	行政情報の公開と保護 国及び地方の行政情報公開法制について概観し、国の情報公開法の諸規定を学ぶ。個人情報保護の法制についても触れる。 検討事例：第37事件
第14回	補足用 前回までに説明不十分だった個所を補う。
第15回	試験

法務研究科法務専攻（法科大学院） 講義要綱

授業科目名	行政法Ⅱ（必修科目）（3年次履修）				
担当者名					
単位数	2 単位	配当年次	3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>第5 Semesterに他主要法律科目及び「行政法Ⅰ」修得を前提にして、いわゆる「行政救済法」の主要な論点を、事例演習の形式で学習するのが、本科目の目的である。</p> <p>民事救済との異同という問題意識を持ちつつ、行政救済法の主要な論点について、その理論的背景、理論の有効性・妥当性を修得し、かつ事例問題への問題発見・解決能力を養成し、最終学年の「公法総合」に備えるというのが、本科目の到達目標である。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>基礎理論である「行政法Ⅰ」との有機関係はいうに及ばず、民事的救済システムとの比較検討が学習上必須である。幸い、「民法Ⅰ～Ⅴ」（ことに不法行為法）が損害賠償（国家賠償）及び損失補償の学習上、「民事手続法」が行政訴訟の学習上、必要かつ不可欠の深い関係を有する。なお訴訟についてより重点的に学習する「行政事件訴訟実務」も別途開講される。</p>
3. 授業の方法	<p>assignment として毎週検討課題（事例）を予め受講者に予告し、あわせて関連する指定概説書（主要該当箇所）、関連重要学術論文、関連重要逐条書・実務書等を示し、十分な下調べを要求する。受講者は授業開始前日に検討課題についてのレポートを提出するほか、授業での議論を経た改訂版レポートを翌週に提出する。</p> <p>授業はいわゆるソクラティック・メソッドによる事例演習である。受講者にとって「行政法」は独習しにくい難解な科目とされる傾向にある。そこで毎時限冒頭、最新時事問題の検討を通して身近な法であることをまず認識させる。その上で、事前にレポート提出された検討課題（事例）を中心に演習を進める。講義ではなく演習とはいえ、教科書論点であっても、部分的に解説の必要性も生じ得る。そこで担当者は、説明・解説のためのOHPシートを極力準備しておく。</p> <p>なお現在行政事件訴訟法の改正が検討されている。この動きも、何らかの形で授業に反映させていきたい。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>受講者各自が、①assignment としての毎週課される検討課題（事例）、②assignment として検討課題に関連した指定概説書（主要該当箇所）、関連重要学術論文、関連重要逐条書・実務書、③それに加えて、受講者各自が独自に調べ上げた文献、データを合本し、結果として各人なりの教材（Casebook）を作成することを指示する。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>許可の撤回と損失補償の要否 行政財産の目的外使用の許可撤回と損失補償の要否について裁判例を検討する。</p>
第2回	<p>公権力行為への損害賠償請求（1） ココム判決を例にとり、国家賠償の成立要件を検討する。</p>
第3回	<p>公権力行為への損害賠償請求（2）：不作為 薬害訴訟を例にとり、国家賠償の成立要件を検討する。</p>
第4回	<p>道路事故と国家賠償 飛騨川バス転落事故を例にとり、国家賠償の成立要件を検討する。</p>
第5回	<p>水害と国家賠償 主要水害訴訟を例にとり、国家賠償の成立要件を検討する。</p>

第6回	情報公開訴訟 係争文書のインカメラ審査を欠く現行の情報公開訴訟の問題点を検討する。
第7回	抗告訴訟の処分性 通達、行政計画を例にとり、主要判例の流れを検討する。
第8回	抗告訴訟の原告適格 主要判例の流れを検討する。
第9回	抗告訴訟の狭義の訴えの利益 原状回復の困難性を含む裁判例を検討する。
第10回	無名抗告訴訟 主要判例の流れを検討する。
第11回	執行停止・内閣総理大臣の異議 主要判例と現行法の問題点を検討する。
第12回	住民訴訟（1） 監査請求期間順守の有無について、主要判例の流れを検討する。
第13回	住民訴訟（2） 住民訴訟で争い得る違法性について、主要判例の流れを検討する。
第14回	原子炉設置許可抗告訴訟 もんじゅ訴訟（上記第8回の論点を除く）を例にとり、民事訴訟との関係を含めて検討する。
第15回	試験

法務研究科法務専攻（法科大学院） 講義要綱

授業科目名	公法総合（必修科目）（3年次履修）				
担当者名					
単位数	2 単位	配当年次	3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	最終学年後期に、「憲法Ⅰ・Ⅱ」「行政法Ⅰ・Ⅱ」の学習の総仕上げを行うのが本科目の目的である。行政からみの事例問題について、場面によっては民刑事法との異同という問題意識を失わず、憲法、行政法からする問題発見・解決能力を実務家の卵として飛躍的に高めるとというのが、本科目の到達目標である。
2. 関連する科目との関係	「憲法Ⅰ・Ⅱ」「行政法Ⅰ・Ⅱ」の学習の総仕上げとして位置付けられる。憲法が全実定法の最高規範であることからすれば、あらゆる法律科目が関係するし、行政法が行政（国、地方公共団体、特殊法人等）法現象全般を考察の対象にすることからすれば、「憲法」、「民法」、「刑法」、「民事手続法」等の基礎的法律科目、各論としての「地方自治法」、「租税手続法」はいうに及ばず、「行政」が登場するかぎり「消費者法」、「社会保障法」、「労働法」、「経済法」、「環境法」、「情報法」等、ありとあらゆる法律科目に関わる。とりわけ争訟場面においては「憲法総合」「民事手続法」が深く関係する。
3. 授業の方法	assignment として毎週検討課題（事例）を予め受講者に予告し、あわせて関連する指定概説書（主要該当箇所）、関連重要学術論文、関連重要逐条書・実務書等を示し、十分な下調べを要求する。受講者は授業開始前日に検討課題についてのレポートを提出するほか、授業での議論を経た改訂版レポートを翌週に提出する。 授業はいわゆるソクラティック・メソッドによる事例演習である。 演習素材の選び方は、担当者による個性が発揮される場面でもある。憲法を念頭におきつつも、救済法を含む行政法総論という切り口や、行政法各論（組織法、作用法各論）という切り口等から事例をつくり、憲法・行政法双方の論点をあわせて検討する事例演習とする。 事例によっては、①民事法、刑事法との比較検討が必要な事例、②他の法律選択科目に若干触れざるを得ない事例も想定される。いずれの場合もそれら論点は時間制約もあって極力必要最小限の言及することとめざるを得ない。 講義ではなく演習とはいえ、行政法各論及び②の場合には、事例演習の際に担当者による解説の必要性も生じ得る。そこで担当者は、説明・解説のためのOHPシートを極力準備しておく。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	受講者各自が、①assignment としての毎週課される検討課題（事例）、②assignment として検討課題に関連した指定概説書（主要該当箇所）、関連重要学術論文、関連重要逐条書・実務書、③それに加えて、受講者各自が独自に調べ上げた文献、データを合本し、結果として各人なりの教材（Casebook）を作成することを指示する。
6. 授業内容（細目）	
第1回	委任立法の限界 委任立法の限界について裁判例を中心に検討する。
第2回	条例制定権の限界 条例制定権の限界について裁判例を中心に検討する。
第3回	公務員の労働基本権 公務員の労働基本権について裁判の流れを検討する。
第4回	教育行政（1） 教科書検定にかかる裁判例を中心に検討する。

第5回	教育行政（2） いわゆる全国一斉学力テストにかかる裁判例を中心に検討する。
第6回	教育行政と個人情報保護 個人情報保護条例を用いた指導要録・体罰教師処分書等の開示・訂正請求事案（いずれも川崎市審査会答申事例）を中心に検討する。
第7回	公安条例 公安条例をめぐる裁判例（執行停止申立て事件を含む）を中心に検討する。
第8回	情報公開 「知る権利」「プライバシー」の衝突する場面について検討する。
第9回	個人情報保護 外部提供差止め事案（川崎市審査会答申事例）等を中心に検討する。
第10回	政教分離 地鎮祭等の開催・公金支出をめぐる裁判例を中心に検討する。
第11回	土地利用規制 用途地域指定等の私権制限について検討する。
第12回	環境行政 環境訴訟における「環境権」概念の有効性について裁判例を中心に検討する。
第13回	営業の自由 いわゆる積極規制の合憲性に関する裁判例を中心に検討する。
第14回	安全規制 いわゆる消極規制の〔規制廃止を含む〕合憲性について検討する。
第15回	試験

第12回	<p>占有権の意義と効力（テキストⅠ・395～415頁）</p> <p>所有権、用益物権などの本件と異なり、仮の権利とも言われる占有権の意義と効力について検討する。まず、占有の態様や占有の承継をめぐる関連法規も確認し、占有権の概念を正確に理解する。ついで、占有侵害に対する占有権の効力につき、物権的請求権と対比しながら整理する。そして、自力救済の許容範囲や占有の交互侵奪の場合の問題処理の方法について考察し、占有権の存在意義について理解を深める。</p>
第13回	<p>不当利得の意義と要件（テキストⅡ・519～544頁）</p> <p>民法典上は契約、事務管理、不法行為と並ぶ債権の発生原因の1つとされながら、その機能や位置づけの多様性から、「財産法のごみ処理場」とも言われる不当利得法について、その存在意義や機能を再確認する。そして、様々な種類の不当利得を類型化し、まずはその全体像を概観する。ついで、不当利得の要件について、条文に即して分析する。</p>
第14回	<p>不当利得の効果と特殊な不当利得（テキストⅡ・544～572頁）</p> <p>不当利得の効果について、不当利得の類型に従って検討する。不当利得の返還義務の内容を、個々の事例を用いながら、具体的に分析する。また、非償弁済、期限前の弁済、他人の債務の弁済、不法原因給付などの特殊の不当利得についても、一般原則と対比しながら、理解を深める。</p>
第15回	<p>試験</p> <p>複数の制度に跨る総合的な事例問題を出题し、これまでの授業の中で習得した基礎知識の正確さとともに、応用的な思考能力の定着度について確認する。</p>

第6回	<p>債務の履行 弁済、更改、免除、混同などの、債権消滅事由を概説する。さらに双務契約における履行問題として、同時履行の抗弁権や不安の抗弁権についても総合的に検討を行う。なお弁済による代位、相殺の担保的機能などについては、民法V（担保法）で詳論する。</p>
第7回	<p>債務不履行 債務の履行と対比して、債務の不履行という事象について概観する、詳細は民法IVの範囲となるが、ここでは、契約法に關係する限りで、債務不履行要件とその効果を整理し、契約解除や危険負担制度への理解の橋渡しを行う。</p>
第8回	<p>契約の解除 解除の意義、要件、行使、効果にわたって、解除制度を広く概観する。要件については、提供の継続、付随的債務の不履行による解除の可否など、効果については、危険負担との関係を意識し、さらには不当利得と対比しつつ、原状回復の範囲を論じる。</p>
第9回	<p>売買の効力 売買における売主と買主の権利義務関係、とりわけ、担保責任について詳細に検討する。ここでは、債務不履行一般論との関係、錯誤論との関係、さらに期間制限について時効論との関係も意識されなければならない。</p>
第10回	<p>売買・贈与 予約、手附を中心に担保責任以外の売買の問題点を整理する。商事売買、特定商取引にも言及する。贈与については、無償契約の総論として位置づけながら、書面によらざる贈与の撤回、忘恩行為による撤回などの論争点を検討する。</p>
第11回	<p>消費貸借、寄託 消費貸借の問題点を網羅的に取り扱う。特に、利息の制限に関する判例、立法の変遷について力点をおいて説明する。販売信用、ファイナンス・リースにも言及する。 寄託については、預金契約、商事寄託に言及する。</p>
第12回	<p>請負 建築請負契約を中心に、請負の問題点を網羅的に取り扱う。担保責任、所有権の帰属などが論争点となる。</p>
第13回	<p>委任、組合、和解、事務管理 委任、組合、和解契約について、概観する。委任との対比で、事務管理にも言及する。組合については、民法I（民法総論）で詳論する。</p>
第14回	<p>消費者契約 民法の契約法および民法Iでの法律行為論について、すでに一通りの理解をしたことを前提としつつ、消費者契約に関する特別法の内容を検討する。ここでは、消費者契約法、特定商取引法および割賦販売法を中心として、民法の原則論とこれら特別法との関係について、構造的な理解を目指す。</p>
第15回	<p>試験</p>

法務研究科法務専攻（法科大学院） 講義要綱

授業科目名	民法Ⅳ（民事責任法）（必修科目）（1年次履修）				
担当者名	金山 直樹				
単位数	2 単位	配当年次	1	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	時効、債務不履行、不法行為の分野を扱う。後二者は、両方合わせて、民事責任と呼ばれる分野を構成している。
2. 関連する科目との関係	本授業の内容は、法学未修者に課せられた他の民法科目——「民法Ⅰ（民法総論）」、「民法Ⅱ（財産法）」・「民法Ⅲ（契約法）」・「民法Ⅴ（担保法）」、「民法Ⅵ（家族法）」——はもとより、商法科目（「商法Ⅰ」・「商法Ⅱ」）および民事手続法科目（「民事手続法Ⅰ」・「民事手続法Ⅱ」）の授業を理解するうえでも必要不可欠の前提となる。そこで、本授業は、第1年次の最初の講義として第1 Semesterに配置し、第1年次に行われる他の私法領域の授業の理解をも助けることとする。なお、民事責任の位置づけと重要性に鑑み、本授業では、総則の条文単独の問題のみを論ずるのではなく、上述した他の法領域との関連性についても積極的に言及することにより、私法全体の統一的・体系的理解が可能となるよう心がけることとする。
3. 授業の方法	本講義では、受講生は事前の予習をする必要はない。授業中に教員から質問することもしないので、授業には安心して気楽に臨んで欲しい。むしろ、講義を聴いた後で、該当部分のまとめを行うことによって、知識を自分のものとして身に付けるようにして欲しい。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	テキストとしては、内田貴『民法』シリーズ3冊を用いる（東京大学出版会）。該当部分は必ず授業に持参すること。サブテキストとしては、判例を知っておく必要があるため、内田貴ほか『民法判例集』のシリーズ（有斐閣）を用いる。特に参考書は指定しない。
6. 授業内容（細目）	上記の教科書の巻数とページ数で示す。これに対応する授業を行うことになる。なお、講義開始時までに改訂版が出版された場合には、それに応じて、該当ページに変動が生じることになる。
第1回	I 301-330（4月8日（木）ではなく、クラス毎に4月13日（火）、4月14日（水）の民法Ⅰの時間に行う。開講日たる4月8日に、法学未履修者たる受講生に入門の授業（民法Ⅰ）を聞かせるためである（民法Ⅰのシラバス参照）。この点、混乱のないよう、くれぐれも注意すること）。
第2回	II299-323
第3回	II324-348
第4回	II348-372
第5回	II372-394

第6回	II394—420
第7回	II420—442
第8回	II443—469
第9回	II470—506
第10回	III99—124
第11回	III124—150
第12回	III150—179
第13回	予備1
第14回	予備2
第15回	試験 以上のような授業を通じて得た民事責任の位置づけ，ならびに，個々の関連規定の制度趣旨・要件・効果の内容を有機的・体系的に理解し，応用可能なレベルにまで達しているかどうかを問う目的で，複合する法領域の複数の論点を含む事例問題に対する論述式の試験を行う。

第5回	不動産非典型担保（469～483頁、494～500頁） 所有権移転形式による担保形態である非典型担保の特徴について抵当権との対比しつつ学習する。まずは仮登記担保、買戻、再売買予約を概観する。次いで譲渡担保については、所有権移転構成と担保権の構成の対立を学びつつ、清算方法、受戻権、第三者との関係など判例法理を中心に検討を行う。なお時間の関係で仮登記担保は、第14回の講義で講述する。
第6回	動産担保（439～449頁、483～489頁、500～504頁） 種々の動産担保の形態を学ぶ。まずは典型担保としての動産質、次いで非典型担保としての、譲渡担保、所有権留保を取り扱う。特に譲渡担保については、いわゆる集合動産の譲渡担保が重要である。「集合物」概念の導入が可能か否かを検討する。なお動産担保に関する法改正の動きについても触れる。
第7回	債権担保（440～441頁、489～493頁、505～506頁） 債権譲渡制度の理解を前提として、種々の債権担保の形態を学ぶ。債権質、債権譲渡担保が中心となる。集合債権譲渡担保との関連で、債権譲渡特例法にも言及を行う。さらに、代理受領、振込指定、指図など担保目的で用いられるその他の制度も横断的に分析する。
第8回	相殺（223～243頁） 債権消滅制度の一つである相殺についても、実務上はその担保的機能が積極的に活用されている。いわゆる預金担保貸付などがそれである。相殺の要件、効果、特に差押えと相殺の関係に関する判例法理の展開を学ぶ。
第9回	多数当事者の債権関係（333～346頁） 人的担保について理解する前提として、債権総則上のいわゆる多数当事者の債権関係について学習する。まずは分割債権債務、連帯債務、不可分債権債務である。それぞれについて、対外関係、影響関係、求償関係を理解する。なお債務の共有的帰属、合有的帰属および総有的帰属についても言及を行う。
第10回	保証①（65～79頁、303～324頁） 人的担保の代表である保証について学習する。まずは保証債務の性質・効力について学ぶ。求償関係については、あわせて弁済による代位を説明する。
第11回	保証②、共同抵当（327～332頁、414～424頁） 前回到引き続き、保証について解説する。連帯保証、共同保証、根保証などの特殊な形態について学ぶ。機関保証、身元保証などにも言及する。 前回の弁済による代位の解説を踏まえて、共同抵当の配当についての論争点を整理する。
第12回	責任財産の保全①（247～269頁） 責任財産を保全する制度として、債権者代位権について学習する。要件、効果にわたって数多くの裁判例が集積している。転用論についても言及する。
第13回	責任財産の保全②（269～302頁） 責任財産を保全する制度として、詐害行為取消権について学習する。要件、効果にわたって数多くの裁判例が集積している。倒産法上の否認権との関係にも言及する。
第14回	法定担保、仮登記担保（451～467頁、494～500頁） 最後に法定担保制度として、先取特権、留置権について学習する。 なお時間の関係で、不動産非典型担保の一種である仮登記担保については、この回に取り扱う。
第15回	試験

第4回	<p>【テーマ】異議を留めない承諾</p> <p>民法468条1項により指名債権譲渡における債務者の異議を留めない承諾によって対抗しえなくなる事由とはいかなるものであり、抗弁切断が認められるためにはいかなる要件が必要とされるのかを、468条全体の趣旨との関連において検討し、その上で、異議を留めない承諾があった場合の効果、とりわけ抵当権の帰趨につき、いくつかの場合に分けて検討する。</p>
第5回	<p>【テーマ】多数当事者の債権関係</p> <p>数筆の土地賃貸借契約において、一方の当事者が死亡した場合の債権債務関係をどのように考えるべきか、賃貸人としての地位自体の問題と賃料請求権の帰属を別個に考えるべきか等の問題を通じて、多数当事者の債権関係について学ぶ。</p>
第6回	<p>【テーマ】保証</p> <p>限定根保証について、根保証とは何かを考えた上で、保証人の解約権、責任制限について検討し、特定保証について保証される債務の範囲について検討する。更に、保証類似の行為についても契約解釈という観点から検討を加える。</p>
第7回	<p>【テーマ】抵当権の追及効</p> <p>抵当権設定後に取り付けられた舞台装置に譲渡担保が設定され、さらにその担保権実行により同装置が搬出された場合を取り上げ、抵当権の及ぶ範囲、譲渡担保との関係、追及効、侵害に対する効力を考える。更に、付属建物、借地権に及ぶ抵当権の効力についても検討する。参照：東京高判昭53年12月26日判タ383号109頁、同平15年3月25日判時1829号79頁</p>
第8回	<p>【テーマ】物上代位</p> <p>抵当不動産の賃貸借事例を題材に、前提問題としての目的不動産の物件変動と賃料の帰趨の法律関係を押さえながら、近年最高裁判例が相次いで出された抵当権設定者の一般債権者等との優劣関係など抵当権に基づく物上代位の要件、効果に関する理解を深める。</p>
第9回	<p>【テーマ】法定地上権</p> <p>法定地上権と一括競売に関する要件と効果について基礎知識を確認したうえで、いわゆる建物建替え事例を題材にして、不動産競売手続における問題点を紹介し、抵当権者と所有者の利益調整を学習する。</p>
第10回	<p>【テーマ】共同抵当と弁済による代位</p> <p>392条2項による後順位抵当権者の代位と、物上保証人の501条の代位との関係について検討し、併せて、392条をめぐる種々の問題点について総合的に検討する。</p>
第11回	<p>【テーマ】集合債権譲渡担保</p> <p>非典型担保（不動産譲渡担保・仮登記担保、集合債権譲渡担保、所有権留保など）についての横断的な理論・知識を踏まえつつ、集合債権譲渡担保の対抗要件および否認に関する近時の判例・裁判例を検討する。実務における契約書のひな型（取立委任型、予約型、停止条件型）を取り上げ、金融法務の一端にも触れる。</p>
第12回	<p>【テーマ】共有</p> <p>共有不動産について全く実体上の権利を有していないにも拘わらず、共有持分について不実の移転登記を了している者に対し、他の共有者は抹消登記手続を請求できるかという事案に関する最高裁平成15年7月11日判決（判時1833号114頁）を素材にして、持分権の法的性質や、抹消登記、更正登記等の登記手続についての基本的知識の理解を深める。</p>
第13回	<p>【テーマ】組合</p> <p>民法上の組合の実例の1つとされる建設共同企業体に関する設例を用いて、組合の基本構造、業務執行組合員の地位、権限の範囲、選解任、組合の債権債務と組合員の債権債務と相殺、複数の組合の債権債務と相殺などについての法律関係を学ぶ。</p>
第14回	<p>【復習】</p> <p>第1回～第13回までの授業において習得した知識を再確認し、論争点を整理するとともに、さらに不十分な点を補完し、議論を深化させる。</p>
第15回	<p>【試験】</p> <p>各回の課題事例よりもやや複雑な、複数の制度に跨る総合的な事例問題を出题し、事案の整理の仕方、これまでの授業の中で習得した知識の正確さ、応用的な思考能力の定着度を確認する。</p>

法務研究科法務専攻（法科大学院） 講義要綱

授業科目名	商法Ⅰ（必修科目）（1年次履修）				
担当者名	宮島 司、山本 爲三郎				
単位数	2 単位	配当年次	1	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>法学未修者を対象として、会社法の諸制度に関する基本的な知識および思考方法の習得を目的とする科目である。</p> <p>会社法は実務と密接に関連しているため、知っておくべき知識の量が非常に多い。しかし、基本的な考え方を習得しておけば、具体的な情報は無理なく身につけることができる。そこで、本講義では会社法の考え方、論理構造の説明に重点を置く。ただし、常に最新の実務情報をも提供して、理論的検討の材料にしたい。</p> <p>本授業の到達目標は、会社法に関する基本的な知識および思考方法を習得することにある。商法Ⅱと合わせて、商法の大部分がカバーされる。「商法Ⅰ・Ⅱ」の修得によって、2年次・3年次に配当される「商法総合」におけるより高度な学習を可能にするための基礎的能力を身につけることが目指される。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>法学未修者を対象とした商法科目として本授業の他、「商法Ⅱ」が設置されている。「商法Ⅰ」は会社法、「商法Ⅱ」は商法総則、商行為、有価証券法（手形法・小切手法）を対象とするが、企業結合法（合併など）については時間の関係から「商法Ⅱ」において営業譲渡と並べて取り扱う。</p> <p>なお第3セメスター以降には、「商法総合」や「企業法務B P・WP」のほか、「保険法」等が設置されており、商法Ⅰの修得は、実質的にこれらの科目習得の前提となる。</p>
3. 授業の方法	<p>一般講義形式であるが、演習に近い形式で行う。すなわち受講生は必ず事前に予習を行い自ら必要な知識の概要を把握した上で授業に臨み、授業では講師の説明を聞き、その質問に対して応答する作業を通じて、自己の知識を修正補強しつつより深い理解に達する。さらに授業は頻繁に行われる小テストによって受講生の理解度を確認しつつ進められる。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>山本爲三郎『会社法の考え方<第5版>』（八千代出版、H12.3）および宮島司『会社法概説〔第三版補正版〕』（弘文堂、H15.10）をテキストとし、実際の動向を数字で把握できる資料集をサブ・テキストとする。受講生はテキストおよびサブ・テキスト等を用いた予習により、毎回の講義前までにその回の講義内容に関する基本的知識を把握していることが要求される。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>会社とは何か？会社の種類、会社の属性①（社団性、営利性）</p> <p>まず、商法が規定する会社を法解釈学の観点から分析する――商法の体系を把握するとともに、法解釈学の要諦を会得しよう。続いて、4種類の会社を比較することにより、それぞれの特徴を学ぶ。そして、会社の属性①として、社団性と営利性を検討するが、単に従来型の典型論点としてではなく、「法人法」の基礎理論としての位置づけを行う。</p>
第2回	<p>会社の属性②（法人性）、会社の能力、資本制度</p> <p>まず、法人性の意味を確認し、法人格否認法理を理論的に分析する。次に、会社の能力として、定款目的による権利能力制限、会社の行為能力そして会社の不法行為能力を検討する。最後に、株式会社法の最初の課題として、資本制度をとりあげる。</p>
第3回	<p>株式会社の設立①</p> <p>株式会社の設立手続を合名会社などの場合と比較し、その特徴を把握する。理論的検討の基礎となる、会社設立の法的性質論を徹底的に分析する。さらに、定款の絶対的記載・記録事項および変態設立事項のうち発起人の報酬・特別利益と現物出資につき検討する。</p>
第4回	<p>株式会社の設立②</p> <p>引き続き変態設立事項の検討を行う。仮装払込および他人名義による株式引受の問題点を検討した後、会社設立に関する責任と設立無効について理論的に把握できるように説明する。</p>
第5回	<p>株式、株券</p> <p>伝統的な株式の法的性質論を学んだ後、株主平等原則、端株、単元株、数種の株式につき検討を加え、株式とは何かを追究したい。数種の株式に関しては、会社運営上の戦略的設定方法について時間の許す限り言及する。最後に、株券の法的性質のほか、株券をめぐる諸問題をとりあげて検討する。</p>

第6回	<p>株式譲渡①</p> <p>株式譲渡の方法、株主名簿制度の効力、名義書換の効果を中心に検討する。株式譲渡自由原則や株主名簿制度など株式会社の特徴をなす原則、制度を理論的に分析した上で、名義書換未了株主の法的地位などを検討する。さらに、商法204条1項但書の定款による対会社株主資格設定制限制度、および、口座振替による株式譲渡制度をとりあげる。</p>
第7回	<p>株式譲渡②</p> <p>株式譲渡自由原則の例外となる株式譲渡の制限について考える。従業員持株制度を採用している会社における、会社・株主間の契約による株式譲渡制限（特に譲渡強制）、そして、株券発行前の株式譲渡をとりあげた後、自己株式の買受規制について、その趣旨、買受規制違反の場合の法律関係を中心に検討する。</p>
第8回	<p>株主総会</p> <p>株主総会の権限、招集、議事運営について考察した後、議決権をめぐる諸問題、特に議決権の行使方法について検討する。近年の商法改正による株主総会のIT化をまとめてみよう。後半は、株主総会決議の瑕疵をとりあげ検討するが、時間の許す限り総会屋と利益供与の禁止について説明する。</p>
第9回	<p>取締役、取締役会と代表取締役</p> <p>取締役の選任・解任や資格について説明した後、業務執行機関である取締役会と代表機関である代表取締役に権限関係を理論的に把握する。その上で、特に、取締役会による業務執行の方法について考える。後半は、代表取締役の代表行為につき、濫用行為、表見代表、共同代表を中心に検討する。</p>
第10回	<p>取締役と会社の関係</p> <p>善管注意義務・忠実義務、競業避止義務、利益相反取引をそれぞれ説明した後、報酬規整について考える。その後、取締役の責任をまとめる。対会社責任は、その範囲、責任免除、株主代表訴訟制度など制度面に検討課題が多い。対第三者責任は、判例を中心に考察を進める</p>
第11回	<p>監査役</p> <p>監査役の権限、兼任禁止、選任などについて説明した後、商法特例法による特別の扱い——大会社と小会社の特例をまとめる。</p>
第12回	<p>株式会社の計算</p> <p>計算書類、法定準備金、利益配当、中間配当、そして建設利息の順で説明する。資本制度を中核とする商法の計算規整の論理構造を把握するとともに、実際の運用例を参考にして理解を深める。</p>
第13回	<p>委員会等設置会社</p> <p>委員会等設置会社の基本的組織を通常の株式会社の機関構造と比較して、委員会等設置会社の意義を考える。</p>
第14回	<p>株式会社の資金調達</p> <p>株式会社の資金調達方法を概括的に説明した後、新株発行、新株予約権そして社債の順に検討する。それぞれの構造を理論的に把握するとともに、できる限り、実務における資金調達の実際を紹介して理解を深められるようにする。</p>
第15回	<p>試験</p>

法務研究科法務専攻（法科大学院） 講義要綱

授業科目名	商法Ⅱ（必修科目）（1年次履修）				
担当者名	宮島 司, 山本 爲三郎				
単位数	2 単位	配当年次	1	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>法学未修者を対象として、商法総則、商行為法、有価証券法（手形法・小切手法）に関する基本的知識の習得を目的とする。あわせて、商法解釈学技術の学習を通しての論理的・原則的思考の錬磨、および、商法を中心とする法規制の政策論的含意把握を通しての社会科学的分析能力の向上を目指す。さらに、商慣習や普通取引約款などを参照することによって、企業取引の実態把握もあわせて目標とする。</p> <p>「商法Ⅰ・Ⅱ」をあわせて、2年次・3年次配当の「商法総合」におけるより高度な学習を可能にするための基礎的能力を身につける。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>法学未修者を対象とした商法科目として本授業のほか、「商法Ⅰ」が設置されている。「商法Ⅰ」は会社法、「商法Ⅱ」は商法総則、商行為、有価証券法（手形法・小切手法）を対象とするが、企業結合法（合併など）については時間の関係から商法Ⅱで取り扱う。</p> <p>なお、第3セメスター以降には、「商法総合」のほか、「保険法」、「金融法」、「企業金融法」、「国際商取引法」などの科目が設置されており、「商法Ⅰ・Ⅱ」の修得は、これらの科目履修の前提となる。</p>
3. 授業の方法	<p>講義形式ではあるが、演習に近い形式で行う。すなわち、受講生は必ず事前に予習を行い、自ら必要な知識の概要を把握したうえで講義に臨み、講義では講師の説明を聞き、その質問に対して応答する作業を通じて、自己の知識を修正補強しつつより深い理解に達する。なお、小テストを頻繁に行い、受講生の理解度を確認しつつ進める。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	岩崎陵ほか『セミナー商法』（日本評論社、H8.4）をテキストとし、随時、レジュメないしプリントを配布する。
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>商法の概略</p> <p>国際売買取引の成立から履行までを概観することによって、様々な法技術——取引主体としての会社、売買、手形、運送、保険、信用状等——が密接に絡み合っている一つの取引が完了すること、および、法源の多様性——国家法、条約、商慣習法——を示す。その目的は、①商法関連科目で学習する内容を鳥瞰すること、および、②法律学学習における総合的視点の重要性を認識することである。</p>
第2回	<p>商法の基本概念</p> <p>商法は「商人」および「商行為」を基本概念として設定している。ここでは、この両概念の歴史的意義を概観したうえで、日本商法上の両概念の定義の在り方がゆえに生じる問題点（開業準備行為の付随的商行為性）について考える。</p>
第3回	<p>商号</p> <p>商法の商号に関する規定のほとんどは明治 32 年の商法制定以来まったく変わっておらず、現代の商品・サービス流通機構に必ずしも適合しているわけではない。そこで重要性を帯びてくるのが不正競争防止法である。ここでは、不正競争防止法も含め、商号保護法制について講述する。</p>
第4回	<p>営業譲渡</p> <p>商法は営業譲渡に関する規定を随所に置いているほか、総則中に商号規定の一環として、営業譲渡人の競争禁止義務等、若干の一般規定を置いている。ここでは、営業譲渡についての基本的説明をしたうえで、合併をはじめとする様々な企業結合についての商法上の法規制について講述する。</p>
第5回	<p>名板貸</p> <p>名板貸の規定（23条）は、昭和13年の商法改正の際に、判例上展開されてきた外観責任制度の制定法化の一環として導入されたものである。ここでは、民法に存在するその他の外観保護規定と比較することによって、日本法独特の外観責任である名板貸責任の特殊性について講述する。</p>

第 6 回	<p>商業使用人</p> <p>商法は、商業使用人という総称のもとに、民法の一般的代理制度を企業内階級組織に依拠して位置付けし直し、階級が上になるにつれて広範かつ不可制限的な代理権を法定している。その特色は、商業使用人の最高地位に「支配人」を置いていることと、昭和 13 年の外観責任制度導入の一環として表見支配人制度を導入し（42 条）、支配人制度の実効性を強化していることである。その結果、日本の株式会社においては、会社法上の経営機構規定に基づく企業内階級組織における法定代理権との二重構造を呈することになる。ここでは、以上のような日本特有の企業内階級地位の法的位置付けおよび商法 42 条の要件論に焦点を当てて講述する。</p>
第 7 回	<p>商業登記</p> <p>商業登記制度は、商人についての一定の重要な事項を公示することによって、取引の安全、企業活動の円滑化を図ろうとする制度である。商法 12 条は登記事項については登記の後でなければ善意の第三者に対抗できない旨を規定しているが（一般的効力）、この 12 条の理解の仕方については、外観責任規定（民法 112 条、商法 42 条、262 条）との関係をめぐって様々な学説が主張されている。ここでは、商業登記制度が公示制度としていかなる現代的意義を有するのかという視点から、この問題を再検討しようとする。</p>
第 8 回	<p>商行為法の総則</p> <p>商行為法総則（501 条～523 条）について講述する。ただし、501 条ないし 503 条の基本的説明は第 2 回の授業で行うので、ここでは、504 条ないし 523 条（代理、契約の成立、多数当事者の法律関係、利息、留置権、消滅時効等）について講述する。</p>
第 9 回	<p>仲介取引</p> <p>仲介業とは、人と人の間に入って一定の行為をし、その対価として報酬を受け取ること業とする者の総称である。商法が規定する仲介業は、代理業、取次業（問屋、準問屋、運送取扱業）および仲立業である。代理業については商業使用人との差異を明確にするため商法総則に規定されているが、ここで一括して講述する。</p>
第 10 回	<p>運送取引</p> <p>運送契約法の中心課題である運送人責任論を概説したうえで、運送品引渡請求権を表彰する有価証券である貨物引換証および船荷証券について講述する。後半部分は、第 11 回以降に講述する手形・小切手法の導入部でもある。</p>
第 11 回	<p>手形・小切手総説</p> <p>約束手形・為替手形・小切手の基本的性質および機能を総論的に概観したうえで、手形・小切手の記載事項について講述する。</p> <p>なお、第 12 回以降の授業においては、約束手形を中心に講述し、為替手形・小切手に関しては約束手形と異なる点について言及する。</p>
第 12 回	<p>手形の振出</p> <p>白地手形、手形の原因関係に及ぼす影響、無権代理・偽造など、手形の振出にまつわる事象について講述する。</p>
第 13 回	<p>手形の譲渡</p> <p>手形の譲渡方法、裏書の方式、裏書の効力、人的抗弁の切断、善意取得、手形の喪失と除権判決など、手形の譲渡にまつわる事象について講述する。</p>
第 14 回	<p>手形の支払</p> <p>手形の支払態様、不渡り、手形保証、手形訴訟、手形の時効、利得償還請求権など、手形の支払にまつわる事象について講述する。</p>
第 15 回	試験

法務研究科法務専攻（法科大学院） 講義要綱

授業科目名	商法総合Ⅰ（必修科目）（2年次履修）				
担当者名	菅原 貴与志、矢嶋 雅子、弥永 真生、山手 正史				
単位数	2 単位	配当年次	2	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	「商法総合Ⅰ」、「商法総合Ⅱ」を通じて商法全般即ち商法総則、会社法、商行為、手形、小切手法の重要問題、各種論点につき正確にその意義、内容、関連性を理解し、各種論点の対立点、商法の特徴、今日的課題を正しく把握することを目的とする。
2. 関連する科目との関係	一学年に配当されている「商法Ⅰ・Ⅱ」を履修し、既に商法全体につき基本的理解が出来ていることが前提となる。ただ「商法Ⅰ・Ⅱ」の授業が平板的に為されたのと異なり重要論点につき深く掘り下げることで、より深い理解を目指す。
3. 授業の方法	予め授業の進行予定を配布し、事前に各授業日に行う内容に関する判例、文献を指定し、受講者がこれらを予習したものとして、授業にあっては、教師との質疑応答、教師からの解説により、問題点の理解を深める。また場合によってはレポーターを指名して発表させたり、クラスを二分して、互いに一方の立場に立って論争することも考える。その間、時々レポート提出、小試験を行う。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	事前に判例、資料を配布し、併せて事前に読む論文等文献を指定するのでこれらにより予習した上で授業に参加することとなる。 これ以外に各人が「商法Ⅰ・Ⅱ」を履修した際に利用した商法の教科書を利用する。当然六法は常時持参することとなる。
6. 授業内容（細目）	
第1回	ガイダンス、教材指定、実力試験
第2回	商法の意義 商的色彩論、企業法論 民法、消費者法、経済法、証券取引法、商事慣習法との関係
第3回	商法の適用範囲、商人概念、商行為（絶対、営業的、附属） 商業使用人、支配人、代理商 匿名組合
第4回	会社一般 営利社団法人、営利概念、法人論、権利能力、行為能力、法人格否認 合名、合資、有限、株式の特性、社員の責任
第5回	株式会社の組織Ⅰ（設立） 定款作成、発起人の権限と責任、危険なる約束、現物出資、設立中の会社、成立の効果、会社不成立、設立無効
第6回	株式会社の組織Ⅱ（組織変更） 合併（吸収、新設）簡易合併、会社分割（人的、物的、新設、吸収）、持株会社創設（株式交換、移転）、営業譲渡、業務提携

第7回	株式と株主 株主権、自益権、共益権、社員権論争、単独株主権、少数株主権 株式の譲渡、質入、株式の併合、分割
第8回	機関の分化、権限の分配 株主総会の権限、決議、総会運営、決議の瑕疵、決議瑕疵の訴の特性（管轄、既判力、原告適格）、 株主総会の簡略化
第9回	株式会社の機関Ⅱ 取締役会と代表取締役、業務執行取締役の関係、取締役の報酬規制、取締役の義務と責任、責任限定手続き、 代表訴訟
第10回	株式会社の機関Ⅲ 監査制度、監査役と監査役会、常勤監査役、社外監査役、職務分担、監査役制度の問題点、実効性確保の 手当て 会計監査人、検査役
第11回	大会社の特例Ⅰ 委員会等設置会社の組織体制、従前の会社組織との差異、採用の適否の判断基準、各種委員会の組織と 権限、取締役会との関係
第12回	大会社の特例Ⅱ 執行役の地位と権限、取締役会との関係、執行役員制度 みなし大会社、重要財産委員会会社、連結計算書作成
第13回	資金調達Ⅰ 通常の新株発行、特殊の新株発行 新株発行手続き、新株引受権、第三者に対する有利発行、閉鎖会社における新株発行、不公正な新株発行、 新株発行の無効、新株予約権、ストックオプション
第14回	資金調達Ⅱ 社債の発行手続き、社債の管理、社債管理会社、社債権者集会、特殊の社債発行、新株予約権付社債、 担保付社債
第15回	総括、試験

法務研究科法務専攻（法科大学院） 講義要綱

授業科目名	商法総合Ⅱ（必修科目）（3年次履修）				
担当者名					
単位数	2 単位	配当年次	3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	「商法総合Ⅰ」に続いて、商法全般即ち商法総則、会社法、商行為、手形、小切手の重要問題、各種論点につき、正確にその意義、内容、関連性を理解し、各種論点の対立点、商法の特徴、今日的課題を正しく把握することを目的とする。
2. 関連する科目との関係	一学年に配当されている「商法Ⅰ・Ⅱ」を履修し、既に商法全体につき基本的理解ができていることが前提となる。ただ「商法Ⅰ・Ⅱ」の授業が平板的に為されたのと異なり重要論点につき深く掘り下げること、より深い理解を目指す。
3. 授業の方法	予め授業の進行予定を配布し、事前に各授業日に行う内容に関する判例、文献を指定し受講者がこれらを予習したものとして、授業にあつては、教師との質疑応答、教師からの解説により、問題点の理解を深める。また場合によってはレポーターを指名して発表させたり、クラスを二分して、互いに一方の立場に立って論争することも考える。その間、時々レポート提出、小試験を行う。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	事前に判例、資料を配布し、併せて事前に読む論文等文献を指定するのでこれらにより予習した上で授業に参加することとなる。 これ以外に各人が「商法Ⅰ・Ⅱ」を履修した際に利用した商法の教科書を利用する。当然六法は常時持参することとなる。
6. 授業内容（細目）	
第1回	会社状況の開示、公示Ⅰ 商業登記制度、登記の効力、登記事項 定款、株主名簿、総会議事録、取締役会議事録、監査役会議事録、記載事項、作成者 会計帳簿閲覧
第2回	会社状況の開示、公示Ⅱ 貸借対照表、損益計算書、営業報告書、附属明細書 商法施行規則、連結計算書、退職慰労金支給内規 閲覧権者、備置期間・場所
第3回	会社の計算 資本三原則、準備金制度、財産会計と損益会計、資産評価 真实性の原則、保守主義、継続性の原則 時価会計、減損会計 繰延資産、引当金
第4回	投資家の保護 証券取引法、財務諸表規則 有価証券報告書、インサイダー取引、適時開示、企業内容開示、監査基準
第5回	適法経営の確保 利益供与の禁止、コンプライアンス体制、内部告発制度、内部統制システム、遵法教育、チャイニーズウォール
第6回	コーポレート・ガバナンス その意義、理論の背景、株主主権論、会社は誰のものか、ステークホルダー、企業の社会的役割論、企業自体の思想、政治献金

第7回	商法総則、商行為 商行為の特色、非顕名代理、法定連帯債務、商事時効、商事留置権
第8回	商事売買、仲立、問屋営業 約款理論
第9回	有価証券総論 有価証券の意義、種類、特色 手形理論、文言性、無因性 約束手形、為替手形、小切手の構造と役割
第10回	手形行為 その意義、独立性、代理、原因関係との関係、その内容、保証
第11回	振出 その意義、経済的理由、手形要件、白地手形、補充権、手形割引、引受
第12回	裏書 その効力、連続の有無、抗弁の制限、物的抗弁、人的抗弁 特殊の裏書
第13回	支払い、原因債権との関係、遡及、利得償還請求、時効
第14回	喪失、公示催告の手続き、除権判決の効力、善意取得との関係 株券の特例、株券失効手続き
第15回	総括、試験

第3回	<p>訴えの提起 (2) 「訴えの利益と当事者適格」</p> <p>細目は次の通りである。①総説、②訴えの利益、③当事者適格、④第三者の訴訟担当、⑤訴えの利益と当事者適格の訴訟上の取扱い。</p> <p>重点項目は④である。</p>
第4回	<p>訴えの提起 (3) 「訴え提起の効果」</p> <p>細目は次の通りである。①訴訟係属、②二重起訴禁止、③訴え提起の実体法上の効果。</p> <p>重点項目は③である</p>
第5回	<p>裁判所</p> <p>民事訴訟手続の主体である裁判所について、どのような規律がなされているかを、次のような項目で扱う。①裁判所の意義と種類、② 裁判機関の構成、③民事裁判権、④管轄、⑤管轄権の調査と移送、⑥裁判官の除斥と忌避。</p> <p>重点項目は⑤である。</p>
第6回	<p>訴訟当事者と訴訟における代理・代表</p> <p>民事訴訟手続の主体である訴訟当事者について、(A)「訴訟当事者」と、(B)「訴訟における代理・代表」に分けて、それぞれについて、どのように規律がなされているかを、次のような項目で扱う。</p> <p>(A)「訴訟当事者」は、①訴訟当事者の概念、②当事者の確定、③当事者能力、④訴訟能力、⑤当事者権。重点項目は③である。</p> <p>(B)「訴訟における代理・代表」は、①訴訟と代理、②法定代理人、③法人等の代表者、④訴訟代理人。重点項目は④である。</p>
第7回	<p>口頭弁論 (1) 弁論主義</p> <p>裁判資料の収集方法の原理としての弁論主義を扱う。①弁論主義、②弁論主義の適用領域、③主張責任、④釈明権、⑤法的観点指摘義務、⑦真実義務、⑧職権探知と職権調査。</p> <p>重点項目は②であるが、弁論主義違反とされた判例を分析的に考察する。</p>
第8回	<p>口頭弁論 (2) 口頭弁論の経過、当事者の訴訟行為</p> <p>それぞれの細目は次の通りである。</p> <p>(A)「口頭弁論の経過」は、①口頭弁論の経過の概要、②弁論の併合・分離・制限、③口頭弁論調査、④弁論期日における当事者の欠席。重点項目は④である。</p> <p>(B)「当事者の訴訟行為」は、①訴訟行為の概念と種類、②訴訟契約(訴訟上の合意)、③訴訟行為と私法規定、④形成権の訴訟上の行為、⑤訴訟行為の瑕疵と治癒。重点項目は②である。</p>
第9回	<p>口頭弁論の準備 (1)</p> <p>口頭弁論の準備については2回に分けて扱う。内容的には以下の③と④との間で分けるべきであるが、時間の関係で今回は④までを扱う。</p> <p>①口頭弁論の準備の必要性とその方法、②準備書面、③当事者照会、④準備的口頭弁論。重点項目はである。</p>
第10回	<p>口頭弁論の準備 (2)</p> <p>①弁論準備手続、②書面による準備手続、③進行協議期日。重点項目は①である。</p>
第11回	<p>証拠 (1) 事実認定と証拠</p> <p>証拠は訴訟において非常に重要である。4回に分けて扱う。今回は総論ともいうべきものであり、⑤においては違法収集証拠の問題も扱う。</p> <p>①証拠の必要性、②証拠の種類、③証明の対象、④自白、⑤自由心証主義。重点項目は④である</p>
第12回	<p>証拠 (2) 証明責任の分配</p> <p>細目は次の通りである。①証明責任の意義、②弁論主義による証明責任の機能の拡大、③証明責任の分配基準、④立証困難軽減の諸方策。</p> <p>重点項目は③であり、個別的事案ごとに考察する。</p>
第13回	<p>証拠 (3) 証拠調べの通則</p> <p>細目は次の通りである。①裁判所外の証拠調べ、②集中証拠調べ、③証拠保全。重点項目は②である</p>
第14回	<p>証拠 (4) 各種の証拠調べ</p> <p>細目は次の通りである。①証人尋問、②当事者尋問、③鑑定、④書証、⑤検証。重点項目は④である</p>
第15回	<p>試験</p>

法務研究科法務専攻（法科大学院） 講義要綱

授業科目名	民事手続法Ⅱ（必修科目）（1年次履修）				
担当者名	中島 弘雅、三上 威彦				
単位数	2 単位	配当年次	1	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>法学未修者を対象に、民事手続法の基本法である民事訴訟法（判決手続法）が規定する訴訟の終了、複数請求訴訟、多数当事者訴訟、上訴・再審について、それぞれの基本原理と基本的な知識の修得を目的とする。さらに今日的な問題に対応できるように、授業の最後に、現代型訴訟の特質、通常の民事訴訟以外の代表的な民事手続、国際民事訴訟法についても取り上げることとする。</p> <p>本授業の到達目標は「民事手続法Ⅰ」とあわせて、第一に、民事訴訟法（判決手続法）の基本的な手続の流れや原理を修得することにある。具体的には、民事訴訟法の基本原理に基づく民事訴訟法の重要な問題について判例・通説の内容を十分に理解することである。第二に、本授業が2年次に配当されている「民事手続法」に関する高度で実践的な科目を履修するのに必要な基礎的な能力を身につけることである。第三に、民事手続の基底にある基本原理や手続的な思考方法について単なる知識として理解するのではなく、適正な裁判と合理的な手続運営の相克の問題を意識し、適切な訴訟活動が実践できるような手続的な思考をするための素地を得ることである。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>本授業は民事手続法Ⅰとともに、民事手続法の基本講座であり、2年次以降の種々な「民事手続法」に関する講座や演習の案内人の役割を担っている。換言すれば、それらのいわば呼び水のような意味も有しているということである。なお民事訴訟法は問題によっては実体法である民法・商法とも密接な関係を有している。これらについては具体的な事例問題を通じて、それらとの関係や接点について指摘し、学生が民法や商法を学ぶべき場合に手続法的な視点からの考察ができるように配慮したい。</p>
3. 授業の方法	<p>講義が中心になるが、抽象的な理論について一方的な講義にならないように注意しなければならない。そのためには次のような方法を考えている。第一にテキストを使用して予習を励行させ、授業中に学生に予習に関して質問をする。第二に、教材（テキストと判例解説）を効率的に使用して、授業中ではなるべく具体的な問題を提示して具体的な解決策を考えさせる。第三に、大きなテーマの終了ごとに小テストを行い、学生に勉強をさせるとともに、学生の理解の程度を把握して、次の授業に反映させる。</p> <p>内容に関しては、単調で平板な概説的な授業にならないように、授業にメリハリをつける。すなわち実務で重要な意味を持ち、しかも訴訟促進に重要な役割を演じる項目を重点項目として、それに力点を置いた授業にする。そのためにテキストを読めば分かるようなものは、読む箇所や読み方を指示しただけで終わらせることもある。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教 材	<p>民事訴訟法について大局的な理解に役立てるために、市販のコンパクトなテキストを用いる。例えば、中野貞一郎編『現代民事訴訟法入門〔新版〕』（法律文化社）。授業において、簡単なテキストの記述に対して詳しい説明を加えて、最新の問題や判例・学説に関して見落とすことのないようにする。テキストをベースに授業をして、学生にノートを必要以上に取らないで済むようにして、その場で学生に考えさせるように努める。さらにテキストや下記のような判例解説によって、学生が基本的な概念や原理について、予習・復習を効果的に行えるようにする。なお、民事訴訟法については、平成15年に重要な改正が行われたが、その点については、テキストに補充説明が書かれた冊子が添付される予定である。</p> <p>テキストの他に、判例を具体的な事案から解説している本を授業では使用する。例えば、新堂幸司＝青山善充＝高橋宏志編『民事訴訟法判例百選Ⅰ〔新法対応補正版〕』（＝別冊ジュリスト145号、有斐閣、1998年）、同『民事訴訟法判例百選Ⅱ〔新法対応補正版〕』（＝別冊ジュリスト146号、1998年）等。これによって、常に手続原理を具体的な事例や判例と結び付けて理解するように指導する</p>
6. 授 業 内 容 （ 細 目 ）	
第1回	<p>当事者の行為による訴訟の終了（1） 訴えの取下げ、請求の放棄・認諾</p> <p>当事者の行為による訴訟の終了は2回に分けて扱う。最初は、「訴えの取下げ、請求の放棄・認諾」である。①総説、②訴えの取下げ、③ 請求の放棄・認諾。これらについては、意義、要件、手続、効果に分けて考察する。重点項目は②である</p>
第2回	<p>当事者の行為による訴訟の終了（2） 和解</p> <p>和解に関しては、次のように分けて考察する。①意義と要件、② 手続・方式、③効果、⑥瑕疵と救済方法。重点項目は⑥である。なお民事調停・家事調停・家事審判についても一言触れる</p>
第3回	<p>判決による訴訟の終了（1） 総説</p> <p>判決による訴訟の終了は3回に分けて扱う。最初はいわば総論である。①総説、②裁判の種類、③訴訟要件、④判決の成立、⑤判決の効力（総論）。重点項目は③である</p>

第4回	判決による訴訟の終了 (2) 既判力の時的範囲と客観的範囲 細目は次の通りである。①既判力の基準時(標準時)、②既判力の基準時後の形成権行使、③判決理由中の判断の拘束力、④既判力と相殺の抗弁、争点効理論と信義則理論。重点項目は③である。
第5回	判決による訴訟の終了 (3) 既判力の主観的範囲 細目は次の通りである。①総説、②口頭弁論終結後の承継人、③請求の目的物の所持人、⑤反射効理論。重点項目は②である
第6回	複数請求訴訟 請求が複数の訴訟については、次のような項目別に考察する。①訴えの併合、②訴えの変更、③反訴、④中間確認の訴え。これらについて、総説、意義・態様、要件、手続に分けて考察する。重点項目は②である。
第7回	多数当事者訴訟 (1) 総説、選定当事者訴訟 当事者が多数の訴訟は4回に分けて扱う。最初は総論と、選定当事者の制度を考察する。①多数当事者訴訟の意義、②多数当事者紛争と選定当事者訴訟。重点項目は①である。なお多数当事者訴訟と上訴審手続の問題、ドイツの団体訴訟、アメリカのクラス・アクションについても一言触れる
第8回	多数当事者訴訟 (2) 共同訴訟 細目は次の通りである。①共同訴訟の意義と発生形態、②共同訴訟の種類と一般的要件、③通常共同訴訟、④必要的共同訴訟。 重点項目は④である。
第9回	多数当事者訴訟 (3) 訴訟参加 細目は次の通りである。①訴訟参加の意義、②補助参加、③訴訟告知、④共同訴訟参加、⑤独立共同訴訟参加。それぞれについて要件、手続、効果を考察する。重点項目は③である。
第10回	多数当事者訴訟 (4) 訴訟承継 細目は次の通りである。①訴訟承継制度、②参加承継、③引受承継、④第三者の引込み、⑤任意的当事者参加。それぞれについて要件、手続、効果を考察する。重点項目は④である。
第11回	上訴と再審 (1) 総説と控訴 上訴審手続は2回に分けて取扱う。最初は(A)総論と、(B)控訴審手続である。 (A)「総論」は、①裁判と不服申立て、②裁判の形式と不服申立て。 (B)「控訴」は、①総説、②控訴審の手続、③控訴審の裁判、④附帯控訴。重点項目は(B)の④である。
第12回	上訴と再審 (2) 上告・抗告・再審 それぞれの細目は、次の通りである。 (A)「上告」は、①総説、②上告理由、③上告受理申立て、④上告審の手続、⑤上告審の裁判、⑥破棄判決の効力。 (B)「抗告」は、①総説、②抗告審の手続、③抗告審の裁判。 (C)「再審」は、①総説、②再審事由、③その他の要件、④再審の手続と判決、⑤準再審。 重点項目は(A)の②である。
第13回	現代型訴訟の特殊問題 いわゆる現代型訴訟は一般民事訴訟理論によっては十分に対応できない。一般理論の限界と社会的な正義の要請を考慮して、新たな手続理論が模索されている。ここではこのような問題意識を持って、本講義のまとめの意味を兼ねて現代型訴訟を扱う。①現代型訴訟の特質、②消費者訴訟、③医療過誤訴訟、④交通事故訴訟。重点項目は特に定めなくて、それぞれの訴訟を概観する。
第14回	特別訴訟手続 以下の手続について概要を講義する。①少額訴訟手続、②督促手続、③手形・小切手訴訟、④国際民事訴訟。重点項目は④である。
第15回	試験

法務研究科法務専攻（法科大学院） 講義要綱

授業科目名	民事手続法総合（必修科目）（2年次履修）				
担当者名	春日 偉知郎、中島 弘雅、三上 威彦、三木 浩一				
単位数	2 単位	配当年次	2	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	「民事手続法Ⅰ・Ⅱ」を履修した者を対象として、民事訴訟法の中の判決手続について、訴訟の流れに則した発展的な理解と論点相互間の有機的な関連の習得を目的とする。本授業の到達目標は、判決手続に関する諸概念や主要な論点を、現実の訴訟を想定した具体的な事案に則して展開する能力の習得にある。
2. 関連する科目との関係	法学未修者を対象とした民事手続法科目として「民事手続法Ⅰ・Ⅱ」があり、本授業はその上級科目にあたる。また、民事手続法の関連科目として、「民事執行・保全法」、「倒産法Ⅰ・Ⅱ・総合」、「裁判外紛争解決」、「国際民事訴訟法」などがあり、また、実体法と手続法の融合科目として、「民事法総合Ⅰ・Ⅱ」などがあるが、本授業は、これらを学ぶ上で必須の基礎を提供する。さらに、本授業は、民事系の法律実務基礎科目を学ぶ上でも重要である。
3. 授業の方法	ソクラティック・メソッドを用いた演習形式で行われる。すなわち、受講生は必ず事前に設問に対する解答を自分の頭で考え、さらに必要な判例や学説の調査を行った上で授業に臨む。授業では、教師の質問に対する応答や、学生相互間の活発な議論を通じて、判決手続の体系的かつ有機的な知識を習得し、また、事例問題を自己の頭で解決する能力を養う。加えて、教師や他の学生との討論を通じて、自己の考えを適切に表明して相手を説得する能力を身につける。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	三木浩一＝山本和彦編・ロースクール民事訴訟法（仮題）・有斐閣（2004年3月刊行予定）
6. 授業内容（細目）	
第1回	本授業のガイダンスを行う。さらに、訴訟上の和解を不法行為訴訟に関する具体的な事例に則して学習する。具体的な論点としては、訴訟上の和解の効力、訴訟上の和解の無効、和解の手続的な規制、和解の社会的意義などを取り上げる。
第2回	重複起訴の禁止と相殺の抗弁に関する事例を扱う。この事例を通じて、重複起訴禁止原則の制度趣旨や、禁じられる重複起訴となる場合の基準を明らかにし、それとの関係で、相殺の抗弁が重複起訴の禁止に触れるか否かについて考察する。
第3回	クレジットカードの取り立てに関する事例を扱う。この事例を通じて、付郵便送達、公示送達、訴訟手続の中断・受継などの技術的な概念を、現実遭遇しやすい事例との関係で考える。
第4回	同一の原因により大量の被害者が発生し、その被害者が司法による救済を求める場合のように、当事者の数が大規模な訴訟を集団訴訟というが、そのような訴訟に対処するための制度や手続についての理解を深める。
第5回	訴えの利益に関する事例を基に、訴えの各類型について共通する訴えの利益とは何か、訴えの各類型に特有の訴えの利益とは何か、といったことを分析的に考察する。
第6回	弁論主義の基本的な考え方を、具体的な事例を通じて学ぶ。とくに、自白の裁判所に対する拘束力と自白者自身に対する拘束力を重点的に扱う。これを通じて、当事者の訴訟における主体性の意義についての考察を深める。

第7回	裁判所による事件管理を横断的に学習する。とくに、裁判官の釈明権、釈明義務、訴訟指揮、法的観点指摘義務、上告受理などを、裁判所の手続裁量という切り口で総合的に学習する。
第8回	口頭弁論の準備を事例を通じて学ぶ。具体的には、争点整理手続の中でも、とくに弁論準備手続に焦点を当て、当事者照会や時機に後れた攻撃防御方法の却下などを絡ませて、口頭弁論の準備について有機的な理解を目指す。
第9回	会社の稟議書に対する文書提出命令を中心として、当事者の立証活動と証明負担の軽減の問題を横断的に学習する。具体的な論点としては、文書特定手続、文書提出義務、自己使用文書、証明度軽減の理論などを取り上げる。
第10回	判決効の主観的範囲に関する問題を、ひとつの事例を通じて横断的に学習する。主として焦点を当てる論点は、反射効論と既判力論の関係、反射効論の評価、口頭弁論終結後の承継人の理論、反射効論と口頭弁論終結後の承継人の理論の関係などである。
第11回	複数請求訴訟において、一部の請求につき判決がなされた場合を想定し、その判決に対する控訴の要件、控訴審での審理・判断といったことを中心としつつ、その前提たる、複数請求訴訟の異議等についても理解を深める。
第12回	同時審判申出訴訟を取り上げ、この制度と主観的予備的併合との関係、同時審判申出訴訟の要件や手続、同時審判申出訴訟と補助参加の関係等、同時審判申出訴訟において生じうる問題点につき総合的に考察する。
第13回	訴訟承継の事例を中心として、訴訟承継の意義と種類、参加承継と引受承継の手続、訴訟承継があった場合の手続等、訴訟承継をめぐる問題を総合的に考察する。
第14回	知的財産権関係訴訟を取り上げ、管轄、裁判所の構成、専門委員の関与など、通常の民事訴訟手続と対比しながら、その手続上の特色を明らかにする。
第15回	試験

法務研究科法務専攻（法科大学院） 講義要綱

授業科目名	民事法総合Ⅰ（必修科目）（3年次履修）				
担当者名					
単位数	2 単位	配当年次	3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	民事法総合Ⅰ、民事法総合Ⅱはいずれも、実体法である民法、商法、手続法である民事訴訟法の基本的知識があることを前提として、実際に起こりうる具体的な民事紛争を素材に、実体法上、手続法上何が問題となり、どのように解決されるべきかを考える力をつけることを目的とする科目である。 本授業の到達目標は、特殊分野を除いた一般的な民事事件につき、一応の解決方法を見つけ、訴訟の見通しをつけられる応用力をつけ、司法試験合格後の実務修習に耐えうる能力を身につけること。 民事法総合Ⅰは主として民法と民事訴訟法にまたがるケースを取り上げる。
2. 関連する科目との関係	2年次の民法総合、民事手続法総合及び要件事実論を修得していることを前提に、民事事件が訴訟になった場合に民法、民事訴訟法、民事執行法の各条文やその解釈及び理論がどのような役割を果たすのか両当事者、裁判所のそれぞれの立場に立ち、事件の解決方法探りながら検討していく。「民事実務の基礎」に比較すると、理論的問題を重視した内容となる。
3. 授業の方法	一つのケースを2コマ続きの授業で行う。従ってケースは7件を扱う。授業は演習形式で行う。すなわち受講生は事前に与えられるケースを読み、自ら何が問題となり、どのように解決すべきか、両当事者及び裁判所の立場に立ち検討し授業に臨む。授業では講師はそれを前提として受講生に質問し、討論しながら双方の主張を整理し結論に導いていく。受講者が活発に意見を出し合うことで、様々な事件の見方を知り、簡潔で、説得的な考えを述べる力をつける。毎回ごとに小論文として各自まとめ、うち1回は添削のうえ、講評する。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	事前には取り上げるケースと問題のみ配付し、自力で検討してもらう。 授業終了後は関連する判例等資料を配付する。 その他、これまで各自が使用してきた各教科の基本書
6. 授業内容（細目）	
第1回	
第2回	
第3回	
第4回	
第5回	
第6回	

第7回	
第8回	
第9回	
第10回	
第11回	
第12回	
第13回	
第14回	
第15回	

法務研究科法務専攻（法科大学院） 講義要綱

授業科目名	民事法総合Ⅱ（必修科目）（3年次履修）				
担当者名					
単位数	2 単位	配当年次	3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>民事法総合Ⅰ、民事法総合Ⅱはいずれも、実体法である民法、商法、手続法である民事訴訟法の基本的知識があることを前提として、実際に起こりうる具体的な民事紛争を素材に、実体法上、手続法上何が問題となり、どのように解決されるべきかを考える力をつけることを目的とする科目である。</p> <p>本授業の到達目標は、特殊分野を除いた一般的な民事事件につき、一応の解決方法を見つけ、訴訟の見通しをつけられる応用力をつけ、司法試験合格後の実務修習に耐えうる能力を身につけること。</p> <p>民事法総合Ⅱは主として商法と民事訴訟法にまたがるケースを取り上げる。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>2年次の民法総合、民事手続法総合及び要件事実論、商法総合Ⅰ、3年次第5セメスターの商法総合Ⅱを修得していることを前提に、民事事件が訴訟になった場合に民法、商法、民事訴訟法、民事執行法の各条文やその解釈及び理論がどのような役割を果たすのか両当事者、裁判所のそれぞれの立場に立ち、事件の解決方法探りながら検討していく。「民事実務の基礎」に比較すると、理論的問題を重視した内容となる。</p>
3. 授業の方法	<p>一つのケースを2コマ続きの授業で行う。従ってケースは7件を扱う。授業は演習形式で行う。すなわち受講生は事前に与えられるケースを読み、自ら何が問題となり、どのように解決すべきか、両当事者及び裁判所の立場に立って検討し授業に臨む。授業では講師はそれを前提として受講生に質問し、討論しながら双方の主張を整理し結論に導いていく。受講者が活発に意見を出し合うことで、様々な事件の見方を知り、簡潔で、説得的な考えを述べる力をつける。各回ごとに小論文として各自まとめ、うち1回は添削のうえ、講評する。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>事前には取り上げるケースと問題のみ配付し、自力で検討してもらう。</p> <p>授業終了後は関連する判例等資料を配付する。</p> <p>その他、これまで各自が使用してきた各教科の基本書</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	
第2回	
第3回	
第4回	
第5回	

第6回	
第7回	
第8回	
第9回	
第10回	
第11回	
第12回	
第13回	
第14回	
第15回	

第 6 回	過失犯論： 過失の要件について、過失構造論等についても判例事案を用いつつ概説した後、注意義務違反・予見可能性の内容、その認定基準・方法等を中心に検討する。また、交通事故やチーム医療事故等を契機に発展せしめられてきた「信頼の原則」の内容及び適用条件について、更に、大規模火災事故への対処策として展開されてきた「管理・監督過失」論についても、基本視座に立ち戻って理解させることを試みる。
第 7 回	不法実質論と違法性阻却原理論： 刑法所定の諸々の違法性阻却事由の解釈論の前提として要求される違法性阻却原理論を巡る議論の諸相を紹介することを通じ、如何なる現象を犯罪の実体として捕捉すべきであるかという不法実質論の理解を促進する。
第 8 回	緊急行為論（正当防衛・緊急避難・自力救済）： 違法性阻却事由の体系論について概説し、緊急行為として纏められる正当防衛・緊急避難・自力救済の共通性・異同について説明した上で、それぞれの成立要件について、判例理論を対照しつつ、検討する。
第 9 回	正当行為、その他の違法性阻却事由と「被害者の同意」： 刑法 35 条の規定する正当行為・法令行為の内包と外延並びに超法規的違法性阻却事由について検討した後、いわゆる「被害者の同意」の違法性阻却効・要件について、「錯誤にもとづく同意」等を中心に検討する。
第 10 回	責任論（責任能力論と「違法性の意識（の可能性）」の内容）： 規範的責任論に基づく有責性論及びその構成要素について概説した後、「責任能力」の内容について、責任無能力者・限定能力者の法的及び医療的な処遇を視野に入れつつ、説明・検討し、「原因において自由な行為」の法理の根拠と適用について、判例を素材にして考える。また、「違法性の意識（の可能性）」の内容について、その要否をも含め、判例を素材にして考える。
第 11 回	未完成犯罪論（煽動・陰謀・予備・未遂等）： 実定法上の未完成犯罪の諸類型について概説し、予備の共同正犯等の幾つかの論点について注意を喚起した後、未遂犯の成立要件、特に実行の着手の意義について、窃盗罪・強姦罪の裁判例や近時の結果説の実定法適合性等を素材に検討し、修得させる。不能犯についても、判例の事案等を素材にして、主要学説を如何に修正すべきであるかという観点から具体的に検討する。中止犯については、近時大きく進展した学説状況を踏まえさせた上で、判例の事案等を素材に、性格論・要件論を検討させる。
第 12 回	共犯論Ⅰ（「共犯の処罰根拠」論・「従属性」論と教唆・幫助の解釈論）： 共犯の処罰根拠並びに従属性の程度等について、具体的事例を素材に検討し、次いで、実定法上の共犯形態について相互関係を中心に概説した後、教唆・幫助の成立要件並びに共犯過剰の処理・心理的幫助の因果性・離脱等の個別論点を検討する。
第 13 回	共犯論Ⅱ（共同正犯論と「共犯と身分」論）： 共同正犯の成立要件を、「共謀共同正犯」論・「過失共同正犯」論等を展開してきた判例等を素材に、論点毎に批判的に検討する。また、「共犯と身分」に関する判例・学説の理論状況を確認し、妥当な実定法解釈を探る。
第 14 回	罪数論と「刑法の適用範囲」論： 罪数論の目的並びに基本的判断視座・枠組を説明し、一罪・数罪の各下位範疇の処理について、判例を批判的に検討しつつ、修得させる。また、刑法の適用が、場所的・時間的にどの範囲まで及ぶのか、最近の事件・裁判例の検討を通じて、学習する。
第 15 回	試験

第 6 回	個人的法益に対する罪⑥：財産犯Ⅱ（強盗罪及び恐喝罪） 被害者意思の抑圧・圧迫という側面の加わる強盗罪及び恐喝罪について、解釈論として種々の困難を提示する諸々の加重類型・特別類型に関する考え方や権利行使との限界付けに関する考え方等を修得させる。
第 7 回	個人的法益に対する罪⑦：財産犯Ⅲ（詐欺罪及び2項犯罪） 瑕疵ある意思決定に基づく処分という側面の加わる詐欺罪について、一般的な要件解釈論を教授すると共に、新たな形態での現代的な詐欺的行為事例を検討し、消費者保護等の観点からの解釈論・立法論の進展を試みる。また、「財産上の不法の利益」を客体とするいわゆる2項犯罪について、統一的観点からの解釈論の可能性を検討する。
第 8 回	個人的法益に対する罪⑧：財産犯Ⅳ（横領罪及び背任罪） 信任違背という側面を共有する横領罪及び背任罪について、詐欺罪の場合と同じく、一般的な要件解釈論・区別規準論等を教授すると共に、バブル崩壊後の経済状況下における事後処理手段等としての用法事例を検討し、規制緩和ないし適正規制時代における横領罪及び背任罪の解釈論について検討する
第 9 回	社会法益に対する罪①：公共危険罪、特に放火罪 各種の公共危険罪を、一定のエネルギー・勢力等の公共中への制御されない不法な解放という観点から統一的に捉え、そこから各罪の特性と解釈論を概説すると共に、特に放火罪について、現代社会における解釈論の変更の必要性という観点から、検討を加える。
第 10 回	社会法益に対する罪②：偽造罪、特に文書偽造罪 印章偽造罪・有価証券偽造罪・通貨偽造罪・文書偽造罪を、相異なる社会システムの機能を有する客体（文書）の偽造又はその一部という観点から統一的に捉え、文書偽造罪を中心として偽造罪解釈論の基礎を再検討する。
第 11 回	社会法益に対する罪③：風俗に対する罪、特に猥褻罪 サイバー・ポルノに代表される新たな形態の猥褻罪やカルト集団・オカルト集団による逸脱行動の提出した解釈論上の諸問題を、判例事案等を素材として検討し、伝統的なアプローチを学習しつつ、その限界を超えて自ら解決する能力を修得させる。児童買春・児童ポルノ等の問題についても考察する。
第 12 回	国家法益に対する罪①：一般国家作用に対する罪 公務執行妨害罪・職務強要罪・封印破棄罪・強制執行妨害罪・競売入札妨害罪・談合罪等の一般国家作用に対する罪に関する解釈論を教授する。公務執行妨害罪に関しては、業務妨害罪や強制執行妨害罪以下の罪の保護対象との関係、強制執行妨害罪以下の罪に関しては、バブル崩壊後の債務処理という新たな機能との関係において、判例事案を素材としつつ、機能論的な批判的視座を修得させる。
第 13 回	国家法益に対する罪②：司法作用に対する罪 逃走罪・犯人蔵匿及び隠避罪・証拠隠滅罪・偽証罪・虚偽告訴等罪という司法作用に対する罪に関する解釈論を、判例事案を素材として、法益に対する危険の内実・判断枠組の再構成、また、共犯の処罰根拠の再確認という点に焦点を当てて、議論する。
第 14 回	国家法益に対する罪③：洗職（汚職）の罪 職権濫用罪・賄賂罪という洗職ないし汚職の罪に関する解釈論を、前者に関しては、強要罪との関連等、その罪質を巡る議論と判例事案への適用を中心に、後者に関しては、判例により開拓された「職務密接関連行為」概念の帰趨等を中心に議論し、最終的には、洗職の罪を超えた公務関連犯罪の体系的理解を試みる。
第 15 回	試験

第5回	未遂犯（実行の着手）： 未遂犯の処罰根拠に関する一般論を確認した後、強姦罪、窃盗罪、放火罪に関する判例を検討する。間接正犯における実行の着手時期についても論及することとする。後半は、中止犯に関する基本的な論点についても取り上げることとする。
第6回	共同正犯(1)： 課題事例の検討を通じて、共同正犯と幫助犯の区別、共同正犯関係の解消・共同正犯からの離脱、共同正犯と錯誤といった論点についての理解を深め、同時に、これらのテーマに関する判例・裁判例を概観する。共謀の認定等に関する訴訟法上の問題点にも論及することとする。
第7回	共同正犯(2)： 共犯と身分に関する最高裁判例の事案をもとに作成された課題事例の検討を中心として、刑法65条にいう「身分」の意義、「共犯」の中になぜ共同正犯が含まれるのか、身分者が非身分者の犯罪に関与した場合の扱い等の論点を取り上げて討論する。
第8回	過失犯： 過失構造論を踏まえて過失犯の成立要件につき確認した後、交通事故に関する課題事例を用いて、訴訟上の論点にも言及しつつ、予見可能性および注意義務の存否の判断方法をめぐり検討を加える。授業の後半では、信頼の原則の適用が問題となり得る「管理・監督過失」のケースにつき検討を加える過程で、予見可能性や注意義務の分配の問題についても理解を深める。
第9回	結果的加重犯： 課題事例と判例・裁判例を用いて、結果的加重犯の構造、重い結果についての過失の要否、重い結果について故意ある場合の扱い、基本犯の行為と死傷の原因行為との関係、結果的加重犯の共犯等の論点について検討を加える。
第10回	財産犯(1)： 前半においては、最高裁判例を用いて、窃盗罪等の奪取罪の保護法益(本権説か占有説か)に関する判例の立場の理解に努め、ひいては民法による財産保護と刑法による財産保護との関係について考えさせる。後半では、窃盗罪と詐欺罪の限界が問題となるケースを取り上げ、とりわけ詐欺罪における処分行為(交付行為)の意義について検討を加える。
第11回	財産犯(2)： 前半では、銀行口座への誤振込みのケースを用いて、窃盗、詐欺、横領、電子計算機使用詐欺等の財産犯の関係と相互の限界づけについて理解を深める。後半では、横領と背任の区別に関する比較的複雑な事例の検討を通じ、とりわけ背任罪の構造について学ばせることとする。
第12回	偽造罪： 有形偽造と無形偽造の区別に関する一連の最高裁判例の検討を通じて、偽造の概念に関する理解を深める。
第13回	薬物犯罪： 薬物犯罪に関する現行の法規制の概要を(手続法上の制度を含めて)正確に把握・理解させることに努める。また、訴訟法上の論点にも配慮しつつ、薬物に関する故意の成否、抽象的事実の錯誤、既遂時期、共同正犯の成否に関する問題を取り上げて検討する。
第14回	罪数・犯罪競合： 一罪か数罪かが問題となるケース(包括一罪の限界事例、科刑上一罪と併合罪の限界事例)を取り上げ、判例・裁判例の立場を正確に理解させることに留意しつつ、罪数判断の際に考慮されるべき要素を明らかにする。とりわけ刑の量定との関係に注目させ、量刑判断の全体の中に位置づけて罪数・犯罪競合の問題を理解させることとする。
第15回	試験

法務研究科法務専攻（法科大学院） 講義要綱

授業科目名	刑事訴訟法（必修科目）（1年次履修）				
担当者名	平良木 登規男				
単位数	2 単位	配当年次	1	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	法学未修者に対し、刑事手続の基本である刑事訴訟法について、基礎的な知識の付与と思考力をつけることを目的とするものである。具体的には、刑事訴訟法及び刑事訴訟規則についての基礎的な理解、概念の把握が中心になるが、単なる理解にとどまらず、日々生起する日常の典型事例を通して、その解決方法等を習得する素地の涵養を到達目標とする。
2. 関連する科目との関係	「刑事訴訟法総合」あるいは「刑事法総合」に至るための基礎講座であり、問題解決型の法曹養成のために必要とされる最低限の法的知識の付与を目的とするが、もとより「刑法」等の実体法や、「少年法」、「刑事政策・被害者学」等の隣接科目とも関連させながら、法曹としての土台の形成を企図する。
3. 授業の方法	講義形式を中心にするが、ときにはソクラテス・メソッドを用いるなど、抽象的な理論を一方的に講義することを避けて、法的ものの考え方の取得を訓練する。モデル事例や判例に基づいた豊富な事案解決を中心に、理解度を確認するための小テストを数度にわたって行う。事例に即して作成されたモデル書式やビデオ教材を併用する予定である。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	裁判所書記官研修所監修『刑事訴訟法講義案（再訂版）』（司法協会、1999年）及び平良木 登規男『捜査法第2版』（成文堂、2000年）を使用するが、いずれも豊富な裁判例を引用しているところに特色がある。これをもとに、さらに文献、判例の原文等にあたることが望ましい。
6. 授業内容（細目）	
第1回	刑事裁判手続 ① 事件発生、捜査、公訴提起、冒頭手続、公判手続、判決の宣告及び確定から刑の執行に至るまでの流れ（ビデオを併用する）、② 訴訟の主体、とくに裁判所、検察官、被告人（弁護士）等についての固有な問題を理解する。
第2回	捜査（1） ① 対人処分である逮捕・勾留（とくに、事件単位の原則、別件逮捕・勾留の問題点を含む）、② 対物処分である捜索・差押、差押の実行（必要な処分を含む）、検証等について、憲法及び刑事訴訟法を通して、おおよその理解を得たうえ、令状主義の意義及び役割を理解する。
第3回	任意捜査と強制捜査 任意捜査と強制捜査のメルクマールについて確認したうえ、職務質問や所持品検査、自動車検問、写真撮影等の事例を通じて、中間処分的な任意処分の実施に際して必要とされる要件を検討する。
第4回	被疑者の取調べ・接見交通権 ① いわゆる「精密司法」の由縁とされる被疑者の取調べについて、総合的な取り上げ方をした後、基本的な問題点、取調べ受忍義務、余罪の取調べ、被告人の取調べ、第三者としての取調べ等についての問題点を探る。② 被告人・弁護人の固有権としての接見交通権について、実務における歴史的な展開を概観した後、弁護士以外の者との接見の機能、余罪との関係について裁判例を中心に検討する。
第5回	公訴提起・公判手続 ① 公訴提起に関する諸原則、とりわけ起訴便宜主義の沿革及び諸外国（特にドイツ）との比較、訴因の特定と起訴状一本主義の関係、② 起訴状の構成、③ 公判手続の流れ（ビデオを併用する）について検討する。
第6回	訴因と公訴事実 典型事例を中心に、訴因変更の要否（訴因の同一性）、訴因変更の可否（公訴事実の同一性）、訴因変更命令義務、訴因変更命令の形成力等について検討する。

第7回	<p>証拠に関する諸原則</p> <p>① 証拠裁判主義の歴史的展開とともに、厳格な証明と自由な証明（適正な証明を含む）の意義、問題点、併せて、② 自由心証主義、③ 挙証責任等について、事例を中心に検討する。</p>
第8回	<p>伝聞法則</p> <p>伝聞不適用と伝聞例外の区別、とりわけ、i 言葉が要証事実である場合、ii 行為の言語的部分、iii 状況証拠である言葉等が、何故伝聞不適用とされるか、その違いがどこに現れるかなどについて事例を中心に検討する。</p>
第9回	<p>伝聞例外 (1)</p> <p>① 伝聞例外の第一開門としての「同意」の意味、② 例外の基本構造、刑訴法 321 条 1 項相互の関係について、具体的な事例を中心に検討する。</p>
第10回	<p>伝聞例外 (2)</p> <p>① 検証及び鑑定の種類、鑑定手続についての問題点、② 伝聞供述、刑訴法 328 条の弾劾証拠の意味について検討する。</p>
第11回	<p>伝聞例外 (3)</p> <p>① 自白法則、とりわけ自白の任意性の問題、② 刑訴法 322 条の書面の要件、③ 自白の補強証拠、④ 共犯者の自白等の問題を適宜織り交ぜて総合的な理解を図る。</p>
第12回	<p>違法収集証拠及び形式裁判（訴訟条件）</p> <p>① 違法収集証拠について、いくつかの事例を中心に検討する。② 訴訟条件の欠如と形式裁判についての概略を理解する。</p>
第13回	<p>判決の効力</p> <p>① 一事不再理効、既判力、二重の危険の概念についての一般的な理解を得た後、② 一事不再理効の時間的限界的限界及び物理的限界等について、具体的事例を通して、理解を図る。</p>
第14回	<p>上訴手続</p> <p>① 現行法上の上訴手続について、② 刑事裁判の上訴（旧刑事訴訟法も含む）と民事裁判の上訴、③ 参審裁判・陪審裁判と上訴等、上訴手続の理解を図る。</p>
第15回	<p>試験</p>

法務研究科法務専攻（法科大学院） 講義要綱

授業科目名	刑事訴訟法総合（必修科目）（2年次履修）				
担当者名	土屋 眞一、松田 章、安富 潔、吉丸 眞				
単位数	2 単位	配当年次	2	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	法学未修者の2年次及び法学既修者を対象とするものであるから、刑事手続について基本的な理解があることを前提に、刑事裁判手続における主要な問題点について、「深化と応用」を企図したもので、問題解決型の法曹を養成するために必要な理論的思考方法の付与を目的とする。できる限り現実の社会において生起する問題点を発見し、法的解決方法について理論的な思考を深めることを到達目標にする。
2. 関連する科目との関係	法学未修者の刑事訴訟法の理解、法学既修者の刑事訴訟法についての基本的な理解があることを前提に、「刑事法総合」や「刑事実務基礎」のための理論的な解決方法の付与を図る。
3. 授業の方法	あらかじめ指定したレポーターのレポートを中心にディベートし、比較的小さい論点についてはソクラテス・メソッドを併用するなど、学生相互間の活発な議論を通して、体系的かつ有機的に関連する諸問題についての理解を深めるとともに、説得の論理を習得させる。納得の行く議論を尽くさせたい。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	裁判所書記官研修所監修『刑事訴訟法講義案』（司法協会、1999年）及び平良木 登規男『捜査法（第二版）』（成文堂、2000年）を基本書に指定するとともに、さらに理解を深めるに必要な基本的な判例・文献については別途調査を命ずる。
6. 授業内容（細目）	
第1回	管轄・弁護人制度 ① 管轄の基本と管轄違いの裁判、② 移送の裁判、回付、③ 被告人の特定、④ 国選弁護人の選任、辞任、⑤ 当番弁護士制度及び公的弁護人制度創設の動き等について検討する。
第2回	逮捕前置主義 ① 緊急逮捕と準現行犯人逮捕、② 逮捕前置主義と一罪・一逮捕・一勾留の原則、③ 常習賭博罪と逮捕・勾留、追起訴、訴因変更について、裁判例を中心に検討する。
第3回	接見禁止 ① 弁護人と被疑者との接見交通、② 余罪を理由にした接見禁止、③ 弁護人となろうとする者以外の者との接見について、実務の取扱例や裁判例を中心に検討する。
第4回	搜索・差押の問題（その1） ① 別件逮捕・勾留、② 別件搜索・差押、③ 強制採尿について、裁判例を中心に検討する。
第5回	搜索・差押の問題（その2） ① 電磁的記録の差押、② 電話傍受の問題点について検討する。
第6回	余罪の問題点 ① 余罪捜査の限界、② 余罪と勾留、③ 余罪と保釈、④ 余罪と量刑等を中心に、余罪の問題を網羅的に取り上げる。

第7回	<p>訴因の特定</p> <p>訴因の特定と釈明に関する問題点について裁判例を中心に検討した後、「刑事実務基礎」で取り上げる事例の理論的基礎の習得を図るものである。</p>
第8回	<p>訴因変更</p> <p>具体的な事例、裁判例を中心に、① 罪数の変化、② 公訴事実の同一性、③ 訴因変更と訴訟条件等につき、問題点及び解決方法を検討する。</p>
第9回	<p>証拠開示・共同被告人</p> <p>① 公判手続における証拠開示、事前準備手続における証拠開示の動き、② 共被告人の法律関係について理解し、実務における応用へと発展させる前提としての理論的側面の強化を図る。</p>
第10回	<p>証拠裁判主義・挙証責任</p> <p>① 証拠裁判主義、特に、情状に関する立証及び自白の任意性の立証方法について、理論的側面の理解を図り、② 挙証責任について具体的事例を中心に基礎的な理解を深める。</p>
第11回	<p>伝聞不適用</p> <p>最高裁判所の裁判例、最高裁昭和26年12月9日判決（刑集5巻10号1895頁）、最高裁昭和30年12月9日判決（刑集9巻13号2699頁）、最高裁昭和38年10月17日判決（刑集17巻10号1795頁）、最高裁昭和44年6月25日判決（刑集23巻7号975頁）等を中心に、その意義等について検討する。</p>
第12回	<p>伝聞例外</p> <p>① 自己矛盾供述、② 写真撮影の問題点及び写真撮影報告書の証拠能力、③ 実況見分調書と検証調書における指示説明、④ 伝聞供述等について検討し、いわゆる伝聞例外とされる根拠について基本的な理解を得たうえでさらに発展段階を検討する。</p>
第13回	<p>違法収集証拠・自白</p> <p>① 違法収集証拠の証拠能力、② 自白の任意性と補強証拠（共同被告人の自白を含む）について裁判例を中心に検討する。</p>
第14回	<p>裁判をめぐる問題点</p> <p>① 択一的認定、② 既判力の客観的範囲・時間的範囲等について、実務上の問題、裁判例を中心に検討する。</p>
第15回	<p>試験</p>

法務研究科法務専攻（法科大学院） 講義要綱

授業科目名	刑事法総合（必修科目）（3年次履修）				
担当者名					
単位数	2 単位	配当年次	3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	3年次の学生を対象とし、刑法と刑事訴訟法が交錯するところに生じる問題点の検討を通じて、既修の刑法と刑事訴訟法の学識を深めるとともに、刑法と刑事訴訟法とを結びつけて統合的に理解することを可能とし、実務基礎科目（「刑事実務基礎」）へと架橋をはかることを目的とする。到達目標は、①すでに修得した刑法・刑事訴訟法の体系的知識を、有機的に統合させた形で、具体的な事例との関係で「使いこなせる」レベルまで高めること、とりわけ、基本的な判例について、その事実関係との対比から射程を見極める能力を身に付けさせること、②判例の事例と類似のケースにつき判例にもとづく立論の技法を体得させ、それを前提として批判的・発展的思考を展開できるようにすること、③複数の刑事法分野にまたがる融合論点や、刑事法以外の分野にも関わる論点を含むケースについて、事実関係を分析して法的问题点をみずから発見し、説得的な法的推論を展開する能力を涵養することである。
2. 関連する科目との関係	本授業は、1・2年次に履修した刑法・刑事訴訟法関係の必修科目で学んだものを前提として、実体法と手続法の連携を正確に修得させ、刑法と刑事訴訟法を統合的に理解することにより、「刑事実務基礎」への架橋をはかり、そこにおける実務基礎教育が真に効果的なものとなるようにするためのものである。とりわけ、受講者に、事実認定の重要性とその難しさを理解させるため、事実関係の把握・分析にも相応の時間を割くこととする。本授業と併せて、「経済刑法」「刑事政策・被害者学」、「青少年と法」、「外国刑法」等の刑事法科目が併せて履修されることにより、受講者において犯罪現象に関する総合的な学識が獲得され、将来において刑事法関係を専門とする法曹になるだけの十分の基礎が与えられることになる。
3. 授業の方法	受講者に対し、課題事例とともに、あらかじめ判例および参考文献を指示し、受講者がこれらを読み、課題事例についてみずから十分に検討を加えてきたことを前提として、授業担当者と学生との質疑応答および学生同士の対論を中心として授業を進める。ただし、学生による発表やグループ・ディスカッション等の方法も随時取り入れることとする。授業においては、独学によっても学ぶことが可能な知識の伝達が行われず、受講者が予習により必要な知識を得ていることを前提として、これを駆使した応用的な法的思考力が身に付くような授業となるように留意する。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	特定の教材は使用しない。ただし、あらかじめ各回に検討する課題事例を示し、判例と参考文献を指示して、学生に十分に予習をさせる。課題事例と判例・文献については、各クラスの担当者間において共通のものとし、毎学期に得られたノウハウを蓄積するものとする。
6. 授業内容（細目）	
第1回	因果関係とその認定： 実体法上は、因果関係の判断方法についての最高裁判例（行為後に特別事情が介在したケース）ヲ検討する。手続法上は、「疑わしきは被告人の利益に」原則の確認をし、特に同時傷害例が適用される場合のように举证責任が転換される事例について、その合理性を検討する。
第2回	過失とその認定（1）： 交通事故に関する具体的事例の検討を通じて、実体法上の過失の捉え方、過失犯における注意義務、と過失不作違反における作為義務の区別、過失不作犯における作為義務の区別、引き受け過失等について検討する。場合によっては、ひき逃げ事犯をめぐる法律関係について検討する。
第3回	過失とその認定（2） 過失犯における注意義務の捕らえ方、特に、段階的過失論と過失併存説の理解と、訴因の構成の仕方について検討する。併せて、検証（実証見分調書を含む）における指示説明の問題点について検討する。
第4回	正当防衛とその立証方法： 実体法的には、正当防衛の諸問題（防衛の意思、侵害の急迫性、防衛行為の相当性等）を取上げるとともに、手続法的には、その主張と立証について検討する。刑事法における立証責任について、基本的な理解を深める。

第5回	責任能力： 実体法上は、責任（無）能力の判断方法と要件、法律判断と医学的判断の相互関係を問題にするとともに、手続法上は、訴訟能力や精神鑑定をめぐる問題点（公判段階における鑑定の採用から、鑑定書の証拠能力に関する問題等）につき検討を加える。
第6回	共同正犯(1)： 共謀の成否が微妙な共犯事例を取り上げ、実体法上は、共同正犯と幫助犯の区別、共同正犯における故意と錯誤を検討する。手続法上は、共謀をめぐる釈明の問題点と訴因の特定について検討する。
第7回	共同正犯(2)： 承継的共同正犯のケースを取り上げ、実体法上は、判例と学説における議論を参考にして、事例の特殊性に配慮しつつ、その成否の限界につき検討を加える。併せて、共同被告人の法律関係及び証拠をめぐる諸問題について検討する。
第8回	罪数、犯罪競合(1)： 実体法上は、罪数論の基本的な考え方について検討し、手続法上は、罪数の変化と訴因の構成について検討する。
第9回	罪数、犯罪競合(2)： いわゆるかすがい現象が問題となる諸事例について検討し、処断刑の形成方法、一事不再理効の根拠および範囲について論じる。
第10回	生命・身体犯： 殺意の認定が問題となる事例の検討を通じて、故意の成否に関する実体法上の理論（とりわけ未必の故意の理論）の適用について理解を深め、また、手続法上は、いかなる事情が殺意の認定する際の状況証拠となるかにつき具体的に検討する。
第11回	財産犯・経済犯罪(1)： 比較的複雑な詐欺の事例を取り上げて、実体法上は、欺く行為、処分行為（交付行為）、財産的損害等の要件の理解を深め、手続法上は、経済事犯における捜査のあり方、ことに関係帳簿等の押収と必要な処分について検討する。
第12回	財産犯・経済犯罪(2)： 親族間の犯罪に関する特例、不可罰的事後行為等の事例を中心に、実体法的な問題点を検討するとともに、手続法的には、窃盗の訴因に対して、盗品等の無償譲り受けの主張があり、いずれとも判明しない場合の処置（択一的認定の問題）について検討する。
第13回	ネットワーク犯罪： 課題事例の検討を通じ、実体法上は、業務妨害罪、電子計算機使用詐欺罪、不正アクセス罪の成否をめぐる諸問題、手続法上は、電磁的記録の収集保全やコンピュータ・ネットワークの捜査（特に証拠の収集）をめぐる論点につき討論する。
第14回	越境犯罪： 実体法上は、日本刑法の適用の可否をめぐる問題点、手続法上は、国際捜査に関する論点につき検討を加える。
第15回	試験

法務研究科法務専攻（法科大学院） 講義要綱

授業科目名	要件事実論（必修科目）（2年次履修）				
担当者名	大江 忠、田中 豊				
単位数	2 単位	配当年次	2	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	民事紛争の法的解決のために重要な事実（「要件事実」）の意義を具体的に理解させる。そのため、売買契約に基づく代金支払請求・目的物引渡請求、貸金返還請求、保証債務履行請求、所有権に基づく明渡請求、所有権移転登記手続請求、賃貸借契約の終了に基づく明渡請求、不法行為に基づく損害賠償請求（ただし附帯請求）などの基本的な事例につき、主張立証（請求原因、抗弁、再抗弁等の構造を理解させる。あわせて、各要件について事実認定上の基礎的問題の理解を図る。
2. 関連する科目との関係	「要件事実論」は、第3セメスターに配置される（法学既修者の1年目前半、法学未修者の2年目前半）。「民事訴訟実務」における「要件事実論」の有する意義を早い段階で体得させ、それ以後に配置される民事実務基礎科目「民事実務基礎」、「模擬裁判」の理論的基盤を提供する。 民事実務基礎科目においては、「要件事実論」そのものに立ち入らないまでも、「要件事実論」が民事実務のバックボーンとして機能していることを実感させる工夫が望まれる。
3. 授業の方法	受講生に事前に予習教材（部分）を示し、授業は講義形式を原則とするが、受講生の習熟の程度に応じて受講生に対する質問と議論をおりませて、理解の深化を図る。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	教科書・・・司法研修所民事裁判教官室編「紛争類型別の要件事実」 参考書・・・司法研修所民事裁判教官室編「増補民事訴訟における要件事実第一巻」 司法研修所民事裁判教官室編「民事訴訟における要件事実第二巻」 司法研修所民事裁判教官室「4訂版民事訴訟第一審手続の解説」
6. 授業内容（細目）	
第1回	民事訴訟の基本構造 売買契約に基づく代金支払請求訴訟の事例に則して、要件事実論の総論的部分として、民事訴訟の審判の対象である訴訟物、要件事実（とりあえずその請求原因と同時履行、弁済の抗弁を例として）、事実認定が必要となる争点の意義などについて理解を図る。
第2回	売買契約に基づく代金支払請求 第1回の訴訟物を前提として、法定解除（履行遅滞に基づく解除、履行不能に基づく解除、売主の瑕疵担保責任に基づく解除）の抗弁、並びに約定解除（手付解除）の抗弁及びそれに対する再抗弁（解除権留保排除の合意、履行の着手）
第3回	売買契約に基づく目的物引渡請求 訴訟物、請求原因に加え、債務不履行解除の特約（停止期限付解除、無告解除特約、当然解除特約）の抗弁、弁済の提供の再抗弁
第4回	貸金返還請求 訴訟物（貸金返還請求、利息請求、遅延損害金請求）、3つの訴訟物の各請求原因、貸借型理論、弁済・相殺・消滅時効の抗弁
第5回	保証債務履行請求 訴訟物、請求原因（連帯性の位置づけ）、代理の要件事実、消滅時効の抗弁
第6回	1 土地明渡訴訟（所有権） 訴訟物（所有物返還請求権、不法行為に基づく損害賠償請求権）、請求原因、所有権喪失の抗弁、占有権原の抗弁、対抗要件の抗弁 2 建物収去土地明渡請求（所有権） 訴訟物、請求原因

第7回	試験（第1回から第5回までの定着度を見るためのもの）
第8回	<ol style="list-style-type: none"> 1 所有権移転登記手続請求 訴訟物（登記請求権との関係）、請求原因 2 真正な登記名義の回復を原因とする抹消に変わる所有権移転登記手続請求 訴訟物、請求原因 3 時効取得を原因とする所有権移転登記手続請求 訴訟物、請求原因
第9回	<ol style="list-style-type: none"> 1 抵当権設定登記抹消登記手続請求 訴訟物（所有物妨害排除請求権）、請求原因、登記保持権原の抗弁とこれに対する再抗弁 2 登記上利害関係を有する第三者に対する承諾請求 訴訟物（所有物妨害排除請求権）、請求原因、所有権喪失の抗弁とこれに対する再抗弁（通謀虚偽表示） 3 真正な登記回復を原因とする所有権移転登記手続請求 訴訟物（所有物妨害排除請求権）、請求原因、所有権喪失の抗弁、対抗要件の抗弁 4 売買契約に基づく所有権移転登記手続請求 訴訟物（債権的登記請求権）、請求原因
第10回	<ol style="list-style-type: none"> 1 賃貸借契約の終了に基づく不動産明渡請求 訴訟物（一元説、多元説）と請求原因の総論 2 終了原因が期間満了の場合の攻撃防御方法
第11回	<ol style="list-style-type: none"> 1 賃貸借契約終了原因が解約申し入れの場合の攻撃防御方法 2 終了原因が解除の場合の攻撃防御方法
第12回	<p>動産引渡請求 訴訟物（所有物返還請求権）、請求原因、所有権喪失の抗弁（売買、代物弁済、即時取得）、二重譲渡の場合の対抗要件の抗弁と所有権喪失の抗弁</p>
第13回	<p>譲受債権請求（その1） 訴訟物、請求原因（債権譲渡と原因行為など）、譲渡禁止特約の抗弁、債務者対抗要件</p>
第14回	<p>譲受債権請求（その2） 第三者対抗要件、債権喪失の抗弁</p>
第15回	試験

法務研究科法務専攻（法科大学院） 講義要綱

授業科目名	民事実務基礎（必修科目）（3年次履修）				
担当者名					
単位数	2 単位	配当年次	3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>法曹の役割は、社会的な事象を法的に分析し、法律を適用して問題解決を図り、或いはその発生を予防することである。そのためには、事実を正確に把握し、適切な法律構成を選択して解決方法を見つけ出し、かつこれを説得的に提示する能力が必要である。法曹のこうした能力は、訴訟、仲裁、調停などの紛争解決の場面においてはもちろん、無用な紛争を防止するため、社会生活上のあらゆる局面において発揮されることが期待されている。</p> <p>この科目では、民事訴訟及び取引契約交渉という、2つ独立した具体的事例に基づく題材を同時並行的に扱うこととし、民事訴訟及び企業取引という2つの典型的な局面における法律実務の基礎的な知識を得させるとともに、法律知識を活用して紛争解決及び紛争予防を図る法曹の活動を疑似体験させることを目的とする。これにより法的分析方法、法的思考方法及び法的発想方法修得のためのヒントを与え、理論と実務の架橋のための基礎固めをすることを到達目標とする。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>2年時の「民法総合」、「民事手続法総合」及び「要件事実論」における民事実体法及び民事手続法上の基礎知識と基礎理論を修得していることを前提に、本授業における法曹活動の疑似体験を通じ、これらの知識と理論を活用して法律実務に即した応用と展開を目指す。</p> <p>また、本授業の民事訴訟実務の教材として取り上げる具体的事例と「模擬裁判(民事)」の対象事件とを共通のものとし、本授業内容と「模擬裁判(民事)」の準備及び手続とを連動させ、模擬裁判実施へも導く。演習形式で行われる。すなわち受講生は必ず事前に予習を行い自ら必要な知識や理論を把握した上で授業に臨み、授業では講師の説明を聴き、講師との質疑応答を通して自己の法的分析・思考・発想方法の力を養う。さらに授業の都度法律文書の作成等課題が出されるので、受講生は期限までに課題を作成、提出して次回授業の準備をする必要があり、受講生の主体的な参加が求められる。</p>
3. 授業の方法	
4. 成績評価	非公開
5. 教材	各ユニットに対応した法律文書のモデル文書や事件関係資料、模擬依頼者面談・模擬交渉等のビデオ教材などを用いる。受講生は先に提出した自己の課題文書や授業中の疑似体験とこれらモデル文書、ビデオ、授業中の講師説明等を対比、検討し、法的分析方法等や法律事務手続の技術の基礎を修得することが要求される。
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>一般法律相談について一民事訴訟実務①</p> <p>講義の前半では、数名の学生を弁護士役に指名し、貸金返還請求、保証債務履行請求、売買代金請求、賃貸借契約終了に基づく明渡請求など実務上多い事例を題材にして、講師側があらかじめ用意した相談役との間で教室内での法律相談を実演させる。講義の後半では、講師側があらかじめ準備した模擬依頼者面談のビデオを利用しながら、事実聴取方法、助言方法等について学生全員と討議し、よりよい法律相談の方法を指導する。</p>
第2回	<p>訴状作成の基礎一民事訴訟実務②</p> <p>講義の前半では、第1回講義の際に配布した事情聴取メモに基づき、相談内容に含まれている法律問題及びその解決方法（保全の必要性や紛争解決手続の選択も含む）を討議する。依頼者の要求に対する相手方の反論などについても学生に報告させ、これに基づき要件事実を整理し、依頼者の要求が認められるには、どのような資料や情報が不足しているかなどについても検討する。講義の後半では、当該事件を受任し訴訟提起する場合を想定し、訴状作成に当たって準備、検討すべき事項等について学生に報告させ、討議を行う。</p>
第3回	<p>企業法務相談について一取引法務①</p> <p>講義の前半では、商品売買取引、販売代理店、リース取引、製造委託など実務上多い取引事例を題材に、数名の学生を弁護士役に指名し、講師側があらかじめ用意した依頼者役と教室内での法律相談を実演させる。講義の後半では、講師側があらかじめ準備した模擬依頼者面談のビデオを利用しながら、事実聴取方法、助言内容について学生全員と討議し、よりよい法律相談の方法を指導する。</p>
第4回	<p>訴状起案講評及び事件依頼の面談について一民事訴訟実務③</p> <p>講義の前半では、学生に添削済みの訴状起案を返還し、何名かの学生に自己の起案内容を報告させるなどして討議し、よりよい訴状の作成方法を指導する。後半では、数名の学生を弁護士役に指名し、講師側があらかじめ準備した当該事件の訴え提起を受けた被告役との間で教室内での法律相談を実演させる。これに引き続き事実聴取方法、助言方法等について学生全員と討議し、かつ答弁書作成方法を指導する。</p>
第5回	<p>契約書ドラフト作成一取引法務②</p> <p>講義の前半では、学生に添削済みの契約書ドラフトを返還し、何名かの学生に自己のドラフト内容を報告させるなどして討議し、よりよい契約書の作成方法を指導する。後半では、数名の学生を弁護士役に指名し、講師側があらかじめ用意した当該契約書の提示を受けた相手方役となり、同人との教室内での法律相談を実演させる。これに引き続き事実聴取方法、助言内容等について学生全員と討議し、かつ弁護士としての意見書及び相手方に提示する契約書対案の作成方法を指導する。</p>

第6回	<p>答弁書起案の講評及び準備書面について—民事訴訟実務④</p> <p>講義の前半では、学生に添削済みの答弁書起案を返却し、何名かの学生に自己の起案内容を報告させるなどして討議し、よりよい答弁書の作成方法を指導する。後半では当該答弁書に対して、原告の反論内容やその認められる可能性について学生全員と討議し、かつ準備書面の作成方法を指導する。</p>
第7回	<p>契約書対案及び意見書の講評—取引法務③</p> <p>講義の前半では、学生に添削済みの契約書対案ドラフト及び意見書を返還し、何名かの学生に自己の起案内容を報告させるなどして討議し、よりよい意見書等の作成方法を指導する。後半では、当該契約締結のための交渉における双方当事者の不一致点を明確にし、それぞれにとっての重要性、説得方法などを学生全員で討議する。</p>
第8回	<p>準備書面起案の講評及び証拠収集について—民事訴訟実務⑤</p> <p>講義の前半では、学生に添削済みの原告準備書面起案を返還し、何名かの学生に自己の起案内容を報告させるなどして討議し、よりよい準備書面の作成方法を指導する。後半では、被告の再反論が可能か否かを検討しつつ争点を明確にし、その立証方法及び証拠収集方法などを学生全員で討議する。</p>
第9回	<p>契約交渉について—取引法務④</p> <p>講義の前半では、学生の中から契約両当事者役及び双方の弁護士役を指名し、教室内で契約交渉の話し合いを実演する。後半では、講師側があらかじめ準備した模擬契約交渉のビデオを用いて、実演における話し合いの内容、方法について学生全員と討議し、弁護士としてよりよい交渉の進め方や対立点の解決方法を指導する。</p>
第10回	<p>陳述書等の講評—民事訴訟実務⑥</p> <p>講義前半では、学生に添削済みの陳述書、証拠申出書等を返還し、何名かの学生に自己の起案内容を報告させると共に陳述書の役割や必要性に関して討議し、その作成方法を指導する。後半では、証人尋問の方法や順序、証拠書類の使い方などを具体的な場面を示しながら学生と討議する。</p>
第11回	<p>企業弁護士の役割—取引法務⑤</p> <p>講義の前半では、弁護士が企業にとってどのような役割を果たしているかを、様々な場面を想定しながら学生全員で討議し、企業弁護士に必要な専門知識やその修得方法を指導する。後半では、民商法、知財法、経済法などの多岐わたる法律問題を含む企業からの質問状（第7回講義に配布のもの）に基づき、これに回答するにはどのような事項をどの程度調査する必要があるかを検討する。</p>
第12回	<p>判決書の作成について—民事訴訟実務⑦</p> <p>講義の前半では、模擬裁判（証人及び本人尋問）及び提出証拠を踏まえて、事実認定はどのように行うべきかについて、具体的に発問しながら学生に報告させ、討議する。特に、間接事実による推認過程や、経験則の意義、機能について、裁判例に即して検討する。後半では、判決書の意義や作成方法について指導する。</p>
第13回	<p>法律意見書の講評—取引法務⑥</p> <p>学生が作成した法律意見書を添削の上返還し、各問題点ごとに数名の学生に発表させながら討議し、問題点を検討する。当該意見書が企業においていかなる役割を果たすのか、その内容に誤りがあった場合はいかなる影響が生ずるかなどについても学生全員と討議する。</p>
第14回	<p>判決書起案の講評—民事訴訟実務⑧</p> <p>前半では、学生が作成した判決書を添削の上返還し、各問題点ごとに数名の学生に発表させながら討議し、問題点を検討する。当該判決書がいかなる役割を果たすのか、その内容に誤りがあった場合はいかなる影響が生ずるかなどについても学生全員と討議する。後半では、勝訴判決の実現（執行）がどのように行われるかについて、具体的に討議する。</p>
第15回	<p>試験</p>

法務研究科法務専攻（法科大学院） 講義要綱

授業科目名	模擬裁判（民事）（必修科目）（3年次履修）				
担当者名					
単位数	1 単位	配当年次	3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>法曹の役割は、社会的な問題を法的に分析し、法律を適用して問題解決を図り、或いはその発生を予防することである。そのためには、事実を正確に把握し、適切な法律構成を選択して解決方法を見出し、かつこれを説得的に提示する能力が必要である。法曹のこうした能力が典型的に発揮されるのは、訴訟、仲裁、調停などの紛争解決の場面においてである。</p> <p>この科目では、「民事実務基礎」において取り扱った、民事訴訟に関する具体的事例と同一の題材を使用して、依頼者本人との事前打ち合わせ、証人尋問の準備、主尋問、反対尋問、訴訟指揮などを学生に疑似体験させることで、生の事実から法的主張に沿った事実をいかにして見つけ出すか、それをどのようにして裁判所に提示するか、裁判所は提示された証拠をどのように評価して事実を認定するかなど、「民事実務基礎」では比較的手薄であった事項の指導を補充することを目的とする。これにより、法的分析方法、法的思考方法および法的発想方法の実践を体験させ、民事法理論を実務に生かす総合力を養成することを目標とする。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>2年時の「民法総合」、「民事手続法総合」及び「要件事実論」における民事実体法及び民事手続法上の基礎知識と基礎理論を修得していることを前提に、本模擬裁判における訴訟活動の疑似体験を通し、これらの知識と理論を活用して民事裁判実務に即した応用と展開を目指す。</p> <p>また、本模擬裁判の対象事件と民事実務の基礎の教材として取り上げる具体的事例を共通のものとし、民事実務の基礎の授業において作成、配布した各種裁判文書を活用して模擬裁判の準備と実施を行うなど両科目を連動させる。</p>
3. 授業の方法	<p>クラスの学生を原告側代理人のグループと被告側代理人のグループに分け、最初の2回の授業時間においてグループ毎に依頼者との打合せ、立証方針の検討、証人尋問の準備等を行い、その後4回分の講義を充てて、模擬法廷を使用し、各グループ交代で集中証拠調べを体験させる。最後に当模擬裁判録画ビデオと講師側があらかじめ準備した模擬尋問のビデオを使用して、尋問や訴訟指揮の問題点等を検討し、予想される判決内容についても討議する。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>「民事実務基礎」の講義で配布した事情聴取メモ、関連資料や、訴状、答弁書、準備書面等裁判文書を使用して模擬裁判の準備と実施を行うとともに、模擬裁判の録画ビデオ及びモデル尋問ビデオも活用して、尋問や訴訟指揮の問題点等を検討する。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>依頼者本人、証人及び共同代理人間の打合せ</p> <p>「民事実務基礎」の第8回目の講義が終了した時点で、当該講義において配布した資料に基づいて、学生を原告側代理人のグループと被告側代理人のグループに分け、それぞれ講師側が準備した当事者本人（原被告）及び証人候補（原告側及び被告側）から、順次決められた時間内に詳しい事実を聴取し、打合せを行うと同時に代理人間の立証方針や役割分担を協議する。協議の際は、各グループに講師が付いて必要に応じて最低限の助言をし、無意味な脱線避ける。</p>
第2回	<p>証人準備の打合せ</p> <p>原告側代理人、被告側代理人に分かれた学生のグループが、それぞれ限られた時間内に、それぞれのグループで、申請する予定の証人及び本人との主尋問及び反対尋問の最終的な準備及び代理人間の最終的な打合せを行う。各グループに講師が付いて必要に応じて最低限の助言をし、脱線避ける。</p>
第3回	<p>主尋問及び反対尋問</p> <p>「民事実務基礎」第10回の講義終了後から第12回の講義開始までの間に集中的に4回分の講義を充てて、集中証拠調べを体験させる。なお、原被告各1グループがそれぞれ3及び4回、5及び6回目の講義の尋問を行うこととし、他の2グループは傍聴に回る。裁判官は傍聴中のグループから選出する。</p>
第4回	同上

第5回	同上
第6回	同上
第7回	<p>尋問及び訴訟指揮の講評</p> <p>学生たちによる模擬裁判の録画ビデオ及び講師側であらかじめ準備した模擬尋問のビデオを使用して、各尋問や訴訟指揮の問題点等を検討する。また、どのような判決になるかを傍聴していたグループの学生に発表させて討議する。</p>

法務研究科法務専攻（法科大学院） 講義要綱

授業科目名	刑事実務基礎（必修科目）（3年次履修）				
担当者名					
単位数	2 単位	配当年次	3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	刑事手続についての基本的な知識の習得を前提に、実務との架橋を目的とするものである。法曹の役割が、社会的な事象について法律的な側面から分析し、問題解決を図るところにあるため、事実の認定、法令の適用、訴訟手続等の理解が必要とされる。この科目は、刑事実務について基礎的な知識の付与を目的とするものであるが、もとより、模擬裁判と一体となり、刑事手続の各場面における役割を、理論的な側面から理解させ、模擬裁判（刑事）における法曹としての役割を擬似体験すること等と相俟って、新司法試験合格後、直ちに実務修習に取り組めるようにするものである。
2. 関連する科目との関係	法律未習者については、まず、「刑事訴訟法」によって刑事手続について基本的な理解を得たうえで、既習者及び未習者を含め、「刑事訴訟法総合」において事例や裁判例を中心に実務的な解決に至る法理論を、「刑事法総合」においては実体法と手続法を融合した事例について総合的な理解をした上で、問題解決のための法的手段を、実際の訴訟の場を想定した「模擬裁判（刑事）」と組み合わせることによって、実務との架橋を図る。
3. 授業の方法	演習形式を基本にする。記録資料に基づく各種の起案（法文書作成）、実務における法規制等について学び、模擬裁判（刑事）へと至るための、基礎的な知識を習得しなければならない。したがって、各種書類の起案とディベートの占める割合が多くなる。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	記録教材等のほか、司法研修所監修「刑事公判手続の概要」（法曹会）、判決書きの手引き、検察講義案等を利用するほか、模擬裁判等のビデオテープを多用する。具体的には、授業の都度、前もって必要な教材を指定する。
6. 授業内容（細目）	
第1回	手続の流れ 裁判手続の実際について、司法研修所作成にかかる検察官の立場から見た捜査・公判（検察教官室作成）及び裁判官を中心にした模擬裁判（裁判教官室作成）のビデオを中心に検討する。
第2回	模擬裁判における問題点 記録教材を使用した模擬裁判の実施（実務家教員担当）にあたり、記録教材について問題点を探るとともに、殺人被告事件における正当防衛等が問題になる教材を使用し、立証の構造を実務に即して検討する。
第3回	捜査実務 捜査の主催（検察官と警察官との連携）、捜査の実際（客観的証拠を中心の捜査と取調べ中心の捜査）、身柄拘束に関する問題点等について検討する。
第4回	弁護実務 被疑者との接見交通、逮捕・勾留の裁判に対する準抗告の申立、弁護士の真実義務等のほか、公的弁護制度・当番弁護士制度について検討する。
第5回	検察官の終局処分・起訴状 捜査記録（白表紙）を検討し、検察官の行う終局処分をするとともに、起訴便宜主義の理解、起訴状の法的根拠と作成、訴因の構成等について、実務を想定した検討を行う。
第6回	事前準備手続 期日の確保、争点整理、証拠の開示等を、どのような根拠によって、どの程度すべきか、併せて、新しい事前準備手続の創設とそれをめぐる問題点について検討する。

第7回	冒頭手続 起訴状についての釈明、訴因の特定（白山丸事件、共謀共同正犯の事件、覚せい剤事件を中心に）について検討する。
第8回	証拠調べ 検察官の冒頭陳述、証拠調べ請求（甲号証と乙号証）、同意書面の意義、不同意とされたときの処置等について実務に即して検討する。
第9回	交互尋問実務 交互尋問における主尋問、反対尋問等についての刑事訴訟規則の理解を中心に、反対尋問の技術について検討する。
第10回	検察官面前調書 刑訴法321条1項2号後段の要件（特信情況）の立証、証拠開示の実際、ビデオリンク方式の証人尋問（性犯罪関係）等について検討する。
第11回	自白調書 刑訴法322条の要件（任意性）の立証、共同被告人の法律関係、共犯者の供述の証拠能力及び補強証拠等について、実際の裁判を想定しながら検討を加える。
第12回	模擬裁判記録の問題点・論告あるいは最終弁論 模擬裁判（刑事）の記録教材の問題点、留意点を探るとともに、課外で模擬裁判の準備をする。論告及び最終弁論の構成等について検討する。
第13回	刑の量定： 量刑をめぐる諸問題、とりわけ刑罰理論と量刑の関係、量刑判断の枠組み、量刑事情の範囲、量刑事情の評価方向等の論点について検討し、手続上は、量刑事情の立証、余罪と量刑等の問題を取り上げる。
第14回	判決書作成 事実認定（殺意の認定、過失の認定、犯人の識別等）と刑の量定について基本的な理解を得る。
第15回	試験

法務研究科法務専攻（法科大学院） 講義要綱

授業科目名	模擬裁判（刑事）（必修科目）（3年次履修）				
担当者名					
単位数	1 単位	配当年次	3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	刑事手続についての基本的な知識と実務との架橋を目的とするものである。① 基礎的な事件記録について、起訴状（一通）、冒頭陳述書及び論告要旨・弁論要旨（どれか一通）について起案する。② 交互尋問における尋問の技術（主尋問、反対尋問等についての法的規制）等を実践に近い形で実施する。③ 模擬裁判を行うことによって、刑事手続の各場面における模擬演習（ロールプレイング）等を実践させる。新司法試験合格後、直ちに実務修習に参加できることを目標にする。
2. 関連する科目との関係	法律未修者については、「刑事訴訟法」によって刑事手続について基本的な理解をし、既修者及び未修者について、「刑事訴訟法総合」及び「刑事法総合」において事例や裁判例を中心に実務的な解決に至る法理論を習得したうえ、「刑事実務基礎」において、実務の実際を理解していることを前提にあるいは同時並行的に模擬裁判等を実施して、実務との架橋を図る。
3. 授業の方法	学生を、裁判官、検察官及び弁護人にしたてて模擬裁判を実施するが、その準備として各種の起案（法文書作成）を課す。その他にも、模擬演習などのロールプレイング、判決結果の予測、その講評等を通じて、実践を意識させる。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	記録教材等が中心になるが、その都度必要な教材を指定する。
6. 授業内容（細目）	
第1回	模擬裁判 記録教材を使用して、実務家教員が模擬裁判の実演を行った後、問題点の開設を行う。 殺人被告事件で正当防衛等が問題になる教材を使用する予定である。
第2回	同上
第3回	検察官の終局処分・起訴状起案 捜査記録（記録教材）を中心に、心証をとりながら終局処分検討の上、起訴状を起案する。
第4回	交互尋問実務 刑事訴訟規則の理解と証人尋問の実際
第5回	模擬裁判 記録教材を使用して模擬裁判の実施（起訴状、冒頭陳述、論告、弁論及び判決書の作成を含む。）と、その講評を行う。
第6回	同上

第7回	同上
-----	----

法務研究科法務専攻（法科大学院） 講義要綱

科目名	法曹倫理（必修科目）（3年次履修）				
担当者名					
単位数	2 単位	配当年次	3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>弁護士等法曹の日本と外国における歴史を学びあるべき法曹の姿を考える。</p> <p>守秘義務、利益相反、真実との関係等の弁護士倫理の主な課題につき具体的あるいは仮説事例に則して倫理的な判断能力を養う。弁護士の綱紀・懲戒制度についての知識、理解を深める。弁護士倫理のすべての側面において各国の倫理規定を検討することにより弁護士倫理の世界的な普遍性と地域性を理解する。</p> <p>「法曹倫理」は、法律実務に不可欠な職務のルールでありまたあらゆる実務法律科目に横断的に適用される通則であり法曹の魂である。法曹の魂を磨くことを目的とし目標とする。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>本科目は、必修科目、選択科目の多くを履修し終えた第6セメスターに配当し、法曹実務一般における法曹倫理の問題を考えさせるようにする。</p>
3. 授業の方法	<p>毎回の講義に関する参考文献、参考資料を事前に提供し、当日はそれを前提として双方向の授業を行う。学ぶ主体が学生自らであることを強調した授業方法をとる。</p>
4. 成績評価	<p>非公開</p>
5. 教材	<p>毎回実際の事例に基づいて担当者が自ら作成した説例及び関連資料を使用する。</p> <p>法科大学院用テキスト 塚原・宮澤編『専門職責任プロブレムブック』（現代人文社2004.2刊行予定）を参考教材として使用する。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>弁護士の歴史と規範</p> <p>弁護士の日本における歴史と西洋における歴史を概略する。</p> <p>弁護士の職務責任が市民道徳と異なる説例に基づき市民道徳とは異なる側面をもつ弁護士の職務責任を考え司法制度における弁護士の役割を討議する。</p>
第2回	<p>綱紀・懲戒制度</p> <p>弁護士の綱紀維持に対する弁護士会の役割を学ぶ。</p> <p>改正弁護士法における綱紀・懲戒制度の仕組みを説明し、透明化、迅速化、実効化といった観点からの綱紀、懲戒機関及び手続きの改革の要点及び綱紀、懲戒制度への市民参加の意義、そしてさらに改革すべき問題点を討議する。</p>
第3回	<p>事件の受任と事件処理</p> <p>弁護士が事件を受任し、処理する場合における弁護士倫理上の諸問題を対象とする。弁護士に事件受任義務があるか受任が委任契約か請負契約か、依頼者の自己決定権と弁護士の独立性との関係、未成年者、精神障害者の事件受任の問題点を説例に基づいて討議する。ABAのモデル・ルール及びモデル・コードについても参考とする。</p>
第4回	<p>事件処理と辞任</p> <p>辞任の際の問題点と辞任義務が発生する場合等につき仮説事例及び懲戒事例を提示して議論を行い、事件の処理、辞任に際しても多くの倫理上の問題が含まれるかつ弁護過誤訴訟の対象となることを理解する。</p>
第5回	<p>利益相反</p> <p>弁護士業務において最も判断に困難を伴う利益相反について2回にわたり弁護士法25条及び弁護士倫理26条との関係と利益相反についての説明を行い、事件の相手方と特別な関係のある事例、以前の依頼者を相手方とする事例、複数依頼者の受任の事例、弁護士法25条違反の効果、弁護士の中立的調整事件の受理の各事例につき利益相反を避けることの重要性と複雑さを理解する。</p>
第6回	<p>利益相反</p> <p>数多くの利益相反の懲戒事例につき活発な討議を行う。利益相反は弁護士と依頼者の関係という弁護士職務の核心に触れる問題であることを理解し利益相反の限界事例についても学ぶ。</p>

第7回	<p>秘密保持義務</p> <p>弁護士の職務の重要な義務であり、秘密義務の法的根拠としての弁護士法、刑法、刑事訴訟法の相互の規定の関係を検討し、それらと弁護士倫理の秘密保持義務の規定の意味するところを探る。また、内部告発者制度との関係、組織犯罪やマネーロンダリングとの関係、米国のサーベンス・オクスレー法における報告義務等論争の多い課題を事例を通じて討議する。</p>
第8回	<p>秘密保持義務</p> <p>秘密義務との関係で民事、刑事との比較及び各国の倫理規定との比較のなかで対立当事者主義における真実とは何であるかを説例の検討を通じて理解を深め、真実義務の有無その内容をも検討する。</p>
第9回	<p>依頼者との金銭関係と報酬</p> <p>弁護士は依頼者の金銭を保管することが多く預かり金についての規制を学ぶ。また、弁護士会の報酬規程の廃止に伴う報酬の自由化と弁護士が適正な報酬を決めるにあたっての基準、報酬請求についての弁護士倫理上の問題点を説例をもとに検討する。</p>
第10回	<p>組織内弁護士</p> <p>今後数多くの例が予想される企業その他の団体に雇用される組織内弁護士につき固有の倫理問題、特に組織内での違法行為を発見した場合の違法行為防止措置につき企業内措置と企業外通報に分けて説例で検討する。ABAのモデル・ルールとモデル・コードをも討議の対象とする。</p>
第11回	<p>共同事務所における弁護士間の規律</p> <p>弁護士法人の設立、運営における弁護士倫理の問題、今後一層発展する共同事務所にも所属する経営弁護士及び勤務弁護士間の倫理の観点からの規制、弁護士の移動に伴う利益相反等の問題を説例によって解説し、論議する。</p>
第12回	<p>他の弁護士に対する責任</p> <p>相手方弁護士や共同受任の弁護士との関係において考慮すべき弁護士倫理上の問題点、更に相手方に弁護士がいない場合における本人との接触と倫理の問題を事例で討議する。</p>
第13回	<p>弁護士の業務規制、非弁提携及びMDP</p> <p>弁護士の広告、宣伝、営業活動についての弁護士会における規制の内容につき事例を通じて弁護士会の会則、会規を学ぶ規制の可否を考える。</p> <p>弁護士法27条、72条、74条と弁護士倫理12条違反の要件について実務的に問題の多い非弁提携事例を通じて検討する。弁護士法73条及びMDP問題についても言及する。</p>
第14回	<p>裁判官・検察官の倫理及び懲戒手続き</p> <p>裁判官及び検察官の倫理につき説明するとともに国家公務員倫理法、国家公務員倫理規程との関係も考察する。裁判官及び検察官の懲戒手続きについても説明を行う。</p>
第15回	<p>試験</p> <p>短答式試験と説例からなる試験を実施する。</p>

法務研究科法務専攻（法科大学院） 講義要綱

授業科目名	法哲学				
担当者名	井上 達夫				
単位数	2 単位	配当年次	1・2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	基本的な実定法諸科目の既修者を対象として、現代法哲学の主要問題に関する基礎知識と思考能力を習得させることにより、法という人間の社会的実践につき、その特質の総合的・巨視的な把握、その指導理念と存在理由の内在的理解、そしてその限界の自覚と発展的変化のための批判的な視座を養うことを目的とする。そのために、法概念論と正義論という現代法哲学の二分野それぞれにおける基本的な概念や俾争点と両分野の内在的關係について、受講生の理解の涵養と深化を目指す。
2. 関連する科目との関係	実定法諸科目全般の哲学的基礎の理解に関わるが、とくに、立憲民主主義の基礎、司法審査制の正統性、法の支配の意義などをめぐる憲法学の論議の哲学的な深化発展に関連する問題を扱う。また正義論の分野では法政策・立法論の価値論的基礎も扱う。
3. 授業の方法	各テーマにつき導入的説明は講義形式で行うが、受講生相互の、および受講生と講師との双方向的な討議を中心に授業を進める。そのために受講生に、各テーマについて事前配布資料等に基づく予習を義務付け、討議に主体的に参加する準備を徹底させる。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	毎回の授業のテーマに直結する標準文献資料（邦語および英語の論文・著作抜粋・判例等）を事前によむべきテキストとして指定し配布するほか、講義全般に関わる文献資料を、個別テーマの理解を補強し、各テーマを総合的に関連付け整理するために講義期間中に読むべき副教材として指定する。
6. 授業内容（細目）	
第1回	法概念論の意義と方法 伝統的な法概念論の認識論的・方法論的前提に対する唯名論的批判とそれへの応答を素材に、法の概念規定の意義・性質・目的・方法について考察する。「法とは何か」を問うことの意味に関するメタ理論的反省が、この問いへの解答自体をいかに規定ないし制約しうるかについて、方法論的自覚の確立を目指す。
第2回	法概念論争の現代的位相1 戦後法哲学の発展に大きな影響を与えたフラー＝ハート論争、ハート＝ドゥオーキン論争に焦点を置いて、伝統的な法実証主義対自然法論の対立軸を超えた、法実証主義と反法実証主義の論争の現代的地平を明らかにする。
第3回	法概念論争の現代的位相2 ドゥオーキンの法実証主義批判に対する応答として生み出されてきた現代の法実証主義の内的な分化・発展が孕む問題を、排除的法実証主義対包含的法実証主義、記述的法実証主義対規範的法実証主義の対立に焦点を置きつつ考察する。
第4回	法の支配 法の支配の理念に対して向けられてきた根本的な懐疑・批判や、この理念の理解の分裂対立の現状を踏まえて、法の支配の理念の再編・再生の方向を、正義論と法概念論との架橋の仕方の再考を通じて理論的に検討するとともに、司法改革を含む現代日本のシステム改革にとって法の支配がもつ実践的意義についても考察する。
第5回	法解釈と法創造 どこまでが先在する法の解釈適用で、どこからが新たな法の創造なのか、解釈論と立法論との区別はそもそも可能なのか、立法論からも現行法の機械的適用からも区別された創造的解釈なるものはありうるのか、そのような解釈の正当化構造はいかなるものか、かかる法的推論の根本問題を、決定的前提をなす法概念論的問題の解明を通じて考察する。
第6回	法の限界 法と道徳との関係をめぐる法概念論的論議の重要な規範的含意を「法の限界」の問題に即して考察し、リベラリズムと卓越主義との関係、パターンナリズムの位置、フェミニズム法理論のディレンマなど、正義論と法概念論の接点に位置する現代思想の理論的諸問題とその実践的含意に照明を当てる。

第7回	<p>遵法義務と抵抗権 「悪法も法か」という法概念論の古典的問題は、法認識と法評価の区別という認識論的問題に還元できない遵法義務の根拠と限界、抵抗権の根拠と限界という実践的問題を孕む。かかる問題に照明を当てて、「法概念論の意義と方法」という初回のテーマへのフィードバックも図りつつ、正義論と法概念論の接合の必要性和その方向性を検討する。</p>
第8回	<p>正義論の意義と方法 「在るべき法」の指針であると同時に「在る法」の内在的理念でもある正義理念の法哲学にとっての根本的意義を明らかにするとともに、現代哲学・現代思想が突きつける根本的な懐疑・批判に対して正義理念をいかに擁護しうるかを考察する。</p>
第9回	<p>正義概念の規範的核心 対立競合する正義構想 (conceptions of justice) に通底する共通の正義概念 (the concept of justice) なるものがあるのか、それは空虚な形式を超えた強い規範的実質をもちうるのか、もつとしたら、その実質は何か、それは法実践に対していかなる指導的・批判的統制力をもつのかを考察する。</p>
第10回	<p>正義と公共性 対立競合する正義構想に通底する正義概念の意義を公共性概念との関係においてさらに解明する。「公共的正当化」や「公共的理由」の概念と正義概念の内的連関やリベラルな「正義の基底性」の観念と公共性との関係の考察を通じて、共同体論やフェミニズムなど様々な現代の思想傾向からのリベラルな公共性概念に対する批判の妥当性を検討するとともに、公私二元論の批判的再編の方向を探り、法の限界や遵法義務など「法の公共性」に関わる問題へのその含意も明らかにする。</p>
第11回	<p>正義構想の主要類型 効率対公正、効用対権利、自己所有対社会的責任といった基本的な視点の対立軸、集計最大化原理・パレート原理・格差原理など分配基準をめぐる対立軸、さらに厚生アプローチ、資源アプローチ、能力アプローチなど分配対象をめぐる近年浮上してきた新たな対立軸を説明し、競合する主要な正義構想の特質を理解し比較査定するための分析評価能力を磨く。</p>
第12回	<p>分配的正義と市場原理 分配的正義の追求と市場的競争原理の尊重を二律背反的に捉える通念を批判的に再吟味し、両者の相互依存性・相補性を解明することを通じて、分配的正義の原理的問題を制度化方法の問題と有機的に連関させて考察する視座を開く。</p>
第13回	<p>立憲民主主義体制と正義 善き生の諸構想だけでなく正義構想をめぐるも深刻な対立がある現代の多元的社会的ための公正な意思決定システムとして、立憲民主主義体制を位置づけると共に、その観点からその在るべき形態を考察し、対立競合する正義の諸構想に通底する正義概念がかかる政治的意思決定システムの公正性を評価する指針として果たす基底的役割を解明する。</p>
第14回	<p>グローバル化と正義 グローバル化が進行する現代においては、正義原理をめぐる意思決定とその実現についても主権国家の枠を超えた形で図られる必要が説かれる反面、かかる正義のグローバル化は超大国の覇権の合理化にすぎないと反発する動きも無視できない影響力をもっている。グローバル化の光と影両面を把握した上で、近年のアジア的価値論や Global Justice 論などを検討し、グローバル化時代における正義実現システムのあり方を考察する。</p>
第15回	<p>試験</p>

法務研究科法務専攻（法科大学院） 講義要綱

授業科目名	法史学（西洋法史） ★2004年度は開講しません				
担当者名	森 征一				
単位数	2 単位	配当年次	1・2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>授業は、法学未修者を主な対象として、現在ヨーロッパ共通法として形成されつつある EU（欧州連合）法を視野に入れながら、近代日本法の形成に大きな影響を与えたヨーロッパ法の歴史的な発展を辿ることを目的とする。</p> <p>授業は、法学者および法実務家を含めて、ヨーロッパにおいて法律家が法秩序の形成にどのような役割を担ったのかを知ることによって、法曹を目指す受講生に法律家として果たすべき使命感を自覚してもらうことを到達目標とする。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>法史学は、法曹が身につけるべき基礎教養科目であり、当然に「憲法」、「民法」、「刑法」、「民事手続法」、「刑事訴訟法」等の実定法科目と有機的に連結して、法科大学院での法学教育の一端を担うものである。たとえば、西洋法史で扱う正義論は「法哲学」に、また、法解釈論は「民法」と「刑法」に、そして裁判制度は「民事手続法」「刑事訴訟法」に深く関わるように、法史学はどの科目とも関連する。</p> <p>なお、法史学は近代日本法史と西洋法史とを半期毎かつ交互に行う予定なので、履修に際しては注意してほしい。</p>
3. 授業の方法	<p>授業は、講義と演習を融合した形式で行う。すなわち、講師がまず全体的な説明を行い、つぎに毎回用意される資料（プリント）を受講生に読んでもらい、その資料の理解を深めるための質疑応答を経て、最後に講師がまとめとしての説明を行う。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>受講生には西洋法史全体を理解してもらうためにテキストを指定するが、授業ではその都度、内容に即した歴史資料（プリント）を教材として配布する。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>欧州連合（EU）とヨーロッパ共通法の形成 （1950年代に具体化したヨーロッパ統合の過程とそれに対応する各国法の調和としての統一法典化の動きについて論じる。）</p>
第2回	<p>古代ローマ法 （ローマ法の特徴を「12表法」と、法律訴訟から方式書訴訟への民事訴訟手続きの展開を通して論じる。）</p>
第3回	<p>東ローマ皇帝ユスティニアヌスの法典編纂 （ヨーロッパ法の基礎となった、「学説集」、「法学提要」、「勅法集」そして「新勅法集」からなる「ユスティニアヌス法典」の編纂過程について論じる。）</p>
第4回	<p>ヨーロッパ中世封建社会における法理念としての「古き良き法」と法書の世界 （中世の慣習法の時代に起こった、私人による法記録活動によって生まれた「法書」を通して、中世前期の法観念について論じる。）</p>
第5回	<p>ヨーロッパ中世の裁判 （中世における典型的な裁判手続きである「神判」と「決闘裁判」について論じる。）</p>

第6回	ボローニャ法科大学の誕生とローマ法の再生 (イタリアにおけるローマ法の再発見という事件とローマ法研究大学誕生の歴史的意義について、帝権、教権および都市の権力関係の側面から論じる。)
第7回	中世ローマ法学と普通法 <i>ius commune</i> 理論の構築 (中世スコラ法学の特色と、その法学が生み出した帝国法と都市条例の関係をめぐる「条例優先理論」、現代国際私法の起源となった、条例間の衝突をめぐる「条例衝突理論」等について論じる。)
第8回	カノン法学の発展 (ローマ法と共に普通法の構成要素となったカノン法の発展をグラティアヌス教令集を中心に論じる。)
第9回	人文主義法学 (イタリアの中世ローマ法学に反対して生まれた、フランスの典雅法学につながる人文主義的・歴史的法学について論じる。)
第10回	ローマ法の継受 (ヨーロッパ各地におけるローマ法の受容の典型的な例とされる、ドイツにおける継受について論じる。)
第11回	自然法論の展開 (スペインの後期スコラ学を含めて、中世スコラ学の自然法からオランダのグロティウスの理性法にいたる自然法論について論じる。)
第12回	近代ヨーロッパにおける法典編纂 (特にドイツにおけるティボーとサヴィニーとの法典論争の側面から、法典編纂の歴史的意味を論じる。)
第13回	ヨーロッパ各国における法典編纂 (ドイツ、フランス、オーストリア、スイス、イタリアにおける私法典の編纂について概観する。)
第14回	日本におけるヨーロッパ法の継受 (ボアソナード、ロエスレル、パテルノストロ等の「お雇い外国人」の活動を通して、わが国におけるヨーロッパ法の受容について論じる。)
第15回	試験

法務研究科法務専攻（法科大学院） 講義要綱

授業科目名	法史学（近代日本法史）				
担当者名	岩谷 十郎				
単位数	2 単位	配当年次	1・2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>法学未修者を対象とした近代日本法の歴史的形成過程を解説する。</p> <p>本授業の目標は、現在の日本の法制・法学が、明治時代のわが国の近代化過程において、西洋からの法典継受によって築かれたことを前提に、法制度・法典・学説・判例・法律家といった今日の法システムの主要な構成要素が、相互にどのような関連を保ちつつわが国に現れたのか、その歴史的かつ文化的な存在性に受講者の関心を拓くところにある。さらに日本における法の長い形成史の中で、法や法律家がどのような役割を果たしてきたのか、あるいは果たすことが求められてきたのかといった視点をベースに、受講者の基礎法的素養を高める。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>1で記したように、法律実務家としての基礎教養の一端を形成する授業である。ただし授業の説明は基本的な法的概念を用いた歴史解説となろうから、特に法学未修者においては、「憲法」、「民法」、「刑法」などの基本的な授業で解説される基本概念を了解しておく必要がある。</p> <p>また「法史学」はその講義内容を半期毎に、西洋法史・近代日本法史を交互に行うことを予定しているため、受講者においてはその内容を確認して履修されたい。</p>
3. 授業の方法	<p>講義形式を基本とする。講義は、プリントを配付しそれに基づき教員の準備するノートに従って展開する。ただし、本講義はテーマ性の高い内容とするため、提示した問題意識がどのように受講者において根付いているのか、その一貫性の確認のために、随時、質問・問題提起・アンケートなどを試みたいと考えている。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>各回の授業に即した資料（プリント）を教員側で用意する。また法史の資（史）料なども随時紹介することにした。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>イントロダクション。</p> <p>日本法史の時代区分。「近代」の位置づけ。近代日本法史学方法論。史料論。資料検索方法。</p>
第2回	<p>（前史1）日本における成文法伝統の最古の形式としての「律令」についての基本的な知識を、特に裁判制度の側面から提供する。さらに、中国古代法の我が国への適用において、明法博士の法解釈方法を考察することにより、継受外国法を日本的にどのように運用したのかという視点を示すことにより、近代期日本法を説明する前提的な問題提起を行う。</p>
第3回	<p>（前史2）継受された律令法と律令国家の衰滅に伴い現れてくる多面的な権力構造の中に中世法の世界を描く。中央集権的な法体制を前提とした今日的な「法・権力」のあり方を歴史的に相対化すると共に、近世幕藩体制への移行に伴い、どのような国制的な変動が生じ、法制度全般の様相に変化が生じたのか。特に訴訟制度を中心にその概略を講述する。</p>
第4回	<p>西洋法の立法的継受とⅠ－西洋法認識の時代</p> <p>幕末期－明治初期日本における法の近代化の前提的契機について（外交的環境）</p> <p>西洋法の浸透方法－紹介と翻訳の手段（流入する外国の法政文献・仏蘭西法律書）</p> <p>法典編纂論（時期区分と資料論）。</p>
第5回	<p>西洋法の立法的継受Ⅱ－法典編纂の時代</p> <p>明治20年代に至る、基本法典（憲法・民法・刑法）などの編纂手順の略説。</p> <p>御備外国人現象：御備法律顧問の果たした役割－法分野毎の特徴など。</p>
第6回	<p>西洋法の立法的継受Ⅲ－近代日本法史における「(民) 法典論争」の意義とは？</p> <p>民法典論争の概略的説明－日本の近代法・法学形成においてこの事件の持つ意味。</p> <p>民法典論争の性格をめぐる歴史論争の紹介。</p> <p>継受法と固有法の問題性。</p>

第7回	西洋法の立法的継受Ⅳ－大日本帝国憲法の成立と明治立憲制下の政治事件史－大津事件（司法官弄花事件）・大逆事件・天皇機関説事件など。旧憲法の成立に伴う明治憲政史上の重要事件の概観を、新しい階層としての法律家たちの動きに焦点をあてて検討する。
第8回	西洋法の学說的継受－日本近代法学における「学説」の意味を考える。 外国法継受と日本における近代法律学の形成史。 法典の基幹構造と輸入学説との二重構造的性－ドイツ法学への「自己接続」の問題。
第9回	近代法を運用する担い手たちⅠ－近代法律家の登場。 法律家たちが育まれた法学教育環境の整備。法学教育機関の形成－官立系・私立系の別。判事・検事資格の国家制度化と法律学の関係。また、公事師・代言人・弁護士への在野法曹の系譜を追う。
第10回	近代法を運用する担い手たちⅡ－近代日本社会における法律家の動態分析。 日本における近代社会を表象する特有な法現象の解説を通して、近代期の日本人が法とに対する関係をいかに樹立したのかを略説する。主として、民事紛争処理方法としての「勸解」の運用実態と実体法・手続法などの規範的世界からのすりあわを通して、日本人の訴訟活動の変遷を跡付け、日本人の法意識論への導入を行う。また犯罪現象の経年的変化の考察と、社会・国家の犯罪鎮圧手段の対応などにも言及する。
第11回	近代法を運用する担い手たちⅢ－大正デモクラシーと民衆の司法参加。 大正年間に制定された陪審法の運用について略説する。陪審法導入にあたっての国家政治的判断もさることながら、民衆を国家作用としての司法へと動員するにあたって、在野・在朝の法曹においてどのような意見の調整が必要であったのか。そして陪審の実態はどのようなものであったのか。司法運用の主体をめぐり、法律専門家と素人との協働性が大正年間にどのように描かれたのかを解説する。
第12回	法文化論Ⅰ－近代日本法史の文化的観点からの総括。 植民地における慣習調査・大正年間における固有法復活の動き・昭和戦前／戦中期の「日本法理」運動の概観。 成文法の整備の傍ら忘却されてきた日本の「慣習」法の位置づけと、日本の「固有法」探求のあり方について考察する。
第13回	法文化論Ⅱ－マクロ比較法学的観点からの「日本法」の位置づけ。 近代日本法は、「西洋法」なのか「極東アジア法」なのか。法観念・法意識・法文化の側面から、今日試みられている法系（法圏）分類の一端を紹介し、日本法のアイデンティティーをめぐる諸議論を一瞥する。
第14回	法文化論Ⅲ－法整備被支援国から法整備支援国へ：アジア時代の日本法。 日本法の近代史をその「脱亜」的側面と、植民地期を経て、現時における「入亜」的な側面から再構成し、本講義の総括とする。自国法の近代史の中に、今に生きる「経験」を学ぶ姿勢を講じる。
第15回	試験

法務研究科法務専攻（法科大学院） 講義要綱

授業科目名	法社会学				
担当者名	佐藤 岩夫				
単位数	2 単位	配当年次	1・2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>法は、現実の社会のなかで様々な要因の影響を受けながら作動するものであり、法曹としての活動を適切に行うためには、法を幅広い社会の広がりの中からとらえる視点を持ち、また、法に関する事実を適切に認識する技能と基礎知識を身につけておくことが不可欠である。この講義は、法と社会の関係を学際的・実証的に分析する学問である法社会学を学習することを通じて、法を社会の広がりの中からとらえる視点と法に関する事実の社会科学的な認識技法を修得することを目的とする。</p> <p>この講義を通じて受講者が、伝統的な法律学とは異なる法への社会科学的なアプローチがあることを十分に理解し、それを自ら応用・実践できるようになることが期待されている。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>実定法に関する学習が十分になされていることは当然の前提である。それを前提に、この講義は、「法哲学」「法史学」など他の基礎法学系の科目とともに、法についてより幅広く柔軟な視点を身につけさせる役割を担う。また、関連科目として、司法法律実務系の科目や司法制度に関する科目があるが、この講義は、それらの科目で前提とされる法実務や制度のあり方を社会科学の視点から批判的に吟味し、意味づけなおす役割を担う。社会学・政治学・心理学など社会科学系の科目を学習していることは、この講義の理解にとって有益である。</p>
3. 授業の方法	<p>毎回の講義は、講師が当該テーマについての説明を行った後、受講者自身が問題を分析し議論する時間を設けて、講義で得た知識・技法を応用する力の向上を図る。講義の説明の際には、PCプロジェクターなどを適宜利用し、受講者が講義の内容を有機的・立体的に理解できるよう工夫する。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>講義の概要を示したレジュメのほかに、リーディングス形式の教材を配布する。教材のなかで取り上げられるのは、当該テーマおよび関連する社会科学理論に関する日本語・英語の文献であり、受講者は、毎回の講義に先立ちその内容を十分に予習しておくことが求められる。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>法社会学とはどのような学問か 法社会学の学問的特質を、伝統的法律学（実定法学・法解釈学）との違いを中心に明らかにする。あわせて、法規範・法制度・法機構・法行動・法過程などの概念を説明し、法現象をトータルに把握するための法システムのモデル化を行う。</p>
第2回	<p>法社会学の研究手法 法社会学はどのように研究を進めるのか、経験的・実証的な社会科学の論理と方法を学習し、今後の講義を理解するための方法的基礎を確認する。</p>
第3回	<p>法の動員①——紛争の展開と法の動員 社会に生起する様々なめごとや紛争の展開のプロセスを観察し、人びとが権利を主張しあるいは訴訟を提起するに至る社会的メカニズムを解明する。あわせて、紛争解決において法が果たしうる役割と限界を考える。</p>
第4回	<p>法の動員②——訴訟の公共的次元 人びとが訴訟を利用する動機は必ずしも自己の私的な利益の実現だけではない。社会運動が訴訟を提起する場面に着目し、その論理を解析することを通じて、訴訟の公共的次元を考える。</p>
第5回	<p>法の動員③——法意識・法文化 西欧諸国と比較して、日本人には権利主張や訴訟提起を回避する意識が存在するとの主張がある。この主張の経験的妥当性を吟味し、法意識や法文化の社会構築性を明らかにする。</p>

第6回	法の階層性①——法の社会階層論的分析 法の下の平等という理念にも関わらず、現実の社会では、法は必ずしも万人に平等には分布していない。「法へのアクセス」と「勝訴率」という2つの問題を素材として、法の階層性について考える。
第7回	法の階層性②——法のジェンダー分析 自由・平等を標榜する近代法は、実はそのうちに女性を系統的に不利に扱う家父長制的性格が埋め込まれている。フェミニズムの視点を参照しつつ、近代法システムのジェンダー・バイアスを考える。
第8回	司法制度①——民主主義と司法 司法制度に期待されるマクロな社会的機能を多面的に分析する。とくに民主主義と司法の関係に焦点を合わせ、多数者の専制に対する司法の批判的機能とそれを支える正統性を、比較の視点をまじえながら説明する。
第9回	司法制度②——司法の独立 司法制度の基本理念とされる司法の独立の現実的基盤は脆弱であり、それはしばしば政治部門による侵食の危機にさらされる。司法の独立に影響を及ぼす諸要因を分析し、司法の独立が確保される社会的条件を考える。
第10回	司法制度③——司法行動 裁判所の決定を規定しているのは何か。実定法規範以外のさまざまな社会的要因の影響を指摘したリーガル・リアリズムから、行動主義的研究を経て、新しい制度論に至る司法行動研究の蓄積を学習する。
第11回	司法制度④——裁判における社会科学の利用 裁判所が行う法の解釈・適用において社会科学的事実はどのように利用されるのか。裁判による法創造の場面に焦点をあわせて、裁判における社会科学の利用の意義・方法・問題点を考える。
第12回	法専門職①——法専門職の社会的役割 近代化論、機能主義理論、市場理論、管轄競合理論など、法専門職研究のこれまでの蓄積を理解し、現代社会において法専門職が果たすマクロな社会的機能を多面的に考える。
第13回	法専門職②——法実務における専門性と日常性の交錯 法専門職がその活動の拠り所とする専門性は、時として、依頼者や社会全体が従う日常実践の論理と鋭い緊張関係に立つ。専門性と日常性が交錯するさまざまな場面を観察し、法専門職が果たす役割と限界を考える。
第14回	法専門職③——公益弁護活動 プロボノやコーズ・ローヤリングなどの公益的な弁護活動は、社会全体にとって、また、法律家自身にとってどのような意義を持つのか。公益弁護活動の意義と、それを成立させる社会的・経済的諸条件を考える。
第15回	総括 これまでの講義の内容を敷衍し、法曹にとって社会科学の法の捉え方がなぜ重要かをあらためて確認する。

法務研究科法務専攻（法科大学院） 講義要綱

授業科目名	司法制度論（刑事）				
担当者名	関 正晴、平良木 登規男				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	平成13年6月に明らかにされた司法制度改革審議会の司法制度改革についての「意見書」を中心に、これまでの司法制度改革についての沿革、諸外国の制度との比較等を中心に、裁判員制度、その前提としての陪審制度及び参審制度の是非を理解することが必要であり、これを導入するにあたっての問題店頭について検討する。その他、公的弁護制度、法曹養成のあり方等について広く取上げ、場合によってはゲストスピーカーを用意するなど、広い角度から、今回の意見書の問題点等を明らかにするとともに、場合によっては具体的な提言をも視野に入れる。
2. 関連する科目との関係	「刑事訴訟法」、「刑事訴訟法総合」、「刑事法総合」及び「刑事実務基礎」の制度的側面を補強する。
3. 授業の方法	レポートを中心に、学生同士の活発な議論を促す。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	司法制度改革審議会「意見書」のほか、文献等については、その都度指示する。
6. 授業内容（細目）	
第1回	日本の刑事司法 ① 捜査の主体及び裁判の主体等、わが国の司法制度の基本について、② 司法改革の歴史、判事補制度、法曹一元、検察官公判専従論等、二人制合議、参与判事補制度等についての基本的な理解を得る
第2回	ドイツの刑事司法 ① ヨーロッパ大陸における陪審制度の成立と参審制度の考案、② 陪審制度から参審制度への移行、③ ビデオ「日独裁判官物語」及びZDR製作のビデオ参照
第3回	アメリカの刑事司法 裁判制度の概略、連邦裁判所及び州裁判所の構成と役割分担
第4回	刑事司法制度改革（1） ① 司法制度改革審議会成立の経緯、② 意見書の問題点等について
第5回	刑事司法制度改革（2） 検察審査会の現状とその改革について、裁判員制度・刑事検討会における議論を中心に検討する。
第6回	刑事司法制度改革（3）— 裁判員制度1 — 日本弁護士連合会作成のビデオ「裁判員」を鑑賞した後、裁判員制度の意義（陪審制度と参審制度との比較）について検討する。

第7回	刑事司法制度改革（4） — 裁判員制度2 — ① 裁判体の構成、② 裁判員の選任の問題点について検討する。
第8回	刑事司法制度改革（5） — 裁判員制度3 — 国民の違法参加に対する憲法論争（停止中の陪審法との比較を含む）及び上訴制度について検討する。
第9回	刑事司法制度改革（4） 刑事裁判の充実・迅速化を、事前準備の問題点と事前準備における証拠開示についての法曹三者の各意見を中心に検討する。
第10回	刑事司法制度改革（5） ① わが国の弁護制度の沿革及び現制度の概観した後、② 被疑者段階における公的弁護制度の導入について、検討会に現われた意見を中心に議論を行う。
第11回	上訴制度 上訴制度の概観、三審制度、控訴審のあり方、控訴理由及び上告理由等について総合的に検討する。
第12回	再審制度 現行法における再審裁判の構造、再審開始要件、再審の役割等について、その健全なあり方を探る。
第13回	当事者主義と職権主義 職権主義の正統な評価、ヨーロッパ大陸における刑事裁判の基調としての職権手続あるいは旧刑事裁判手続の基調としての職権主義と、現行の当事者主義との比較について検討する。
第14回	日独米の刑事裁判の比較 司法制度論の総括ヨーロッパ大陸の刑事裁判手続を継受しながら、その後、アメリカ法の影響を色濃く受けて、日本独自の刑事裁判手続を確立させたが、その利点と問題点について比較法的に検討する。
第15回	試験

法務研究科法務専攻（法科大学院） 講義要綱

授業科目名	法と経済学				
担当者名	木村 福成、田村 次朗				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>法と経済学に関する基礎知識とその方法論の修得を目的とする。</p> <p>本講義では、法と経済学研究の歴史、その基礎理論、そして契約法、不法行為、所有権、独占禁止法など法と経済学分析に適した方領域における応用例などを解説する。さらに、法政策学、法解釈学との関連および法と経済学の法学方法論に対する影響などについて、総合的に講義する。</p> <p>本講義の到達目標は、法と経済学に関する基礎知識とその方法論の修得、特に法と経済学に関して、法学的見地からその有効性と課題について理解することで、法学方法論、法的思考力全般の強化につながることを目指す。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>本科目は、「立法政策学」と密接に関連する。また「法哲学」、「法史学」など「基礎法学」との関連も強い。なお、基本六法および選択科目全般との関連性はいうまでもない。</p> <p>また、法と経済学研究が盛んな「経済法」、「国際経済法」、そして民事法各科目との関連は特に重要である。</p> <p>なお、本講義は、現実の事象を分析する方法論を提供することから、各ワークショップにおける実務法曹教育を補完する役割を果たしうものと考えている。</p>
3. 授業の方法	<p>講義の方法は、演習形式を用いる。受講生は、事前に指定するテキストおよび指定されたケース等について予習することが義務づけられる。また講義では、講師によって法と経済学の基礎理論および法と経済学固有の論点に関する講義および質疑応答、学生同士による討論および講師によるフィードバックを通じて、法と経済学に関するより深い理解を促進する。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	各ユニットに対応した法科大学院教育に最適なテキストと、法と経済学に関するプロブレムメソッドを行うためのサブテキストおよび経済学に関する基本的なサブテキストを用いる。
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>法と経済学の全体構造</p> <p>法と経済学とはなにか、法と経済学特有の方法論とはどのようなものかについて、全体構造を解説する。特に、法と経済学誕生から、その論争についてコース、ボズナー等法と経済学の黎明期の学者のエピソードなどを交えて講義する。</p>
第2回	<p>マイクロ経済学の基礎概念① 基礎理論</p> <p>法と経済学の基礎理論であるマイクロ経済学、特に需要と供給に関する価格理論について解説する。なお講義に際しては、法・社会規範、制度と経済学との関連を受講者に強く意識させるよう、法的問題を素材とした講義を行う。</p>
第3回	<p>マイクロ経済学の基礎概念② ゲーム理論</p> <p>前回に引き続き、消費者行動、生産者行動、消費者余剰と生産者余剰等マイクロ経済学の基礎理論を講義する。なお、講義に際しては、インセンティブなどゲーム理論の成果について解説する。</p>
第4回	<p>コースの定理</p> <p>法と経済学におけるコースの定理は、その出発点であり、また、法と経済学の基本問題を理解するうえで極めて重要な概念であるので、この定理について講義する。講義内容としては、コースの定理、取引費用と外部性、所有と責任概念とコースの定理との関係が中心となる。</p>
第5回	<p>公法と「法と経済学」① 独占</p> <p>法と経済学は、公権力による民間市場への介入という場面において、最も鮮明にその問題提起を理解することができる。ここでは、市場における「独占」問題を取り上げ、独占に対する経済学的アプローチと、独占禁止法および法律学における独占に対するアプローチとを比較し、独占に対する公的介入についてその意義と課題について解説する。</p>

第6回	公法と「法と経済学」② 寡占 市場に対する公的介入において最も難しい問題は、寡占市場に対する介入である。そして、この領域では、ゲーム理論に基づくクローノー寡占の理論について検討する必要がある。そこで、寡占市場に対する公的介入について、特に市場における企業の戦略行動を中心に講義する。
第7回	公法と「法と経済学」③ 情報経済と収穫逓増、そしてネットワーク効果 情報経済は、収穫逓増、そしてネットワーク効果という新たな問題を提起する。そして、この問題に対する公的介入を検証するためには、経済学における収穫逓増について深い理解を必要とする。そこで、この収穫逓増とネットワーク効果について、情報経済の基礎理論を参考にしながら講義する。
第8回	公法と「法と経済学」④ 市場の失敗と法 情報の非対称性、公共財、そして環境保全問題など、市場の失敗に起因する法的問題は、法と経済学のインターフェースを考える上で、極めて重要であり、またこれまでの公的介入に関する議論全体を総括する重要テーマである。そこで、市場の失敗に対する法学・経済学的アプローチについて総括を含め解説する。
第9回	公法と「法と経済学」⑤ 統治機構 公共選択論の議論を参考として、公共選択論、アローの投票モデル、社会的厚生と正義（ロールズの正義論）、権力分立と規制改革等、統治機構に関連する諸問題について法と経済学的視点から講義する。
第10回	私法と「法と経済学」① 借地借家法改正論争 法律学と経済学が、日本においてはじめて本格的に交錯し、そして激しい議論となった問題が、借地借家法改正論争であり、法律学と経済学のアプローチの相違を見事に対比させる議論となった。そこで、ここでは、私法と法と経済学との関係について理解する最適の素材としてこの借地借家法改正論争を素材として両アプローチについて講義する。
第11回	私法と「法と経済学」② 所有権 所有権概念は、近代資本主義社会の基本原則であると同時に、高度化する社会においてはその制限の範囲が問題となる。道路敷設における公的収用の補償の問題や、私有財産相互の調整、そして知的財産権など新しい財産に関する所有概念の問題など従来の法学に新しい示唆を与える経済学的なアプローチは、法学にとって極めて有益なものである。そこで、ここでは、所有権をめぐる法学と経済学のインターフェースについて解説する。
第12回	私法と「法と経済学」③ 契約自由の原則および危険負担 契約は、守らなくてはならないという根本命題に対する法と経済学的アプローチは、契約を破る自由があるというものである。そこで、まずこの効率的契約違反に関する議論を紹介し、法律学の従来のアプローチと経済学のアプローチとの交錯について検討する。そして、民法における危険負担、その最大の問題であった債権者主義（民法534条）の解釈論について、経済学的アプローチからの説明を対比させ、その思考形式の相違点について解説する。
第13回	私法と「法と経済学」④ 不法行為 法と経済学における最大のポイントは、損害とその因果関係、そして過失理論に対する経済分析の導入である。そして、不法行為は、経済分析が比較的早く浸透した領域でもある。そこで、ここでは、不法行為に関する法と経済学的アプローチについて、民法709条の要件解釈を機軸として解説する。
第14回	法と経済学の法思想 正義と法に関する法と経済学的アプローチの検証 法学と経済学について、法思想、法学方法論という視点から、その正義に対するアプローチについて、「正義の経済学」R・ボズナーの主張およびロールズの正義論等を解説し、法と経済学の法学方法論としての意義および課題について講義する。
第15回	試験

法務研究科法務専攻（法科大学院） 講義要綱

授業科目名	立法政策学				
担当者名	鈴木 孝之				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>受講者の中には、将来、行政機関及び立法府の内外で立法作業に参画する機会を得る者も珍しくないものと考えられる。本授業は、法解釈学を主体とする法律科目で得られた知識・思考方法を新たなルール作りの場で発展的に活かす能力を形成することを目的とする科目である。</p> <p>本授業は、立法過程を単に客観的に分析するだけにとどまることなく、立法作業者として主体的に係わる実務者のためのものであるため、実務上の表現技術を軽視するようなことのないように心掛けることとする。</p> <p>本授業の到達目標は、各条文が連動関係にある行政法規であって、小規模な法律の一部改正法案が起案できる基礎的能力を身につけることを目指す。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>既習の法律科目で、現実社会での問題の存在を認識している経験のあることが重要である。また、条文表現技術及び法案資料作成能力は、法律関係文書の作成に普遍的に活かされる内容のものである。受講生は、引き続き「行政学」も選択することが望ましいほか、「法と経済学」の受講が立法政策の評価分析の視点から有用である。</p>
3. 授業の方法	<p>質疑応答により問題意識を持たせつつ行う講義方式と、課題を分担して各受講生が報告し批判を受ける演習方式を併用。すなわち受講生は必ず事前に予習を行い自ら必要な知識の概要を把握した上で授業に臨み、授業では講師が自ら立法過程に参画した実務経験も踏まえて行う説明を批判的に聴き、その質問に対して応答する過程を通じて、自己の知識を修正しつつ、より深い考察ができるようにする。授業では、特に自ら疑問を設定し、積極的に学習を進める能力の涵養を重視する。文書作成の実地指導も行う。</p> <p>なお、課外授業として、国会各部門と内閣法制局を実地見学する機会を設ける。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>立法政策学、立法学、立法技術、立法過程論などに関する複数の参考書を指定するので、受講者は、適宜、これらの文献から知識を得ることができるが、全般的には、講師が提供するレジメと参考資料によって、学習を進める。受講生は、さらに国会・行政機関のHPを活用するなど自らの工夫で、講義で得た知識を確認し、自分独自の成果を作り上げる。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>立法政策学の意義</p> <p>イントロダクションとして、現実社会の解決すべき問題を取り扱う方法には、実定法を所与の体系として展開する法解釈学とは別の観点から、法制度又はルールを新たに設計し、これを実定法体系に結び付ける方策の理論的枠組みと技術を提供する立法政策学があり得ること、すなわち立法政策の意義を把握させる。</p>
第2回	<p>立法事実</p> <p>立法政策の立案の基礎作業となる立法事実（法令を制定する必要の根拠付けとなり、その合理性を認識させるような社会的事実）の調査・収集・確定が実際にどのように行われているかを検証する。</p>
第3回	<p>法律事項</p> <p>立法政策の形成過程において法律事項の存在を確認する必要がある、他の行政的手段で解決できるか、新たな立法措置によらなければならないか、どのような法形式によるべきか、関連法規は何かなどの検討を実例を用いて学習する。</p>
第4回	<p>立法政策の原則</p> <p>法適格性（強要性・実効性）、規範性（法的整合性・社会的公正）、合理性（目的と手段の均衡）など、民主主義と憲法への適合性も含め、立法政策の原理原則を設例により、社会の中の多様な価値観の反映させるべく、受講生間で討論する。</p>
第5回	<p>成文法の構造</p> <p>規範を文章で表現した複数の規定を、一定の論理に従って集め、一定の基準に従って並べたものが成文法の構造といわれるものであるが、この点では基本六法が特殊であって、むしろ実定法の多くを占める行政法規から原則を抽出する作業を行う。</p>

第6回	<p>条文化の原則と技術</p> <p>条文化について、全成文法体系との整合性をはじめとし、統一性・相対性・正確性・簡潔性・平易性など相対的なルールがあることを理解し、条文化の準備として法令案骨子、法令案要綱などによる整理方法を検討する。</p>
第7回	<p>法令用語の基礎と応用</p> <p>「及び」「並びに」「又は」「若しくは」、「者」「物」「もの」、「時」「とき」「場合」をはじめとし、「なお従前の例による」「なお効力を有する」に至るまで、基本的な法令用語の意味付けと使い分けを条文実例によって習得する。加えて、用字表記法のルールについても言及する。</p>
第8回	<p>一部改正法の作成</p> <p>六法全書に掲載されることのない「溶け込み方式」の一部改正法令の実例を解析し、立法技術の原則と論理を、一部改正、全部改正、廃止、附則の場合に分けて習得する。</p>
第9回	<p>罰則と経過規定</p> <p>法令作成にあたって、最も考慮事項が多く、かつ、論理的整合性を求められる罰則と経過規定について、作成技術上の留意点を説明する。</p> <p>この時点で、受講生は、各自が一部改正作業の対象とする法令を報告する。</p>
第10回	<p>内閣提出法案の決定過程</p> <p>内閣提出法案の策定は、複数年をかけ、内外部の政策共鳴プロセスを経て、提出前年の夏の重要政策・予算概算要求決定とともに、具体的な法文作成作業に入る。これらの過程で展開される政党・利益団体・関係省庁との調整、予算・定員管理当局との交渉、内閣法制局の審査を事例研究しながら、法案作成の観点を分析する。</p>
第11回	<p>内閣提出法案と政党</p> <p>議院内閣制であることを建前に、内閣提出法案は、国会提出前に、「与党審査」と称される政府・与党間の意見調整手続を経る。また、国会提出後には、野党への説明が行われる。「政治」と「行政」が交流する最重要レベルの意思決定過程を法曹の目で分析し、その在り方を検討する。</p>
第12回	<p>議員提出法案の決定過程</p> <p>議員立法の意義・類型、内閣提出法案との関係、与野党における審査過程、議院法制局・調査室・調査立法審査局・関係省庁の関与、利益団体との調整、法文の語句に係わるなどの議員提出法案が決定されるまでの複雑な力学を分析する。</p>
第13回	<p>国会審議と障害物競争</p> <p>委員会中心主義が採られる国会審議では「吊るしを下ろす」という国会内の慣用語に代表されるように、政党間の合意と審議時間の獲得を巡って、法案担当者にとってハードルをクリアしていく熾烈な障害物競争が展開される。国会法・議院規則とともに、各政党の国会対策委員会が機能する現実の法案審査手続を分析する。</p>
第14回	<p>立法の適応過程と評価</p> <p>法令は、制定・公布だけで社会に適応していくものではなく、周知活動と遵守のための環境作りが必要であり、かつ、制定時の社会的・経済的諸条件が変化した場合、無用有害なものとなるので、監視及び評価に係る法曹の役割を検討する。</p>
第15回	<p>試験</p>

法務研究科法務専攻（法科大学院） 講義要綱

授業科目名	法交渉学				
担当者名	田村 次朗				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>法的問題解決に際して重要となる交渉について、実務法曹が直面する様々な交渉場面に応用可能となる一般理論、すなわち原則立脚型アプローチの修得を目的とする。講義に際しては、交渉学の基礎的な理論および和解・調停など法的交渉の各状況に応じた交渉による効果的な問題解決の方法論を修得させるため、講義と共に模擬交渉を体験させ、その交渉結果に関する質疑および討論を通じて体験的に学習させる。</p> <p>本講義を通じて、法的問題に関する柔軟な対応力、問題解決能力の基礎的素養を身につけさせることが到達目標となる。なお、本講義において取得した方法論は、通常の法的交渉、和解、調停にとどまらず法廷活動全般にわたる交渉能力の増進に資すると考える。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>選択科目としては、紛争解決に係る「裁判外紛争解決（ADR）」、「家事審判実務」に関する基礎理論を提供する意味で関連が深い。また、実務基礎科目群に配置される「民事実務基礎」、「刑事実務基礎」、「模擬裁判（刑事・民事）」、「法曹倫理」とも法的問題解決において、密接に関連する。</p> <p>また、各ワークショップおよび選択科目に配置される実務科目に関しては、具体的な法的問題解決の一般的方法論を提供する本講義は、これらの科目における問題処理能力の育成を補完する役割を持つ。</p>
3. 授業の方法	<p>講義の方法は、演習形式を用いる。そこでは、交渉学の基礎理論に関する講義および質疑応答と共に模擬交渉を実施し、その後、講師および学生による討論を行うことにより、交渉学理論を体験的に修得する。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>法交渉学に最適なテキストおよび各講義内容に必要な文献、資料を注視のするサブテキストを用いる。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>法交渉学の全体構造 論理的思考力の交渉学への応用、駆け引き型交渉と原則立脚型交渉など各種交渉の分類、原則立脚型交渉の基本原則、そして原則立脚型交渉における交渉過程の管理に関する方法論について解説する。</p>
第2回	<p>論理的推論と交渉 法的交渉における依頼人、交渉相手が申し述べる事実の概要、利益の主張および法的争点を整理する際に重要となる論理的推論について、各種の推論に関する方法論、問題の整理方法について解説する。</p>
第3回	<p>論理的立論と交渉 法的交渉に際して、依頼人に対する説明、交渉相手、裁判官などに対する事実概要の説明、利益の主張を行うための効果的な立論の仕方、説得・説明に関する方法論について解説する。</p>
第4回	<p>原則立脚型交渉の基礎理論 法交渉学の基礎理論に当たる原則立脚型交渉における目標設定、事前準備のための方法論および効果的な原則立脚型交渉の進行方法について、法交渉学上重要となる具体的な紛争事例を素材に解説する。</p>
第5回	<p>単純価格交渉と原則立脚型交渉 原則立脚型交渉の具体的なプロセスを体験的に理解させるため、比較的争点の少ない価格に関する模擬交渉を行い、その結果について、教師による学生への質疑、助言さらに学生同士の討論を行う。その後、交渉における原則立脚型交渉の有用性について講義する。</p>

第6回	合意阻害要因 交渉成立を阻害する各種の阻害要因について、感情、先入観、そして交渉相手の姿勢に対する有効な対応策と、原則立脚型に則した創造的な問題解決に導く方法論について講義する。
第7回	合意阻害要因回避に向けた交渉 交渉の成立を阻害する様々な阻害要因を内包する複数争点型の模擬交渉を行い、その結果について、教師による学生への質疑、助言さらに討論を行う。その後、合意阻害要因を効果的に回避する方法論について講義する。
第8回	組織内交渉 組織内部における問題の解決に必要な原則立脚型交渉の方法論について、効果的な議論の運営を中心に、創造的な問題解決を促すファシリテーション技術に関する講義を行う。その後、組織内交渉に関する簡単な模擬交渉を行い、体験的な理解を促す。
第9回	法的交渉基礎論 弁護士として、依頼人と面談する際の効果的な聞き取り調査（インタビュー）、法的助言を行う際の留意事項および和解、調停そして仲裁、さらには法廷における法交渉学の方法論など、法的交渉を行う際の基本原則について講義する。
第10回	複数争点二当事者型法的交渉 最も一般的な二当事者間における複数の法的争点および争点を含む模擬交渉を行い、法的交渉における問題解決に向けた交渉過程の運営、管理および依頼人の利益に配慮した効果的な主張および効果的・効率的な合意形成について、教師による学生への質疑、助言さらに学生同士の討論を行い、その後解説する。
第11回	和解・調停における法的交渉 和解および調停など裁判外紛争処理における当事者間の交渉を想定し、依頼人の利益を重視した問題解決型の和解の形成、調停の運用そして裁判外紛争処理の効果的な活用などについて、具体的な紛争事例に基づき講義する。
第12回	多数当事者間多争点交渉の一般理論 法的交渉における複数当事者の存在する交渉場面の処理について、その交渉の性質、争点の対立状況の整理および複数当事者間の相互利益促進に向けた問題解決について、その法交渉学上の方法論を講義する。
第13回	多数当事者間多争点交渉の問題解決 多数当事者間の問題であり、争点が複雑に錯綜しており、解決に向けた交渉の難航が予想される模擬交渉を行い、その結果について、教師による学生への質疑、助言さらに学生同士の討論を行い、その後解説する。
第14回	法的紛争における創造的な問題解決理論 原則立脚型交渉の法的交渉への応用および複雑化した交渉における創造的な問題解決を促すための交渉の管理・運営方法について、これまでの講義全体をふまえた総括的な解説および学生との質疑応答などを通じて、交渉学の全体構造を再確認するための講義を行う。
第15回	試験

法務研究科法務専攻（法科大学院） 講義要綱

授業科目名	政治学				
担当者名	小林 良彰				
単位数	2 単位	配当年次	1・2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	「政治や社会をどのような視点から見ればいいのか？」あるいは「政治や社会をより良くするためには、どうしたらよいか？」と言う問題について、全くの基本的なことから順次、説明・紹介することを目的とする。本授業を通して、政治学における必要な知識を得ると共に、上記の問題について、履修者が自分自身の考えを少しでも膨らませてくれることを到達目標とする。なお、学部時代に政治学を履修したことがない学生を対象とした授業を行う（政治学を履修したことがある学生が、本講義を履修することはできる）。
2. 関連する科目との関係	隣接科目の中でも、法律学に最も関連する度合いが深い科目の一つである。特に、「憲法」、「行政法」等の思想的バックグラウンドや、政治における役割を理解するのに有益である。
3. 授業の方法	基本的には講義形式であるが、一方的に講義の内容を受け入れるのではなく、履修者自身の考えを伸ばすように心掛けて欲しい。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	教科書：小林良彰『選挙・投票行動』東京大学出版会 参考書については、必要に応じて、随時、紹介する。
6. 授業内容（細目）	
第1回	<政治学の目的と意義> 政治学とは何か？ 何故、政治学を学ばなくてはならないのか？ と言った初歩的な内容から話を進めます。その上で、米国や日本における政治学の現状について説明します。
第2回	<日本の政治の現状> まず私達が住んでいる「現代の日本の政治」がどのような状況にあるのか？ そして、何を解決して行かなくてはならないのかを考えることで、これから政治学を学んで行く問題意識を明らかにして行きます。
第3回	<決定の政治学Ⅰ：政治体制論> 「誰が決定を下すのか？」という視点から、プラトン、アリストテレス、ホッブス、ロック、ルソー、ベンサム、ミルなどの政治体制に関する考え方を明らかにします。
第4回	<決定の政治学Ⅱ：決定原理> 「代議制民主主義」の基本原則となる多数決原理について、その意義と課題について説明します。特に、「投票のパラドックス」や「決定コスト」「戦略的投票」などについて明らかにします。
第5回	<民主主義の政治学Ⅰ：政治権力論> 「現実の政治や社会では、誰が決定をしているのか？」という観点から、トルーマンの利益集団論、ハンターの地域権力構造論、ミルズの権力エリート論などについて説明します。
第6回	<民主主義の政治学Ⅱ：政治多元論> 米国の政治学に大きな影響を与え、一時は日本の政治学にも影響をもたらしたダールの政治多元論（ブルーリズム）について紹介すると共に、その意味と限界についても考えることにしたい。

第7回	<p><民主主義の政治学Ⅲ：ポリアーキー論> 冷戦下における体制選択論議の中で出てきたダールのポリアーキー論について紹介し、「何が良い政治なのか？」を考えて行くきっかけとしたい。また、ポリアーキー論に対する様々な批判についても紹介したい。</p>
第8回	<p><民主主義の政治学Ⅳ：ネオ・コーポラティズム論> 米国で生まれたポリアーキー論に対し、欧州で生まれたネオ・コーポラティズム論を紹介すると共に、日本の政治社会の現状をどちらの考え方で捉えることができるのかについても考えることにしたい。</p>
第9回	<p><民主主義の政治学Ⅴ：ニュー・ポリティカル・カルチャー論> 環境問題などの新しい争点が誕生するにつれて、有権者に対する従来の政党の拘束力が薄れ、従来型の「リベラルvs保守ヴァリエーション」とは異なる新しい政治軸が誕生しつつある。そこで、このNPCについて紹介することにしたい。</p>
第10回	<p><民主主義の政治学Ⅵ：投票行動論> 有権者がどのような基準で投票行動を決めているのかについて、様々な理論やモデルを紹介しながら、民主主義における選挙の意義についても考えて行くことにしたい。</p>
第11回	<p><民主主義の政治学Ⅶ：マス・コミュニケーション論> 有権者と政策形成者の間をつなぐマス・コミュニケーションがどのような影響力をもたらすのかについて、様々な考え方を紹介し、マス・コミュニケーションのあり方についても考えることにしたい。</p>
第12回	<p><配分の政治学Ⅰ：福祉国家・地方自治・国際協力> 現在、話題となっている地方交付税や市区町村合併などに関して、「個人と個人の間、地域と地域の間、国と国の間における再配分はどのような状態にあるのか？」を学ぶことにしたい。</p>
第13回	<p><配分の政治学Ⅱ：配分の原理> ロールズやノジック、ドゥオーキンなど、再配分に関する新しい社会契約の考えを紹介することで、「個人と個人の間、地域と地域の間、国と国の間における再配分はどのようにあるべきなのか？」を考えることにしたい。</p>
第14回	<p><政治改革論> 現在の政治や社会をより良くするためには、どのような制度改革を行う必要があるのかについて、これまでの議論を紹介すると共に、新しい改革についても考えることにしたい。</p>
第15回	試験

法務研究科法務専攻（法科大学院） 講義要綱

授業科目名	行政学				
担当者名	鈴木 孝之				
単位数	2 単位	配当年次	1・2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>受講者の中には、将来の兼職として行政官の地位に就く者があるほか、行政機関と交渉したり、行政に参画したりする機会を得ることも珍しくないものと考えられる。また、実定法の多くは行政機関によって運用されている。本授業は、行政を単に客観的に解釈・分析しようとするだけにとどまることなく、行政に当事者として主体的に係わる場合の知識及び思考方法の取得を目的とする科目である。</p> <p>本授業では、フィールドワークの手法を活かすように心掛ける。</p> <p>本授業の到達目標は、行政機関における政策形成過程を理解し、法知識と学習調査能力を生かして、バランスのとれた留意事項を配した政策企画と法運用ができる基礎的能力を身につけることを目指す。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>「行政法」の履修が同時に望まれるが、必須ではなく、他の法律科目からでも得られた現実社会における問題の存在を認識している経験のあることが重要と考えられる。これらの問題解決のために、イニシアティブを持って、利害関係者間を調整し、結論に至る能力は、普遍的に必要とされる。受講生は、「立法政策学」も選択することが望ましいほか、「法と経済学」の受講が政策・法形成の評価分析の視点から有用である。</p>
3. 授業の方法	<p>質疑応答により問題意識を持たせつつ行う講義方式と、課題を分担して各受講生が報告し批判を受ける演習方式を併用。すなわち受講生は必ず事前に予習を行い自ら必要な知識の概要を把握した上で授業に臨み、授業では講師が自らの行政官としての実務経験も踏まえて行う説明を批判的に聴き、その質問に対して応答する過程を通じて、自己の知識を修正しつつ、より深い考察ができるようにする。授業では、特に自ら疑問を設定し、積極的に学習を進める能力の涵養を重視する。</p> <p>なお、第8回から第10回の3回は、各省庁の中堅職員を招き、所管行政における法運用について意見交換する。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>行政法・行政学の分野で関係する複数の参考書を指定するので、受講者は、適宜、これらの文献から知識を得ることができるが、全般的には、講師が提供するレジュメと参考資料によって、学習を進める。受講生は、さらに行政機関のHPなどを多用するなど自らの工夫で、講義で得た知識を確認し、自分独自の成果を作り上げる。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>行政官の思考形態</p> <p>イントロダクションとして、「デマケ」「合議（あいぎ）」「切り貼り」「デキアイ」「すりあわせ」「もむ」「ツメル」「ツマッテイル」「ツケだし」「ツケを返す」「カウンターパート」「マルボツ」「てにをは」「クリア」「握る」「落とし所」などの省庁内の慣用語を例示に、近代行政は文書主義と言われる、行政官の政策調整及び合意形成過程における思考形態を背景事情とともに考察する。</p>
第2回	<p>政策と人事システム</p> <p>「横割り」「縦割り」、「官房」「原局」、「政策局」「現場」、「筆頭課」「原課」、「総括」「担当」、「スタッフ」「ライン」、「キャリア」などの省庁内の慣用語を例示に、政策立案と人事システムの結び付きを歴史的由縁とともに考察する。</p>
第3回	<p>議院内閣制と行政組織</p> <p>政治と行政の混交システム（大臣・副大臣・政務官・政府参考人）と分離システム（政策企画部門・執行部門）を切り口に、議院内閣制における行政組織の在り方を検討する。</p>
第4回	<p>行政機関の内部組織</p> <p>国の最高レベルの行政事務を処理する「局」の観念を切り口に、「官房」「部」「課」「室」等の職制及び所掌事務から生じる重層的意思決定システムと官庁内帰属グループから生じる官庁内官庁の問題を客観的に理解することに力点を置く。</p>
第5回	<p>内部共鳴プロセス</p> <p>政策立案（法創造と法運用を含む。）については、担当課が発議者となることが原則であるので、当該省庁の政策となること、すなわち有限の資源（予算・人員等）を獲得する作業のために、内部で政策への共鳴を得ていくプロセスを検証する。</p>

第6回	外部共鳴プロセス 広報活動とともに、審議会、私的研究会、関係業界、地方自治体、関係議員、与党関係部会、マス・メディアなどを通じて、外部において政策への共鳴を得ていくプロセスを検証する。
第7回	法形式の選択 政策実現にあたっては、法令による行政のみならず、行政指導や通達行政、さらに指針等によるガイドライン行政がある。また、省庁間の政策協調の事例と、同時に政策競合の事例が増えている現状で、それぞれの利害得失を把握する。
第8回	企画型行政の政策・法形成 現職行政官との意見交換(1) (経済産業省、金融庁等) 社会的関心事となった事例について、担当省庁の中堅職員を招き、当該事例における法形成・法運用の解説を聴き、受講生と意見交換を行う。
第9回	現場型行政の政策・法形成 現職行政官との意見交換(2) (国土交通省、農林水産省、厚生労働省、警察庁等) 社会的関心事となった事例について、担当省庁の中堅職員を招き、当該事例における法形成・法運用の解説を聴き、受講生と意見交換を行う。
第10回	査定型行政の政策・法形成 現職行政官との意見交換(3) (財務省、総務省等) 社会的関心事となった事例について、担当省庁の中堅職員を招き、当該事例における法形成・法運用の解説を聴き、受講生と意見交換を行う。
第11回	政策企画書の立案 問題認識・現状・解決手段等を記載した政策企画書(確定した様式があるものではなく、省庁内で作成される企画書のイメージ)の作成の留意点を解説する。 この時点で、受講生は、各自が政策企画書の作成対象とする政策課題を報告する。
第12回	行政手続 行政事件訴訟法、行政不服審査法、行政手続法、規制の設定又は改廃に係る意見提出手続(パブリック・コメント手続)、公聴会、審理会、住民訴訟、監査請求等に関して、行政機関との交渉手段の選択肢を検証する。
第13回	情報公開 情報公開法(行政機関の保有する情報の公開に関する法律)の利用方法及び問題点について解説する。その他、行政機関の利用方法及び行政情報の入手方法の選択肢を検証する。
第14回	政策評価 政策評価法(行政機関が行う政策の評価に関する法律)をはじめとし、行政機関のアカウントビリティ(説明責任・結果責任)をめぐる現状と諸問題について検討する。
第15回	試験

法務研究科法務専攻（法科大学院） 講義要綱

授業科目名	経済学				
担当者名	塩澤 修平				
単位数	2 単位	配当年次	1・2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>経済学未修者を対象とし、現実経済を理解し評価するための手段としての経済学の基本的な概念ならびに分析手法の習得を目的とする。</p> <p>希少資源をめぐる経済の本質ならびに制約条件付き最適化といった経済学的発想についての理解、ミクロ経済学およびマクロ経済学の論理構造や基本概念について一通りの理解、日本経済の直面する課題や経済政策に対する評価の基礎を身に付けることを目標とする。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>「金融論」など、経済関係の科目の基礎になるものである。したがってそれらの科目の履修前か、あるいは並行して履修することが望ましい。高校卒業程度の数学的知識は前提とするが、必要に応じて解説する。また、「法と経済学」、「立法政策学」の基礎になる。</p>
3. 授業の方法	<p>講義形式であるが、論理的な理解力を高め、現実との関係を認識するために、適宜問題演習やデータの参照を行う。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>経済学全般についての入門書、たとえば 塩澤『経済学・入門』（第2版）有斐閣、『基礎コース経済学』新世社などを適宜用いる。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>経済の本質 経済の基本問題、すなわち希少な財の生産と分配の問題と、それを解決するための社会的な手段としての市場のしくみを学ぶ。 ：希少性、資源配分問題、市場の役割割、経済循環の構造</p>
第2回	<p>消費者行動の理論（ミクロ経済学1） 市場における「需要」がいかん決定されるかを消費者行動の定式化を通じて考察する。 ：選好と効用関数、需要関数の導出、代替効果と所得効果</p>
第3回	<p>生産者行動の理論（ミクロ経済学2） 市場における「供給」がいかん決定されるかを消費者行動の定式化を通じて考察する。 ：生産技術と費用関数、供給関数の導出</p>
第4回	<p>市場均衡（ミクロ経済学3） さまざまな構造の市場において、価格がいかん決定されるかを考察する。 ：市場構造、完全競争市場と調整過程、独占と独占的競争、余剰と比較静学ゲームの理論と寡占</p>
第5回	<p>市場機構の効率性とその限界（ミクロ経済学4） 経済をある種の観点から評価する、規範的な分析である「厚生経済学」の基礎を学ぶ。 ：パレート効率、経済のコア、厚生経済学の基本定理、市場の失敗</p>
第6回	<p>不確実性下の意思決定と社会的選択（ミクロ経済学5） 不確実性が存在する場合、ならびに複数の主体が存在する場合の意思決定のしくみについて考察する。 ：危険に対する姿勢、情報の不完全性と逆選択、所得分配と社会的選択</p>

第7回	国際貿易と為替レート（マイクロ経済学6） 国際貿易ならびに資本移動のしくみ、為替レートの決定について考察する。 ：比較優位の原理、交易条件の決定、貿易政策、国際資本移動、為替レート決定
第8回	国民所得の諸概念とその決定（マクロ経済学1） マクロ経済に関する基本的な概念、有効需要の原理に基づく国民所得決定のしくみについて考察する。 ：広義の国民所得、三面等価の原則、有効需要の原理、乗数効果
第9回	財政・金融政策の効果1（マクロ経済学2） 経済政策の効果について、物価水準一定の想定のもとで考察する。 ：財政・金融の目的と手段、貨幣需要と貨幣供給、IS-LM分析による財政・金融政策の効果
第10回	財政・金融政策の効果2（マクロ経済学3） 経済政策の効果について、物価水準の変動を考慮に入れて考察する。 ：総需要関数と総供給関数、インフレーションと合理的期待
第11回	国際マクロ経済学と経済成長（マクロ経済学4） 開放経済における、所得決定ならびに経済政策の効果、固定相場制と変動相場制のそれぞれにおいて考察する。また景気循環と経済成長の基礎を学ぶ。 ：貿易を考慮したIS-LM分析、開放経済における経済政策の効果、物価と為替レートの調整、景気循環の型と要因、経済成長
第12回	マクロ経済学のミクロ的基礎（マクロ経済学5） 労働市場、金融市場について、マクロ的定式化の背後にある、個人の合理的行動について考察する。 ：職探し理論、世代重複モデル、再決定理論、労働契約理論
第13回	これからの課題1 税制改革、環境問題など、これから取り組むべきさまざまな問題について、経済学的に考察する。 ：社会システムとNPO、企業フィランソピーと寄付税制、環境問題と資源の再利用、環境税と排出権市場
第14回	これからの課題2 日本経済の過去を振り返り、今後の進むべき道を探る。 ：日本経済の長期的趨勢、日本経済の現状、経済活性化戦略、
第15回	試験

法務研究科法務専攻（法科大学院） 講義要綱

授業科目名	金融論				
担当者名	池尾 和人				
単位数	2 単位	配当年次	1・2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>本講義は、金融論の基礎的知識の習得を目的としている。ただし、時間的制約から、金融に関わるすべての基礎的知識を網羅的に講述することはできない。それゆえ、講述されるトピックスは、日本の金融の現状を理解することに資するという観点から選択されている。具体的には、金融商品の価格付け（pricing）についての基本的考え方の説明に時間を割く一方で、貨幣経済理論（monetary economics）にかかわる話題についてはカバーしていない。これらの点で、わが国における伝統的な金融論の講義とはやや異なっている。</p> <p>現代日本における金融現象や金融問題に対して、適切な理解と洞察力を持てるようになることを目指す。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>経済学の基礎知識が必要であり、学部時代に経済学の履修をしていない者については、「経済学」を先行して履修することを勧める。また、「商法」（会社法）、や破産法に関する知識は、本科目の履修においても、きわめて有益である。</p> <p>より十全な金融論の理解のために、受講者には補完的な自習活動を期待したい。</p>
3. 授業の方法	<p>講義形式を基本とするが、途中で、それまでの講義内容を手短かに振り返るための2回の復習セッションをおき、その回では、前半を質疑応答に当て、後半には小テストを実施する。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>受講者には、講義に先立って下記の予備テキストを読み、予習しておくことを求める。</p> <p>予備テキスト：池尾和人『現代の金融入門』（ちくま新書、1996年）。</p> <p>本テキスト：池尾和人（編）『金融ファイナンス入門』（ビジネス・エコノミックス・シリーズ、ダイヤモンド社、2004年刊行予定）。</p> <p>また、『日本経済新聞』、『週刊東洋経済』、『週刊ダイヤモンド』などの経済動向に関する定期刊行物を購読することを強く勧める。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>2. イントロダクション：①金融システムの機能</p> <p>金融の役割を金融システムに期待される6つの機能という形で整理し、順次解説する。単なる資金の移転にとどまらない、リスク管理やガバナンスの面での金融の役割の重要性を述べる。</p>
第2回	<p>1. イントロダクション：②日本の金融システム（概観）</p> <p>日本の金融システム・金融制度の現状について概観し、第1回で述べた6つの機能を日本の金融システムが十全に提供できているかどうかを検証する。金融システム改革の経緯と今後の課題についてもふれる。</p>
第3回	<p>3. 時間とリスク：③現在価値と将来価値</p> <p>資産とは、その保有者に将来キャッシュフローをもたらすものであると定義できる。それゆえ、金融資産の価値は、もたらされる将来キャッシュフローの現時点における等価額になることを説明する。</p>
第4回	<p>2. 時間とリスク：④リスクの評価</p> <p>将来もたらされるキャッシュフローの値が不確実である場合に、そのリスクをどのように評価し、現時点における等価額を求めるかについての基本的な考え方（CAPMの初歩）を解説する。</p>
第5回	<p>復習セッションⅠ（第1回目の小テスト）</p> <p>前半において、「1. イントロダクション」と「2. 時間とリスク」の内容を復習し、後半でその範囲についての小テストを実施する。</p>

第6回	4. 金融市場と金融機関：⑤預金取り扱い金融機関 一般には銀行と呼ばれている預金取り扱い金融機関の3つの働き（すなわち、決済機能、与信機能、変換機能）について説明する。
第7回	3. 金融市場と金融機関：⑥短期金融市場 銀行がその機能を遂行する上で、インターバンク市場の存在がいかに重要であるかを解説する。そして、インターバンク市場に加えてオープンな短期金融市場の拡大が経済全体の流動性管理にもつ含意を検討する。
第8回	3. 金融市場と金融機関：⑦資本市場 高度に発達し、複雑化した経済がうまく機能していくためには、資本市場のもつ情報集約・伝達機能が不可欠になる。情報効率的な資本市場の不在が日本経済の発展の阻害要因となっていることを示す。
第9回	3. 金融市場と金融機関：⑧市場仲介機関と制度インフラ 十全に機能する資本市場を確立するためには、それを支えるサービスを提供する多様な市場仲介機関の存在と法制・会計制度の整備を必要とする。その意味で、資本市場は先進国でしかもてない高度な構築物であることを述べる。
第10回	3. 金融市場と金融機関：⑨金融機関のリスク管理 金融取引が高度化・複雑化する中で、金融機関の直面するリスクも多様化するとともに、それを管理する手段も広範に提供されるようになってきている。リスク管理という切り口から銀行と資本市場の補完的關係をみる。
第11回	復習セッションⅡ（第2回目の小テスト） 前半において、「3. 金融機関と金融市場」の内容を復習し、後半でその範囲についての小テストを実施する。
第12回	5. 信用秩序と金融政策：⑩銀行規制 金融システムに対する政府関与の根拠とそのあり方について述べる。政府によるセイフティネットの提供が、銀行等の行動を歪め、それを是正するためのさらなる規制の必要性をもたらしているという問題点についてもみる。
第13回	4. 信用秩序と金融政策：⑪貨幣供給 最後の2回は、マクロ経済にかかわる金融の役割をとりあげる。まず、銀行システムを通じて貨幣供給が行われるプロセスを解説し、結果としての貨幣供給量を規定する要因を明らかにする。
第14回	4. 信用秩序と金融政策：⑫金融政策 中央銀行が、貨幣供給量を規定する要因をどの程度まで、どのようにして制御することができるかをみる。この点で大きな能力をもつが、決して万能ではない中央銀行による政策運営の望ましいスタイルについても言及する。
第15回	試験（第1回から第14回までのすべての内容を出題範囲とする。）

法務研究科法務専攻（法科大学院） 講義要綱

授業科目名	会計学				
担当者名	黒川 行治				
単位数	2 単位	配当年次	1・2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	会計学未修者を対象として、財務会計の基本的枠組み、会計基準の設定と企業の会計意思決定の問題、会計認識および測定に関する基本的論理、会計測定の拡大と変容をふまえた近年の会計諸基準の具体的内容（金融商品の会計、ソフトウェアの会計、リース会計、退職給付会計、外国為替換算会計、キャッシュ・フロー財務諸表、連結会計など）について、理解を深めることを目的及び到達目標とする。
2. 関連する科目との関係	本科目をよりよく理解するためには、「簿記論」の既習あるいは履修が望ましい。 本科目は「商法Ⅰ・Ⅱ」、「企業会計法」の理解に有用である。
3. 授業の方法	講義形式で行う。テキストを指定し、講義しきれなかったものについては自習とする。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	テキスト：田中茂次「現代会計学総論 [第2版]」（中央経済社） 黒川行治「合併会計選択論」（中央経済社）
6. 授業内容（細目）	
第1回	〔財務会計の基本的枠組みと会計基準設定過程の問題〕 会計情報の供給と二つの選択レベル 会計基準設定過程の論点（規範的会計規準の存在可能性、政治的プロセス、政策技術としての会計基準、文化や社会システムのサブシステムとしての会計など）
第2回	〔企業の会計選択行動の問題〕 エージェンシー関係と経営者の行動、情報の非対称性と経営者の行動 経営者の恣意的行動を防止する制度、経営者の自己規制と情報の自発的報告など
第3回	〔財務諸表の作成原則〕 制度会計の諸規則 一般原則、貸借対照表および損益計算書の作成原則など
第4回	〔認識と測定〕 認識基準と測定基準 費用・収益の認識と測定 通常の販売および特殊販売取引の収益認識基準
第5回	〔流動資産〕 現金と預金 債権（貸倒れの評価、手形の割引、償却原価法など） 棚卸資産（評価損、低価法、強制低価法など） 有価証券（売買目的の有価証券の評価など）
第6回	〔固定資産〕 有形固定資産（修繕費と改良費、減価償却方法など） 無形固定資産（法律上の権利、のれん） 投資その他の資産（その他の有価証券の評価など） リース資産（オペレーティングリースとファイナンスリースなど）

第7回	<p>[繰延資産と研究開発費]</p> <p>社債発行差金 研究開発費 ソフトウェアの会計など</p>
第8回	<p>[負債]</p> <p>流動負債（支払手形、買掛金など） 固定負債（社債、新株引受権付社債など） 引当金（引当金の設定要件など） 退職給付会計（現在価値と退職給付会計基準の基礎概念）</p>
第9回	<p>[資本]</p> <p>資本金と資本剰余金（資本金の増加と減少に関する諸取引） その他の資本剰余金（贈与剰余金、評価替剰余金など） 利益剰余金（利益処分、配当可能限度額など）</p>
第10回	<p>[外国為替換算会計]</p> <p>外貨換算の諸方法 外貨建債権、債務の換算 為替予約 在外子会社等の財務諸表の換算など</p>
第11回	<p>[デリバティブ金融商品の会計]</p> <p>金融商品とは何か 先物取引 オプション取引 先渡取引など</p>
第12回	<p>[キャッシュ・フロー計算書]</p> <p>キャッシュ・フロー計算書の作成目的 資金の範囲、分類 直接法と間接法など</p>
第13回	<p>[連結会計（1）]</p> <p>連結財務諸表の目的と制度 連結の範囲（子会社、関連会社とは何か） 連結基礎概念（親会社概念とエンティティ概念） 全部連結と比例連結</p>
第14回	<p>[連結会計（2）]</p> <p>資本連結（全面時価法、部分時価法） 子会社株式の追加取得、一部売却、時価発行増資 債権・債務の相殺 未実現損益の相殺 企業結合取引の会計（合併と買収の違いなど）</p>
第15回	試験

法務研究科法務専攻（法科大学院） 講義要綱

授業科目名	簿記論				
担当者名	前川 千春				
単位数	2 単位	配当年次	1・2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	「簿記論」では、企業の経済活動を秩序正しく組織的に記録・計算・整理し、経営成績ならびに財政状態を明らかにするための記帳技術である複式簿記を学習する。複式簿記は他の会計科目を学ぶ上で基礎となるものであり、また経営分析（財務分析）を行う際にも必要となる知識である。本授業は、複式簿記の基本構造を十分理解するとともに、基本的な個別財務諸表（損益計算書・貸借対照表・キャッシュ・フロー計算書）の作成方法および読み方を習得することを目指している。授業の対象は簿記論の初学者である。
2. 関連する科目との関係	会計は商法ならびに証券取引法とも関係するが、複式簿記はすべての会計科目の基礎として位置づけられるものであり、特に同じ隣接科目である「会計学」を学習する上で欠かすことのできない基礎知識となっている。
3. 授業の方法	授業は基本的に講義形式であるが、可能な限り問題演習を取り入れ、それによって受講者の理解度を確認しながら進めていく予定である。簿記を習得するためには練習問題を繰り返し解いてみるのが何よりも大切であり、受講者は毎回授業の復習に十分な時間を充てることが求められる。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	授業では商業簿記の基本的なテキストを使用し、適宜プリントを配付して補足説明を行う予定である。その他に受講者の理解を確実にものとするため復習用のワークブックを数冊指定する。
6. 授業内容（細目）	
第1回	簿記の基本原則—その1 「簿記の目的および基礎概念」 簿記の目的、簿記の5つの要素（資産・負債・資本・収益・費用）、貸借対照表と損益計算書の関係について学習する。
第2回	簿記の基本原則—その2 「簿記一巡の手続（1）」 簿記上の取引、仕訳と転記、仕訳帳と元帳について学習する。
第3回	簿記の基本原則—その3 「簿記一巡の手続（2）」 試算表の作成、財務諸表の作成（損益計算書・貸借対照表）および精算表について基礎を学習する。（決算および財務諸表については第10回～第14回の授業において詳しく学習する。）
第4回	取引の処理と勘定科目—その1 「現金預金および商品売買に関する取引の処理」 現金、小口現金、当座預金、当座借越および商品勘定の分割（分記法・三分割法等）について学習する。
第5回	取引の処理と勘定科目—その2 「債権・債務に関する取引の処理」 売掛金と買掛金、前渡金と前受金、未収金と未払金、貸付金と借入金、仮払金と仮受金、立替金と預り金等について学習する。
第6回	取引の処理と勘定科目—その3 「商品売買に関する特殊な取引の処理」 未着品売買、委託販売・受託販売、試用販売、予約販売、割賦販売等の特殊な取引について学習する。

第7回	取引の処理と勘定科目—その4 「手形に関する取引の処理」 手形の振出・受入・引受、手形代金の取立・支払、手形の裏書と割引および手形貸付金・手形借入金について学習する。
第8回	取引の処理と勘定科目—その5 「有価証券に関する取引の処理」 有価証券の取得・売却、有価証券の評価および有価証券の利息ならびに配当金について学習する。
第9回	取引の処理と勘定科目—その6 「固定資産に関する取引の処理」 固定資産の取得・売却および減価償却の手續（定額法・定率法等）ならびに表示方法について学習する。
第10回	決算と財務諸表—その1 「試算表の作成および決算整理」 試算表の作成および商品棚卸、貸倒見積り、減価償却、有価証券の評価替、消耗品棚卸、収益・費用の見越と繰延等の決算整理事項について学習する。
第11回	決算と財務諸表—その2 「精算表の役割と作成方法」 精算表の役割と8桁精算表の具体的な作成方法について学習する。
第12回	決算と財務諸表—その3 「損益計算書と貸借対照表」 損益計算書と貸借対照表の具体的な作成方法、様式（勘定式・報告式）、表示区分等について学習する。
第13回	決算と財務諸表—その4 「キャッシュ・フロー計算書（1）」 キャッシュ・フロー計算書の意義、損益計算書・貸借対照表とキャッシュ・フロー計算書の関係およびキャッシュ・フロー計算書の資金概念ならびに表示区分について学習する。
第14回	決算と財務諸表—その5 「キャッシュ・フロー計算書（2）」 直接法と間接法との相違点および直接法・間接法によるキャッシュ・フロー計算書の具体的な作成方法について学習する。
第15回	試験

法務研究科法務専攻（法科大学院） 講義要綱

授業科目名	経営学				
担当者名	今口 忠政				
単位数	2 単位	配当年次	1・2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	経営学の未履修者を対象として、経営学の体系を理論的に理解するとともに、現代企業の抱える経営課題とその解決方法を習得することが目的である。そのために、経営学の基本的なコンセプトを講義しながら、企業統治、模範的な企業行動、事業再編、新規事業開発戦略、柔軟な組織設計などの諸問題を取り上げる。最終的に、現代の企業が抱える諸問題に対して、理論的かつ実践的に対処できる考え方や能力を習得することを目標とする。
2. 関連する科目との関係	経営学は企業そのものを対象にして、企業経営に直接関わる戦略、マネジメント、組織などを取り扱う。したがって、企業を取り巻く環境の変化に関する知識が必要不可欠である。たとえば、商法改正の動向は企業統治のあり方に大きく影響を与えるし、景気の動向や国際会計基準の動向によって、企業行動や投資行動が大きく影響を受ける。このことから、企業法務に関連した科目や、隣接科目に設置されている「経済学」、「会計学」などと関連を持っている。
2. 授業の方法	基本的には講義形式で進めるが、事例に対する解釈や問題点を討議する際には演習に近い形式で行われる。受講生は講義の内容を理解するとともに、疑問点や問題点に対して論理的にアプローチすることが求められる。随時、小テスト、あるいはレポートを課す予定であるから、経営動向に注視するとともに、学術的な文献も読破してほしい。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	受講生の事前知識によって最適な文献を随時紹介する。マネジメントに関する部分は、拙著『戦略構築と組織設計のマネジメント』（中央経済社、2001年）を参照。経営学のテキストは、目下執筆中。
6. 授業内容（細目）	
第1回	経営学の概観 経営学の体系を全般にわたって概観し、法学との違い、隣接科目である経済学や会計学との違いを理解する。経営学が実践科学であることから、理論とケース研究が必要であることを理解する。
第2回	経営学の歴史的発展 経営学の歴史的な発展過程を解説し、経営学がどのような問題を解決するために誕生したのか、その後、どのような産業の問題にアプローチしたかを理解する。20世紀初頭からの代表的な考え方を紹介する。
第3回	資本と労働の分離と経営者革命 経営の職能の高度化によって、計画、管理などのマネジメントが重要になり、専門的な能力を持った専門経営者が登場する。その背後にある所有と経営の分離や、専門経営者について説明する。
第4回	企業統治とトップマネジメント組織 経営者は企業の統治者として、経営の指揮を執る責任を持っているが、その統治形態は国によって異なっている。わが国の統治形態は、会社は誰のものかという議論とともに、大きく変化しようとしている。いわゆるコーポレート・ガバナンスの問題である。アメリカやドイツとの比較を通じて、わが国企業の統治のあり方を理解する。
第5回	企業の社会的責任と模範的行動 企業が大規模化するにつれて、自社の利益を追求するだけの存在ではなくなり、生産活動を通じて社会に対して貢献する責務を負うようになる。経営倫理、行動規範、社会的責任が叫ばれ、いわゆる模範的な企業行動が推奨されている。良い企業、優れた企業とはどのような企業であるかを理解する。
第6回	企業の環境適応システムと競争戦略 企業は環境に適応することによって存続している。環境適応システムには、さまざまな類型があり、自社の経営能力によって異なる。講義では環境適応システムのサイクル、類型、それによる競争戦略について講義する。

第7回	事業ポートフォリオ戦略 企業戦略の策定方法として、事業ポートフォリオの考え方がある。事業展開に関する良く知られた考え方であるが、これを用いて多角化戦略、事業の選択と集中戦略などを説明する。
第8回	グループ経営と事業再編戦略 近年、わが国でも行き過ぎた多角化や総合化を、選択と集中によって整理しようとする動きがある。事業再編戦略によって事業ドメインを選択し、自社の強みとする領域に集中しようとする戦略である。新規事業開発や撤退とも関連させて題材を提供したい。
第9回	新規事業開発戦略とイノベーション 新規事業や新製品の開発は、企業が成長するための重要な戦略である。講義では新規事業開発のためのイノベーションを起こさせる組織的な取り組みについて講義する。社内ベンチャー制度、MBOなどの制度的な取り組みや、報酬制度やプロジェクトマネジメントについても触れる予定である。
第10回	経営組織の諸形態 組織とは協働体系を指す用語であるが、協働にはさまざまな形態がある。基本的な機能別組織や事業部制組織を説明しながら、それぞれの組織のマネジメントについて解説する。戦略と組織との関連についても説明する。
第11回	ネットワーク型組織 ネットワーク型組織とは水平的な組織形態であり、自律分散型組織ともいわれる。革新的で、迅速な顧客対応に優れ、これからの俊敏な企業経営に適合した組織モデルである。このような組織のあり方を、これからの企業経営像と関連させて講義する。
第12回	マネジメントとリーダーシップ マネジメントは、計画、組織、リード、統制の諸活動を統合するものであるが、その考え方をいくつか説明する。その上で、管理者のリーダーシップや従業員のモチベーションについて説明する。
第13回	日本的経営の特質と変化 日本的な経営が変質を迫られている。利益志向の経営への転換、成果主義への転換、雇用の流動化などにその変化の様相がみられる。日本型と言われてきた経営モデルがどのように変化していくのか、変革の取り組みをどのようにすべきかを考える。
第14回	現代の経営課題と経営手法 講義の締めくくりとして、EVA経営、サプライチェーン・マネジメント、リレーションシップ・マーケティングなどの、近年の新しい経営動向を題材にして、これからの経営のあり方を模索するような講義・演習を行う。
第15回	試験

法務研究科法務専攻（法科大学院） 講義要綱

授業科目名	地方自治法				
担当者名	植村 栄治				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	地方自治法を中心とする地方自治法制の概要を理解する。日本国憲法における地方自治の理念を学び、それが地方自治法の諸規定にどう反映されているかを知る。地方自治法の主要規定に通暁するとともに、地方公務員法や地方公営企業法等の地方自治関連諸法の仕組みを理解する。さらに、地方の時代の主役を各地方公共団体が演ずるためには何が必要かを、法制面と実態面の双方から幅広く考察する。現在、地方自治法制は大きな変革期にあるが、あるべき将来を見据えて地方自治法制の立法論をも展開できる人材の養成をめざす。
2. 関連する科目との関係	「行政法Ⅰ」や「行政法Ⅱ」を履修していれば理解が容易な個所も多いが、特にそれらの履修を前提とはしないで、説明する。ただし、憲法で学ぶ地方自治に関する諸事項は既知とする。その他、民法や民事訴訟法の条文もときどき顔を出す。それらはその都度必要な限度で分かりやすく説明する予定である。
3. 授業の方法	講義を中心とするが、各人にテーマを与えて報告させる演習形式も取り入れる。演習のテーマは、実際の地方公共団体で生じた事案から選ぶ。筆記の労を省くため、講義要点集を作成して配布する予定。法令の規定のみでなく、地方自治の実態を示す各種の統計・資料の参照も重視する。また、知識確認のための小テストを随時行う。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	教科書は使用しない。参考書は適宜指示する。個別の論点に関しては関連文献や各種資料集のコピーを用意する。総務省刊行の行政実例集も参照する。判例については、「地方自治判例百選（第3版）」[有斐閣]を使用するほか、判例CD-ROMを利用して関連判例の検索を行う。なお、配布物の一部は、事前にホームページに登載し、履修者にダウンロードさせることも検討する。
6. 授業内容（細目）	
第1回	地方自治法制総論。 地方自治の意義、地方自治の根拠、外国の地方自治法制、日本の地方自治の歴史、地方自治法の誕生、近時の地方自治法制の改革等について概観する。地方自治がなぜ必要か、現在の地方自治法制は明治以来のどのような流れの中にあるのかを理解する。
第2回	地方公共団体の構成。 地方公共団体の意義・性質・区分・名称・区域・合併、選挙制度、直接参政制度、直接請求、住民投票等について説明する。また、普通地方公共団体の二重構造を理解し、最近の町村合併の動きや道州制導入の議論の問題点を考える。
第3回	地方公共団体の事務。 地方公共団体の事務の分類、法定受託事務、都道府県の事務と市町村の事務、職務命令執行訴訟、代行権等の解説。かつての機関委任事務についても説明する。地方公共団体の事務の問題は、都道府県や市町村の存在意義に直結することを、具体例を挙げて理解させたい。
第4回	地方公共団体の立法権。 条例についての理解を深める。条例事項、条例と国の法令との関係等の一般論のほか、財産権と条例、租税と条例等の具体的な論点についても掘り下げて検討する。その他、長の制定する規則、条例と規則との関係、委員会規則等に触れる。全体として、地方公共団体の自主立法権が地方自治の要であることを十分把握する。
第5回	地方公共団体の議決機関（1）。 議会の設定、町村総会、議員定数、議員の兼職の制限、議員の身分の取得と喪失、議員の権利等に関する地方自治法の諸規定を学ぶ。特に市町村議会の議員の場合、サラリーマン等の身分を失わないで議員活動を行えるようにするにはどうしたらいいか等の身近な問題も取り上げて検討する。
第6回	地方公共団体の議決機関（2）。 地方議会の権限、議会の組織、議会の活動、議会の会議手続、議場の規律、議員の懲罰等の問題を取り扱う。戦前の府県制の下での諸規定が生き残っていると見られる古い規定もあるので、現代的な感覚に立った立法論も行うよう考慮したい。

第7回	地方公共団体の執行機関（1）。 執行機関の多元主義、長の地位・権限、長の補助機関、長と議会の関係、長の専決処分権等について説明する。長と議会の関係及び長と委員会・委員との関係は微妙であるが、長、議会、委員会、住民との間で現実に紛争が生じたケースを考察して、長の地位についての理解を深める。
第8回	地方公共団体の執行機関（2）。 長以外の執行機関について説明する。具体的には、都道府県にも市町村にも置かれるものとして、教育委員会、公安委員会、選挙管理委員会、監査委員があり、それ以外に人事委員会・公平委員会、地方労働委員会、農業委員会、収用委員会、固定資産評価審査委員会等があるが、これらを関係法令とともに概観する。
第9回	地方公務員の法制。 地方公務員法全般について説明するが、特に、地方公務員の概念、地方公務員の種類、特別職と一般職、人事委員会・公平委員会、職員の任用・分限、職員の諸権利、職員の義務、職員の懲戒等に重点を置く。地方自治の基本法である地方自治法と地方公務員法との関係についても留意する。
第10回	特別地方公共団体の法制。 特別地方公共団体の憲法上の位置付け、特別区、財産区、地方公共団体の組合、一部事務組合、広域連合、地方開発事業団等について説明する。特別地方公共団体の性格は様々であるが、特に広域行政に対応するという観点から見た場合の制度について検討したい。また、近い将来に予想される改正についてもできるだけ触れる。
第11回	地方公営企業の諸問題。 地方公共団体の事業に関する一般論のほか、地方公営企業法による事業について説明する。地方公営企業の例、地方公営企業の組織・財務などを取り上げる。現状のほか、歴史的な観点にも立って、赤字企業への対応を探る。地方公社、第3セクター等の法制と現状についても触れたい。
第12回	地方公共団体の財政。 地方公共団体の財政に関する地方自治法の諸規定を概観する。会計、予算、収入、支出、決算、契約、財産の管理、基金等について説明し、入札制度と談合等の実際の問題も取り上げる。また、地方財政法その他の法令が地方公共団体の財政についてどのような規律を及ぼしているかを見る。地方財政運営の基本、予算の原則、地方債の制限、国と地方の経費負担区分、国家支出金等の制度を理解した上で、「3割自治」ともいわれる実態の是非と将来のあるべき地方財政の姿を考える。
第13回	住民監査請求と住民訴訟。 まず住民監査請求の法制を理解し、次にそれを前提としてなされる住民訴訟の法制を学ぶ。住民訴訟は平成14年の改正で大きく変わったが、その背景も探った上で、公務員個人に賠償責任を負わせることの問題点を考える。関連して、公務員に対する賠償命令の制度も合わせ考察する。
第14回	第1回～第13回の総復習。 判例に現れた事案を検討する。
第15回	試験

法務研究科法務専攻（法科大学院） 講義要綱

授業科目名	租税実体法Ⅰ（所得税）				
担当者名	吉村 典久				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>広い視野に立って所得税法について主体的に考察させ、理解を深めさせるとともに、国民が私的取引を形成するとき、所得税がどのようにその私的取引にかかってくるのか、そして、所得税の負担により私的取引はどのような影響を受けるのかを即時に判断できる能力を養成することが、本授業の目的である。</p> <p>具体的事案において、企図する取引の経済的目的を達成しつつも所得税の観点にたった最適の私的取引形態を形成することができる力を身につけさせることを基本とし、既存の判例等に基づき適切な紛争解決策を提示できる能力を養うことを到達目標とする。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>租税法関係では、本講義以外に、「租税実体法Ⅱ（法人税・消費税）」、「租税実体法Ⅲ（資産税）」、「租税手続法」、「国際租税法」、「金融取引と租税」の5科目が予定されているが、密接な相互関係を有し、併せて履修することが望ましい。特に、「租税手続法」は、租税実体法と対をなす位置づけであり、租税法の初学者の場合、租税法総論の役割をも果たす。「民法総合Ⅰ」及び「民法総合Ⅱ」、「信託法」も、所得税課税の前提である私的取引に関する知識を習得する機会を与える。さらに、所得税の要件事実を把握するため、「要件事実論」の授業を履修しておけばなお良い。</p>
3. 授業の方法	<p>ユニットの講義レジュメを予めパワーポイント資料の形で受講生に提供し、受講生は必ず予習しておくことを前提に、講義形式で授業を行う。ただし、授業中、随時、受講生に対する口頭での質問を行い、受講生自身の考える力を養うとともに、特定事案につき受講生を賛成と反対の立場に分け、受講生同士でディベートを行わせることにより臨機応変な弁論能力の向上を図る。さらに、小テストも行い、受講生にとって段階を追った知識の獲得状況を確認させるとともに、各受講生が現在までどのような知識習得段階にあるのかを教員が把握できるよう配慮する。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>岸田貞夫・矢内一好・柳裕治・吉村典久『現代税法の基礎知識』（ぎょうせい 平成15年）及び金子宏『租税法』（弘文堂 平成15年）を使用するほか、税制調査会平成12年7月中期答申『わが国税制の現状と課題』や財務省の税制改正資料並びに実際の訴訟事件から抽出された事実をまとめたペーパーなどを教材とする。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>所得概念 所得税の課税対象である所得の意義を説明する。現物給付、債務免除益、未実現のキャピタルゲイン、帰属所得(imputed income)が、課税所得となるのかどうかを検討させ、課税所得の範囲を把握させる。</p>
第2回	<p>投資所得 投資所得における課税の中立性という基本的考えを理解させた上で、その基本的考えにたつて利子所得及び配当所得の性質・範囲を考察させ、その金額の計算方法についても触れる。特に、利子所得については、懸賞金付き定期預金利息など新しい形態の利息についての対応策を考えさせる。また、配当所得に対する課税につき、その基本的考え及び各種の特例措置の存在意義にまで言及する。</p>
第3回	<p>事業性所得 不動産所得、事業所得及び山林所得の性質・範囲を考察させ、その金額の計算方法についても触れる。事業の意義及びその範囲確定の基準を、判例に基づき検討するとともに、消費税法における「事業」との相違を論じる。</p>
第4回	<p>勤労性所得 給与所得及び退職所得の性質・範囲を考察させ、FRINGE BENEFIT やストックオプションに対する課税についても分析する。特に、給与所得の金額の計算方法について、事業性所得との相違に触れながら説明し、給与所得控除の問題点を指摘する。</p>
第5回	<p>譲渡所得 各種判例法理に基づき、譲渡所得の意義、特に、「譲渡」の意義及び「資産」の意義を学習させる。特に譲渡担保や財産分与若しくは現物出資にかかる譲渡所得課税を分析することに主眼を置く。譲渡所得の金額の計算についても触れ、譲渡所得の性質に基づく取得費の意義を明確にする。</p>

第 6 回	<p>その他の所得・年金税制</p> <p>一時所得及び雑所得の性質・範囲を考察させ、その金額の計算方法についても言及する。年金に対する課税制度全般を考察し、少子高齢化社会に対応した年金税制の改革案を検討する。</p>
第 7 回	<p>所得類型の競合と判定</p> <p>具体的事案を設定し、それに基づき、特定の利得がどの所得類型に該当するかを判断する基準を分析する。特に、具体的事案における事実関係の中で、所得類型判定のためいかなる要件事実に着目しなければならないのかを読みとる訓練を行う。</p>
第 8 回	<p>所得の帰属</p> <p>所得税法における実質的所得者課税の原則を解説する。さらに、いわゆる「三ちゃん農業」の実例を設定し、当該農業所得は誰に帰属するのかにつき論じ、民法上の所有権者判定と所得税法上の所得者判定との関連性に目を向けさせる。</p>
第 9 回	<p>所得の年度帰属(timing)</p> <p>所得の年度帰属の問題につき、いくつかの具体的事案を設定し、現金主義と発生主義との相違、いわゆる権利確定主義の意義を学習する。判例に基づく実際の事案を設定し、具体的事案において年度帰属を判定できる応用力を養う。</p>
第 1 0 回	<p>必要経費</p> <p>必要経費と家事費・家事関連費の意義を学習する。特に、違法支出の必要経費控除の問題を論じ、所得概念と必要経費控除制度との関連性を明らかにする。事業専従者及び青色事業専従者にかかる必要経費控除の特例措置についても言及する。</p>
第 1 1 回	<p>所得控除</p> <p>所得控除を、基礎生活費控除、超過生活費控除、非経常的生活費控除、保険料控除及び租税特別措置に分類して、その意義及び制度趣旨を学ばせる。同時に、税額控除と対比させて所得控除に関する改正論議をも理解させ、所得税における所得控除の位置づけ及びその意義を明確にする。</p>
第 1 2 回	<p>所得税の課税標準・税額の計算</p> <p>客観的担税力算出の段階と主観的担税力算出の段階に分けて所得税の課税標準算出の構造の全体像を示し、所得税額過程における各種制度の意義及び問題点を分析する。具体的には、損益通算、純損失の繰越控除、超過累進税率と単純累進税率、平均課税及び臨時課税の制度の意義をその問題点とともに学習させる。</p>
第 1 3 回	<p>課税単位</p> <p>所得税の課税単位のあり方につき、具体的事例に基づく数値を設定し、個人単位主義、夫婦単位合算均等分割方式(2分2乗方式)、家族単位合算非分割方式及び家族単位合算均等分割方式(N分N乗方式)の利害得失を論議する。</p>
第 1 4 回	<p>源泉徴収制度</p> <p>所得税特有の課税制度である源泉徴収制度を解説する。申告納税と源泉徴収課税の関係を総合課税と分離課税との相違に基づき解説するとともに、源泉徴収制度に係る憲法問題及び確定申告との関係を、判例に基づき分析する。</p>
第 1 5 回	<p>試験</p>

法務研究科法務専攻（法科大学院） 講義要綱

授業科目名	租税実体法Ⅱ（法人税・消費税）				
担当者名	吉村 典久				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>企業をめぐる租税,特に法人税及び消費税並びに事業税に関し,広い視野に立って全体的に通覧させ,理解を深めさせるとともに,企業行動を選択するときどのような租税効果を考慮に入れなければならないか,そして,企業関係諸税の負担により企業行動はどのような影響を受けるのかを即時に判断できる能力を養成することが,本授業の目的である。</p> <p>具体的事案において,企業をめぐる租税の負担効果を適切に判断し,企業にとって最適な企業行動を形成することができる力を身につけさせることを基本とし,既存の判例等に基づき適切な紛争解決策を提示できる能力を養うことを到達目標とする。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>租税法関係では,本講義以外に,「租税実体法Ⅰ(所得税)」,「租税実体法Ⅲ(資産税)」,「租税手続法」,「国際租税法」,「金融取引と租税」の5科目が予定されている。「租税実体法Ⅰ(所得税)」は,法人税と同じ性質の課税物件である所得を課税対象とする所得税を扱っているため,本授業に対する入門的若しくは導入的授業としての意義を有する。また,「租税手続法」も,租税法の初学者の場合,租税法総論の役割を果たしている。「商法総合Ⅰ」,「商法総合Ⅱ」及び「コーポレートファイナンス」の授業なども併せて履修し,企業法全体の知識を相互に有機的に関連させて学習することが効率的である。</p>
3. 授業の方法	<p>ユニットの講義レジュメを予めパワーポイント資料の形で受講生に提供し,受講生は必ず予習してくることを前提に,講義形式で授業を行う。ただし,授業中,随時,受講生に対する口頭での質問を行い,受講生自身の考える力を養うとともに,特定事案につき受講生を賛成と反対の立場に分け,受講生同士でディベートを行わせることにより臨機応変な弁論能力の向上を図る。さらに,小テストも行い,受講生にとって段階を追った知識の獲得状況を確認させるとともに,各受講生が現在までどのような知識習得段階にあるのかを教員が把握できるよう配慮する。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>税制調査会平成12年7月中期答申『わが国税制の現状と課題』,岸田貞夫・矢内一好・柳裕治・吉村典久『現代税法の基礎知識』(ぎょうせい 平成15年)及び金子宏『租税法』(弘文堂 平成15年)及び公刊が予定されている法科大学院用租税法補助教材を使用する。また,財務省の税制改正資料並びに実際の訴訟事件から抽出された事実をまとめたペーパーなども教材として使用する。</p>
6. 授業内容 (細目)	
第1回	<p>法人税の種類・性質 法人税の課税根拠を論じ,日本の現行法人税の種類を概観する。法人税の制度が,商法改正に伴い,変動しつつある現状を説明するとともに,キャッシュフロー法人税導入論議を含む法人税の改革論議全般を検討する。</p>
第2回	<p>法人税と所得税との二重課税の調整措置 法人税と所得税との二重課税の調整措置としてのパーナード方式,カーター方式,インピュテーション方式,支配配当損金算入方式,二重税率方式,配当所得控除方式及び配当所得税額控除方式の利害得失を論じる。</p>
第3回	<p>法人税の納税義務者 公共法人,公益法人,人格のない社団等,協同組合等及び普通法人の意義と課税所得の範囲を解説する。さらに,特定目的会社(SPC)や新しい集団投資スキームに既存の法人税が対処できるかどうかを検討する。同族会社についても言及する。</p>
第4回	<p>法人税の課税標準・税額の計算構造 法人税の課税標準及び税額計算の全体的構造を学習させるとともに,法人税法22条4項の定める公正妥当な会計処理基準に関する問題を判例等に基づき分析する。租税会計と企業会計との関係を考えることに中心的意義を置く。</p>
第5回	<p>益金の意義と範囲 受取配当等,資産の評価益,還付金の益金不算入,有価証券の譲渡益・譲渡損及びリース取引による利得など益金の意義と範囲を説明する。同時に,益金の年度帰属の問題についても,権利確定主義又は実現主義との関係で言及する。</p>

第6回	損金の意義と範囲 (1) 損金の意義とその範囲についての全体的考察を行う。特に、売上原価、固定資産の減価償却費、繰延資産の償却費、租税・公課、圧縮記帳、引当金及び準備金の意義及び範囲を考察する。
第7回	損金の意義と範囲 (2) 損金のうち特にその意義及び範囲又はその制度について争いがある役員報酬及び役員賞与等並びに寄附金について、判例に基づき具体的事案を設定して、ディベート形式で論議する。
第8回	損金の意義と範囲 (3) 損金のうち特にその意義及び範囲又はその制度について争いがある交際費及び使途秘匿金について、判例に基づき具体的事案を設定して、ディベート形式で論議する。また、繰越欠損金についても言及する。
第9回	連結納税制度 平成14年7月の法人税法改正により導入された法人税の連結納税制度の概要及びその問題点を解説する。その上で、連結納税制度の利害得失及びその利用方法について、学生同士でディベートさせる。
第10回	企業組織税制 法人の設立・合併・分割・解散にかかる法人税を全体的に概観する。特に、純粋持株会社、適格合併と不適格合併、事後設立並びに新設分割及び吸収分割をめぐる適格分割と不適格分割を分析するほか、企業組織再編にかかる租税回避行為及びそれに対処する規定についても言及する。
第11回	事業税の制度 企業をめぐる租税として事業税の構造につき説明を加える。さらに、事業税の外形標準化など最近の事業税改革論議を分析し、望ましい事業税改革について学生同士でディベートさせる。
第12回	消費税の特徴 消費税は、最終消費者に租税負担を求める租税であるが、法律上の納税義務者は事業者であり、企業関係の租税としても理解される特徴がある。取引高税と附加価値税の相違に着目しつつ、日本の現行消費税の特徴を分析する。
第13回	消費税の課税標準・税額の計算 消費税の課税標準及び税額計算の全体像を解説する。特に、附加価値税としての消費税の最大の特徴である仕入税額控除のシステムを考察するとともに、判例に基づき、現行仕入税額控除の問題点を分析する。
第14回	消費税の特例制度（免税点制度、簡易課税制度） 免税点制度や簡易課税制度など消費税改革論議において現行消費税の問題点とされている消費税の特例制度を考察する。さらに、将来の消費税改革における複数税率採用の問題を取り上げ、学生同士でディベートさせ、消費税の改革についての方向性を探る。
第15回	試験

法務研究科法務専攻（法科大学院） 講義要綱

授業科目名	租税実体法Ⅲ（資産税）				
担当者名	岩下 忠吾				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>資産税に関して未習者を対象として、民法相続編との基本的関係を確認し、相続税及び贈与税の存在理由、課税体系、相互関係をまず理解し、これを前提として、相続税及び贈与税の個別実体規定と手続規定を習得する。</p> <p>本授業の到達目標は、相続税及び贈与税を納税者の視点で思考し、判断するところにある。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>相続に関してはその基本法として民法第5編相続があり、さらに課税財産については物権、債権など関連規定が多く存在する。これらのうち、やはり相続編の個別規定は相続税を理解する上で必須事項といえる。</p> <p>「民法Ⅰ～民法Ⅵ」で民法の基礎的な知識を習得しておくことが前提となる。さらに、租税法関連の科目としては、「租税実体法Ⅰ（所得税）」、「租税実体法Ⅱ（法人税・消費税）」があり、密接な関連を有している。併せて、「租税手続法」を履修することが望ましい。</p>
3. 授業の方法	<p>本授業では、できる限り法律をベースとした説明、講義となると思われる。しかし、担当者は実務者としての税理士であるから現場の相続事例にもふれながら法律との関わりも説明したい。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>担当者の著した書籍を使用します。なお、授業の進行にあわせてプリントを用意して、確認を行うこととする。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>相続税及び贈与税の課税根拠及び類型</p> <p>相続税及び贈与税の課税の根拠について講義する。特に相続税の課税方式については、世界的に見て、遺産課税方式と遺産取得課税方式の相違がある。なぜそのような相違が生じたかを説明した上で、現実の法構造に対する両方式の差異を説明する。日本の相続税が、両方式のミックスになっている理由及びその効果を明確にし、以後の相続税・贈与税の個別的論点の背後にある価値対立を認識させる。</p>
第2回	<p>相続税及び贈与税の納税義務者</p> <p>相続税及び贈与税の納税義務者につき、無制限納税義務者と制限納税義務者の差異について論述する。制限納税義務者は、日本国内にある取得した財産についてのみ納税義務を負うため、財産の所在と課税財産の範囲についても言及する。</p>
第3回	<p>相続税及び贈与税の課税財産とその範囲①</p> <p>相続税及び贈与税の課税財産の範囲を本来の財産移転によるものと税法上の財産とみなすものに分け、それぞれの課税の趣旨及び理由を説明する。特に、保険金及び退職金につき、判例に基づき、みなし相続財産となる範囲を明確にする。</p>
第4回	<p>相続税及び贈与税の課税財産とその範囲②</p> <p>前回に引き続き、財産とみなすものの課税の内容を検討する。特別縁故者への分与財産、信託受益権及び債務免除等による利益など実務上問題とされているその他のみなし相続財産につき、相続税・贈与税の制度趣旨に鑑みつつ、解説する。みなし贈与財産についても言及することはいうまでもない。</p>
第5回	<p>相続税の課税標準・税額計算</p> <p>相続税の課税標準の算出過程において日本の相続税の独自性が発揮されており、そのシステムを整理し、具体的に図解しながら説明する。特に、分割遺産と未分割遺産、非課税財産、債務控除を分析する。</p>
第6回	<p>相続税の課税標準算定上の特例規定</p> <p>相続税の負担により国民の生活が脅かされたり、事業承継が困難になったりすることに配慮し、相続税の負担を軽減する各種特例措置が定められている。これらの負担軽減措置のうち小規模宅地等の減額特例と特定事業用資産の減額特例を例にとり、その政策目的の合理性及び政策目的実現の手段としての租税特別措置の有効性を検証する。</p>

第7回	生前贈与財産に対する相続税及び贈与税の課税 贈与税は相続税の補完税であるとされているが、その当否を論ずるとともに、平成15年度税制改正で創設された相続時精算課税方式の詳細とその理論的背景を説明する。
第8回	相続税の税額計算の仕組み 遺産課税方式をベースとした法定相続分課税による相続税の総額を計算するシステムを論じる。さらに、資産取得課税方式による負担税額についても言及する。相続税法上の連帯納付義務に関し、民法上の連帯債務と比較しつつ、その特色を明らかにする。
第9回	財産課税として相続税の税負担調整 二重課税調整措置及び個人的担税力調整を整理・分析する。相次相続により連続課税が発生した場合に過重な税負担となるのを調整する相次相続控除のシステムを概観する。
第10回	贈与税の課税 贈与税特有の非課税や課税標準を解説する。また、贈与税の暦年課税方式と相続時精算課税制度の違いについても重点的に講義する。
第11回	贈与税の課税標準・税額計算 贈与税の課税標準の算出過程を整理し、具体的に図解しながら説明する。特に、配偶者控除、住宅取得等資金の贈与の場合の特例及び農業経営に対する贈与税等を論じる。
第12回	相続税及び贈与税の確定納付手続 一般的な租税確定納付手続と比較しながら、期限内申告等、更正の請求、納付という順に展開する相続税及び贈与税の確定納付手続を概観する。特に、相続税及び贈与税の確定納付手続に特有の延納や物納制度の趣旨及び問題点を分析する。
第13回	財産の評価① 財産の時価を客観的に評価することはきわめて困難である。しかし、時価が確定しない限り、相続税・贈与税の課税は行い得ない。課税実務上、財産評価基本通達にしたがい財産評価は行われるが、その当否及び評価方法につき、判例等をベースにしつつ解説する。特に、土地、家屋等の不動産の評価を中心的に論じる。
第14回	財産の評価② 前回の財産評価についての総論的解説を受け、実務上大きな問題に直面している上場株式と非上場株式の評価につき分析を加える。
第15回	試験

法務研究科法務専攻（法科大学院） 講義要綱

授業科目名	租税手続法 ★2004年度は開講しません				
担当者名	玉國 文敏				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	租税手続をめぐる種々の法律問題の考察を通じて、租税法の基本原則と通則規定の全体的理解をさせることに重点を置く。わが国課税・納税の各場面において納税者や課税サイドで知っておかねばならないことを示すと共に、租税行政の各場面における手続・制度や租税争訟制度などについての一般的知識や理解を深めるよう試みる。その結果として、各人が租税法上の問題に直面した場合に、適切な対応策の選択ができるように十分な知識を与えることと、具体的な租税法ケースに直面した場合の各人の処理能力と対応能力を高めることを目標とする。
2. 関連する科目との関係	関連科目としては、「租税実体法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」の他、「国際租税法」、「金融取引と租税」の5科目が予定されている。本科目は、租税実体法（所得税法、法人税法、資産税法）の通則的役割を担うと共に、各種の租税実体法に共通する手続法上の理論的・制度的問題を取り上げ、考察する。また、金融取引をめぐる諸問題は、租税法と私法をめぐる議論や租税法の適用と解釈をめぐる議論と密接に関連しており、この授業では、これらの問題につながる考え方や制度の基本構造を提示する。その他、必要に応じ、租税調査手続における国際的共助制度や相互協議など、国際間で生じる手続問題も考察対象となりうる。
3. 授業の方法	対象者には租税法の初学者が含まれることを考慮して、基本的な事柄の説明については講義形式で行い、手続や制度の概要を理解させることに力を注ぐ。ただし、授業に際してはそれぞれのテーマと関連する事例や裁判例を多く取り上げて質問応答の機会を増やすほか、講義の節目には重要判例をめぐる参加者相互が議論や意見交換をする場を設けるなど、実際の租税争訟にあたって十分に対応しうる能力を養うために種々の配慮をしている。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	公刊が予定されている法科大学院用租税法補助教材の他、租税法関係重要判例・資料、テーマに関連する重要な雑誌等で発表された論文、時事的ニュースなど。
6. 授業内容（細目）	
第1回	租税手続法の基礎（1） 憲法上の手続保障原則と租税手続の関係を、行政手続や刑事手続の場合と比較しながら検討する。それと併せて、青色申告更正処分における理由付記制度など、租税法における手続遵守の精神と意味などを概観的に考察する。
第2回	租税手続法の基礎（2） — 租税法の解釈適用原理と租税手続法 「租税法と私法」をめぐる議論などを中心に、租税法の解釈適用原理のあり方が租税手続法の分野においてどのような形で問われているかを一般的に考察する。
第3回	納税義務の成立と承継（手続法的観点から） 納税と期間や期限に関連する問題、法人の合併や分割・分社等、法人間・個人間での事業承継をめぐる諸問題、連帯納付義務や連結納税制度、租税法の人的・場所的・時間的効力、書類の送達、課税単位など、納税義務の成立と承継・範囲をめぐる諸問題を考察する。
第4回	租税確定手続（1） — 納税申告の意義と効果 納税者の意思能力・行為能力・権利能力の欠缺と納税申告の効果について考察する。その他、記帳・申告義務や納税番号制度と個人のプライバシー保護との関係、電子申告制度の導入その他の納税環境整備に伴い生じてくる納税申告をめぐる諸問題を検討・考察する。
第5回	租税確定手続（2） — 更正と決定 更正・決定と再更正の関係をめぐる議論を中心として、更正・決定の法的意義と効果を考察する。併せて不当利得の返還請求などの民事的手法を租税法の分野で用いることの可否、更正の請求に係る法的要件、更正の期間制限制度などを検討する。

第6回	租税手続判例の考察・検討（1） 租税確定手続に関する主要裁判例の検討を、グループ討論を中心として行う。
第7回	租税の納付・徴収手続（1） 租税の納付・徴収の手続、強制換価の手続を概的に説明する。併せて、納税猶予と担保の制度、物納制度、その他、附帯税や加算税・若干の刑事処罰手続など、租税債権の実効性を担保する手段の具体的内容を検討する。
第8回	租税の納付・徴収手続（2） — 租税債権と私債権の優先劣後関係など 裁判例を通じて租税債権と私債権の優先劣後関係と第二次納税義務の具体的内容を考察し、租税債権の法的性質と私債権に対する特殊性を検討する。
第9回	租税手続判例の考察・検討（2） 租税の納付・徴収手続に関する主要裁判例の検討を、グループ討論を中心として行う。
第10回	租税調査手続（1） 質問検査権の行使、推計課税、その他現行法上予定されている強制あるいは任意での税務情報収集制度と納税者の権利保護をめぐる理論的・実際的問題点を、わが国の判例を中心として考察する。
第11回	租税調査手続（2） 電子商取引など、新しい取引形態・手法の進展に合わせて必要とされる租税調査手法や、行政間での情報利用、国際的共助の制度、さらには国民への情報開示制度を考察・検討する。
第12回	租税争訟手続の研究（1） — 租税不服申立手続 行政上の不服申立制度と対比しながら、租税不服申立制度（異議申し立てと審査請求）の意義と、制度の運用をめぐる実際の問題を考察する。
第13回	租税争訟手続の研究（2） — 租税訴訟の理論と実際的問題点 行政事件訴訟制度と対比しながら、わが国租税訴訟制度の概要および理論的・実際的問題点を概観する。
第14回	租税手続判例の考察・検討（3） 租税訴訟における訴訟物や挙証責任・立証方法、その他の租税争訟法上の主要裁判例の検討を、グループ討論を中心として行う。
第15回	試験

法務研究科法務専攻（法科大学院） 講義要綱

授業科目名	政府規制産業法 ★2004年度は開講しません				
担当者名	藤原 淳一郎				
単位数	2 単位	配当年次	3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>「政府規制産業法（regulated industries）」ないし「公益事業法（public utility law）」の主要な論点を、部分的に講義をまじえながら、極力事例演習の形式で学習するのが、本科目の目的である。</p> <p>規制改革の嵐の中に位置する政府規制産業法について、その歴史的発展過程、政府規制の理論的根拠、政府規制の必要性・有効性・妥当性、規制改革ないし自由化の必要性・有効性・妥当性を学習し、今後の規制改革のあるべき方向性を各人なりに見出だすというのが、本科目の到達目標である。</p> <p>他大学ではなかなか開設しにくい本科目担当者としては、裁判官・検察官・弁護士の法曹一般のほか、ことに弁護士もしくは企業内法務担当者又は国家公務員として、将来政府規制にたずさわる者の受講を期待している。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>政府規制産業法は、主として国による政府規制全般を考察の対象にするため、「憲法」、「民法」、「刑法」、「民事手続法」、「行政法」等の基礎的法律科目、応用科目としての「経済法」、「租税法」、「消費者法」、「労働法」、「環境法」、「情報法」等、多くの法律科目に関わるため、最終学年に履修するのが望ましい。</p> <p>それだけではなく、本科目は、従来政府規制を正当化してきた公益事業論に加え、近時の構造改革・規制緩和の経済学、技術変化の激しい電気通信の技術の知識も関連するので、これらの素養は本科目をより深く理解するのに有益である。このように、本科目は、法律科目として応用科目であるだけでなく、学際的科目でもある。</p>
3. 授業の方法	<p>assignment として毎週検討課題（事例又は「質問」の形をとる）を予め受講者に予告し、あわせて関連する英米を含む指定概説書（主要該当箇所）、英米を含む関連重要学術論文、関連重要実務書等を示し、十分な下調べを要求する。受講者は授業開始前日に検討課題についてのレポートを提出するほか、授業での議論を経た改訂版レポートを翌週に提出する。</p> <p>本科目は、立法、行政運用を含めて日々刻々変化の激しい分野であるため、最新時事問題としてとりあげるべき新聞記事等が仮にあれば、授業冒頭（下記の体系的検討に先立って）とりあげ、身近な問題であることをまず認識させる。</p> <p>本科目が応用的・学際的科目であることから、全てを事例演習に充てるには無理がある。そこでまず基礎的論点について assignment として「質問」形式での検討課題を与えておいて、ソクラティック・メソッドにより解明をはかる。その上で、事例問題として検討できるものについては、他科目においても採用されるソクラティック・メソッドによる事例研究に進むことになる。</p> <p>担当者は、説明・解説のためのOHPシートを極力準備しておく。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>受講者各自が、① assignment としての毎週課される検討課題、② assignment として検討課題に関連した英米を含む指定概説書（主要該当箇所）、英米を含む関連重要学術論文、関連重要実務書、③それに加えて、受講者各自が独自に調べ上げた文献、データを合本すれば、結果として各人なりの教材（Casebook）が出来上がることになる。著作権の関係もあって、これらを教材（Casebook）として作成することは現時点では予定にない。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	動きの激しい分野であるため、各回の授業内容（細目）は、科目開講年度において予告する。
第2回	
第3回	

第4回	
第5回	
第6回	
第7回	
第8回	
第9回	
第10回	
第11回	
第12回	
第13回	
第14回	
第15回	

法務研究科法務専攻（法科大学院） 講義要綱

授業科目名	エネルギー法 ★2004年度は開講しません				
担当者名	藤原 淳一郎				
単位数	2 単位	配当年次	3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>「エネルギー法（energy law）」の主要な論点を、部分的に講義をまじえながら、極力事例演習の形式で学習するのが、本科目の目的である。</p> <p>国民生活及び産業活動の上で不可欠な「エネルギー」の生産・製造の上流部門からはじまって消費・利用の下流部門に至る流れを「法律」横断的に分析するのが「エネルギー法」ではあるが、本科目では、エネルギー市場への政府関与を重点に検討することになる。</p> <p>石油、電力、ガス、原子力の各市場の歴史的発展過程、政府規制の理論的根拠、政府規制の必要性・有効性・妥当性、規制改革ないし自由化の必要性・有効性・妥当性を学習し、今後のエネルギー市場のあるべき方向性を各人なりに見出すというのが、本科目の到達目標である。</p> <p>他大学ではなかなか開設しにくい本科目担当者としては、ことに弁護士もしくは企業内法務担当者又は国家公務員として、将来発電・新エネを含むエネルギー事業、エネルギー取引、プロジェクト・ファイナンス等にたずさわる者の受講を特に期待している。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>「エネルギー法」は法律横断的科目であり、「憲法」、「民法」、「刑法」、「民事手続法」、「行政法」等の基礎的法律科目、応用科目としての「経済法」、「租税法」、「消費者法」、「労働法」、「環境法」、「国際商取引法」等、多くの法律科目に関わるため、最終学年に履修するのが望ましい。また国内電力・ガス市場については、本科目担当者が別途開講する「政府規制産業法」の各論という位置付けも可能である。したがって、「政府規制産業法」と同様、本科目は、従来政府規制を正当化してきた公益事業論に加え、近時の構造改革・規制緩和の経済学の知識、原子力工学、（電力）系統工学、新エネルギー技術等、理工学の知識、さらにはエネルギー資源をめぐる中東を含む地域研究、国際政治の知識も関連するので、これらの素養は本科目をより深く理解するのに有益である。このようにして、本科目は、法律科目として応用科目であるだけでなく、学際的科目でもある。</p>
3. 授業の方法	<p>assignment として毎週検討課題（事例又は「質問」の形をとる）を予め受講者に予告し、あわせて関連する指定概説書（主要該当箇所）、関連重要学術論文、関連重要実務書等を示し、十分な下調べを要求する。受講者は授業開始前日に検討課題についてのレポートを提出するほか、授業での議論を経た改訂版レポートを翌週に提出する。</p> <p>本科目は、立法、行政運用を含めて日々刻々変化の激しい分野であるため、最新時事問題としてとりあげるべき新聞記事等が仮にあれば、授業冒頭（下記の体系的検討に先立って）とりあげ、「エネルギー」問題自体、極めて身近な問題であることをまず認識させる。本科目が応用的・学際的科目であることから、全てを事例演習に充てるには無理がある。そこでまず基礎的論点について assignment として「質問」形式での検討課題を与えておいて、ソクラティック・メソッドにより解明をはかる。その上で、事例問題として検討できるものについては、他科目においても採用されるソクラティック・メソッドによる事例研究に進むことになる。</p> <p>担当者は、説明・解説のためのOHPシートを極力準備しておく。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>受講者各自が、①assignment としての毎週課される検討課題、②assignment として検討課題に関連した概説書（主要該当箇所）、関連重要学術論文、関連重要実務書、③それに加えて、受講者各自が独自に調べ上げた文献、データを合本すれば、結果として各人なりの教材（Casebook）が出来上がることになる。著作権の関係もあって、これらを教材（Casebook）として作成することは現時点では予定にない。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	動きの激しい分野であるため、各回の授業内容（細目）は、科目開講年度において予告する。
第2回	
第3回	

第4回	
第5回	
第6回	
第7回	
第8回	
第9回	
第10回	
第11回	
第12回	
第13回	
第14回	
第15回	

法務研究科法務専攻（法科大学院） 講義要綱

授業科目名	行政事件訴訟実務				
担当者名	後藤 正幸				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	行政事件訴訟における思考能力と文章力を養うことを目的とする。行政事件では、不服申立前置、被告適格、訴の利益、出訴期間等の訴訟要件や、主張・立証責任、訴訟物、理由の差し替え、訴の併合等、一般の民事訴訟と異なる取扱いがなされる問題が多い。そこで、受講生には、実際の事件を基に作成した具体的な事例を題材として、争訟手続の流れの中で、行政法についての基本的知識を習得と、応用力を身につけてもらうことを目的とする。また、実際に訴状や答弁書を作成してもらい文章力も養ってもらう。
2. 関連する科目との関係	「行政法Ⅰ・Ⅱ」「租税手続法」及び民事訴訟法関連の科目と密接な関係を持つが、受講生には、具体的争訟事件について、自分で考えその解決手段を選択し、併せて選択した手段から生じる問題点を検討してもらうことにより、行政法についての理解を深めることができると考える。そのため、受講生には、現実の事件に即した題材を提供する。
3. 授業の方法	講義形式であるが、受講生にも発言をしてもらう。したがって、受講生には予め与えられる設例について予習をしてきてもらう。設例は「処分通知書」「更正通知書」等実際の実務と同様の形式のものを与える。また、受講生には、訴状や答弁書の作成もしてもらい、その添削によって文章力も養ってもらう。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	実際の事件を基に作成した教材を授業時に配布する。
6. 授業内容（細目）	
第1回	違法な行政に対する救済の方法にはどのようなものがあるか。それぞれの特色は何かについて概要を説明する。行政上の不服申立と訴訟、民事訴訟と行政事件訴訟、行政事件訴訟には抗告訴訟・当事者訴訟・民衆訴訟・機関訴訟があり、抗告訴訟には取消訴訟・無効等確認訴訟・不作為の違法確認訴訟・無名抗告訴訟があるが、その概要と特色を理解してもらう。
第2回	申請に対する処分と争訟Ⅰ 申請に対する拒否処分及び申請に対して行政庁の応答がない場合について、3回に分けて講義を行う。初回は、具体的事例を通じて、申請が拒否された場合に行われる争訟手続について講義を行う。不服申立前置についても取り扱う。
第3回	申請に対する処分と争訟Ⅱ 申請に対する拒否処分が行われた場合の訴訟の審理について、講義をする。 また、申請を認める処分がなされた場合の第三者からの取消訴訟について、原告適格を中心に講義を行う。
第4回	申請に対して応答がない場合の争訟 申請に対して、行政庁の応答がない場合の争訟手続について講義をする。申請に対して応答がない場合、申請者は如何なる要件の基にどのような争訟が提起できるか。また、申請書が受領されない場合にどのように対処すべきかについて、行政手続法も含めた講義を行う。
第5回	不利益処分と争訟 具体的な事例を基に、行政指導→聴聞→不利益処分→審査請求→訴訟という流れに沿って、行政手続、審査請求、訴訟の各問題点について講義をする。
第6回	不利益処分と争訟Ⅰ 不利益処分における訴訟、特に訴訟要件を中心に講義を行う。

第7回	不利益処分と争訟Ⅱ 行政訴訟と執行停止制度を中心に、不服申立前置や仮処分排除との関係について講義を行う。
第8回	税務争訟Ⅰ 更正処分がなされた場合に行われる異議申立て→審査請求→訴訟という原則的手続の流れを具体的事例に則して説明する。
第9回	税務争訟Ⅱ 争点主義と総額主義及び処分理由の差し替えといった問題点を中心に取消訴訟の訴訟物について理解をする。また、再更正処分が行われた場合の訴訟の帰趨という問題についても理解をする。
第10回	税務争訟Ⅲ 納税告知処分が行われた場合、登録免許税に関する争訟、固定資産税に関する争訟等、更正処分取消訴訟以外の訴訟手続について講義を行う。
第11回	無効等確認訴訟・無名抗告訴訟 無効等確認訴訟と実質的当事者訴訟及び争点訴訟との関係について講義を行う。また併せて無効等確認訴訟の訴の利益についても講義を行う。また、法定外抗告訴訟についても、その要件を中心に講義を行う。
第12回	国家賠償請求訴訟 国家賠償請求訴訟について、具体的事件に即して講義を行う。基本的な問題点及び訴状及び答弁書の記載内容についても講義を行う。
第13回	住民訴訟 具体的事例に則して、住民監査請求から住民訴訟に至る手続の流れ及びその問題点を講義する。
第14回	行政争訟と手段の選択 行政活動に伴い権利又は利益を侵害された者に対する救済方法は、必ずしも様ではない。例えば、抗告訴訟を提起すれば処分性が問題となり、民事訴訟を提起すれば行政活動が公権力の行使に該当するとして訴が却下されるおそれがあるなどということも起こりうる。そこで、本講義のまとめとして、具体的な設例について、如何なる救済手段が考えられるか、その救済手段を選択した場合の問題点は何かを総合的に判断する講義を行う。
第15回	試験

法務研究科法務専攻（法科大学院） 講義要綱

授業科目名	要件事実論総合 I				
担当者名	大江 忠、田中 豊				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	民事手続の理論的な重要点を、要件事実論の観点から見直し、解読することを目的とする。その結果、民事手続の流れを表面的にはなく、民事手続が実体法の論理と整合していることを理解させる。究極的には民事実体法と手続法が融合している問題点を習得させることを到達目標とする。 民事訴訟の手続は、その手続に乗って処理される実体法の権利関係と分かち難く関連性を有する。本科目においては要件事実論の観点から、民事裁判権の限界、訴えの利益、積明権、立証責任、既判力、二重起訴と相殺の抗弁、一部請求と残部請求、訴訟物理論をはじめとする民事訴訟手続の重要な理論問題を検討する。具体的事例の要件事実に関する検討を踏まえて手続法の理論的問題に及ぶことにより、民事実体法と手続法の融合問題についての確かな展望を与える。
2. 関連する科目との関係	法律基本科目の「民事手続法 I・II」「民事手続法総合」「民事法総合 I・II」等の諸科目の扱う内容のうち、特に手続法上の諸問題を要件事実との関連において理解させ、上記諸科目における受講生の習得をより確かなものにさせる。
3. 授業の方法	受講生に事前に予習教材（部分）を示す。授業は講義形式を原則とするが、受講生の習熟度に応じて受講生に対する質問をおりませ、理解の深化を図る。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	担当者が事前に作成するプリント
6. 授業内容（細目）	
第1回	[民事裁判権の限界] 自治的団体(宗教団体、政党、大学等)の紛争の具体例を、その訴訟における要件事実を分析して、何故裁判権の限界が問題となるかを理解させる。
第2回	[訴えの利益] 給付訴訟と形成訴訟について、具体的事例における実体的請求権と訴えの利益の関係を理解させる。
第3回	[訴えの利益] 確認訴訟について、具体的事例における実体的請求権と訴えの利益の関係
第4回	[裁判上の自白] 具体的事例を挙げ、自白の意義・効力、自白の対象、不利益陳述、権利自白の裁判上の機能を検討する。
第5回	[積明権] 具体的事例を挙げて、主張と証拠の両面における積明を検討し、要件事実が機能していることを確認する。
第6回	[二重起訴と相殺の抗弁] 具体的事例を挙げ、二重起訴と実体的請求権の関係、相殺の抗弁の特殊性について理解を図る。

第7回	[一部請求と残部請求] 具体的事例を挙げ、一部請求の意義、時効中断、過失相殺、残部請求を検討する。
第8回	[立証責任] 立証責任の意義、立証責任の分配、立証責任の転換、事実上の推定、意思推定、暫定事実を具体的事例を通じて、要件事実論との関係から理解させる。
第9回	[書証] 事実認定のなかで、書証が大きな位置を占めること、いわゆる二段の推定、経験則の機能を理解させる。
第10回	[既判力] 具体的事例を挙げ、既判力の範囲、基準時後の形成権の行使などの問題点を要件事実論の視点から検討する。
第11回	[固有必要的共同訴訟] 固有必要的共同訴訟との具体例を検討し、その実体的請求権との関係を理解させる。
第12回	[口頭弁論終結後の承継人] 判決効力の主観的範囲、訴訟承継との関係、承継人の固有の抗弁との関係などに及ぶ。
第13回	[訴訟物理論] 具体的事例を挙げ、4つの試金石の意味、実務が旧訴訟物理論を採用する機能的意味に及ぶ。
第14回	[弁論主義] 弁論主義の3つのテーゼと要件事実の関係について具体的に理解させる。
第15回	試験

法務研究科法務専攻（法科大学院） 講義要綱

授業科目名	要件事実論総合Ⅱ ★2004年度は開講しません				
担当者名	大江 忠、田中 豊				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>法律基本科目の「行政法Ⅰ・Ⅱ」および展開・先端科目の「社会保障法」、租税法関連科目、「労働法」、「知的財産法」、の各分野から、典型的な訴訟類型を具体例として挙げ、その要件事実を分析することを目的とする。そして、受講生には、要件事実が一般民事法の分野だけでなく、「行政法」をはじめとして、展開・先端科目の法領域でもその適用を見ることを理解させる。そのことによって、要件事実論があらゆる訴訟類型を理論的に理解するために必要な技術であることを理解させ、その技術を体得させることを到達目標とする。</p> <p>実務と理論の架橋として要件事実論は重要な地位を占めている。従来の司法研修所における要件事実教育は、その時間的制約もあって、一般民事事件（貸金、売買、賃貸借、建物明渡、登記請求等）に事実上限られていた。しかし要件事実論の適用は、一般民事訴訟の領域に限られるものではない。他の実体法分野においても、要件事実論は機能する。そこで、行政法、社会保障法、租税法、労働法、知的財産法の領域から実務的にも重要かつ具体的な事例をあげて、要件事実論の適用を試みる。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>法律基本科目の「行政法Ⅰ・Ⅱ」および展開・先端科目の「社会保障法」、「租税法」、「労働法」、「知的財産法」、の各分野を要件事実論の観点からフォローする。それら諸科目で修得した内容を訴訟手続面での定着を図る。</p>
3. 授業の方法	<p>受講生に事前に予習教材（部分）を示す。授業は講義形式を原則とするが、受講生の習熟度に応じて受講生に対する質問をおりまぜて、理解の深化を図る。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	大江忠著「ゼミナール要件事実論」（第一法規、平成15年7月出版予定）
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>第1回から第6回までは、「行政訴訟」 公衆浴場営業不許可処分取消請求 自動車運転免許取消処分取消請求</p>
第2回	<p>飲食店営業不許可処分取消請求 一般廃棄物処理施設設置許可処分取消請求</p>
第3回	<p>選挙無効請求 情報非開示処分取消請求</p>
第4回	<p>一般乗用旅客自動車運送事業申請却下処分取消請求 不当廉売排除措置審決取消請求</p>
第5回	<p>開発不許可処分取消請求 換地処分取消請求</p>

第6回	損失補償増額請求 公有水面埋立免許取消請求
第7回	第7回から第8回までは、「社会保障訴訟」 保険診療報酬請求 生活保護申請却下処分取消請求
第8回	原爆症認定却下処分取消請求 療養補償給付不支給処分取消請求
第9回	第9回から第10回までは、「税務訴訟」 所得税更正処分取消請求 法人税法更正処分取消請求
第10回	消費税更正処分取消請求 固定資産税評価審査委員会決定取消請求
第11回	第11回から第12回までは、「労働訴訟」 労働契約存在確認請求（内定取消） 退職金請求
第12回	労働契約存在確認請求（懲戒解雇） 不当労働行為救済命令取消請求
第13回	第13回から第14回までは、「知的財産訴訟」 特許出願拒絶査定審判取消請求 特許侵害損害賠償請求
第14回	不使用商標登録取消決定取消請求 著作権侵害差止請求
第15回	試験

法務研究科法務専攻（法科大学院） 講義要綱

授業科目名	家族法総合				
担当者名	菱田 貴子				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	春／秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>法学既修者を対象として、実務家としてどのような対応をすべきかを問う具体的な説例に対する考察を通して、親族・相続法の基本的な知識を、より実践的な、生きた知識に発展させ、受講者が、家族法の典型的な事例について、簡単な相談に応じることができる程度のレベルに達することを目的とする科目である。</p> <p>一つの説例を2回にわたり、視点を変えて検討することで、知識のより確実な定着と事案に対する応用力の涵養を目指す。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>法学未修者を対象とした民法科目である「民法Ⅵ（家族法）」を履修した、あるいは、学部において同種の科目を履修したことを前提として、家族法をより実務に即した形で学ぶ科目として位置づけられるが、講義としては、家族法の基礎的知識が十分ではなくても、説例を通して身につけられるよう配慮されている。家事事件の基礎は、法律実務家として必須の知識であり、できるだけ多くの受講生が履修できるよう、同じ内容のものを、2年次の第3セメスター及び第4セメスターに配当する。「家事事件実務」は、さらに実務に直接結びつく、高度な知識と能力の習得を目的とするが、その前提となる典型的な事例についての理解を深めるための科目としても位置づけられる。</p>
3. 授業の方法	<p>受講生は、事前に、説例についての検討結果を簡略に記載したものを講師に提出する。講師は、説例を解明するために必要な、基本的な知識を確認するとともに、問題となる事項について、事前に提出された各受講生の検討結果をもとに、受講生による討議を促す。受講生は、他の受講生の意見や講師の実務における経験談等を聞きながら、実務家としてあるべき対応を考察する。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>講師が作成した説例集を基本的なテキストとし、説例ごとに参考文献を提示する。受講生は、参考文献にあたることで、家族法に関する基本的な文献のほぼ全容の把握が可能になる。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>離婚と氏・親権者Ⅰ 親権に争いがある夫婦の事案について、親権と監護権の意義、氏の変更に関する実務等を学ぶ。</p>
第2回	<p>離婚と氏・親権者Ⅱ 第1回の発展問題で、親権者を定める手続の概要及び実務における判断基準を理解し、説例を検討する。</p>
第3回	<p>有責配偶者からの離婚請求・婚姻費用・不貞の相手方に対する請求Ⅰ 離婚原因についての基本的知識を確認しつつ、有責配偶者からの離婚請求に関する判例理論の推移と、破綻主義の実情を踏まえて、説例を検討する。</p>
第4回	<p>有責配偶者からの離婚請求・婚姻費用・不貞の相手方に対する請求Ⅱ 第3回の説例の発展問題で、婚姻費用の意義、婚姻費用を定める手続の概要及び算出方法を理解し、不貞の相手方に対する請求も含めた説例を検討する。</p>
第5回	<p>別居中の夫婦間の子どもの問題－監護者の指定・面接交渉・子の引渡しⅠ 監護者・面接交渉の意義、面接交渉を定める手続の概要及び実務における判断基準を理解し、説例を検討する。</p>

第6回	別居中の夫婦間の子どもの問題－監護者の指定・面接交渉・子の引渡しⅡ 第5回の説例の発展問題で、子どもが奪取された事案について、子どもの引渡しを求める手続の概要及び実務における判断基準を理解し、説例を検討する。
第7回	離婚調停・離婚訴訟・養育費・財産分与・慰謝料Ⅰ 離婚給付につき争いがある事案について、近時の人事訴訟手続法改正問題にも触れつつ、養育費を定める手続の概要及び算出方法を理解し、説例を検討する。
第8回	離婚調停・離婚訴訟・親権者・養育費・財産分与・慰謝料Ⅱ 第7回の説例の発展問題で、財産分与及び慰謝料の意義、相互の関係、これらを定める手続の概要及び算出方法を理解し、説例を検討する。
第9回	相続放棄・遺産性・当事者能力・特別受益・寄与分ほかⅠ 相続に関する基本的知識を確認しつつ、相続放棄の制度、各財産の遺産性、当事者能力に問題がある場合の対処方法等を学ぶ。
第10回	相続放棄・遺産性・当事者能力・特別受益・寄与分ほかⅡ 第9回の発展問題で、具体的相続分の算出方法、遺産分割の方法、相続分なきことの証明書の意義等を理解し、説例を検討する。
第11回	遺産分割調停・前提問題Ⅰ 相続に関する基本的知識を確認しつつ、遺産の範囲といった前提問題に争いがある場合の遺産分割手続の概要を学ぶ。
第12回	遺産分割調停・前提問題Ⅱ 第12回の発展問題で、遺産分割調停における遺産の範囲の確定方法を学び、説例を検討する。
第13回	特別受益・寄与分・遺留分Ⅰ 遺言・遺留分に関する基本的知識を確認しつつ、遺言が絡んだ相続に関する事案の手続の概要を学ぶ。
第14回	特別受益・寄与分・遺留分Ⅱ 第13回の発展問題で、特別受益、寄与分と遺留分の関係を学び、説例を検討する。
第15回	試験

法務研究科法務専攻（法科大学院） 講義要綱

授業科目名	知的財産法 I				
担当者名	小泉 直樹				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>展開・先端科目として、特許法を中心に知的財産法に関する基本的な知識および思考方法の習得を目的とする科目である。</p> <p>本授業では、まずはイントロダクションとして、特許制度の存在理由に関する諸理論、特許制度の沿革について説明した後、発明概念、新規性・進歩性要件、産業上の利用可能性、特許を受ける権利、職務発明、出願・補正、審判・審決取消訴訟、均等論、間接侵害論、侵害の救済、特許権の効力の制限、特許紛争処理制度、ライセンス、並行輸入、条約ルールにつき、それぞれ学習する。</p> <p>本授業の到達目標は、特許法に関する基本的な制度、最高裁を中心とした判例、主要な学説に関する知識および思考方法を習得し、「民法」、「民事手続法」、「行政法」等主要科目の展開・応用をも目指す。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>講義では、折に触れて、近時の先端科学技術の発展に伴う新たな動向（例えば医療方法特許、バイオ特許、コンピュータプログラム特許など）にも言及を行い、学生の関心を選択科目である「知的財産法務 BP 及び WP」へ誘うように心掛ける。</p>
3. 授業の方法	<p>講義形式だが、演習に近い形式で行われる。すなわち受講生は必ず事前に予習を行い自ら必要な知識の概要を把握した上で授業に臨み、授業では講師の説明を聞き、その質問に対して応答する作業を通じて、自己の知識を修正補強しつつより深い理解に達する。さらに授業は頻繁に行われる小テストによって受講生の理解度を確認しつつ進められる。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>各ユニットに対応した基本判例、文献を抄録し、特許法上の各制度の趣旨および要件・効果を叙述したテキストを用いる。受講生は講義で得た知識を、常に特許法の手続きの流れを意識しつつ関連条文の要件・効果にフィードバックさせる作業を繰り返すことによって、自己の知識を完全なものにすることが要求される。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>知的財産法と公共政策</p> <p>イントロダクションとして、第一に、情報の保護としての知的財産法の意義、インセンティブとしての知的財産法の意義と限界、知的財産法と競争秩序、知的財産法と私法秩序、行政処分としての知的財産法、知的財産法と途上国問題、について問題の所在を明らかにする。ここではまず、知的財産法制度が望ましい効果をもたらすためには、権利の保護と創作物の自由利用とのバランスが必要とされていることを受講生に意識させることに力点が置かれる。第二に、特許法の沿革を略説し、我が国もまたかつての「途上国」として制度を創設したということを確認する。</p>
第2回	<p>ビジネス方法特許:発明概念</p> <p>特許法の対象である「発明」の概念につき、これまでの運用をふまえて最近の展開を学習する。特許法上の発明の定義規定は「自然法則」を「利用」した技術のみを対象としている。これは、サイエンス(理学)とテクノロジー(工学)の二分法を前提とした古い技術観に立つものであり、ソフトウェアやビジネス方法のような「人為的取り決め」をあらかじめ排除するものであった。にもかかわらず、実際の運用においては、これら新技術も、「ハードウェアを利用」している限りにおいて保護対象に取り込まれてきた。このような運用により発明概念に歪は生じていないだろうか。特許庁の審査基準及び特許事例をもとに検証する。</p>
第3回	<p>新規性・進歩性</p> <p>公知・公用・刊行物記載概念、新規性喪失の例外、進歩性の判断の基本的枠組み、特定分野における進歩性概念、について概説する。特許庁の審査基準及び判例法理を取り扱う。</p>
第4回	<p>先端医療と特許:産業上の利用可能性、公序良俗</p> <p>再生治療等の先端医療関連の発明については、従来、「産業上の利用可能性」が認められない、という理由で特許対象とされてこなかったが、近年、見直しの議論が盛んである。産業上の利用可能性要件と公序良俗要件の趣旨、従来の適用例をふまえた後、先端医療に特許を与えることにはいかなる公共政策的含意がありうるかを議論し、望ましい保護のあり方を探る。比較法も加味する予定。</p>
第5回	<p>職務発明・特許を受ける権利・発明者</p> <p>特許法 35 条の職務発明制度については、近年、高額の提訴事例が頻発するなど、注目を集めている。本講においては、制度の趣旨に立ち返り、実質的労働法としての本条が従業者と使用者の利益調整として最もよく機能するための運用のあり方につき、先例を押さえつつ解説する。本制度については見直しの議論も活発であり、受講者には制度論も行うことが期待される。</p>

第6回	出願・準公知・補正・クレーム制度 特許出願書類の構造、出願・補正手続きのあらましについて、手続の流れを追って略説する。本講義の内容は、知的財産法務ワークショップにおける学習のイントロダクションの役割を果たすものである。たとえば、侵害訴訟において勝訴できるクレームとはいかなるものか、といった応用的学習の前提となることが予定される。
第7回	審判・審決取消訴訟 査定系、当事者系の各特許審判の手続構造のあらましと、東京高等裁判所・最高裁判所において争われる審決取消訴訟における問題点につき、最高裁判所の準則を中心に解説する。とくに無効審判については、侵害訴訟に対する対抗策として利用される側面が大きく、本講義の内容は、知的財産法務ワークショップにおける応用的学習の準備としての側面を持つため、手続の基本構造の習得に重点を置くことになる。
第8回	特許権の侵害 特許権の保護範囲、均等論、間接侵害、について取り扱う。均等論については、これを初めて認めた最高裁判決の分析を中心とする。本判決後の下級審の展開の詳細は、知的財産法務ワークショップにおいて解説されることになろう。間接侵害については、従来その適用は必ずしも活発ではないが、最近、法改正が行われており、今後の展開も注目される。本講義においては、クレーム解釈の基本的手法につき、学習する。
第9回	差止・損害賠償 特許権侵害に対する救済としての差止・損害賠償について言及する。差止については、発明のカテゴリごとの範囲の相違、差止の対象、仮処分を中心に解説する。損害賠償については、損害額とその立証手続に関し近年整備された特許法上の特則につき、民法上の不法行為法との対比において理解させる。本講義の対象もまた、知的財産法務ワークショップにおける展開が期待される分野である。
第10回	消尽・試験研究のための実施:効力の制限 特許権の効力の制限につき論ずる。第一に、消尽につき、その政策的根拠をふまえ、近年の事例、たとえばリサイクル品と特許権について参加者とともに議論する。第二に、試験・研究のための利用をめぐっては、ジェネリック品の薬事承認審査申請を先発品の特許期間中に認めるかに関して、公共政策的に大いに議論され、最高裁判所は一つの解決を提示した。講義においては、この判決と、そこにいたる議論のあらましを学習する。
第11回	富士通・TI: 特許紛争処理 一般民事事件としての特許権侵害訴訟と、行政争訟である無効審判とは、制度的には別個独立であるが、しばしば、一つの紛争処理を解決するために共に利用されるため、両者の関連は重要となる。最近、最高裁は、この一つの紛争処理という視点を正面から出し、特許侵害訴訟における特許の有効性自体についての一定の審査を認めた。本判決以降の下級審の展開は、知的財産法務ワークショップにおいて詳しく扱われる予定である。本講義においては、その基礎となることを期待しつつ、本判決の論理構造を解説する。
第12回	種苗法・実用新案・半導体チップ 第一に、種苗法のあらましを解説する。第二に、実用新案法、半導体チップ法について、それぞれのあらましを講義する。
第13回	並行輸入 並行輸入については、我が国特許法の解釈として条件つきでこれを許容する旨の最高裁判決が存在する。一方、国際ルールはいまだ存在せず、医薬品メーカーの利益を保持しつつ途上国への安価な医薬品供給を確保する手段として途上国向け医薬品の並行輸入は禁止すべきであるとの議論も聞かれる。本講義においては、我が国の準則をよく理解したうえで、公共政策的な議論も加味する。
第14回	条約ルール パリ条約、PCT、TRIPs 協定が定める国際特許制度の基本ルールについて解説する。TRIPs 協定の改正動向にも言及する。
第15回	試験

法務研究科法務専攻（法科大学院） 講義要綱

授業科目名	知的財産法 I				
担当者名	竹田 稔				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>展開・先端科目として、特許法を中心に知的財産法に関する基本的な知識および思考方法の習得を目的とする科目である。</p> <p>本授業では、まずはイントロダクションとして、特許制度の概要、発明の活用方法とその基本概念について説明する。次に、出願審査手続の流れに従って、実体的・手続的問題点について学習させる。さらに、特許権の効力について、特に、その侵害訴訟で主要な論点となる特許発明の技術的範囲（特許請求の範囲の優位性・発明の詳細な説明の参酌・当業者に自明の技術・公知技術・特許無効の抗弁・均等論・不完全利用・付加等）を中心に、体系的理解を目指す。</p> <p>本授業の到達目標は、特許法の実体的、手続的問題について、判例、学説に関する知識および思考方法を、特許権の得喪変更に関わる諸手続の流れに従って、体系的に習得し、「民法」、「民事手続法」、「行政法」等すでに習得した主要科目の展開・応用をも目指すことにある。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>講義では、折に触れて、近時の先端科学技術の発展に伴う新たな動向（例えば医療方法特許、バイオ特許、コンピュータプログラム特許など）にも言及を行い、学生の関心を選択科目である「知的財産法務BP及びWP」へ誘うように心掛ける。</p>
3. 授業の方法	<p>講義形式だが、演習に近い形式で行われる。すなわち受講生は必ず事前に予習を行い自ら必要な知識の概要を把握した上で授業に臨み、授業では講師の説明を聞き、その質問に対して応答する作業を通じて、自己の知識を修正補強しつつより深い理解に達する。さらに授業は数回行われる小テストあるいは小論文によって受講生の理解度を確認しつつ進められる。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教 材	<p>毎回、次回までに検討してくる問題を含んだレジュメを作成して、受講生に交付し、担当受講生に問題の回答をさせながら、レジュメに基づいて授業を進める。</p> <p>なお、竹田稔『知的財産権侵害要論〔特許・意匠・商標編、第4版〕』（発明協会、2003年）を参考書として、必要に応じて引用する。</p>
6. 授 業 内 容 （ 細 目 ）	
第1回	<p>特許制度概論</p> <p>特許制度の基本的構造を理解させ、知的財産の活用方法（特許とノウハウ）の種類と、発明の概念、カテゴリー等を特許法の規定に基づいて解説する。</p>
第2回	<p>特許出願と審査手続</p> <p>出願を巡る問題（発明者と出願人・共同出願等）と特許要件（特に新規性・同一性・進歩性等特許阻害要件を中心に）、審査請求と審査手続の概要（拒絶理由通知・補正・拒絶査定と特許査定等）について解説する。</p>
第3回	<p>特殊クレーム</p> <p>特許権の効力は明細書に記載される特許請求の範囲（クレーム）に基づいて定められるが、その特殊な形態として議論の多いプロダクト・バイ・プロセス・機能的クレーム、選択発明・用途発明、数値限定発明・パラメータ発明等を取り上げてそれぞれの問題点を解説する。</p>
第4回	<p>審判手続</p> <p>審判手続には、出願拒絶に対する査定不服の審判と第三者が設定登録された特許権の有効性を争う無効審判とがあり、いずれも厳格な審理手続が設けられている。準司法的手続といわれるその構造と審理手続の具体的内容と問題点について解説する。</p>
第5回	<p>特許訴訟制度概論・審決取消訴訟</p> <p>我が国の特許訴訟制度は、特許庁と裁判所との権限配分、すなわち特許権に無効原因があるときは、特許庁に対しその特許を無効審判を請求し、特許庁がした審決に対しては東京高裁に取消訴訟を提起することができ、これにより特許権の得喪については専門技術官庁である特許庁に第一次的判断を委ねるとともに、抗告訴訟により裁判所の判断を受けることを保障する制度を基本としているが、この制度を世界各国の制度と比較法的に検討し、審決取消訴訟の具体的手続を説明する。</p>

第 6 回	特許権の効力とその制限 特許権者は、特許発明を実施する権利を専有するが、その実施が特許法の規定によって制限される場合がある。特許発明の実施と制限についての具体的内容を特許法の規定に基づいて解説する。
第 7 回	特許発明の技術的範囲（その 1） 特許発明の技術的範囲は、特許権の効力の及ぶ範囲を意味し、特許請求の範囲に基づいて定められるが、その画定には、さまざまな法理の適用がある。その 1 では、発明の詳細な説明の参酌、特許出願経過の参酌、公知技術の参酌等について解説する。
第 8 回	特許発明の技術的範囲（その 2） 特許権の保護の強化とも関連して、特許発明の技術的範囲の法理で最も注目されているのが均等論である。均等論は、侵害行為が特許請求の範囲の文言には含まれないが、これと均等である故に技術的範囲に含まれるとするもので、これを中心に、不完全利用、迂回・付加等を解説する。
第 9 回	特許権侵害行為 特許権侵害行為には、行為者が特許発明を実施する直接侵害と、その一部の実施が間接的に特許権を侵害する行為とされる場合がある。直接侵害を巡っては、消尽、並行輸入等と侵害の成否の問題があり、間接侵害については、直接侵害との関係でどのような場合に間接侵害になるかの問題があるので、これらを中心に解説する。
第 10 回	特許権侵害訴訟の概要（その 1） 特許権者の保護のため、最も重要なのは特許権が侵害された場合の裁判手続による救済である。我が国において、いわゆるプロパテント政策が採られて、大きく変化したのは、特許権侵害訴訟であるといわれており、概要その 1 では、侵害訴訟における損害賠償請求と差止請求と訴え提起から判決までの訴訟手続の概要について解説する。
第 11 回	特許権侵害訴訟の概要（その 2） 特許権侵害訴訟の具体的手続における主要な問題は、侵害行為の特定にはじまり、侵害行為が当該特許発明の技術的範囲に含まれるかの侵害論の審理と、これに続き当該侵害行為によって生じた損害額をどのように定めるかの損害論の審理である。これら一連の問題について解説する。
第 12 回	特許権侵害訴訟の概要（その 3） 特許権侵害訴訟判決と上訴、確定判決の効力、その執行等判決を巡る問題について解説するとともに、仮の処分であるが強力な行使手段となる差止仮処分、特許権行使に対する相手方の対抗手段としての訴訟、さらには特許権侵害と刑事責任の問題にも触れて解説する。
第 13 回	特許契約論と特定技術分野の特許発明 特許権者の権利行使としては、特許権の侵害行為に対する訴訟の提起とともに、特許発明を第三者に実施させることによって収益を得るライセンス契約が重要である。また、最近特に注目され、法改正の対象となっている特定技術分野の特許発明として、ソフトウェア発明・ビジネス方法発明・バイオ関連発明・医療関連発明等があり、これらについて理解を深めることが特許法の実践的課題である。
第 14 回	特許権関連特殊訴訟・実用新案制度 特許権関連特殊訴訟として社会的に注目されているのは、職務発明の対価請求訴訟であり、その動向は、我が国の産業競争力に影響する重大な問題である。また、最高裁が判例変更した冒認出願人に対する特許権移転登録請求も私的紛争と特許制度の在り方を考える素材となり得るものであり、その他最近の注目すべき訴訟形態について解説する。また、実用新案制度について特許制度の違いを中心に解説する。
第 15 回	試験

法務研究科法務専攻（法科大学院） 講義要綱

授業科目名	知的財産法Ⅱ				
担当者名	小泉 直樹				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>展開・先端科目として、著作権法を中心に知的財産法に関する基本的な知識および思考方法の習得を目的とする科目である。</p> <p>本授業では、まずはイントロダクションとして、著作権制度の存在理由に関する諸理論、著作権制度の沿革について説明した後、集中管理制度、保護期間、著作者・共同著作者・職務著作、著作者人格権、創作性、著作物著作の類型、二次的著作物・編集著作物、著作権、権利の制限、ライセンス・譲渡、登録制度・隣接権、救済（差止・損害賠償）、条約・国際問題につき、それぞれ学習する。</p> <p>本授業の到達目標は、著作権法に関する基本的な制度、最高裁を中心とした判例、主要な学説に関する知識および思考方法を習得し、「民法」、「民事手続法」等主要科目の展開・応用をも目指す。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>講義では、折に触れて、近時の先端科学技術の発展に伴う新たな動向（例えばインターネット上での著作権侵害、コピープロテクション技術の展開）にも言及を行い、学生の関心を選択科目である「知的財産法務BP及びWP」、「サイバー法」へと誘うように心掛ける。</p>
3. 授業の方法	<p>講義形式だが、演習に近い形式で行われる。すなわち受講生は必ず事前に予習を行い自ら必要な知識の概要を把握した上で授業に臨み、授業では講師の説明を聞き、その質問に対して応答する作業を通じて、自己の知識を修正補強しつつより深い理解に達する。さらに授業は頻繁に行われる小テストによって受講生の理解度を確認しつつ進められる。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>各ユニットに対応した基本判例、文献を抄録し、著作権法上の各制度の趣旨および要件・効果を叙述したテキストを用いる。受講生は講義で得た知識を、常に著作権法制度の体系を意識しつつ関連条文の要件・効果にフィードバックさせる作業を繰り返すことによって、自己の知識を完全なものにすることが要求される。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>制度の存在理由/沿革</p> <p>第一に、著作権制度の存在理由が、著作者等の権利の保護と著作物等の公正な利用とのバランスを通じた文化の発展にあることを説明したうえで、デジタル環境においてこの均衡はいかにあるべきか、問題点を提示する。具体的には、保護期間の延長、技術的制限による著作権管理等による著作物の自由利用領域の制限の傾向を指摘する。第二に、幕末から明治新政府にかけてのわが国著作権制度の沿革を概説する。とくに、この時期の萌芽的著作権制度が、現在の著作者の保護としてのそれではなく、版木の所有者（版元）の権利であった、という点につき、「西洋事情」海賊版出版への抗議という形で制度確立に寄与した福澤諭吉の役割を中心に説明する。</p>
第2回	<p>集中管理</p> <p>著作権制度の特許制度に比した著しい特徴は、古くから権利の集中管理制度が発達していることにある。JASRACを中心とする集中管理団体の機能につき、旧仲介業務法から著作権等管理事業法にいたる経緯を含め概説する。私的録音・録画補償金制度についても言及する。</p>
第3回	<p>保護期間</p> <p>著作権の保護期間については、著作物の創作の時期、著作物の類型、さらには、著作者の本国によって数多くの例外規定が存在する。規定のあらましと制定の経緯について概説する。</p>
第4回	<p>著作者・共同著作者・職務著作</p> <p>著作者の権利の享有主体に関する著作権法上の規律について解説する。特許法における発明者・職務発明概念との対比も加味する。</p>
第5回	<p>著作者人格権</p> <p>公表権、氏名表示権、同一性保持権、みなし侵害、著作者の死後における人格的利益の保護、につき説明する。</p>

第 6 回	<p>創作性</p> <p>著作物成立の中心要件である創作性概念につき、なぜ「個性」でよいのか、著作物の類型に応じた判断枠組みの差はあるのか、またあるべきなのか、といった点を総論的に概説する。</p>
第 7 回	<p>著作物各論</p> <p>文芸、音楽、図面、ソフトウェア、データベース、等の著作物の各類型につき、近年蓄積の著しい裁判例の分析を中心に概説する。</p>
第 8 回	<p>二次的著作物・編集著作物</p> <p>第一に、既存の著作物に自ら創作を加えてなる二次的著作物に関し、原作者と二次作者の権利関係、第三者による二次的著作物の利用と原作者の権利等をめぐる最高裁の準則を中心に解説する。第二に、編集著作物概念につき、データベースの保護を含め説明する。</p>
第 9 回	<p>著作権</p> <p>作者の財産権につき、複製権、上演・演奏権、公衆送信権、頒布・譲渡権、貸与権を中心に概説する。権利の内在的制限としての消尽についても言及する。</p>
第 10 回	<p>権利の制限</p> <p>著作権の制限は、作者の保護と同等またはそれに優越する様々な公共政策の実現のために設定されているが、近年、これを契約上の制限できるか、または技術的制限用によって封ずることは可能か、といった点が問題となっている。本講義においては、各権利制限規定のよって立つ公共政策を明示することを目的とする。</p>
第 11 回	<p>ライセンス・譲渡</p> <p>著作権の経済的利用行為としての譲渡・ライセンスにつき、まず著作権法上の規定を説明し、しかるのち代表的分野である出版、音楽における実際の契約雛形を紹介する。</p>
第 12 回	<p>登録制度・著作隣接権</p> <p>第一に、実名、第一発行年月日等の登録制度につき概説する。第二に、実演家の権利、レコード製作者の権利、放送・有線放送事業者の権利につき解説する。</p>
第 13 回	<p>救済</p> <p>民事的救済（差止・損害賠償）、刑事的救済につき解説する。</p>
第 14 回	<p>条約・国際問題</p> <p>第一に、ベルヌ条約、隣接権条約、TRIPs 協定、WIPO 二条約における国際ルールの概略を説明する。第二に、国境を越える侵害行為に対する法適用について解説する。</p>
第 15 回	<p>試験</p>

法務研究科法務専攻（法科大学院） 講義要綱

科目名	知的財産法Ⅱ				
担当者名	水戸 重之				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>展開・先端科目として、著作権法を中心に知的財産法に関する基本的な知識および思考方法の習得を目的とする科目である。</p> <p>本授業では、まずはイントロダクションとして著作権法全般について説明した後、著作物性とその限界（アイデアと表現の区別）、著作者と法人著作、共同著作、映画の著作者について説明した上で、著作権侵害の判断基準について一般的に論じる。その後、著作権ビジネスの類型ごとに、音楽、映画、プログラム、データベースの順に固有の問題について説明をする。さらに著作者人格権、著作権の制限および登録制度、保護期間、国際的保護につき、それぞれ学習する。さらに著作権法の周辺領域である、パブリシティ権やスポーツビジネスに関する法律についても学習する。</p> <p>本授業の到達目標は、著作権法に関する基本的な制度、最高裁を中心とした判例、主要な学説に関する知識および思考方法を習得し、「民法」「民事手続法」等すでに習得した主要科目の展開・応用をも目指す。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>講義では、折に触れて、近時の先端科学技術の発展に伴う新たな動向（例えばインターネット上での著作権侵害、コピープロテクション技術の展開）や、近時そのマーケットが拡大しているスポーツ・ビジネスに関する法律問題にも言及を行い、学生の関心を選択科目である「知的財産法務B P及びWP」、「サイバー法」へと誘うように心掛ける。</p>
3. 授業の方法	<p>講義形式だが、演習に近い形式で行われる。すなわち受講生は必ず事前に予習を行い自ら必要な知識の概要を把握した上で授業に臨み、授業では講師の説明を聞き、その質問に対して応答する作業を通じて、自己の知識を修正補強しつつより深い理解に達する。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>各ユニットに対応した基本判例、文献を抄録し、著作権法の条文の配列に従って各条文の趣旨および要件・効果を叙述したテキストを用いる。受講生は講義で得た知識を、常に著作権法制度の体系を意識しつつ関連条文の要件・効果にフィードバックさせる作業を繰り返すことによって、自己の知識を完全なものにすることが要求される。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>著作権法の基礎と著作権ビジネス</p> <p>著作権法の基礎を全体的に説明し、概略を習得することを目指す。と同時に、著作権が関連するビジネスの構造および契約形態について説明し、現実の社会の中でどのように著作権がビジネスの対象となり活用されているかを学習する。</p>
第2回	<p>アイデアと表現の保護</p> <p>著作権法の中核をなす客体概念である「著作物」は、創作性のある表現物と定義される。すなわち著作権法は表現を保護する法律であってアイデアを保護する法律ではない。しかしながらこの表現とアイデアの区別はしばしば困難であり、著作権法の限界を画する重要なテーマといえる。日米の判例に言及しながら、著作権法の目指す表現の保護とその限界について学習する。</p>
第3回	<p>著作者と法人著作</p> <p>著作権法の中核をなす主体概念である「著作者」について学習する。著作権は著作物の著作者が専有するとの原則のもと、個人が著作する場合、法人が著作する場合（15条）、複数の主体が共同で著作する場合（64条、65条）について学習する。さらに、著作者と著作権者が分離する特別な場合である映画の著作物に関する16条（映画の著作者）と29条（映画の著作権の帰属）について学習する。</p>
第4回	<p>著作権侵害の判断基準および救済</p> <p>著作権侵害は民事上・刑事上の責任を生じるものであるため、その判断基準は客観的かつ明確であるべきである。判例・学説に言及しつつ、「依拠と同一性」の基準、二段階テスト、濾過テスト、「アクセスと実質的類似性」等の判断方法、判断基準を紹介する。著作権侵害についてはその後の授業でもしばしば検討するが、その前提となる考え方および著名な判例について概観しておく。</p>
第5回	<p>音楽の著作物固有の問題</p> <p>音楽に関する権利には、楽曲の著作権、音源（原盤）に関するレコード製作者の権利（著作隣接権）があり、これに関与する者として、作詞家・作曲家、編曲者、音楽出版社、社団法人日本音楽著作権協会（JASRAC）、レコード会社、日本レコード協会などがある。それぞれの権利・権限や役割と相互の関係について学習する。</p>

第6回	<p>映画の著作物固有の問題</p> <p>映画は、その製作・利用に多数の者が関与し、実演、映像、音楽その他様々な創作物からなる総合芸術である。それゆえにさまざまな権利関係や契約関係が錯綜する。ここでは映画製作の具体的プロセスを説明しつつ、映画製作に関する権利・契約関係、映画利用に関する権利・契約関係に分けて説明するとともに、映画に関する権利者団体（日本脚本家連盟、日本監督協会、映画製作者連盟等）の役割について説明する。</p>
第7回	<p>プログラムの著作物固有の問題</p> <p>今日、コンピュータ・プログラムの著作物の重要性はますます増大している。ビジネスソフトのみならず、ゲームソフトが大きなマーケットであることは否定できないであろう。そのプログラムは著作権法で保護されているが、個性、多様性を求める小説、音楽、映画のような古典的著作物に比して、プログラムは効率性の世界でありより実用品に近い性質をもつ。かかる性質をもつプログラムの著作物の保護を著作権法の枠組みの中でどのように考えるべきか検討する。また、著作権侵害についても単なるデッドコピーと、プログラムの模倣のケースにおいて学習する。</p>
第8回	<p>編集著作物・データベース</p> <p>著作権法は、編集物やコンピュータで検索ができるデータの体系を著作物として保護する可能性を認めている。それぞれの概念について説明し、通常の著作物との異同について学習する。著作権法はいわゆる「額の汗」を保護するか、しない場合、どのような保護が考えられるかについて、米国連邦最高裁 <i>F e i s t</i> 判決やわが国の判例に言及しつつ学習する。ことに創作性を有しないデータを保護する立法の動向について、EUディレクティブや米国データベース保護法案について言及しつつ、その保護の要件および限界について検討する。</p>
第9回	<p>ネットワーク上の権利問題</p> <p>今日、インターネット上で流通するデジタル著作物に関し様々な法的問題が発生している。著作権侵害、著作物の内容による名誉毀損、わいせつ問題など。これらの違法行為が発生した場合のネットワーク管理者の責任についても学習する。</p>
第10回	<p>著作者人格権と著作隣接権</p> <p>公表権（18条）、氏名表示権（19条）、同一性保持権（20条）について説明し、著作財産権や民法上の人格権との異同について検討するとともに、他国の立法例についても言及する。また同一性保持権と同じ改変禁止権である「翻案権」（27条）についても復習し、両者の異同についても検討する。さらに、著作権譲渡契約においてしばしば規定される「著作者人格権の不行使」特約の有効性についても検討する。</p> <p>実演家、レコード製作者、（有線）放送事業者という3つの著作隣接権について、その制度理由及び権利内容について学習する。とくにこれまであまり扱っていない放送について、「放送と通信の融合」、「スポーツ試合の放送権」といった現代的なテーマについて学習する。</p>
第11回	<p>パブリシティ権</p> <p>著作権の周辺領域である、著名人のパブリシティ権や「物のパブリシティ」権について学習する。これらは著作権法により保護されないとすれば、どのように法的保護が図られているかについて学習する。</p>
第12回	<p>権利の制限、登録制度、著作権の保護期間、国際的保護</p> <p>著作権は公共の利益のために一定の場合には著作権者の許諾を得ずに利用することができる。その各場合について学習するとともに、米国のフェア・ユースの規定に言及し、わが国の立法政策との区別について検討する。</p> <p>さらに、著作権の実名、第一発行年月日等の登録制度について説明し、著作権ビジネスにおいて登録制度があまり機能していない点およびその理由について検討する。</p> <p>ベルヌ条約、隣接権条約、TRIPs 協定（WTO）、WIPO 二条約における国際ルールの概略を説明する。国境を越える侵害行為について、準拠法の問題、裁判管轄の問題を検討する。</p>
第13回	<p>スポーツに関する権利及び契約問題</p> <p>著作権ビジネスの周辺領域であるスポーツ・ビジネスを巡る権利問題、契約問題について学習する。小説、音楽、映画といった著作物と同様の市場価値を有するスポーツ・コンテンツについて、著作物との異同を検討しつつ学習する。すでに学習したパブリシティ権、試合の放送権以外にも、選手の保留権、移籍、代理人交渉といったスポーツの現場における権利、契約問題についても説明する。</p>
第14回	<p>総括（最終講義）</p>
第15回	<p>試験</p>

法務研究科法務専攻（法科大学院） 講義要綱

授業科目名	知的財産法Ⅲ				
担当者名	小泉 直樹				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>展開・先端科目として、意匠法・商標法・不正競争防止法を中心に知的財産法に関する基本的な知識および思考方法の習得を目的とする科目である。</p> <p>本授業では、デザインの保護制度概説、意匠登録要件、権利取得の手続、意匠権侵害、特定不正競争行為、営業秘密、不当表示、パブリシティの保護、商標登録要件、商標登録出願手続、商標権の効力、並行輸入・ライセンス、国際条約について、それぞれ学習する。</p> <p>本授業の到達目標は、意匠法・商標法・不正競争防止法に関する基本的な制度、最高裁を中心とした判例、主要な学説に関する知識および思考方法を習得し、「民法」、「民事手続法」、「行政法」等主要科目の展開・応用をも目指す。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>講義では、折に触れて、近時の先端科学技術の発展に伴う新たな動向（例えばインターネット上での商標権、コピープロテクション技術の展開）にも言及を行い、学生の関心を選択科目である「知的財産法務B P及びWP」「サイバー法」へと誘うように心掛ける。</p>
3. 授業の方法	<p>講義形式だが、演習に近い形式で行われる。すなわち受講生は必ず事前に予習を行い自ら必要な知識の概要を把握した上で授業に臨み、授業では講師の説明を聞き、その質問に対して応答する作業を通じて、自己の知識を修正補強しつつより深い理解に達する。さらに授業は頻繁に行われる小テストによって受講生の理解度を確認しつつ進められる。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>各ユニットに対応した基本判例、文献を抄録し、意匠法・商標法・不正競争防止法の各制度の趣旨および要件・効果を叙述したテキストを用いる。受講生は講義で得た知識を、制度の構造を意識しつつ関連条文の要件・効果にフィードバックさせる作業を繰り返すことによって、自己の知識を完全なものにすることが要求される。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>デザイン保護制度の概略</p> <p>著作権法による保護（いわゆる応用美術の保護論）、意匠法による保護、不正競争防止法による保護につき、概説する。諸外国の短期無審査デザイン保護制度についても言及する。</p>
第2回	<p>意匠登録要件</p> <p>新規性、創作性、新規性喪失の例外、公序・善良風俗を害する意匠、混同意匠、不可欠意匠</p>
第3回	<p>権利取得手続</p> <p>登録出願書類、一意匠一出願、組物の意匠、補正、関連意匠、秘密意匠の各制度について概説する。</p>
第4回	<p>意匠権の侵害</p> <p>意匠権の効力、他人の登録意匠等の関係、ライセンス、差止請求、損害賠償請求について概説する。</p>
第5回	<p>不正競争行為（1）</p> <p>混同惹起行為・著名表示冒用行為・商品形態模倣行為につき、判例を中心に概説する。</p>
第6回	<p>不正競争行為（2）</p> <p>営業秘密侵害行為、不当表示、技術的手段回避等行為、につき概説する。</p>

第7回	不正競争行為(3) 信用毀損行為、ドメインネーム不正取得等行為、対外国公務員等不正利益供与行為、につき概説する。
第8回	パブリシティ 芸能人、スポーツ選手等の氏名・肖像の商業上の利用に関する利益の法的保護について、不法行為、不正競争防止法による保護を中心に解説する
第9回	商標登録要件(1) 商標の概念、自他識別性につき、判例・審査基準を中心に概説する。
第10回	商標登録要件(2) 商標登録を受けることができない商標につき、概説する。とりわけ、公序良俗違反の商標、他人の肖像等、著名商標、後願、機能的商標、に重点を置く。
第11回	出願手続 出願書類、団体商標、出願公開、補正について概説する。
第12回	商標権の効力 利用権、禁止権のそれぞれの範囲につき、判例を中心に解説する。
第13回	並行輸入 商標の自他識別力の保護と商品流通の自由との交錯領域である並行輸入論につき概説する。
第14回	条約 パリ条約、商標法条約、マドリッドプロトコール、TRIPs 協定、EUにおけるデザイン保護、につき解説する。
第15回	試験

法務研究科法務専攻（法科大学院） 講義要綱

授業科目名	知的財産法Ⅲ ★2004年度は開講しません				
担当者名	宮川 美津子				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	

1. 授業の目的と到達目標	<p>展開・先端科目として、意匠法・商標法・不正競争防止法を中心に知的財産法に関する基本的な知識および思考方法の習得を目的とする科目である。</p> <p>本授業では、デザイン及びブランドの保護制度概説、意匠登録要件、権利取得の手続、意匠権侵害、特定不正競争行為、営業秘密、不当表示、パブリシティの保護、商標登録要件、商標登録出願手続、商標権の効力、並行輸入・ライセンス、国際条約について、それぞれ学習する。</p> <p>本授業の到達目標は、意匠法・商標法・不正競争防止法に関する基本的な制度、最高裁を中心とした判例、主要な学説に関する知識および思考方法を習得し、「民法」、「民事手続法」、「行政法」等主要科目の展開・応用をも目指す。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>講義では、折に触れて、近時の先端科学技術の発展に伴う新たな動向（例えばインターネット上での商標権侵害、ドメイン名に関する紛争）にも言及を行い、学生の関心を選択科目である「知的財産法務ベーシック・プログラム」「同ワークショップ・プログラム」、「サイバー法」へと誘うように心掛ける。</p>
3. 授業の方法	<p>講義形式だが、演習に近い形式で行われる。すなわち受講生は必ず事前に予習を行い自ら必要な知識の概要を把握した上で授業に臨み、授業では講師の説明を聞き、その質問に対して応答する作業を通じて、自己の知識を修正補強しつつより深い理解に達する。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>各ユニットに対応した基本判例、文献を抄録し、意匠法・商標法・不正競争防止法の条文の配列に従って各条文の趣旨および要件・効果を叙述したテキストを用いる。受講生は講義で得た知識を、制度の構造を意識しつつ関連条文の要件・効果にフィードバックさせる作業を繰り返すことによって、自己の知識を完全なものにすることが要求される。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>デザイン保護制度の概略 著作権法による保護（いわゆる応用美術の保護論）、意匠法による保護、不正競争防止法による保護につき概説する。</p>
第2回	<p>意匠法(1) 意匠登録要件（新規性、創作性、新規性喪失の例外、公序・善良風俗を害する意匠、混同意匠、不可欠意匠）及び権利取得手続（登録出願書類、一意匠一出願、組物の意匠、補正、関連意匠、秘密意匠の各制度）について概説する。</p>
第3回	<p>意匠法(2) 意匠権の効力、他人の登録意匠等の関係、ライセンス、意匠権侵害行為と差止請求、損害賠償請求について概説する。</p>
第4回	<p>不正競争防止法(1) 不正競争防止法について概説するとともに、デザイン保護の観点から、多様な不正競争行為のうち、混同惹起行為・著名表示冒用行為・商品形態模倣行為につき、判例を中心に概説する。</p>
第5回	<p>ブランド保護制度の概略 商標法による保護、不正競争防止法による保護につき概説する。また、偽造品対策に関して、刑事手続及び税関における水際規制（輸入差止申立制度）についても言及する。</p>
第6回	<p>商標法(1) 商標登録要件及び権利取得手続につき概説する。判例・審査基準を中心に、公序良俗違反の商標、広知商標に類似する商標、出所の混同を起すおそれがある商標、機能的商標につき、特に検討する。</p>

第7回	商標法(2) 商標権を、経済的利用の側面(ライセンスを含む)と、他者の使用に対する禁止権の側面から検討する。さらに、登録異議申立て、無効審判請求、代理人の無断出願等に基づく取消審判につき概説する。
第8回	商標法(3) 判例を中心に、商標権侵害訴訟における原告及び被告の攻防を概説する。特に、「商標的使用」の問題、商標権の行使と権利濫用論につき検討する。
第9回	不正競争防止法(2) ブランド保護の観点から、あらためて混同惹起行為・著名表示冒用行為につき、判例を中心に概説するとともに、知的財産権侵害に関する紛争で発生しうる「虚偽の事実流布による信用毀損行為」についても検討する。
第10回	不正競争防止法(3) 技術の発展に対応した不正競争防止法の規定として、ドメインネーム不正取得等行為、技術的手段回避等行為につき概説する。また、ドメインネームの不正取得に関する紛争解決手続についても学習する。
第11回	不正競争行為(4) 不正競争防止法の多様な保護料域を理解するために、営業秘密侵害行為、不当表示、対外国公務員等不正利益供与行為等の不正競争行為につき学習する。
第12回	パブリシティ権 芸能人、スポーツ選手等の氏名・肖像の商業上の利用に関する利益の法的保護について、不法行為、不正競争防止法による保護を中心に解説する。さらに、ブランド保護の観点から、「物のパブリシティ」についても検討する。
第13回	並行輸入 真正品の並行輸入に関する判例を検討した上で、実質的に保護されるべき商標の機能とは何かを議論する。関連する独占禁止法ガイドラインにも言及する。また、米国、EUにおける並行輸入の取り扱いについても概説する。
第14回	条約 パリ条約、商標法条約、マドリッドプロトコール、TRIPs協定等につき学習する。
第15回	試験

法務研究科法務専攻（法科大学院） 講義要綱

授業科目名	倒産法 I				
担当者名	中島 弘雅				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	主に倒産法の初学者を対象として、倒産法の中の基本法ともいべき破産法の基本構造を理解することが、この授業の主たる目的である。 本講義では、最初に、倒産とは何か、なぜ倒産処理制度が必要なのか、倒産処理制度にはどのようなものがあるか、といった点について学習した上で、主として事業者の破産事例を念頭に置いて、破産手続の概要とその問題点を学ぶ。その上で、他の倒産処理手続、とりわけ民事再生手続、会社更生手続、個人破産を含む個人債務者の倒産手続を学ぶ。また、最後に、国際倒産処理手続や私的整理についても学習する。本講義の到達目標は、私的整理を含むわが国の倒産処理手続の概要と問題点を学び、「倒産法Ⅱ」や「倒産法総合」を受講する上での基礎知識を習得することにある。
2. 関連する科目との関係	民事手続法系列の選択科目としては、ほかに、「倒産法Ⅱ」「倒産法総合」「民事執行・保全法」「国際民事訴訟法」などがあるが、本講義は、「倒産法Ⅱ」および「倒産法総合」を受講するための前提科目として位置づけられる。また、本講義を理解するためには、法律基本科目である民法や、「民事手続法Ⅰ・Ⅱ」、さらには、「民事執行・保全法」を十分理解していることが前提となる。
3. 授業の方法	授業は、講義形式で行うが、演習に近い形で行われる。従って、受講生は、必ず予習を行い、当日の講義内容を一通り理解した上で授業に臨み、講師の説明の後に行われる講師と受講生との議論や、さらには受講生同士の議論を通じて、倒産法について理解を深めることができる。授業では、ある程度講義が進んだところで、適宜、小テストを行い、受講生の理解度をチェックする。また、倒産法について一通り理解が深まった頃に、倒産実務に詳しい実務家教員(主に弁護士)を招き、実例を素材としたディスカッションも予定している。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	本講義用のテキストとしては、伊藤眞著『破産法全訂第3版補訂版』(有斐閣、2001年3月刊)を用いるが、最新の立法動向については、適宜、プリントを用意する。受講生は、あらかじめこのテキストで十分予習した上で、講義に臨むことが求められる。また、講義のサブ・テキストとして、中島が編集した『倒産法大系』(弘文堂、2001年)を使用する。
6. 授業内容 (細目)	
第1回	倒産法序説 イントロダクションとして、倒産とは何か、倒産処理制度の必要性、倒産処理手続の基本類型、倒産処理の指導理念、倒産法制をめぐる近時の動向などについて、理解する。
第2回	破産手続の開始 破産手続開始のための形式的要件である破産能力とは何か、同じく破産手続開始の実質的要件である破産原因とは何か、破産宣告とその効果、破産宣告前の保全処分などを学ぶ。
第3回	破産手続の機関と利害関係人 破産手続の運営に関与する機関、すなわち、破産裁判所、破産管財人、監査委員、および債権者集会、さらには債権者委員会の役割とその職務内容について学ぶ。
第4回	破産財団と破産債権者 ここでは、破産財団の意義と範囲、破産債権の意義とその処遇、破産財団の管理・換価、財団債権の意義とその処遇などについて学ぶ。また、併せて、破産手続における租税債権の処遇についても、ここで扱うことになる。
第5回	破産者をめぐる法律関係の処理 ここでは、破産法上最大の難問ともいえる双方未履行の双務契約の処理について、その基本原則を学んだ後に、各種契約の取扱いについて学習する。併せて、そうした双務契約の処理に当たる破産管財人の法的地位についても学習する。また、改正破産法では、各種契約に関する特則が新たに設けられる予定なので、改正破産法が新たにどのような規定を設けたのか、その趣旨を学習することも重要な課題となる。

第6回	破産財団の法的変動(その1) 破産手続における担保権者の地位について学習する。改正破産法では、担保権の処遇についても、新たな規定が設けられる予定なので、新しい破産法の下での規律を学ぶことが、ここでの課題である。
第7回	破産財団の法的変動(その2) 相殺権の意義、相殺権の範囲、相殺権の要件、相殺権の行使方法などを学習する。破産法上の相殺権については、特に民法上の相殺権との違いを十分理解してもらうことが重要である。 また、併せて、取戻権をめぐる問題についても、ここで取り扱う。
第8回	破産財団の法的変動(その3) 否認権の意義、否認権の法的性質、否認制度の功罪などを学んだ後、否認権の成立要件、とりわけ、否認権の一般的要件、否認の個別的要件、否認の特殊類型について学ぶ。続いて、否認権の行使とその効果についても学習する。
第9回	破産債権と破産配当 破産債権とは何か、破産債権の額および順位、破産債権の届出および調査・確定手続について学ぶ。この部分は、改正破産法で大きく取扱いが変わることが予想されるので、何がどのように変わったのかを理解することが重要である。
第10回	破産手続の終了 ここでは、破産手続の終了原因と終了の効果、復権制度について学ぶ。併せて、他の倒産処理手続との関係についても学習する。
第11回	前回までの講義で、一通り、事業者の破産手続については理解できたと思われるので、このあたりで倒産実務に詳しい倒産実務家(弁護士)を講義に招いて、ご自身が担当された実例をいくつか紹介していただくとともに、そうした実例を素材として、実際に破産事件を処理していく上で、どのような問題があるのかを、受講者全員で検討する。
第12回	個人破産・免責と特別清算 ここでは、消費者倒産の背景と意義、個人破産・免責の理念と問題点、免責手続について学んだあとで、株式会社に関する簡易破産手続ともいえる特別清算の概要と問題点について検討します。
第13回	国際倒産 国際倒産とは何か、国際倒産処理の理念、わが国の新しい国際倒産処理法制、国際倒産処理をめぐる今後の課題などを学ぶ。
第14回	私的整理 私的整理の意義と実情、私的整理の法律構成、私的整理ガイドラインの概要、私的整理の問題点と今後の課題などを学ぶ。
第15回	試験

法務研究科法務専攻（法科大学院） 講義要綱

授業科目名	倒産法Ⅱ				
担当者名	三上 威彦				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>倒産法制は、大きく分けて清算型と再建型とに二分することができる。倒産法Ⅰでは主として清算型の倒産手続を中心にして講義が展開するが、この授業では、倒産法の初学者を対象として、再建型倒産手続の基本構造を理解してもらうことを目的とする。具体的には、民事再生手続と会社更生手続を中心として、それに会社整理手続と再建型の私的整理手続をも加えた上で、それらの手続の概要とそこに生じる問題点について学ぶことになる。</p> <p>この授業の到達目標は、「倒産法Ⅰ」の授業と相俟って、受講者に、倒産法制の全体像を把握してもらい、かつ、実務家教員によって提供される「倒産法総合」を受講する上での基礎知識を習得してもらうことに置かれる。それと同時に、企業や個人の再生・再建手続に精通した法曹実務家としての基本的能力を身につけてもらうことも到達目標とされる。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>民事手続法系列の選択科目としては、ほかに「民事手続法Ⅰ・Ⅱ」「倒産法Ⅰ」「倒産法総合」「民事執行・保全法」「国際民事訴訟法」などがあるが、本講義は、「倒産法Ⅰ」で中心的に講義される破産法の知識を不可欠の前提とし、かつ、「倒産法Ⅰ」の授業内容と相俟って「倒産法総合」を受講するための前提科目として位置づけられる。また、本講義を理解するためには、法律基本科目である民法や商法、「民事手続法Ⅰ・Ⅱ」「民事執行・保全法」を十分に理解していることが必要である。さらには、とくに再建型の倒産手続にあっては、選択科目の「税実体法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」「会計学」「経営学」などの知識も必要とされるので、これらの科目も併せて履修することが望ましい。</p>
3. 授業の方法	<p>民事再生法・会社更生法については受講者はほとんど履修していないと思われるので、授業は講義形式を中心として進めることになるが、できるだけ演習の要素も取り入れる。したがって、受講者は、必ず予習を行い、当日の講義内容を一通り理解した上で授業に臨み、発言を求められれば直ちに答える用意ができていなければならない。</p> <p>授業では、ある程度講義が進んだところで、適宜、小テストを行い、受講生の理解度をチェックする。また、倒産法について一通り理解が深まった頃に、倒産実務に詳しい実務家教員（主に弁護士）を招き、実例を素材としたディスカッションも予定している。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>講義に当たっては、テキストはとくに指定せずに、レジュメを配布して行う。ただし、受講生は、レジュメにおいて紹介された文献リストの文献により十分な予習をした上で授業に臨むことが要求される。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>再建型倒産手続概説 イントロダクションとして、倒産手続の中で再建型倒産手続とはどのような位置を占めるのか、また、再建型手続にはどのようなものがあるか、再建型手続と清算型手続とのメリットデメリット、再建型倒産手続と清算型倒産手続との間の選択基準などを学ぶ。</p>
第2回	<p>民事再生手続概論、企業の民事再生手続（1） 民事再生手続立法の経緯と手続の種類を説明した後、企業を対象とする民事再生手続につき、手続の申立権者、手続開始原因、手続開始前の保全処分といった、手続開始の申立てから、開始決定が出るまでの間の法律関係と、監督委員・調査委員・管財人・債権者集会といった再生手続の機関について学ぶ。</p>
第3回	<p>企業の民事再生手続（2） 民事再生手続開始決定の手続を述べた後、開始決定の効力（再生債務者に対する効力・再生債務者に対して権利を有する者に対する効力）と、再生債権の意義、および再生債権の実現方法（届出・調査・確定）について学ぶ。</p>
第4回	<p>企業の民事再生手続（3） 再生債権以外の債権（共益債権・一般優先債権・開始後債権）の意義と、再生債務者の財産状況の調査・報告と財産の確保の問題を学ぶ。とくに後者では、財産評定の問題、否認権の意義、法人の役員等の責任追及の制度のほか、別除権および担保権消滅請求制度を中心として、民事再生手続における担保権の取扱いの問題を学ぶ。</p>

第5回	企業の民事再生手続（4） 再生計画をめぐる諸問題を扱う。具体的には、再生計画の作成・提出、再生計画の内容、再生計画の成立、再生計画の効力、再生計画の遂行と履行確保、差遺影計画の変更である。それに続いて、再生手続の終了原因（再生計画の履行等による終結、再生計画の取消し、再生手続の廃止、牽連破産）、および特殊な民事再生手続（簡易再生手続・同意再生手続）について学ぶ。
第6回	個人の民事再生手続 ここでは、小規模個人再生手続、給与所得者等再生手続、住宅資金貸付債権に関する特則という三つの内容について学ぶ。
第7回	会社更生手続（1） 会社更生法は、従来の規定が全面的に改正され平成15年4月から施行された。そこで、ここでは、まず、新法における主な改正点を説明したうえで、会社更生手続の申立から開始決定までの手続と、手続の機関について学ぶ。具体的には、申立権者・手続開始原因、手続開始前の保全措置、開始決定の手続、開始決定の効力、開始決定後における裁判所の許可を要する行為、更生管財人、関係人集会、関係人委員会といった内容につき解説する。
第8回	会社更生手続（2） 実体法上の権利が会社更生手続上は、どのような権利として、どのように扱われるかという点について学ぶ。具体的には、更生債権、更生担保権、優先的更生債権、共益債権、開始後債権、劣後的更生債権、等の概念、債権の調査、労働債権・株主の権利・租税債権の更生手続上の扱い、代理委員等について解説する。
第9回	会社更生手続（3） 会社更生手続が実体関係に及ぼす影響について学ぶ。ここでは、双方未履行の双務契約や継続的供給契約の扱い、否認権・相殺権・取戻権などの概念とその効力等が中心となる。とくにこれらの権利は、民法上の債権者取消権・相殺権・物権的請求権や債権的請求権との対比において説明がなされる。
第10回	会社更生手続（4） 更生会社財産の調査と確保の問題を学ぶ。具体的には、財産評定の目的と役割、財産評定における評定額、財産評定と債権者によるチェック、財産関係の報告、財産評定と税務、担保権消滅請求制度の意義、担保権消滅請求の手続等について説明がなされる。
第11回	会社更生手続（5） 更生計画の提出から、その認可までの事項につき学ぶ。具体的には、更生計画の意義、更生計画案の条項、更生計画案の提出・決議、更生計画の認可要件、認可の効力等につき説明がなされる。
第12回	会社更生手続（6） 更生計画認可後の手続、その他について学ぶ。具体的には、更生計画の遂行、更生計画の変更、更生手続の終了（更生手続の廃止、更生手続の終結）、外国倒産処理手続との関係等につき説明がなされる。
第13回	前回までの授業で、再建型倒産手続の主要なものについては一通り理解できたと思われるので、ここでは、倒産実務に詳しい倒産実務家（弁護士）を講師に招いて、ご自身が担当された再建型倒産手続の実例をいくつか紹介していただくとともに、そうした実例を素材として、実際にどのような点に問題があるのか、またその解決はいかにあるべきか、といったことを受講者全員で検討する。
第14回	その他の再建型倒産手続 ここでは、上記民事再生法や会社更生法以外の再建型倒産手続について学ぶ。すなわち、法的再建型倒産手続としての会社整理手続のほか、再建型の私的整理手続、および金融機関の破綻処理のスキームについて学ぶ。
第15回	試験

法務研究科法務専攻（法科大学院） 講義要綱

授業科目名	倒産法総合 ★2004年度は開講しません				
担当者名	小島 昌輝				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	

1. 授業の目的と到達目標	本講座の目標は、「倒産法Ⅰ」で習得した破産法・特別清算等の基本的知識、及び「倒産法Ⅱ」で習得した民事再生法・会社更生法等の基本的知識を基に、企業の倒産という具体的事例に対し、いかなる手続的処理が適切ないし妥当か、それらの判断能力・多角的思考能力（分析能力・企画能力・ディベート能力）を養うことにある。このため、具体的事例を基に、受講者との双方向・多方向の討論を重ね、演習を重ねることにより、受講者の積極的参加意欲を促す。
2. 関連する科目との関係	倒産処理については、私的手続・法的手続等の種々の方法が考えられるが、このためには、破産法・特別清算条項あるいは民事再生法・会社更生法だけの知識だけでは不十分であり、民法・商法はもとより、税法・会計の知識も要求されるので、それらをも随時説明する。特に、昨今は「不良債権」の処理につき種々の手続が法制化されているが、これらについても随時検討する。
3. 授業の方法	受講者は「倒産法Ⅰ及びⅡ」において、前記法律の基本的知識は習得していると思われるが、当初は、前記法律の概要を説明し、それから、資料を基に具体的な事例の分析・判断・企画（作成）を実行してもらおう等受講者の積極的な参加を求める。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	「倒産法Ⅰ及びⅡ」で使用した教材を基に、倒産関連図書及び具体的事例を示し、またマスコミ等で扱われた倒産関係の時事的問題をも提示する。「倒産」が身近な社会現象であることを、受講者に感得してもらう。
6. 授業内容（細目）	
第1回	（倒産処理に関する概要） 私的手続（再建・整理）、法的手続（再建型－民事再生・会社更生、清算型－破産・特別清算）のほかにも、「私的整理に基づくガイドライン」手続、特別調停手続に基づく処理等がある。これら各手続のメリット・デメリットは何か、判断基準は何かを概説する。 第2回目からは、それぞれの講義内容に加えて、随時具体的な事例を示し、受講者との双方向及び多方向の対話を図る。
第2回	（「私的整理に基づくガイドライン」手続等） 昨今の「不良債権」の処理に関連して、民事再生法・会社更生法以外にも、「倒産」前の企業再生の手続が考案されている。これらも企業の再生・再建を図る手続であり、基本的知識をもつことは、有意義である。
第3回	（私的手続） 法的手続をとらず、私的に任意整理・任意再建する手続もある。この場合の問題点、債権者に対する対応の仕方、債務者に対する心構えの仕方につき説明する。
第4回	（清算型－破産法） 破産法の概要を説明する。要件・効果等につき説明をし、破産手続をとることがベターであるケース、また、実務的には倒産の規模あるいは内容により少額破産管財等の各種の手続処理がなされていること等を加えて説明する。
第5回	（清算型－特別清算） 特別清算手続の概要を説明する。どのような場合に、この手続をとるのが妥当なのか、その処理は誰がするのか、債権者はどのように関与するのか等を考える。
第6回	（再生・再建型－民事再生法①） 企業の再生・再建の法的手続として、民事再生法におけるケースが多い。再生手続申立の要件、開始決定・その効力、監督委員等の関係機関について説明する。特に、具体的に企業を再生するには何が必要かを考える。

第7回	(再生・再建型—民事再生法②) 担保権の取扱い、再生債権の権利行使方法、債権調査・債権確定、財産状況の調査・評定等につき説明する。特に担保権の取扱い方が企業再生の可否を決定することがある。
第8回	(再生・再建型—民事再生法③) 再生計画案の内容、債権者集会の決議、再生計画認可決定の効力、認可確定後の手続等につき説明する。再生計画案の作成は、企業再建が可能なものであると同時に債権者が賛成する内容のものであることが必要であり、具体的な事例を検討することにより、理解を深める。
第9回	(再生・再建型—会社更生法①) 平成15年4月に施行された新法の特徴を旧法と比較し、また、更生申立の要件、保全処分、更生開始の要件等を概説する。
第10回	(再生・再建型—会社更生法②) 保全管理人・管財人・監督委員等の関係機関・関係人集会・債権者委員会等につき説明する。特に保全管理人・管財人の適正迅速な判断・実行が、会社再建に重要な影響を及ぼす。
第11回	(再生・再建型—会社更生法③) 更生申立により、債権者等関係者の権利は種々の修正を受ける。更生債権の届出・調査・確定はどう進められるか、更生担保権はどう取扱われるか。また、更生計画案の作成は、膨大な関係者の利害を調整して、企業の再生・再建を目指すものであり、多角的な配慮を必要とする。
第12回	(倒産に伴う、債務者側の立場) 企業経営が悪化した場合に、債務者はいつどのような判断をすべきか、どのような手続をとるか、各手続における債務者の地位・権限を概説し、混乱を避け、従業員・債権者等の利害関係人にも受け入れられる望ましい解決手段を探る。
第13回	(倒産に伴う、債権者等利害関係人側の立場) 債務者が倒産した場合、債権者はどのような手段を取り得るか。破産・特別清算・民事再生・会社更生等の各手続により、その取り得る手段は異なる。担保権者であった場合はどうか等利害関係人としての権利行使手段について説明する。
第14回	(本講義全般についての概要) 企業が経営の悪化ないし倒産という事態に至れば、債務者はもとより、従業員・債権者等利害関係人に多大な影響を及ぼす。この処理に関与する者（法曹実務家）には、上記の各種法律に精通していることはもとより、判断能力、経営能力、交渉能力等の、総合的能力・人格的識見が必要とされる。倒産処理についてのこれまでの講義に加えて、倒産処理にあたる者の心構えについても概説する。
第15回	(試験) 毎回の講義の中で、受講者の積極的な発言・討論等の参加を求め、またレポート等の提出を求めるが、これらも評価の一つとして加味し、本試験においては、法曹実務家としての基本的能力を有するか否かのペーパーテストをする。

法務研究科法務専攻（法科大学院） 講義要綱

授業科目名	民事執行・保全法				
担当者名	栗田 陸雄				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>本授業は、法学未修者と法学既修者の双方を対象として、民事執行法と民事保全法に関する基礎的な知識を十分に習得させると共に、民事手続法に共通する一般的な思考形態を身につけさせることを目的とする。いうまでもなく、民事執行法も民事保全法も広い意味では民事訴訟法の分野に属するものであり、そこに共通する思考形態を身につけることにより、倒産法も含め、民事訴訟法全体の理解が容易になるであろう。</p> <p>本授業の到達目標は、受講生に対し、2年次および3年次に配当されている「民事手続法総合」や「民事法総合Ⅰ・Ⅱ」の授業が理解できるだけの十分な基礎学力をつけることである。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>本授業は、「民事手続法Ⅰ・Ⅱ」で観念的に確定された権利を、現実を実現するための手続を扱うものであるから、相互に密接な関係を有する。また、民事執行手続で実現される権利は実体法上のそれであり、その意味で、広く民法や商法といった実体法と関係を有している。とくに、担保権実行手続は「民法Ⅴ（担保法）」で扱われる担保権の内容を扱うものであるし、非金銭債権執行などは「民法Ⅳ（民事責任法）」の強制履行の規定との関連性なくしては理解できない。したがって、授業では、実体法にも十分な目を向けるよう指導する。</p>
3. 授業の方法	<p>授業は講義形式をとる。しかし、担当者が一方的にしゃべるだけという方式はできるだけ廃し、受講者の予習を前提として、担当者がしゃべったことの意味が理解できているか否かを確認するために、常に受講者に対する質問を織り交ぜながら授業は進行する。また、毎回出席をとる。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>民事執行法や民事保全法の内容について、その全体像をできるだけ早く把握してもらうために、教材は、民事執行法および民事保全法の内容が手軽に概観できるような比較的内容が簡易である教科書を用いる。ただ、教科書から得られる最低限度の知識を基に、授業中の質問により、より深い理解へと導きたい。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>民事執行法・民事保全法の概観</p> <p>イントロダクションとして、まず、民事執行手続や民事保全手続の全体を鳥瞰的に講じることによって、それらの手続の概略を頭に入れてもらうと同時に、これらの制度が現代社会においていったいどのような機能を果たしているということを明らかにする。</p>
第2回	<p>民事執行総則</p> <p>強制執行や担保権実行手続に共通する内容につき講義する。ここでは、①民事執行手続を遂行していくための機関、②執行当事者等、③民事執行処分に対する不服申立制度、④執行費用・担保といった内容につき講義をする。具体的には、①の下では、執行機関総説、執行裁判所・執行官・共助機関の概念やそこの審理手続の準則について説明する。②の下では、執行債権者・執行債務者という直接の当事者だけではなく、代理人やその他の利害関係人についても言及する。③の下では、執行抗告と執行異議の意味内容を明らかにする。④の下では、費用の異議と範囲、担保の提供と担保権者の権利行使等の問題を扱う。</p>
第3回	<p>強制執行の要件（1）</p> <p>強制執行をするための要件につき、2回にわたって講義をする。ここでは、まず、強制執行の要件につき概括的説明を加えた後に、①債務名義の意義と執行力、②債務名義の種類、③債務名義を争う方法という内容を講じる。とくに、③では、請求異議の訴えの意義と法的性質、請求異議訴訟の手続、請求異議訴訟の訴訟物と異議の事由といった諸点について詳しく説明する。</p>
第4回	<p>強制執行の要件（2）</p> <p>強制執行は、執行文の付された債務名義によって行われる。よって、ここでは、前回の債務名義の説明に続いて、①執行文の意義とその必要性、②執行文付与の要件と手続、③執行文付与に関する救済の問題等を説明する。そして、③の下では、執行文付与に関する異議の申立て、執行文付与の訴え、執行文付与に対する異議の訴えといった内容が中心になる。</p>
第5回	<p>強制執行の対象財産</p> <p>ここでは、強制執行の対象財産たる責任財産について、①意義、②範囲、③有限責任といった問題を説明した後に、本来責任財産にならないものについて強制執行がなされた場合に、その物の権利者の救済手段としての第三者異議の訴えを取り上げ、④責任財産の調査と第三者異議の訴え、⑤第三者異議の訴えの法的性質、⑥第三者異議の訴えの原因、⑦当事者適格、⑧第三者異議の訴えの手続といった内容を説明する。</p>

第6回	<p>強制執行手続の進行</p> <p>強制執行手続がいかなる経過をたどるかということ、開始から終了まで順を追って順次説明する。すなわち、①強制執行開始の要件（開始要件たる事由と執行障害）、②強制執行の停止および取消し、③執行の終了、④執行費用・担保の提供・供託といった内容につき講義を行う。</p>
第7回	<p>金銭の支払いを目的とする債権についての強制執行（1）</p> <p>いわゆる金銭執行につき3回にわたって講義をする。その第1回では、不動産に対する強制競売につき講義をする。具体的には、①不動産執行の通則、②不動産強制競売手続の概要、③強制競売の開始、④二重開始決定と配当要求、⑤売却条件、⑥売却準備の手続、⑦売却手続、⑧配当等の手続、といった内容となる。不動産執行は、とくに学説・判例が錯綜している分野であり、その解説には十分に時間を割く。</p>
第8回	<p>金銭の支払いを目的とする債権についての強制執行（2）</p> <p>ここでは、不動産執行のうち前回では触れなかった強制管理から始め、船舶に対する強制執行、航空機・自動車・建設機械に対する強制執行、動産に対する強制執行について講義をする。</p>
第9回	<p>金銭の支払いを目的とする債権についての強制執行（3）</p> <p>ここでは、債権およびその他の財産権に対する強制執行について講義をする。具体的には、①総説、②金銭債権に対する強制執行、③船舶・航空機・動産等の引渡請求権に対する強制執行、④その他の財産権に対する強制執行、につき順次説明するが、とくに②に重点が置かれる。</p>
第10回	<p>金銭の支払いを目的とししない請求権についての強制執行</p> <p>ここでは、①物の引渡・明渡請求権についての強制執行、②作為・不作為債権についての強制執行を中心に説明する。そして、①では、不動産の引渡し等の強制執行、動産の引渡しの強制執行、目的物を第三者が占有する場合の引渡しの強制執行といった諸問題を扱う。また、②では、代替的作為債権の執行（代替執行）、不代替的作為債権の執行（間接強制）、不作為債権の執行（代替執行と官設強制）の問題を扱う。</p>
第11回	<p>担保権の実行と形式的競売</p> <p>ここでは、①担保権の実行としての競売（担保競売、担保執行）の意義、②担保競売手続の規律、③不動産競売、④船舶・航空機・自動車・建設機械の競売、⑤動産競売、⑥債権およびその他の財産権についての担保権の実行、⑦留置権による競売および換価のための競売（形式的競売）といった内容につき講義をする。</p>
第12回	<p>民事保全手続（1）</p> <p>ここでは、民事保全手続の概論から、民事保全命令手続のはじめの一部を講義する。具体的には、①民事保全の概念と種類、②民事保全手続総則、③民事保全命令に関する手続総則、④保全命令発令の手続通則、といった内容となる。</p>
第13回	<p>民事保全手続（2）</p> <p>保全命令手続の後半部分を講義する。すなわち、①仮差押命令－必要性・対象・仮差押解放金・仮差押命令の形式と内容－、②仮処分命令－必要性・仮の地位を定める仮処分・仮処分の方法・仮処分解放金－、③保全異議、④保全取消し、⑤保全抗告につき順次説明する。</p>
第14回	<p>民事保全手続（3）</p> <p>ここでは保全執行手続につき講義をする。すなわち、①保全執行総則、②仮差押えの執行、③仮処分の執行と効力といった内容につき説明する。</p>
第15回	試験

法務研究科法務専攻（法科大学院） 講義要綱

授業科目名	消費者法 ★2004年度は開講しません				
担当者名	鹿野 菜穂子				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	

1. 授業の目的と到達目標	<p>現代社会において、消費者問題は、私たちが避けて通ることのできない重要な問題となっており、民事紛争の中でも重要な位置を占めるに至っている。そこで、この授業は、主に法学既習者を対象として、消費者問題の民事法的解決に必要とされる基本的知識と考え方を習得させることを目的として行う。</p> <p>本授業の到達目標は、民法の関連する制度の理解を踏まえた上で、消費者問題に関する特別法の基本的知識およびこれらの特別法と民法との関係について理解し、それを具体的な消費者問題の法的解決に応用する力を身につけることである。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>消費者問題の民事法的解決は、民法の規定の解釈、および民法規定の限界から生まれた特別法の解釈適用によって行われることから、民法の財産法に関する知識が前提となる。具体的には、一年次に配当されている民法科目のうち、特に「民法Ⅰ（民法総論）」、「民法Ⅲ（契約法）」、「民法Ⅳ（民事責任法）」を理解していることが前提となる。</p> <p>また、消費者紛争の法的解決手段との関わりにおいては、民事訴訟法の基本的知識が必要とされる。</p>
3. 授業の方法	<p>講義形式だが、演習の要素も加味し双方向型で行う。すなわち、受講生は、事前に予習を行って授業に臨み、授業では、講師の説明を聞き、その質問に対して応答する作業を通じて、自己の知識を確認ないし補足・修正するとともに、具体的事例の検討を通して応用力を養う。また、講義は、小テストやレポート課題などによって受講生の理解度を確認しながら進める。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	各ユニットに対応したテキストおよび消費者問題に関する判例・法令集に加え、受講者に配布する資料を用いて授業を進める。その他、予習やレポート作成のための参考文献などは、適宜授業中に指示する。
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>消費者法とは何か？</p> <p>イントロダクションとして、まず、日本における消費者問題とそれに対する法的対応の歴史的流れを概観し、また、消費者法をめぐる世界的動向や消費者問題における公法と私法の機能にも触れた上で、この講義の対象であるところの、消費者問題の民事法的解決の意義について明らかにする。</p>
第2回	<p>消費者契約法（総論）</p> <p>消費者契約をめぐる問題の特徴と、それに対する民法上の解決可能性と問題点を押さえ、消費者契約法の制定に至る経緯とその特徴について学ぶ。約款をめぐる総論的問題についても、この授業の中で学ぶ。</p>
第3回	<p>消費者契約法（各論1）</p> <p>消費者契約の締結過程における問題状況を踏まえ、これに関する消費者契約法の規定内容を、民法上の従来の議論やその他の法律の規定と比較しながら理解する。</p>
第4回	<p>消費者契約法（各論2）</p> <p>消費者契約法の契約内容規制に関する規定につき、従来の裁判例をいくつか取り上げ、民法の規定による解決と比較しながら学ぶ。約款をめぐる各論的問題についても、このユニットで扱う。</p>

第5回	<p>特定商取引1（訪問販売等）</p> <p>特定商取引法の規定する対象のうち、特に訪問販売、通信販売、電話勧誘販売につき、そこにおける問題状況と、同法の規定内容を学び、これに関する具体的な事例の検討を行う。</p>
第6回	<p>特定商取引2（連鎖販売取引等）</p> <p>特定商取引法の規定する対象のうち、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引などについて、そこにおける問題状況と、同法の規定内容を学び、これに関する具体的な事例の検討を行う。</p>
第7回	<p>継続的サービス取引</p> <p>継続的サービス取引も、今日では特定商取引法の対象とされているが、この授業では、特定商取引法のみならず、より広く民法や割賦販売法などまで視野に入れ、この取引に特有の問題とその法的解決方法を検討する。</p>
第8回	<p>消費者信用取引</p> <p>ここでは、貸金と信用販売を扱う。貸金については、貸金業の規定や金利をめぐる問題を学び、信用販売については、第三者与信型の信用取引も含め、各種の信用取引類型を押さえた上で、そこに特有の問題とその法的解決について検討する。</p>
第9回	<p>金融商品取引</p> <p>ここでは主に、預貯金、保険、証券売買、先物取引など、資産運用を目的とした消費者向け金融商品の取引を対象とし、そこにおける問題状況を把握した上で、金融商品販売法の規定内容を、民法、消費者契約法と比較しながら学ぶ。</p>
第10回	<p>電子商取引</p> <p>情報社会の進展の中で増大した、インターネット上での電子商取引を取り上げ、そこに特有の法的問題とそれに対する立法的対応を概観するとともに、事例の検討を通して具体的問題の解決のあり方を検討する。</p>
第11回	<p>高齢者と取引</p> <p>高齢者に関わる取引をめぐる紛争の実態を把握した上で、成年後見法も含めた諸制度による解決可能性を検討するとともに、有料介護サービスや有料老人ホームなど、特に高齢者を対象にしたサービス取引とそこにおける法的問題を検討する。</p>
第12回	<p>安全確保と法的責任1（製造物責任）</p> <p>消費者の安全に関する法的問題とその法的対応について歴史的に概観した上で、特に製造物責任法の規定内容につき、民法と比較しながら理解し、そこにおける解釈上の問題点を、具体的事例の検討を通して学ぶ。</p>
第13回	<p>安全の確保と法的責任2（欠陥住宅）</p> <p>製造物責任法の対象外とされている不動産、とくに住宅の欠陥に関する問題につき、建築請負約款も考慮に入れながら、民法および住宅品質確保促進法などの規定による解決を検討する。不動産取引をめぐるその他の問題も、ここで併せて学ぶ。</p>
第14回	<p>消費者紛争解決手続</p> <p>ここでは、消費者紛争を解決するための手続として、民事訴訟法および裁判外紛争処理手続を取り上げ、それぞれの手続の概略と問題点を理解する。さらに、消費者団体の権利についてもここで取り扱う。</p>
第15回	<p>試験</p>

法務研究科法務専攻（法科大学院） 講義要綱

授業科目名	現代契約実務				
担当者名	金井 高志				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	民法、知的財産法等の知識を前提として、現代社会で頻繁に使用されている契約類型についての実務的な知識および契約書作成の技術を習得することを目的とする科目である。 本授業では、まず、民法で定められている典型契約以外の契約が現代社会で多く利用されていることを踏まえて、混合契約・複合契約について説明する。その後に、①製品・商品（有体物）の販売に関する契約、②役務（サービス）提供に関する契約、および③知的財産権（無体物）に関する契約に分けて講義を行う。本授業の到達目標は、民法等の基本的な知識を前提として、現代社会における新しい契約類型についての実務的な知識およびその作成技術を習得することにあるが、根本目標は、典型契約以外の契約について学習することで民法等の基本的な知識の応用力を習得することにある。
2. 関連する科目との関係	民法、知的財産権法などの科目において習得した基本知識は理論的な知識である。ただ、それらの知識を具体的な取引社会における契約に適用するためには、具体的・実務的な知識・技術を習得する必要がある。本授業は、理論的な知識と実務的な知識・技術の橋渡しを目的とする科目であり、また、民法・知的財産権法の応用科目として位置づけられる。なお、講義では、「企業法務BP・WP」や「知的財産法務BP・WP」へ誘うよう解説を行う。
3. 授業の方法	原則として講義形式で行うが、必要に応じて、受講生に対して事前に契約書のサンプルを配布し、契約条項について検討させることや、ある事例に基づいて契約書を作成させることで、演習に近い形式での講義も行う。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	各ユニットでの講義に関係する民法・知的財産法のテキストを教材として使用する。また、新種の現代型の契約類型についての授業であることから、契約毎にサンプルとなる書式を配布して使用する。また、各種の契約類型に関して全体的にまとめられたテキストがないことから、それぞれの契約類型に関する論文を参考文献として使用する。
6. 授業内容（細目）	
第1回	典型契約以外の現代型の契約とはどのようなものか。また、混合契約・複合契約とは何か。 講義のイントロダクションとして、民法の典型契約の意味、また、非典型契約が頻繁に利用されていること、そして、新種の現代型の契約である非典型契約の理解のための基本的事項を説明する。
第2回	契約書の内容理解のためには、どのようにすればよいか。また、契約書を作成するための技術はどのようなものか。 現代型の新しい契約を理解するためには、経済社会で行われているビジネスについて理解するための基礎知識が必要であることを説明する。また、法令・法律用語の使用法について、契約書作成という観点からの技法の基本的事項を説明する。
第3回	製品・商品（有体物）の契約類型（1）——継続的取引基本契約・OEM供給契約 製品・商品（有体物）に関する契約として実務的に内容を習得しておくべき契約類型として、①継続的取引基本契約・OEM供給契約、②代理店（特約店）契約書・販売委託契約書、③リース契約・クレジット契約・割賦販売契約、④通信販売（インターネット販売を含む）契約、を挙げることができ、これらにつき4回の講義を予定している。そこで、まず、第1回として、民法の典型契約である売買契約の基本的知識を基礎にすることで理解しやすい、継続的取引基本契約・OEM供給契約についての講義を行う。
第4回	製品・商品（有体物）の契約類型（2）——代理店（特約店）契約書・販売委託契約書 継続的取引基本契約等を前提として、製品・商品の流過程において極めて重要な意義を有する、代理店（特約店）契約書・販売委託契約書についての講義を行う。流通関係の契約においては、契約書作成にあたり独占禁止法による規制も考慮しなければならないことから、契約書作成にあたってのそれらの注意事項をも説明する。
第5回	製品・商品（有体物）の契約類型（3）——リース契約・クレジット契約・割賦販売契約 代理店・特約店契約書、販売委託契約書は、企業間での流過程での契約であるが、この第3回では、企業と最終需要者（企業または消費者）との間で締結されるリース契約・クレジット契約・割賦販売契約を取り上げる。割賦販売契約においては消費者保護の観点からの契約内容に関する規制の問題もあるので、それらも取り上げる。

第6回	<p>製品・商品（有体物）の契約類型（4）——通信販売（インターネット通販を含む）契約</p> <p>通信販売（インターネット通販を含む）契約は、対消費者との間の契約であり、従前は、電話またはファックスによる申し込み注文が通常であったが、近時はインターネットによる通信販売が増加している。このような通信販売契約については、特定商取引に関する法律で規制され、また、民法の特例法である「電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律」も制定されている。そこで、ここでは、インターネット通販を含めた通信販売契約に関しての最近の動向も含めた説明を行う。</p>
第7回	<p>サービス（役務）提供契約（1）——学習塾・英会話学校・家庭教師等教育関連契約／エステ等美容関連契約</p> <p>経済のサービス化・ソフト化の進展に伴い、サービス取引の重要性が増し、新種のサービスが続々と現れている。そこで、サービス（役務）提供契約についての説明を行う。</p> <p>サービス（役務）提供契約のユニットでは、①学習塾・英会話学校・家庭教師等教育関連契約／エステ等美容関連契約、②コンサルティング契約・情報提供サービス契約、③オンラインサービス契約（ASP〔アプリケーション・サービス・プロバイダ〕関連契約を含む）、④ソフトウェアの開発契約・保守契約について解説する。</p> <p>第1回は、学習塾・英会話学校・家庭教師等教育関連契約／エステ等美容関連契約について、特定商取引に関する法律の適用問題等の消費者契約としての問題を含めて解説する。</p>
第8回	<p>サービス（役務）提供契約（2）——コンサルティング契約・情報提供サービス契約</p> <p>第2回は、コンサルティング契約・情報提供サービス契約に関して解説する。なお、ここでは、専門サービスとして、弁護士、税理士などの専門家によるアドバイスに過誤があった場合の責任の問題についても検討する。</p>
第9回	<p>サービス（役務）提供契約（3）——オンラインサービス契約（ASP関連契約を含む）</p> <p>第3回は、オンラインサービス契約（ASP関連契約を含む）について解説する。近時は、インターネットの普及で、インターネットを通じたサービス提供が増えている。そこで、インターネットにおけるサービス提供取引に関してどのようなことに注意して契約書を作成すればよいかを解説する。</p>
第10回	<p>サービス（役務）提供契約（4）——ソフトウェアの開発契約・保守契約</p> <p>第4回は、ソフトウェアの開発契約・保守契約について解説するが、ソフトウェアの開発において、有体物の請負契約とどのように異なるのか、また、同じ部分はあるかなどについて、典型契約である請負契約と比較検討する。また、ソフトウェアの保守契約を中心として、保守・メンテナンス契約といわれている契約一般の問題について検討する。</p>
第11回	<p>知的財産権（無体物）に関わる契約（1）——秘密保持契約</p> <p>知的財産権（無体物）に関わる契約は現代社会で頻繁に利用されているが、それらの契約の分析が進んでいるとは必ずしもいえない。そこで、知的財産権（無体物）に関わる契約についてのユニットでは、これらの契約類型について民法上の典型契約との関係、そして、実務的な作成の注意点などについて解説する。</p> <p>ここで取り上げる契約は、①秘密保持契約、②著作物利用許諾契約・商品化権許諾契約・商標使用許諾契約、③フランチャイズ契約、④特許ライセンス契約・ノウハウライセンス契約である。</p> <p>第1回は、経済社会で日常的に使用されている秘密保持契約について、不正競争防止法における「営業秘密」の保護との理論的関連を含めて、その契約内容と実務的な契約書作成上の注意点につき解説する。</p>
第12回	<p>知的財産権（無体物）に関わる契約（2）——著作物利用許諾契約・商品化権許諾契約・商標使用許諾契約</p> <p>知的財産権（無体物）に関する契約として、商業・流通業において重要な契約は、著作物の利用許諾契約と商標の使用許諾契約である。第2回は、著作権法上および商標法上、利用許諾および使用許諾についてどのように規定されているかという基礎理論の検討を踏まえて、それらの契約書の具体的な条項の検討と実務的な作成上の注意点につき解説する。</p>
第13回	<p>知的財産権（無体物）に関わる契約（3）——フランチャイズ契約</p> <p>フランチャイズ契約は、フランチャイズ本部が保有するノウハウ（営業秘密）と商標の使用許諾のための契約であり、民法の典型契約との関係でも複数の典型契約の規定の類推適用が問題となる特殊な契約である。そこで、第3回は、フランチャイズ契約の内容とその実務的な契約書作成上の注意点につき解説する。</p>
第14回	<p>知的財産権（無体物）に関わる契約（4）——特許ライセンス契約・ノウハウライセンス契約</p> <p>知的財産権（無体物）に関する契約として、工業・製造業において重要なのは、特許ライセンス契約およびノウハウライセンス契約である。第4回は、特許法上、特許権の実施許諾についてどのように規定されているかという基礎理論の検討を踏まえて、それらの契約書の具体的な条項の検討と実務的な作成上の注意点につき解説する。</p>
第15回	試験

法務研究科法務専攻（法科大学院） 講義要綱

授業科目名	金融法				
担当者名	池田 真朗、小林 明彦				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>将来、民事・商事の金融取引に通暁した法曹となろうとする者を育成する目的で開講されるものである。金融取引という概念も広範なものであるが、本講義ではその中からとくに、ミクロ的には債権管理、債権保全、債権回収、債権譲渡担保による資金調達等の問題を扱い、マクロ的には資産流動化やプロジェクトファイナンスの問題等を扱う。</p> <p>基礎的な目的は、民法の債権総論、担保物権法関係の諸規定が、実務でどのように使われるかという生きた法律を学ぶことにあり、到達目標は、周辺特別法までを含めた金融関係諸法規を、実体法と手続法の連関を意識した中で、紛争処理・問題解決のために「使いこなす」というレベルに至ること、そして実際の契約書作成技術等まで身に付けることである。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>本科目は、いわば「アドバンスト民事法」として、金融取引に関する民事実体法と執行関係法の知識を確認する部分と、実践的・戦略的な紛争対処・問題解決の演習の機能も持つ部分を並存させるものである。受講者は、「民法」の債権総論、担保物権法については十分な知識のあることを前提とする。その他、民事実体法としては、「信託法」、債権譲渡特例法、サービサー法、資産流動化法などが検討対象となる。有価証券法については、原則として「商法Ⅱ」に譲り、本科目の関係で必要な部分のみ触れる。執行手続き自体は常に念頭に置くが、民事執行法それ自体は「民事執行・保全法」で学習するのが望ましい。「倒産法Ⅰ」、「倒産法Ⅱ」についても、倒産隔離や否認の問題等、流動化スキームとの関係で触れられるので、学習することが望ましい。</p>
3. 授業の方法	<p>講義部分と演習部分とを並存させる。講義の最初に事例を紹介して、そこから解説に入るという方法も何回か採用する。契約書作成の演習などでは、実際に各受講者が契約条項を作成する訓練を行なう。紛争対処の方法等を受講者各人に答えさせながら進める場合もある。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>両担当者の作成した、各回の講義および演習に対応したテキスト及び資料を用いる。また、両担当者が金融法務事情、NBL等の専門誌に発表した論文等をサブ・テキストとして使用する。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>序論 本科目の内容の解説と課題等の紹介</p>
第2回	<p>本科目に焦点を当てた民法債権総論、担保物権法の重点確認 本科目に必要な民法の債権総論分野、担保物権法分野の知識と完全な理解の確認</p>
第3回	<p>債権管理・債権保全の企業法務 債権の管理、保全のために行なわれる実務上の手法とその法的評価</p>
第4回	<p>債権回収の企業法務 債権回収のために行なわれる実務上の手法とその法的評価</p>
第5回	<p>契約書作成演習 紛争予防のための実際の契約書作成演習</p>

第6回	動産譲渡担保、債権譲渡担保による資金調達と契約実務 動産譲渡担保と比較しつつ債権譲渡担保の実務手法を分析
第7回	債権譲渡担保による資金調達と判例法理 債権譲渡担保の判例法理上の評価(含む、将来債権譲渡論)
第8回	債権流動化の意義とスキーム 債権流動化とSPCや信託を用いる方式の理解。プロジェクトファイナンスの概念も学ぶ。
第9回	不動産の証券化 不動産の証券化手法の法的理解。中間法人法活用等の方式も学ぶ。
第10回	中小企業の資金調達と大企業の一括決済方式 中小企業の売掛債権による資金調達と大企業の一括決済方式による弁済の仕組み
第11回	金融機関の貸出債権市場の形成と法律問題 貸付債権の譲渡の特殊性。取引約定書についての約款論、譲渡人・譲受人の守秘義務論を含む。
第12回	資金調達からみた特別法関係の問題点 倒産法、信託法、弁護士法、中間法人法等の問題点
第13回	紛争実例演習(1) 実務家担当者の実際の経験例に近い教材による演習。
第14回	紛争実例演習(2) 実務家担当者の実際の経験例に近い教材による演習。
第15回	試験

法務研究科法務専攻（法科大学院） 講義要綱

授業科目名	金融取引と租税				
担当者名	渡邊 幸則				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	本講義においては、各種金融取引に対する所得課税を中心として、所得の種類ごとに課税の沿革を検討し、従来は業態別に異なる金融商品に対して、異なる課税を行っていたが、最近においては、もはやこのような伝統的な業態別の課税差別を設けることが意義を失いつつあること、及び金融市場の世界的拡大、その機能の完全化、完備化の観点からは、異なる金融商品に対する中立的な課税の必要性が高まっていること、について理解を深めることを、目的及び到達目標とする。同時にいわゆる足の速い所得に対する公平な課税の確保の必要性についても、検討する。
2. 関連する科目との関係	関連科目としては、「租税実体法Ⅰ・Ⅱ」、「国際租税法」、「国際金融取引法実務」、及び「企業金融法」がある。特に租税実体法のうち、所得税法及び法人税法における金融商品課税のありかたとその企業金融に与える影響とが密接に関連することに鑑み、包括的所得論の立場から、譲渡所得の課税、利子配当の課税、直接金融と間接金融に与える税制上のバイアスの問題について広い角度から考察する。
3. 授業の方法	所得に対する課税の沿革から従来の金融取引課税の基礎を説明し、それが次第に正当性を失いつつある状況を具体的な事例に即して説明する。おおむね講義形式を取るが、場合によって聴講生とインターアクティブな議論や討論を進める。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	実務に即した具体的事例の判例、論文等の資料を配布する。
6. 授業内容（細目）	
第1回	包括的所得概念と所得課税 所得課税の発生期から種々の所得概念があったが、次第に包括的所得概念に統一された経緯、および課税の公平という課税基準から見て最適だと考えられた歴史をたどり、同時に貯蓄に対する二重課税の問題点及び消費又は支出課税との異同についても説明する。
第2回	キャピタルゲインの課税 包括的所得課税の中で、キャピタルゲイン課税が最も問題が多く、かつ実現基準を導入したため課税非課税の限界が明確でなくなったこと、及び最近においては、時価会計の見地から金融商品について時価主義の導入がなされ、包括的所得概念の純化が起りつつあることを述べる。
第3回	利子課税 利子課税と貯蓄の二重課税との関係、利子課税の徴収上の技術的問題点、源泉徴収に対する依存から低率の源泉分離課税が定常化し、所得課税の公平を妨げてきた経緯、これらが直接金融の資本コストを高くし、間接金融偏重の原因となったこと等を検討する。
第4回	配当課税 投資家の所得は、配当及び譲渡所得から成っているが、その各々についての課税の在り方を調べ、現行税制及びそれまでの税制に含まれている問題点を検討する。特に、譲渡所得の実現に関する主要な日米の判例から実現の意義について説明する。
第5回	MM理論 株価形成に関するMM理論の概要について説明し、それが税制によっていかなる影響を受けるか分析した上、我が国の現状における税制の影響をコーポレートファイナンスの見地から考察する。また、我が国の資本市場に独特の事情から理論的に予測しうる結果が制約される面について検討する。
第6回	不良債権の税務（一） 貸倒れは、借用概念であるが、税の実務においては、税制独特の概念が形成され、厳格な運用が行われていること、特に債権の一部貸倒れを認めない取扱が金銭債権の評価損益を認めないことから生じていること、それを緩和する債権償却特別勘定の存在及びその貸倒引当金への移行等について説明する。

第7回	不良債権の税務（二） 貸倒れに関する主要判例、通達、それらと寄付金課税との関連、会計原則、商法の規定との関連を概観した上で、企業再生における債権放棄のガイドライン、資本株式化等最近の不良債権の扱いに関する問題点を探索する。
第8回	デリバティブの課税（一） 金融派生商品の世界的発展にともない、金融の概念が変質し、リスクの管理と交換、ヘッジ取引が盛んとなり、これに伴い、課税面においても抜本的改正が必要となったこと、現在はまだ損益認識基準について一応の規定が出来上がった段階であること等を認識しつつ、課税原則包括的所得概念等にどのような影響が及ぶか検討する。
第9回	デリバティブの課税（二） オプション、スワップ、先渡し等各種デリバティブの課税とその問題点を調べ、マーケットの重要性、各商品別の課税に差異があると、利益操作、租税回避が生じ易いこと、統一的課税の見地から二元的所得税の果たす役割が重要なことを説明する。
第10回	保険の課税 特に生命保険の法人税課税に中心をおいてその沿革、受取配当益金不算入制度と契約者配当のもたらす相乗効果をどのように扱うべきかを考察する。
第11回	信託の課税 我が国においては、信託としては、従来合同運用信託、投資信託等商業信託が一般的であり、個人信託は少ないが、それらに対する特有の課税方式とその問題点を追求する。
第12回	投資信託の課税 投資信託が世界的に集団的投資基金として年金その他の原資の運用にますます利用されてきたが、その課税上の問題点を調査する。
第13回	その他1（レボ課税等） 米国短期金融市場の主たる投資手段となっているレボの課税関係、その他、リース、年金等の課税問題について触れる。
第14回	その他2（レボ課税等） 第13回目の続き
第15回	試験

法務研究科法務専攻（法科大学院） 講義要綱

科 目 名	保険法				
担当者名	宮島 司				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>法学既修者もしくは法学未修者の2年次以降の者を対象として、保険契約法を中心に保険法の基本的知識の習得およびそれを前提とした問題解決のための応用能力の育成を目的とする。</p> <p>保険契約法を学ぶことにより、民法の契約法理の理解にさらなる深化があることが期待できるし、保険業法を検討することにより、業法の制度を理解することになるのは当然として、さらに法と行政との関わりについても理解が深まることとなるものと考えられる。</p> <p>本講義の到達目標は、保険法に関する基本的な知識の習得およびそれを前提とした問題解決のための応用能力の育成である。とりわけ、約款による規制が中心となることから、単なる商法典上の条文の理解ではまったく足りないため、応用能力の育成がうまく要請される。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>保険契約法が中心となるため、「民法Ⅰ（総則）」、「民法Ⅲ（契約）」、「民法Ⅳ（民事責任）」の基礎的な知識の習得が不可欠である。1でも述べたように、民法の契約にはない基本構造をもった保険契約を学ぶことによって、保険（契約）法の理解は当然のこととして、民法の契約法についての理解がより深まるものと考えている。</p> <p>また保険業法の理解も本講義の目標の一つとされているところから、法と業法の関わりという意味で、行政法との関わりで横断的な思考方法の育成に通ずればとも考えている。</p> <p>いうまでもないことであるが、保険法は商法商行為編に編入されており、また保険業を営む企業形態は株式会社か相互会社であることから、「商法」との関わり・商法の基礎は当然の前提とされる。</p>
3. 授業の方法	<p>講義形式だが、演習に近い形式で行われる。すなわち受講生は必ず事前に予習を行い自ら必要な知識の概要を把握した上で授業に臨み、授業では講師の説明を聞き、その質問に対して応答する作業を通じて、自己の知識を修正補強しつつより深い理解に達する。さらに授業は頻繁に行われる小テストによって受講生の理解度を確認しつつ進められる。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教 材	<p>各ユニットに対応したテキストと、商法第三編第十章保険の条文の配列に従って各条文の趣旨および要件・効果を叙述したサブ・テキストを用いる。ただし、保険には、典型的な生命保険や損害保険とは違った第三分野の保険や新種保険等が数多く存在し、それらは約款による規律がなされてくるため、約款の理解も不可欠である。したがって、それらの約款等も教材として取り入れ、検討することも予定している。</p>
6. 授 業 内 容 （ 細 目 ）	
第1回	<p>保険契約の意義—経済制度としての保険制度と法律制度としての保険契約</p> <p>保険法のイントロダクションとして、保険制度と保険契約の関係、保険の歴史、保険の分類等を講ずる。特に中心は、経済制度としての保険制度と法律制度としての保険契約のそれぞれの構造上の特質が、どのような実質的な関連性を有するか等が問題とされる。例えば、保険制度上は、保険団体構成員のなす出えんは保険資金への出資であるのに、保険契約上は、契約者のなす出えんは保険者に対する報酬の支払である。なぜこうした差異が生じ、ここからいかなる問題が生じてくるのか。</p>
第2回	<p>保険契約の法的性質（1）</p> <p>保険契約の法的性質の中でも、立法政策的性質あるいは外在的性質として与えられた性質の検討を行う。まず、諾成契約性であるが、「保険料なければ保険なし」という要物性との関係はどのようになるのか。また、不要式契約性とは何であるかを、有価証券性との関わりなどから考える。</p>
第3回	<p>保険契約の法的性質（2）</p> <p>保険契約の法的性質の中でも、本質的性質あるいは内在的性質と言われるものの検討を行う。まず、附合契約性に関しては約款論を検討する。約款の拘束力の根拠をいかなるものにとらえるかによって、現実的な紛争の場面でどのような相違がでてくるのか。</p> <p>有償契約性、射倖契約性は、保険契約法の中で、最重要かつ最難関な説明を要する問題である。契約者と保険者が対価の出えんを行うこととなるが、一体、何と何が対価関係にあるのか。また、一方が確定的出えん（保険料）をなし、他方が条件付出えんをなすという保険契約の構造からどのような問題が発生するか。</p> <p>さらに双務契約性については、保険者は危険負担債務負担をしているとされるが、その履行とは何かという問題を、保険料と保険期間との関係から考える。</p>
第4回	<p>保険契約の法的性質（3）</p> <p>第3回目と合わせて保険契約の本質的性質・内在的性質とされるものについて検討する。</p>

第5回	<p>保険契約の目的（1）</p> <p>契約としての保険契約が有効であるためには、保険契約の目的が可能・確定・適法でなくてはならない。そして、その際、目的を保険事故と損害との二段階に分けて論じなくてはならないという意味で、保険契約の場合の特殊性を考えることとなる。これが、保険契約論の中心である、保険事故論と被保険利益論である。</p> <p>第一回目は、保険事故論を講ずる。損害保険の保険事故、生命保険の保険事故が中心となる。危険の個別化、保険期間を含む。</p>
第6回	<p>保険契約の目的（2）</p> <p>第二回目は、損害発生の可能性が要件として必要かという大問題、被保険利益論を講ずる。責任保険、費用保険等消極保険の登場と、被保険利益のドグマ論の関係。新価保険や残存物代位の基礎に関わる問題が登場する。</p>
第7回	<p>損害保険契約（1）</p> <p>①損害保険契約の内容、②損害保険契約の成立、③損害保険関係の変動、④損害填補、⑤保険担保について、それぞれ提起される問題を検討する。</p> <p>第7回目は、①損害保険契約の内容、②契約の成立、③損害保険関係の変動が中心となる。具体的には、①では被保険利益、保険価額、②では告知義務、③では通知義務、保険の目的物の譲渡などである。</p>
第8回	<p>損害保険契約（2）</p> <p>第7回目の講義と合わせて二回で損害保険契約の講義を行う。この第8回目は、④損害填補、⑤保険担保が中心となる。具体的には、④では、損害填補の要件、保険者の免責、残存物代位、請求権代位、⑤では、保険金請求権の質入、物上代位などである。</p>
第9回	<p>損害保険契約各論一火災保険、運送保険、責任保険</p> <p>商法典上で、損害保険契約の各論といえるものについて講ずる。特に、近時、最も数が多く、また重要な責任保険契約についての議論が中心となる。責任保険における保険事故とは何か、責任保険の保険給付は何か。後者の問題は、権利保護給付という現代的課題を提供する。時間的余裕があれば、自賠償についても講ずる。</p>
第10回	<p>生命保険契約（1）</p> <p>①生命保険契約の内容、②成立、③保険料の支払、④生命保険関係の変動、⑤生命保険契約から生ずる権利の処分・担保化・差押え、⑥保険金の支払について、それぞれ提起される問題を検討する。</p> <p>第10回目は、①では生命保険契約の種類や要素、②では告知義務、承諾前死亡などが中心となる。</p>
第11回	<p>生命保険契約（2）</p> <p>第10回目の講義と合わせて二回で生命保険契約の講義を行う。</p> <p>第11回目は、具体的には、④では保険金受取人の指定・指定変更、契約者貸付、契約者配当、⑤では権利の処分、担保化、権利の差押え・代位行使、⑥では保険者の免責などが中心となる。</p>
第12回	<p>傷害保険と疾病保険</p> <p>生命保険契約以外の人保険契約（人の身体に発生する出来事を保険事故とする）のうち、とくに傷害保険契約と疾病保険契約について、その特色ある問題点を取り上げる。生命保険契約にも損害保険契約にも属さないこれらの保険契約には、どのようなルールが適用されることになるのか。</p>
第13回	<p>保険業法（1）</p> <p>保険会社の通則としては、生損保兼営禁止原則、第三分野の保険等。</p> <p>保険株式会社、相互会社に関しては、会社法および保険業法におけるその規制の概略と立法論的あるいは実務的課題。</p> <p>保険会社の業務については、保険会社の行うことのできる業務がどこまでか、保険事業従事者の権限や責任を説明し、さらに募集行為に対する規制を見ることとなる。</p>
第14回	<p>保険業法（2）</p> <p>保険業法の2回目の講義では、保険会社の経理、保険事業に対する監督、保険会社の経営危機対応制度等を検討する。経理については、計算に固有の問題だけでなく、契約者配当、利益（剰余金）処分まで視野に入れた説明を行うつもりであるし、監督・経営危機管理については、最近の国の対応等も含めた問題提起を行うこととなる。</p>
第15回	試験

法務研究科法務専攻（法科大学院） 講義要綱

授業科目名	信託法				
担当者名	雨宮 孝子				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	英米の歴史の中から生まれた信託法は、大陸法を母法とするわが国の私法体系の中では特殊である。この体系的特殊性から、信託法の基本構造つまり信託の本質をどう捉えるかにつき、学説の対立がある。そこで、本授業では、まず信託制度とは何かを明らかにする。そのために民法における財産管理制度である代理、委任、遺言執行者などとも比較する。また信託の本質についての学説の対立を絡ませながら信託の基礎理論を学ぶとともに、実務での法律的問題点を明らかにする。さらに商事信託法が新たに制定される可能性、EUの統一信託法の可能性など新しい動きにも言及する。
2. 関連する科目との関係	信託法は、民法の特別法である。特に民法の財産法領域と深い関係を有する。また、信託は、財産管理制度のひとつとして、例えば、特別障害者扶養信託のように、税制優遇を受けながら特定人の生活保護を実現するなど家族法の領域にも関係する。民法34条の公益法人（特に財団法人）と同様の機能を有する公益信託も多数設定され、社会的存在意義も有する。その他、最近では、商事目的の信託として、資産流動化・証券化のための信託の利用も盛んになってきた。柔軟な制度としての信託はさまざま領域に関連するといえよう。
3. 授業の方法	原則としては、講義が中心になるが、事例研究を通して、基礎理論の理解をしてもらうので、随時、ディスカッションメソッド、ケースメソッドを取り入れる。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	指定は今のところない。授業に必要な教材は、その都度作成し、履修者に提供する。
6. 授業内容（細目）	
第1回	イントロダクション。 信託とは何か。信託の定義、他の財産管理制度との比較を行う。
第2回	信託制度とその歴史（1）。 特に、英国における信託の起源とその変遷について説明する。
第3回	信託制度とその歴史（2）。 米国の信託制度、わが国の信託法制。
第4回	信託の意義。信託の法的構成とその特殊性について説明する。信託の本質論について、学説の対立は、具体的な事例では、どのように考え方が異なるか推論してみる。
第5回	さまざまな分類による信託の種類。信託関係者とはどのような者か。 信託の成立と信託行為。

第6回	信託の目的とその制限。 裁判例の多い「訴訟信託」を中心に議論する。
第7回	信託の効力(1) 受託者の権利・義務。 特に信託違反を中心に論じる。
第8回	信託の効力(2) 受益者の権利・義務。 信託の終了。信託終了の効果。
第9回	公益信託の意義。財団法人との比較(法制、税制を含む)。 公益信託の現状(公益法人改革との関連を含む)。
第10回	商事信託の基本的考え方。 信託実務編(1) 貸付信託、土地信託など
第11回	信託実務編(2) 動産設備信託など 資産の流動化、証券化のための信託 (住宅ローン債権信託、証券投資信託、不動産投資信託、SPC法など)
第12回	高齢化社会における信託の活用(1) 不動産管理信託、信託を利用した不動産担保年金式融資、年金信託など
第13回	高齢化社会における信託の活用(2) 遺言信託 福祉目的の信託(特別障害者扶養信託など)
第14回	信託制度の新しい動き 信託法の改正の動き EU統一信託法への動きなど
第15回	試験

法務研究科法務専攻（法科大学院） 講義要綱（案）

授業科目名	商事信託法				
担当者名	高木 施文				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	商事信託に関する基本的な知識及び思考方法の習得を目的とする科目である。本授業では、まず信託の法的特徴とその経済的機能を検討した後に、制定法及び判例法によりその目的がいかん達成されているかを理解することを目標とする。信託の基礎的な法律関係、商事信託に関する規制全般を説明する。講義の後半では不動産証券化スキームなど商事信託を使った最近の取引手法についても解説する。民法及び商法の基礎を習得した法学既修者又は法学未修者2年次以降を対象とする。
2. 関連する科目との関係	「信託法」を履修していることは必要ではないが望ましい。契約の一種である信託についても「民法」の規定が適用され、民法における物権的請求権、詐害行為、債権譲渡などの基礎的知識が必要である。経済取引として営利目的で行われる商事信託に関しては「商法」、経済法関連科目「消費者法」との関連も深く、これらの分野における保護法益の理解が必要であるため、これらの科目を履修することが望ましい。投資信託、証券化など資金調達に関して利用される場合から、「企業金融法」の履修を勧める。の理解が必要となる。信託の機能と限界を検証するため破産法など信託の利用を制限する法令の知識も有用あり、「倒産法Ⅰ・Ⅱ」の履修も望ましい。
3. 授業の方法	講義形式だが、演習に近い形式で行われる。受講生は事前に指定するテキストおよびケース等について予習することが義務づけられる。授業においては講師による商事信託の基本的な機能および法的論点等に関する講義および質疑応答、学生同士による討論および講師によるフィードバックを通じて、商事信託に関する深い理解に達することが可能となる。受講生は講師の質問に答えるほか、自ら積極的に発言することが求められる。講義に際しては、適宜レポートの提出を義務づける。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	荒井誠『信託法』有斐閣、樋口範雄『アメリカベーシック アメリカ代理法』弘文堂、大塚正民・樋口範雄『現代アメリカ信託法』有信堂、四宮和夫『信託法』、三菱信託銀行信託研究会『信託の法務と実務』金融財政事情研究会、占部裕典『信託課税法』清文社。その他講義のなかで指定する教材を用いる。
6. 授業内容（細目）	
第1回	信託の概念と経済的機能：法律学における学習効果を高めるためには、まず講座全体の鳥瞰図を明示して、各論を示すことが肝要となる。第1回目の講義は本講義の対象である信託の概念を理解するため、信託制度の歴史およびその概要、必要性、基本理念（fiduciary relationship, rule against perpetuities, cy pres doctrine）、類似の法制度、概念と比較してその特徴を明らかにする。商事信託と民事信託、公益信託と私益信託など様々な観点から信託を分類する。
第2回	信託に関する法律、会計、税務上の規制：信託に関する関連法律上の規制、制限、及び会計税務上の取扱いを理解することによって法体系全体の中の信託の位置づけを解説する。指定運用信託（金庫株信託）を用いたインサイダー規制の回避など、他の法制度で達成される目的と、信託を利用することで達成可能な経済目的の内容及び条件を比較的に理解する。
第3回	特別講義－経済法と信託：独占禁止法を含めた経済法的な規制、例えば、独占禁止法における不公正な取引方法や企業結合規制との関係、あるいは信託銀行業務に対する業法規制のあり方など、商事信託に対する公的規制のあり方について、経済法教授による特別講義を行う予定である。
第4回	信託の設定－信託財産、信託目的、信託期間：信託法の基本構造について、信託行為、信託宣言等の法的性質を解説すると共に、信託設定において必要な要件を詳細に検討する。同時に、信託財産の制限、信託財産の独立性、信託財産の公示、信託目的の制限（脱法信託、訴訟信託、債権者阻害信託）、信託期間の制限に関する諸問題について解説する。
第5回	信託関係人－委託者、受託者：信託契約において関係する当事者と要件・資格、権利義務の内容相互の法的関係を検討する。受託者の権利、受託者の裁量と善管注意義務、分別管理義務、自己執行義務等、損失填補義務、その他信託業法に関連する受託者の権利義務が委託者、受益者の複雑なニーズに対応してどのレベルまで要求されるかを検討する。

第6回	信託関係人—受益者、信託管理人、監督機関：信託契約において関係するその他の当事者として受益者、信託管理人、監督機関等の役割を詳細に検討する。信託において受益者が多数の場合、不特定の場合、受益権分割、相次受益者等の必要性、問題点と要件効果を検討する。信託管理人の機能、選任改任などの手続、主務官庁、裁判所の役割も学習する。
第7回	信託の変更・終了：信託の当事者並びに要素の変更、信託財産の管理方法の変更、定型的信託約款の変更、公益信託の変更に関して信託法、兼営法の規定を中心に検討する。信託の終了事由、信託終了時における当事者の権利義務の内容について検討する。
第8回	特別講義—信託と課税：信託を実際に行うにあたって不可欠である課税上の取扱いに関する理解を深めるため税法に関する特別講義を行う。特に、信託の税制は集合信託に対する金融商品的取扱いと導管論による受益者課税に2分されており興味深い問題が多いことからこの点を中心に解決する。
第9回	金融商品としての信託：貸付信託を中心とする従来の信託銀行実務について、その基礎理論を解説すると共に、合同運用信託、投資信託など金融商品としての商事信託の類型を理解する。また信託を使った金融商品は金融取引、金融商品の販売として金融機関に関する規制、銀行法、証券取引等の規制の他に金融商品取引法等の規制も受けるのでその内容、特徴も学習する。
第10回	債権・不動産の流動化と信託：担保付社債信託法による資金調達における信託の機能をふまえて、最近の不良債権処理、特定目的会社等による不動産流動化スキームのなかで取引の概要を講義し、信託受益証券譲渡による処分、キャッシュフローの管理など信託がどのように利用されているかを学習する。
第11回	資産管理・資産承継と信託：資産管理、資産承継の目的で信託を利用するスキームを検討しその問題点を明らかにする。遺言信託、年金信託の他、公益信託による慈善目的の活動の要件も検討する。高齢化社会のなかで信託の果たす財産管理機能、リバースモーゲージによる金融手法などを学習する。
第12回	渉外信託：当事者が外国法人または非居住者である場合、外国法を準拠法とする場合の問題点を検討する。また信託は元々欧米で発達し、海外においては信託宣言などよりの特色のある信託がみられる。SPCの倒産隔離のためにケイマン法による慈善信託を用いる例など海外の信託の理解が必要な場面も多くなってきている。
第13回	特別講義—国際取引と信託：国際取引において信託がどのように利用されているかについて、証券化、資産管理・投資運用そして租税回避など多角的視点から、信託関連法のみならず税法そして国際取引規制さらに主要国の法規制も含め、国際取引法に精通した講師を招聘し、解説講義を行う。
第14回	総括：講義全体を振り返って信託の独特の機能が、今日の社会のニーズ（金融手法の多様化、経済不安、高齢化社会）などに対応するものであることを理解し、今後の法整備のあり方および日本における信託活用の課題について検討する。加えて講義全体の要点を確認し必要な補充を行う。
第15回	試験

法務研究科法務専攻（法科大学院） 講義要綱

授業科目名	企業金融法				
担当者名	太田 穰				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	コーポレートファイナンスに関わる企業法務を対象とする。内容は相当広範であって且つ実務上は証券取引法その他会計を含めた周辺領域の知識が必要とされるが、この授業はそうした実務上の細部に亘る知識の獲得を目指すものではない。むしろ、会社法、民法財産法や商行為法で学んだ知識や理解がどのように実務上反映されて来るのかを、企業金融（企業財務）との関わりで見えていこうとするものである。対象としては、資本構成、資金調達、M&A、資産運用等であるが、基本的な論点から実務上の先端事例まで連続性を持たせるようにし、実務面への応用能力を身につけることを目標とする。
2. 関連する科目との関係	「民法（財産法）」と「商法（会社法）」の知識を前提とする。「会計学」、「証券取引法」の知識はあることが望ましいが必須ではない。関連領域をカバーする他の科目として、「金融法」、「企業会計法」、「金融法実務」、「国際金融取引法実務」、「Corporate and Project Finance」、「金融法務BP・WP」がある。
3. 授業の方法	講義形式で行い、必要に応じて質疑応答する。予め配布される資料を読んで授業に臨むことが必要である。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	授業の進行に先立ち、順次配布する。
6. 授業内容（細目）	
第1回	企業金融法の基本 投資決定、資本構成及び配当政策に関する基本的な説明及びこれにかかわる諸法の簡単な紹介
第2回	株式（その1） 設立、新株発行の諸形態と規制
第3回	株式（その2） 種類株式と利用事例
第4回	株式（その3） 自己株式の保有禁止から金庫株の解禁に至る流れ
第5回	株式（その4） 株式交換・移転、合併、会社分割の概要と事例
第6回	社債 社債発行条件、社債管理会社、社債権者集会等にかかる議論

第7回	新株予約権付社債 転換社債型 フラント債型
第8回	間接金融 ファシリティ設定、シンジケートローン等最近の間接金融の動き
第9回	エクイティとデットの相対性 劣後ローン、優先株式
第10回	資本構成と利益の分配
第11回	証券化と資金調達
第12回	資産運用とデリバティブ取引
第13回	M&A、リストラクチャリングと企業金融（その1）
第14回	M&A、リストラクチャリングと企業金融（その2）
第15回	試験

法務研究科法務専攻（法科大学院） 講義要綱

授業科目名	企業会計法 ★2004年度は開講しません				
担当者名	弥永 真生				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	

1. 授業の目的と到達目標	商法および証券取引法に基づく会計(会社の計算)の規制を概観し、現在の状況を正確に把握するとともに、今後の展望、および商法会計の発想方法を理解していただくのが目的である。時間の許す限り、国際会計基準や諸外国の規制との対比を行い、将来、法曹として、会計問題に直面した際に、文献を参照しつつ、クライアントに対するアドバイス、準備書面あるいは判決文の作成を行うことができるようになるための基礎的な知識を提供する。
2. 関連する科目との関係	まず、会社法との関連では、会社の計算はきわめて重要なテーマであり、取締役、監査役、執行役あるいは会計監査人の責任と関連を有するだけでなく、配当規制、資本制度とも密接な関係を有する。また、証券取引法には証券会社あるいは証券取引に関する規制が含まれているが、有価証券報告書等を中核とするディスクロージャーの仕組みの中では、会計規制に関する理解が欠かせない。さらに、倒産処理法との関連では、とくに、会社更生手続きあるいは民事再生手続きとの関連で、会社の計算に関する理解を得ておくことが肝要である。以上から、本科目は、「商法Ⅰ」「商法Ⅱ」、「倒産法Ⅰ」、「倒産法Ⅱ」の理解を深めるのに役立つ。
3. 授業の方法	基本的には、講義形式で行うほか、3回ほどテーマを決めて、報告していただくことにする。受講者の人数に応じて、適当な大きさのグループで準備して、報告していただく。これは、企業会計法の文献を探し、かつ、自分で考えてみるという経験を通じて、将来に備えていただくためである。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	拙著『コンメンタール商法施行規則』 および補充プリント なお、第1回目に参考文献リストを配布する予定である。
6. 授業内容 (細目)	
第1回	参考文献を紹介し、ケースを発表してもらいグループ分けを行う。 その後、日本における企業会計法の構造について概観する。まず、商法計算規定の目的を明らかにする。つづいて、商法および証券取引法に基づく会計規制の沿革およびその相互関係について説明を行う。
第2回	前回の議論を踏まえて、「公正ナル会計慣行」をめぐる議論が中心となる。商法上の計算書類等について、その用語、様式を紹介するとともに、株主がどのようにして、会社の財政状態および経営成績に関する情報を入手できるかを概観する。
第3回	前回に引き続き、商法上の計算書類等についての説明をした後、証券取引法上の開示制度について説明し、その相違点について明らかにする。
第4回	貸借対照表上の資産の各類型について、資産として認められるための規準、貸借対照表上の配列などを概観する。特に、いわゆる繰延資産についての説明を行う。 また、資産の消滅の認識についても概観する予定である。
第5回	貸借対照表上の負債の概念について、商法と企業会計(証券取引法)との違いを指摘しつつ検討を加えると同時に、負債と資本との境界領域といわれる優先株、新株予約権などの会計処理を概観する。
第6回	前回に続き、負債と資本との切り分けの問題を取り上げるとともに、資本の部をめぐる問題を論ずる。特に、資本制度をめぐるさまざまな動きがあり、新たな動きに言及しつつ、解説を加える予定である。

第7回	第1回グループ報告(継続性の原則および工事負担金) 大阪地判平成 15.10.15 金融・商事判例 1178 号 19 頁 について、対立する結論を、2つのグループに担当してもらって、ディベートしてもらおう。
第8回	資産の評価をめぐる問題を取り上げる。すなわち、流動資産(棚卸資産)および固定資産、株式について、どのような金額で貸借対照表上計上すべきこととされているかを概観する。
第9回	前回に引き続き、企業会計審議会の公表した「金融商品に係る会計基準」がどのような意義を有するかに注意を払いつつ、金銭債権(ただし、第3回グループ報告)および社債等の評価について説明した後、負債の評価について商法がとっている立場を概説する。
第10回	証券取引法上の連結財務諸表制度および平成 14 年改正により導入された連結計算書類制度について概観する。その2つの制度の関係、その2つの制度における相違点などに注目する予定である。
第11回	わが国における、会計監査制度について概観する。すなわち、証券取引法上の公認会計士監査、商法上の監査役監査、商法特例法上の監査役会あるいは監査委員会による監査、会計監査人監査について会社法の講義とは異なる点に力点を置いて説明する。
第12回	第2回 グループ報告 中小会社の会計と監査というテーマについて、報告してもらおう。 諸外国の制度などを調べて報告していただけることを期待している。
第13回	粉飾決算、違法配当などに対するサンクションを概観する。そのような場合の取締役、監査役、会計監査人(公認会計士)の民事責任、刑事責任および行政処分などについて、アウトラインを示す。
第14回	第3回グループ報告 長銀事件(刑事)(東京地判平成 14.9.10)の判決文を読んで、判決を検討してもらおう。かなり長文にわたるので、最後の報告テーマとして指定してある。さまざまな論点が含まれていると考えられるが、中でも金銭債権の評価の問題は企業会計法の観点からは重要である。
第15回	近時の動向・倒産法と会計 講義の期間内に新たな動きがあれば、それについて紹介したい。時間があれば、倒産法における会計的問題を取り上げる。

法務研究科法務専攻（法科大学院） 講義要綱

授業科目名	裁判外紛争解決				
担当者名	三木 浩一				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	法学未修者の第2学年または第3学年および法学既修者の第1学年または第2学年を対象として、裁判外紛争解決手段（ADR）の基本的な知識の習得と紛争解決の多様な技法の理解を目的とする科目である。 本授業の到達目標は、法曹に必須の知識である裁判外紛争解決手段の基本的な理解を得ることにあるが、そのみにとどまらず、紛争解決手段の多面的な展開を通して、現代社会に生起する多種多様な紛争の実相を、紛争解決手段の観点から捉え直すことを目指している。
2. 関連する科目との関係	本授業は、法学未修者を対象とした「民事手続法Ⅰ・Ⅱ」ならびに法学未修者の第2学年および法学既修者の第1学年を対象とした「民事手続法総合」などの発展科目にあたる。民事訴訟は、社会に生起する多種多様な紛争の解決手段の1つに過ぎず、裁判外紛争解決手段と相互補完の関係にある。従って、裁判系の科目と本授業も、一方の理解が他方の理解を促進するという関係にある。
3. 授業の方法	講義形式と演習形式をミックスした形で行われる。すなわち、各回の授業の前半部分では、講師が基本概念等の説明を講義形式で行うが、後半部分では、学生のレポートや質疑応答を取り混ぜて、より深い理解の到達を目指す。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	小島武司＝伊藤眞編『裁判外紛争解決（仮題）』（有斐閣）（2004年3月出版予定）を用いる。
6. 授業内容（細目）	
第1回	紛争処理システムとADR イントロダクションとして、具体的な紛争事例を用いて、民事紛争とADRの関わりを学ぶ。具体的な項目としては、訴訟とADRの選択、適切なADRの選択、ADR機関の利用の仕方、弁護士の関わり方、ADRのメリットとデメリットなど。
第2回	ADRの基礎理論 ADR全般に共通する基礎的な理路を学ぶ。具体的な項目としては、ADRの種類、ADRの機能、ADRの機関、ADRの主宰者、ADRの当事者、ADR基本法など。
第3回	社会の変化とADR ADRと現代社会との関わりを学ぶ。具体的な項目としては、ADRの歴史、司法制度改革とADR、ADRの裾野の広がり、ADRの問題状況、ADRの将来像など。
第4回	世界におけるADRの動き 世界的なADRムーブメントの歴史と現状を学ぶ。具体的な項目としては、ADRムーブメントの誕生、アメリカにおけるADR、ヨーロッパにおけるADR、アジアにおけるADR、国際社会とADR、法文化とADRなど。
第5回	ADRとその基盤 ADRを支える社会的な基盤について学ぶ。具体的な項目としては、市民の成熟とADR、各種団体とADR、ADRにおける法曹の役割、ADRにおける行政庁の役割、常設ADR機関の活動、立法による手当て、基盤の整備における課題、手続規則の透明化、研修の必要性など。
第6回	相談・苦情処理・交渉 ADRの前駆処理および下部構造である相談・苦情処理・交渉の位置づけと意義について学ぶ。具体的な項目としては、相談から苦情処理への流れ、苦情処理から交渉への流れ、相談・苦情処理・交渉とADRの関係、常設ADR機関における相談・苦情処理・交渉の実態、相談の技法、苦情処理の技法、交渉の技法など。

第7回	調停 ADRの中核をなす調停の一般的な理解を深める。具体的な項目としては、調停の定義とバリエーション、調停を紛争解決に用いている諸制度、調停手続の特色および機能、調停の手続原理、調停人の役割、調停の技法、調停と誠実交渉義務、代理人の役割、調停と実体法の関係など。
第8回	仲裁 ADRのもう一つの中核である仲裁の一般的な理解を深める。具体的な項目としては、仲裁の定義、仲裁を紛争解決に用いている諸制度、新仲裁法の特徴、仲裁手続の特色および機能、仲裁の手続原理、仲裁人の役割、仲裁の技法、仲裁と実体法の関係など。
第9回	国際商事仲裁 国際商事紛争解決の中心的な手段である国際商事仲裁について学ぶ。具体的な項目としては、国際商事紛争における仲裁の役割、国際商事仲裁に固有の問題、外国仲裁判断の承認・執行(ニューヨーク条約)、UNCITRALモデル法の意義、国際的常設仲裁機関、国際商事仲裁の現在など。
第10回	新しいADR アメリカを中心として新たに開発されてきたハイブリッド型ADRや特殊な形態のADRについて学ぶ。具体的な項目としては、ミニトリアル、ミーダブ、オンブズマン、早期中立評価、野球式仲裁、オリンピック仲裁、インターネットとADRなど。
第11回	ADRの担い手 ADRを担い手である「人」の面から考察する。具体的な項目としては、弁護士の役割、隣接法律専門職の役割、隣接法律専門職以外の専門職の役割、代理と手続主宰の関係、弁護士法72条との関係、担い手の資質とスキル、ADRの担い手の資格など。
第12回	司法型ADR 司法型ADRの現状と意義、他のタイプのADRとの相違について学ぶ。具体的な項目としては、司法型ADRの全般的な役割、民事調停、付調停、特定調停、家事調停など。
第13回	行政型ADR 行政型ADRの現状と意義、他のタイプのADRとの相違について学ぶ。具体的な項目としては、行政型ADRの全般的な役割、公害等調整委員会、労働委員会、国民生活センター、建設工事紛争審査会、国税不服審判所など。
第14回	民間型ADR 民間型ADRの現状と意義、他のタイプのADRとの相違について学ぶ。具体的な項目としては、民間型ADRの全般的な役割、交通事故紛争処理センター、弁護士会仲裁センター、PL関係の民間型ADR、金融関係の民間型ADR、医療関係の民間型ADRなど。
第15回	試験

法務研究科法務専攻（法科大学院） 講義要綱

授業科目名	家事事件実務 ★2004年度は開講しません				
担当者名	岡部 喜代子				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	

1. 授業の目的と到達目標	家族に関する紛争をいかに解決していくかを、実態と手続き両面から考察・分析し、方向性を見極めることができるようにする。
2. 関連する科目との関係	「民法VI」は法学未修者を対象とするが、本講は法学既修者ないし、「民法VI」既修者を対象とする。また、家事事件総合は実務家としての基礎的知識の習得を目的とするが、本講は、かなり先端的論点に関する専門的知識の習得を目的とする。
3. 授業の方法	事前に課題を与え、受講者は予習をして臨む。それに関する質疑応答・ディベート・起案などを行う。事案によって模擬裁判なども取り入れる。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	担当者著の教科書及び判例・各種論文
6. 授業内容（細目）	
第1回	不貞の相手方に対する慰謝料請求 <ul style="list-style-type: none"> 不貞の相手方に対する慰謝料請求は、ポピュラーな訴訟であるにもかかわらず、理論的にも実務的にもいろいろな問題をはらんでいる。歴史的は夫から妻の不貞の相手方への損害賠償から始まり、後の夫の貞操義務が認められ、今日に至っている。しかし、今日、愛情に基づく行為がなぜ違法となるのか、疑問が呈されているのであり、貞操義務の法的性質が論じられているのである。最近最高裁が夫婦間の破綻があるとき不法行為責任をおわない旨判決をしたが、その理論的・歴史的意味を考究するとともに、実務上の主張・立証方法を探りたい。
第2回	離婚訴訟1 <ul style="list-style-type: none"> 平成16年4月からおそらく新しい人事訴訟手続法が施行されるものと思われる。新人訴訟法の解説をしつつ、実務の運用を予想しつつ、離婚訴訟の手続きをたどってみる。また、現在の離婚訴訟の訴訟物については判例と学説が対立しているが、破綻主義のもとでは、判例も変化しているのではないかとおもわれ、このあたりを、実体法上の離婚原因と関係付けて論じたい。
第3回	離婚訴訟2 <ul style="list-style-type: none"> 離婚訴訟で実際に重要な重要なものは、親権者の指定、養育費、面接交渉、財産分与、慰謝料といった付帯請求である。付帯請求といっても、訴訟手続で行うものと家事審判手続で行うものがあり、それらをどのように調整するのか、実務がどのように運用されるのか、さまざまな可能性をさぐって見ようと思う。さらに重要な役割を果たす調査官の機能と問題点にも触れる。新人訴訟における上訴は、手続き構造とからんで問題があるが、理論的・実務的に解決していきたい。
第4回	親子関係の存否 <ul style="list-style-type: none"> いわゆる推定されない嫡出子の理論は最高裁の判例上外観説で落ち着いたかのようなのであるが、家裁では必ずしもそうではない。ここには、まだ実務上のいくつかの問題が存在する。その背景は、親子のあり方に対する考え方である。そのような背景を踏まえ、さまざまな実例をあげ、推定の可否、嫡出否認、認知等との関係を解明し、どのような訴訟によることが望ましいのかを検討する。
第5回	子の監護 <ul style="list-style-type: none"> 最近の親族法に関する問題の中心は親子関係である。子の引渡し、面接交渉、虐待など、重大な問題が山積している。この分野では家裁の役割が重要であるが、虐待などに関してはそれに限られない。家庭のさまざまな問題について、いかなる機関を利用し、いかなる方法をとることがこの福祉にもっとも益するのかという観点から、実例を挙げて検討する。
第6回	婚姻費用、養育料、扶養料 <ul style="list-style-type: none"> 深谷松男教授は現代の家族法の中心は扶養法であるといわれる。夫婦間、未成熟子、その他親族扶養について、その性質をどのように考えるかということは理論的な問題が扶養量料の計算方法に結びつくという意味でもまことに重大である。また、実務的にも同じ結果を得るためにいくつかの方法が用意されているのであって、これをどのように使うかという点も整理しておく必要がある。そして、扶養料の算出方法も習得しておきたいところである。最後に執行の問題にも触れたい。

第7回	<p>老親介護問題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 成年後見制度の改正により、後見制度はずいぶん使いやすいになった。しかし、後見人の責任や後見監督の実効性など、法律家にとって、まだまだ未知数の問題が多い。少しでも事前に問題の生じることを防ぐことができるよう、理論的にかつ、実務的に問題点の整理と説明をしておきたい。また、この問題は社会福祉と関係が深い。福祉との関係について、専門家を招くなどして総合的な解決を図るべく努力しようと考えている。
第8回	<p>遺産分割協議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 遺産分割のほとんどは相続人間の協議によって行われている。遺産分割協議にあつて実務上注意しなければならないことを指摘するとともに、内容に制限があるのかないのか、当事者に関する問題点は何か、解除が可能か、など、理論的な問題も検討する。また、相続回復請求権は実際上はこの場面で問題となることが多いので、ここで取り上げようと考えている。
第9回	<p>遺産分割審判</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 審判で分割する場合はどのように行うのか。これは、遺産分割の理論的な側面を究明しようとするものである。もちろん協議にも応用できる。 ・ 内容は、遺産分割審判の対象、特別受益、寄与分、遺産分割の方法である。しかし、その一つ一つが大きな論点であるので、代表的な論点をいくつか取り上げることになる。具体的相続分の性質という問題も本テーマのひとつである。
第10回	<p>遺言執行の問題点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 遺言執行者に就任したら何をどうしたらよいか。困難な問題である。まず、検認の手続きを解説し、遺言執行者の地位と権限という理論的な検討を行う。その上で、具体的な手順などを意見を出し合いながら説明していきたい。訴訟における当事者適格についても検討する。
第11回	<p>遺言無効確認訴訟</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 近年の遺言の普及に伴い、遺言関係訴訟は急増している。高齢化社会を反映して、遺言能力がないとの主張が多くなっている。能力の限界はどこにあるのか、話し合ってみよう。また、近年の判例の傾向は方式を緩和する方向をたどっている。その方向に問題はないのか、また方式の厳格性と緩和の調整はいかにすべきだろうか。最後に遺言制度のあり方を検討してみよう。
第12回	<p>相続させる旨遺言の問題点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 遺言の多くは相続させる旨の遺言である。最高裁が相続承継であるにもかかわらず権利移転効を認めて以来、多くの問題が生じている。遺留分減殺の方法と効力、遺言執行の要否、登記の要否などである。平成14年の登記不要との最高裁判決はひとつの回答ではあるが、学説に十全に指示されているわけではない。これによる影響、利点と問題点など、究明する。
第13回	<p>遺留分減殺訴訟1</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 遺言の増加に伴い遺留分減殺訴訟も増加している。しかし、この遺留分というのは家督相続制度の下で遺贈を予定した明治民法の規定をそのまま遺産相続・諸子均分相続の現行法に引き継いだもので、非常に使いにくいものになっている。しかし、そうもいってられなもので、現行法下で、遺留分侵害額をどのように算定するのか、実例を挙げて計算してみよう。
第14回	<p>遺留分減殺訴訟2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各論として、特定遺贈・包括遺贈・相続させる旨遺言に対する遺留分減殺方法、遺言・死因贈与、贈与、生計の資本としての贈与等に対する減殺の方法・限度・順序について学説・判例を精査し、最後に、価額賠償の方法と金額の算出、判決の仕方と執行方法を検討する。また、現在の喫緊の課題である残余遺産がある場合の算出方法も解決を試みてみたい。
第15回	<p>試験</p>

法務研究科法務専攻（法科大学院） 講義要綱

授業科目名	金融法実務				
担当者名	高井 章吾				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	金融システムと金融取引を説明し、金融取引上発生する種々の法律問題を判例理論があればこれを適宜織り込みながら解説し、現実の紛争の解決手段を選択して、問題解決していく手続を学ぶ。到達目標としては、将来法曹となる人が金融法務について基本的な知識と考え方を身につけることができるようにする。また将来法曹になる人にとっては、法律相談の際、問題のありかを的確に捉えられる力をつけることができ、かつ紛争解決手段の適切な選択や、訴訟手続について、一応の見通しができるようにすることを目標にする。
2. 関連する科目との関係	「民法Ⅴ（担保物件）」及び「商法Ⅱ」の手形小切手の知識は既に習得していることを前提として講義する。民事手続総合、金融法、金融論は関連するが前提としない。
3. 授業の方法	講義が中心になるが、判例研究等の際適当に指名し、受講者も加わってもらい、意見や見解の発表をしてもらう予定。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	毎回レジュメを配布する。 またプリントその他の補助教材は適宜配布する。
6. 授業内容（細目）	
第1回	世界の金融取引の歴史からその役割を学ぶ。日本については明治以降の日本の金融機関の成立とその役割を学ぶ。
第2回	集金システム。 (1) 預金取引について。 1, 当座 2, 普通 3, 定期 4, 通知 5, 納税準備 6, 別段預金 7, 金融派生商品（デリバティブ）等
第3回	(2) 預金取引について ① 預金契約の性質 ② 預金契約の成立時期 ③ 預金者の特定
第4回	(3) 支払と免責（債権の準占有者に対する支払と免責について判例研究）
第5回	貸出取引貸付の種類 (1) (イ)手形貸付 (ロ)証書貸付 (ハ)手形割引 (ニ)当座貸越 (ホ)コールローン (ヘ)支払承諾 (ト)貸付有価証券 (2)手形と銀行取引停止処分
第6回	貸出金利 (1) (イ)単利と複利 (ロ)利息制限法と判例理論 (ハ)出資法 (ニ)臨時金利調整法 (ホ)歩積・再建(拘束性預金) (ヘ)消費者金融と貸金業法 (2)残った時間で小テスト(1)を行う。

第7回	銀行取引約定書をめぐる法律問題 手形買戻し請求権、担保権の実行、期限の利益喪失条項、差引計算、相殺予約 等
第8回	担保 (1) 物的担保(抵当権、質権、譲渡担保等) (2) 担保物の種類(有価証券、債権、動産、不動産、集合物、工場等)
第9回	(1) 人的担保(保証) (2) リースとファクタリング、不動産の流動化、プロジェクトファイナンス等
第10回	貸付金の回収及び手続の流れ 弁済・相殺・債権譲渡とサービサー・交渉と和解 担保権の実行・保全(仮差押・仮処分)・債務名義・ 破産・民事再生・会社更生
第11回	訴訟 (1) 貸金請求訴訟 (2) 手形訴訟 (3) 担保・保証意思否認訴訟 請求原因事実・抗弁・立証についてそれぞれ検討する。
第12回	強制執行及び担保権(抵当権、質権、譲渡担保権)の実行
第13回	破産・会社整理・民事再生・会社更生手続等の説明 小テスト(3): 残った時間で7回から12回の範囲で小テストを行う。
第14回	為替取引 1. (1) 為替基本契約 (2) 仕向銀行と被仕向銀行の義務 (3) 為替決済制度と決済規定 2. 国内為替・外国為替 3. 手形交換
第15回	試験 中テスト: 13回と14回の範囲から1題と、全体を通して1題出題して中テストを行う。

法務研究科法務専攻（法科大学院） 講義要綱

授業科目名	刑事政策・被害者学				
担当者名	太田 達也				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	本講義は、犯罪者処遇論、犯罪予防論及び被害者支援の基本的な内容を学習し、現代社会に生起する様々な犯罪問題への対応と被害者支援の在り方を総合的に検討する上で必要な政策論的手法と思考能力を養うことを目的とする。犯罪者処遇論では、警察から検察、裁判、矯正・保護に至る刑事手続と刑事制裁の基本的な仕組みを学んだうえで、来日外国人犯罪、高齢犯罪者、精神障害犯罪者、組織犯罪といった犯罪類型別の刑事政策について検討を加える。また、近年新たな視点から注目されている犯罪予防論・防犯論にも言及する。被害者学では、被害者学の歴史と基本的理論、犯罪被害者に対する経済的支援の内容と課題、犯罪被害者の刑事手続における法的地位の在り方について学ぶ。既に世界的な潮流となりつつある修復的司法の理念と制度の課題についても取り扱う。
2. 関連する科目との関係	必修科目として「刑法」と「刑事訴訟法」が設置されているが、両科目が主に法と判例の解釈を通じて実体法及び手続法の体系を学習するものであるのに対し、本講義は、犯罪及び犯罪者の実態把握と分析から出発し、その対策を政策学の視点から追求する分野である。被害者学についても、犯罪被害の実態や被害者のニーズを分析した上で、被害者支援や被害予防の在り方を模索するという点で同様である。少年非行と少年法について更に深く学習した場合は、刑事系の選択科目に「青少年と法」が設置されている。
3. 授業の方法	講義形式で行うが、政策学であることから、受講生は知識の習得だけで終わることなく、犯罪や被害者に関する問題をどのように分析し、どのように対応すべきかを自ら検討し、担当教員や他の受講生との議論を通じて自己の見解を再検討ないし発展させていく作業が不可欠である。そのため、講義では、時間の許す限り意見表明や討論を求めるほか、しばしばレポートの提出を求める。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	担当者が共同執筆した教科書も一応の参考にするが、動向の激しい分野も少なくないので、新たに作成したレジュメに加え、統計や通達などの参考資料を適宜配布する。
6. 授業内容（細目）	
第1回	刑事政策・被害者学の目的と基本原則 刑事政策及び被害者学の扱う領域と目的、関連分野との関係について講義する。ここでは、まず刑事司法制度が、犯罪者の適正な処罰と改善更生、犯罪の予防それに被害者の支援という三つの目的を調和的に実現していくために従うべき基本原則を正しく理解することに主眼が置かれる。その上で、犯罪原因論の展開と変質が刑事政策に与えた影響や近年の被害者支援や予防論と刑事政策との関係について言及する。
第2回	犯罪の動向と犯罪統計／司法警察活動と刑事政策 警察の司法警察活動として、犯罪の認知活動及び検挙活動を刑事政策の観点から解説する。その際、犯罪統計の性質や限界、暗数など刑事政策に不可欠な方法論についても併せて講義する。また、司法警察活動との関係で、ダイバージョンとしての微罪処分や、所謂、代用監獄問題についても言及する。
第3回	検察・刑事裁判における司法的処遇 我が国の検察官による捜査と訴追の在り方について、警察の捜査権との関係や起訴便宜主義などについて、海外の制度とも比較しながら概説する。検察審査会及び付審判請求制度もここでの重要な論点となる。また、刑事裁判の現状を政策学の観点から検証し、近年の司法制度改革の話題にも言及する。
第4回	刑罰と犯罪者処遇の理念／自由刑の構造と基本概念 応報刑から教育刑さらに積極的一般予防論に至る刑罰理念の変遷と、医療モデル批判と公正モデルの台頭、選択的無害化論、抑止論へと主にアメリカを中心に展開してきた犯罪者処遇論の変遷を概説する。後半では、刑事制裁論の初回として、自由刑の基本的な概念について解説し、次回の矯正処遇に関する導入とする。
第5回	矯正処遇 我が国の矯正処遇の現状と課題を、分類処遇、累進処遇、刑務作業、開放的処遇、職業訓練、教科教育、篤志面接などの面から講義する。特に、刑務作業については、犯罪者処遇論との関係、刑務所人口構造の変化、一般市場との関係、経営効率などの側面から詳しい分析を加える。また、刑務所の民営化、来日外国人受刑者の増加、過剰収容の現状と問題についても言及する。

第6回	更生保護 環境調整から仮釈放調査、仮出獄審査、仮出獄に至る一連の仮出獄手続と要件について解説し、保護観察については、遵守事項や指導監督・補導援護の方法、分類処遇制度、類型別処遇の現状と課題を紹介する。また、更生保護を担う保護観察官や保護司・BBS・更生保護婦人会といった民間ボランティアの活動状況、さらに更生緊急保護及び救・援護を担う更生保護施設の実態もここでの重要な講義内容となる。
第7回	中間的制裁（社会奉仕命令・受講命令）／財産刑／死刑 新たな社会内処遇ないし中間的制裁として前世紀以降世界各国で採用されている社会奉仕命令制度の概要と我が国における議論の経緯、さらに近年、アルコールや薬物濫用対象者やDVの加害者に対する制裁として用いられている受講命令制度について解説した後、財産刑としての罰金や没収の現状と課題について講義する。本来、刑事制裁論の講義では最初に取り上げられることの多い死刑制度は制裁論の最後に取り上げるが、単なる存廃論の内容に止まらず、死刑制度の実態とその意味について正しい理解ができることが講義の目標となる。
第8回	刑事政策各論①精神障害犯罪者／薬物犯罪 精神障害犯罪者の実態と、従来の刑事司法の対応と保安処分を巡る議論、精神保健福祉法による措置入院制度に加え、平成15年の国会で審議されている「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」にも言及する。 薬物犯罪対策については、没収や不法収益の剥奪制度、マネーロンダリング、コントロールド・デリバリーなどと関係付けながら解説する。
第9回	刑事政策各論②来日外国人犯罪／高齢犯罪者 国際化と高齢化は現代社会の特徴であるが、それに伴い来日外国人による犯罪と高齢者による犯罪（及び被害）が著しく増加している。講義では、来日外国人犯罪への対策として、出入国管理行政（退去強制令）、F級受刑者の処遇、そして新たに導入された受刑者移送制度について解説するほか、少年人口の劇的減少、労働者市場の変化などを見据えながら、今後の対応の在り方を検討する。高齢犯罪者については、高齢累犯者に対する訴追の対応、矯正処遇の課題、保護観察や更生緊急保護の在り方といった側面から分析を行う。
第10回	少年非行と少年司法制度 我が国の少年非行の動向並びに少年司法制度の基本的理念と保護手続の特色について解説する。特に、保護手続については、全件送致主義と簡易送致制度、観護措置と少年鑑別所の機能、家庭裁判所調査官による社会調査、少年審判の対象と審判構造、検察官への逆送、保護処分などに言及する。また、少年法一部改正の意味とその後の動向について分析を行う。
第11回	被害者学の基礎理論と被害者支援の原則 被害者学の歴史的経緯、被害者学の基礎理論、被害者支援の基本原則、被害者人権宣言を始めとする国際機関や国際的被害者支援組織の動向と成果を概説したうえで、被害者支援の具体策の一つとして、国家補償制度や損害賠償命令、附帯私訴といった被害者に対する経済的支援制度の内容と課題について学ぶ。特に、犯罪者自身による損害回復の可能性と限界が中心課題の一つとなる。
第12回	被害者の法的地位と各種の犯罪被害者 被害者の刑事手続における法的地位に関連し、被害者に対する情報提供、刑事手続における二次被害の防止、再被害防止（御礼参りの防止など）、被害者の手続関与について検討する。特に、被害者の手続関与については、既存の刑事手続や犯罪者の権利保障と抵触する面があると言われることから、その両立の可能性を模索する。後半では、性犯罪被害、ドメスティック・バイオレンス、児童虐待、高齢者虐待、悪質商法被害など被害類型別の被害者支援について概説する。
第13回	レストレイティブ・ジャスティス（修復的司法） 近時、世界的潮流となりつつあるレストレイティブ・ジャスティス（いわゆる修復的司法）の多様な概念と、この概念に基づく刑事調停、犯罪者＝被害者和解、家族集団協議、量刑サークルなどの制度の概要について解説し、我が国における導入の可能性と意義について検討する。
第14回	犯罪予防論 警察、住民、民間企業（警備会社など）による防犯活動に加え、環境犯罪学や状況的犯罪予防と呼ばれる理論に基づく新しい犯罪予防の試みについて紹介する。
第15回	試験

法務研究科法務専攻（法科大学院） 講義要綱

授業科目名	法医学				
担当者名	村井 達哉				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>法医学は医学と法の橋渡しをする学問であるが、その主たる目的は刑事・民事訴訟における種々の医学的問題を鑑定（司法解剖・DNA 鑑定・物件鑑定など）の形で解決することであり、非常に実務的な色彩の強い領域であると言える。</p> <p>したがって、本授業の目的及び到達目標は学生が将来において裁判官や検察官、弁護士などとして裁判に携わった際に必要となる法医学的な知識や考え方を修得することにある。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>医学と法の橋渡しという点から、当然ながら「医事法」とは重なりあう部分がある。また、「刑事政策・被害者学」とも重なる部分がある。本講義ではなるべくこれらの領域に関してはなるべく重複を避け、法医学実務と密接に関連することがらのみに言及することとする。</p>
3. 授業の方法	<p>講義形式で行う。ただし、上記の授業目的のため、実際の事例を中心とした演習的内容を折り込む予定である。授業のための予習は特に必要ないが、授業中における質問に対する応答を通じて、内容の理解を深めることを目指す。</p> <p>内容の特殊性から視覚的要素の強い授業となる。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>法医学としてのテキストを指定する。また必要に応じて、各ユニットにおける参考書を指示する。</p> <p>毎回の講義においてプリントを配付する予定である。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>法医学とは？異状死体と法医解剖 法医学の目的、学問としての位置づけ、法医学の歴史などについて概説する。 医師法 21 条に規定された異状死とは何か、人体解剖には法医解剖のほかどのようなものがあるか、などにつき解説する。</p>
第2回	<p>人体の構造と機能 法医学を学ぶにあたり、予備知識として持つておく必要がある基本的な人体の構造（解剖学）と機能（生理学）について概説する。</p>
第3回	<p>死後変化（死体現象） ヒトが生から死に移行するにあたり、人体にはどのような変化が生じるのか学び、そのような変化が法医学的にどのような意味を持つのか（死後経過時間の推定など）について解説する。</p>
第4回	<p>創傷（1） 創傷とは何か。「創傷」「外傷」「損傷」などの用語の異同、「創」と「傷」の使い分けなどにつき述べる。第1回は刃器による創傷（刺創、切創、割創）について主に学ぶ。創傷を視た際の法医学的ポイントについて述べる。</p>
第5回	<p>創傷（2） 前回に引き続き、鈍器による創傷（挫創、裂創、打撲傷、圧迫傷、擦過傷など）、銃器による創傷（射創）を中心に学ぶ。 実際の創傷における凶器の推定事例を紹介する。</p>
第6回	<p>窒息 窒息の定義、窒息（死）の原因、種類などにつき概説する。実際の窒息死事例を紹介しながら、窒息の法医学的診断の手法や限界につき述べる。</p>

第7回	異常環境 温度（熱中症など）、気圧（潜函病など）の異常や電流による障害、爆発など、法医学において「異常環境」として分類されている項目について述べる。
第8回	個人識別（骨の鑑定、DNA、血液型ほか） 身元不明の死体や生体、物体（血痕など）における個人識別の方法について概説する。
第9回	妊娠、性に関する法医学 受精卵が子宮に着床して妊娠が成立し、出生にいたるまでの過程を概説する。また、ヒトにおける性の決定や性をめぐる法医学的問題について述べる。
第10回	法中毒学 中毒とは、物質による人体への化学的な有害作用を指す用語であり、地球上に存在するほとんどの物質が中毒の原因となりうる。講義では、法医学領域で特に重要な薬毒物による急性中毒死、および薬物濫用の問題を中心に述べる。
第11回	内因性急死 医療の進歩とともに日本人の平均寿命は飛躍的に伸びたが、心臓疾患や脳血管疾患などによる内因性急死（突然死）は依然として多く、社会問題となっている。ここでは法医学領域における内因性急死について概説することとする。
第12回	医療過誤 近年マスコミなどによりしばしば取り上げられている医療過誤、医療事故をめぐる諸問題は、医療関係者のみならず法曹界においても非常に難しい課題となっている。講義では、医療過誤による死亡例を中心に各事例の問題点を探る。
第13回	死因論 死亡届に添付される死亡診断書の書式では、ヒトの死因は「病死」と「外因死」とに大別されるが、実際にヒトが死に至るメカニズムは内因と外因とが共存することも多く、必ずしも単純ではない。講義では死因に関する法医学的考え方を学ぶ。
第14回	事例検討 実際の裁判においてどのようなことが法医学的に争われたか、またどのような形で鑑定結果が裁判に生かされたか、などの点について司法解剖例を中心に紹介する。
第15回	試験

法務研究科法務専攻（法科大学院） 講義要綱

授業科目名	青少年と法 ★2004年度は開講しません				
担当者名	後藤 弘子				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	

1. 授業の目的と到達目標	青少年、つまり子どもは、おとなではない存在として、法的に特別な配慮が行われている。その「特別な配慮」は、子どもが未成熟であること、発達途上であることに根拠を置いている。そして、その「特別な配慮」は子どもの発達段階や対象となることがらによって異なる。本授業では、「子どもとしての特別な配慮」をキーワードとして、法制度を横断的に検討することで、子どもと法の間接的な関係を探ることを目的としている。子どもは、おとなとの関係では常に弱者であり、子どもと法を考えるということは、「おとなと子どもの権力関係」を明らかにすることでもある。子どもと法の理念と実際について理解することで、法の役割を再確認することを目標とする。
2. 関連する科目との関係	青少年（子ども）という視点で法を再検討する作業を行うことは、成人中心主義の法を異なる視点から見ることを意味する。従って、本授業はすべての法分野と関連をもつ。平等や成長発達権、自己決定権との関係で、憲法が大きく関係することは言うまでもないが、個別領域としては、親子関係・契約関係に関係する民法、少年非行との関連で、刑事訴訟法との関係が深い。
3. 授業の方法	本授業では、テーマごとに文献や事例を指定し、それらを読んだ上で、問題点について議論する対話形式で授業を行う。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	基本的には、独自に作成した教材を使用する。参考書として、後藤弘子『法のなかの子どもたち』（岩波ブックレット）、安部哲夫『青少年保護法』（尚学社）、Samuel M. Davis ed., Children in the Legal System: Cases and Materials (2nd Ed)、子どもの人権双書・全11巻（明石書店）。
6. 授業内容（細目）	
第1回	子どもと法を考える上で基本となる「子どもの権利条約」の理念について学ぶ。「子どもの権利条約」の成立過程、理念と子ども権利委員会の実際の活動についての理解を深め、世界的に子ども観がどのように変遷してきたのかについて検討する。また、関連する国際文書についても触れる。
第2回	子どもと法を考える場合に、「健全育成」という概念が常に問題となる。しかし、この健全育成という概念は、抽象的であること、法領域において意味するものが異なるなど、概念が必ずしも明確化していない。各法領域における「健全育成」の概念を確認することで、子どもと法の基本的概念を把握する。
第3回	子どもは成長発達する存在であることは間違いがない。問題は、実際それがどのような権利として存在しているのかである。子どもの成長発達権を憲法上の権利としてどのように位置づけていくのかについて、特に表現の自由との関係で問題となった推知報道の禁止との関係で検討する。
第4回	子どもが年齢に応じて、法的自己決定権を有することもまた疑いがない。ただ、同時に子どもは未成熟であるために、その自己決定権をサポートするシステムも必要となる。子どもの自己決定権について、その制限の根拠を親、学校、国といったそれぞれの関係において考える。
第5回	少年司法は、刑事司法（広義）の一部でありながら、その手続きの各段階において教育・福祉的配慮が不可欠とされている。少年司法の手続きの流れを追いながら、少年司法と刑事司法（狭義）の違いについて、理念的な側面も含めて検討する。また、少年司法の担い手である家庭裁判所調査官、裁判官、付添人などの役割についても触れる。
第6回	少年法は、1947年の成立時から常に改正の圧力にさらされてきた。そして、その圧力が1970年代の少年法改正の動きや2000年の改正少年法へとつながっていく。少年法改正の圧力の内容とその理由を少年法改正の歴史から検討する。それを前提として、2000年の改正少年法の成立の経緯と内容について確認する。

第7回	全件送致主義のもと、すべての少年事件は家庭裁判所に送られる。従って、少年事件については、家庭裁判所が重要な役割を果たす。家庭裁判所は決定機関だけではなく、調査・選別機関としての役割を担っている。最近では、被害者やメディアに対する情報開示・公開も家庭裁判所の重要な役割となっている。伝統的な家庭裁判所の役割と新たに期待されている役割について検討する。
第8回	家庭裁判所の終局決定が不利益処分である以上は、非行事実が適正手続きに基づいて適切に認定される必要があることは言うまでもない。少年審判における少年であることの配慮と刑事手続としての適正手続の保障の要請がどのように考慮されているのか。具体的な判例を検討することにより確認する。さらには、改正少年法において新たに導入された検察官の関与とその役割についても言及する。
第9回	少年の保護処分と処遇について確認する。最近では少年院で行われる矯正教育の少年刑務所化と少年刑務所で行われる少年受刑者に対する処遇の少年院化が指摘されている。その背景と実際について検討する。さらには、被害者への贖罪教育について、少年矯正・保護が直面している課題や社会内処遇についても検討する。
第10回	非行少年も児童虐待等の被害者であることが多いことはよく知られている。少年の被害者としての面と加害者としての面をどのように理解していけばよいのかについて考える。その際に、改正少年法や被害者保護関連2法など、当該事件の被害者に対してどのような対応が行われているのかについても触れる。
第11回	児童虐待は社会問題化しているだけでなく、子どもの成長発達を阻害する重大な犯罪行為である。児童虐待防止法や児童福祉法における被虐待児保護のシステムとその有効性について検討する。また、ドメスティック・バイオレンスの子どもへの影響についても考える。
第12回	I T ツールの発達、子どもの自律性を高める機能を果たしてきた。そこで、これまでは搾取とされてきた買春においても、「出会い系サイト規制法」のように、おとなと子どもの対等性が前提とされるようになってきた。子どものセクシャリティに対する法的規制について考える。
第13回	人工生殖技術の発達によって、子どもは「授かる」ものではなく、「作る」ものとなった。しかもデザイナーベビー、クローン人間などより親の意思を反映した「子ども作り」が行われるようになってきた。そのため子どもの最善の利益と衝突する場合も生じる。出生や親子関係についての子どもの権利を考える。
第14回	医療の現場においては、さまざま意思決定が行われている。しかし、その意思決定は往々にして、子どもを主体として行われていない。医療における子どもの意思決定と親の代諾について考える。特に、年少の子どもについては、子どもの最善の利益をどのように具体化していくのか。重症障害新生児や臓器移植等について検討する。
第15回	試験

法務研究科法務専攻（法科大学院） 講義要綱

授業科目名	経済刑法				
担当者名	伊東 研祐				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	資本主義市場経済下においては、規制緩和の一層の進展に伴い、財産犯を初めとする諸々の古典的な犯罪群に加え、市場メカニズムの悪用や従前は存しなかった経済活動上の不正の機会を作出・利用することによる犯罪群、いわゆる経済犯罪の多発が予想される。これらの経済犯罪は、その性格上、刑法典以外の多くの特別法中に規定され、一般に馴染みの薄いものであるのみならず、その専門性・技術性故に、解釈論的にも理論的にもなお検討を要するところが少なくなく、更に、自由競争システムの保護のように古典的犯罪観からは理解し難い側面を有するものでもある。本科目は、このような経済刑法に関する基本的な知識と把握の為の適正な視座を修得させると同時に、広範な分野を鳥瞰して概観を得させることを目的とする。従って、経済刑法に関する基礎的な知識と適正視座の修得、並びに、未習の経済犯罪類型に出会った場合に、関連経済状況を適切に把握した上で、刑法の基礎理念に立ち返って自ら適合的な理論を構築する能力を得させることが、到達目標である。
2. 関連する科目との関係	経済刑法は、理論的にはいわゆる刑法総論・各論を踏まえた応用分野であるのみならず、様々な特別法領域中に施行担保手段として規定される為、当該特別法領域の一定程度の学習・理解をも必要とする。また、社会の国際化・ネットワーク化等に伴い、経済事犯は国際的なパースペクティブにおいて、また、多国籍企業や組織犯罪集団の関与という意味においては、国際刑事政策的なパースペクティブにおいて捉えていく必要が増大しており、外国刑法・刑事政策等の科目との有機的な結び付きが試みられる予定である。
3. 授業の方法	質疑応答ないし対話を組み込んだ「講義」と、受講者による事例分析・法適用の発表を中心に討論を行う「演習」の両形式を、各回の授業内容に合わせて適宜切り替える方法で行う。いずれの形式による場合でも、受講者が予習により前提的な知識（特に、関連する特別刑法の解釈論）の概要を事前に把握していることを前提とする。授業では、到達目標として上述した通り、その知識の整理・深化を通じて視座の確立を図り、そして、未解決の論点等を発見して、自ら解析・理論構成していく能力を得させる為に、事例を巡る議論を多用することとなる。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	予習として要求される関連特別刑法等の解釈論の概要把握に必要な法令注釈・論文・判例・同評釈等を、各回の授業と対応させて叙述ないし指示・紹介したテキストを編集し、これを基本に用いる。なお、オンラインで入手可能な資料等の併用は当然に予定されている。
6. 授業内容（細目）	
第1回	経済刑法総論Ⅰ 経済犯罪及び経済刑法の概念・保護客体（法益）と、その概念規定に基づく経済刑法の範疇分類・範囲について、質疑応答ないし対話を組み込んだ「講義」形式で説明する。刑法典に規定される古典的犯罪との質的相違、従って、把握視座の相違を明らかにする導入的であって且つ核心を成す講義。
第2回	経済刑法総論Ⅱ 第1回目の講義で理解したはずのところについて、より具体的な刑法原理や実質的違法性、責任主体（企業等の組織体）を含む責任のレベルで、「講義」形式で説明する。実効性の観点からするダイヴェージョン等との関連で、制裁論や予防手法論についても問題提起を行う。
第3回	経済刑法各論Ⅰ：自由競争システム自体を直接に害する罪 独占禁止法・不正競争防止法上の罪について、従前の判例を素材に要件論を「演習」形式で議論し、更に、実務家から提起されている未解決の論点等を確認すると共に、その解決の糸口を求めて討論を行う。
第4回	経済刑法各論Ⅱ：自由競争システム自体を直接に害する罪 談合・不正入札という我が国で特に問題となってきた犯罪形態を取り上げ、刑法典上の談合罪等との関連をも意識しながら、「演習」形式で議論し、このような類型の経済事犯について改めて実質的違法性や処罰の必要性についての判断枠組を形成させる。
第5回	経済刑法各論Ⅲ：自由競争システム自体を直接に害する罪 証券取引法上の罪について概要を簡単に説明した後、相場操縦罪・相場変動目的風説流布罪等について判例を素材に要件論を「演習」形式で議論し、更に、未解決の論点等を確認すると共に、その解決の糸口を求めて討論を行う。

第6回	<p>経済刑法各論Ⅳ：自由競争システム自体を直接に害する罪 第5回目の授業に引き続き、証券取引法上の罪であるインサイダー取引罪・損失補填罪等について、同様の授業を行う。</p>
第7回	<p>経済刑法各論Ⅴ：市場経済基盤を弱体化する罪 銀行業法・不正預金取締法・出資法等々の金融活動を対象とする種々の規制法上の罪について、いわゆる消費者保護の側面を除き、「講義」形式で概説する。</p>
第8回	<p>経済刑法各論Ⅵ：市場経済基盤を弱体化する罪 商法罰則について概説した後、特別背任罪について、刑法典上の背任罪をも視座に入れつつ、近時の判例を素材に要件論を「演習」形式で議論する。</p>
第9回	<p>経済刑法各論Ⅶ：市場経済基盤を弱体化する罪 第8回目の授業から継続して特別背任罪について議論し、特に行為主体の為すべき活動の範囲を明確に定式化することを試みると共に、商法罰則中の利益供与罪等についても判例を素材に「演習」形式で議論する。</p>
第10回	<p>経済刑法各論Ⅷ：市場経済基盤を弱体化する罪 いわゆるバブル崩壊後の債務処理等において特に問題化した強制執行妨害・入札妨害・不動産侵奪等々の違法な行為について、立法論をも視座に入れながら、近時の判例を素材に「演習」形式で議論し、経済刑法の在り方の一側面について考える。</p>
第11回	<p>経済刑法各論Ⅸ：消費者ないし市民利益を大規模に害する罪 先物取引利用悪徳商法、現物まがい商法、悪質投資顧問商法、ネズミ講／マルチ商法、高利貸し等々、消費者ないし市民利益を直接且つ大規模に害する違法な経済活動について、実例を踏まえながら、保護手法について講義する。</p>
第12回	<p>経済刑法各論Ⅹ：消費者ないし市民利益を大規模に害する罪 第11回目の講義から継続して、実例を踏まえながら、保護手法について講義する。</p>
第13回	<p>経済刑法総論Ⅲ：経済犯罪の現代的様相 外国公務員への賄賂の供与罪、マネーロンダリング罪、外為法違反の罪等により象徴される経済刑法の国際的側面・組織犯罪関与的側面・安全保障的側面等について「講義」し、経済刑法の理解の為の適正視座形成上の一つの手掛りを与える。</p>
第14回	<p>経済刑法総論Ⅳ：経済犯罪の予防 コーポレート・ガバナンスの在り方、企業内違法行為（犯罪）防止機構の整備等、刑罰に代わる／附加されるべき実効的実施担保手段についての議論を紹介しつつ、改めて経済刑法の理解の為の適正視座について問題提起し、授業内容を総括する。</p>
第15回	<p>試験</p>

法務研究科法務専攻（法科大学院） 講義要綱

授業科目名	労働法 I				
担当者名	山川 隆一				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>本科目は、「労働法Ⅱ」「労働法Ⅲ」とあわせて、労働法の全体的な把握を目的とするものである。いわゆる労働法は、労働関係を規律する法の総体と定義することができるが、本科目では、労働法の総論をなす基本的事項、労働市場をめぐる法規律、および、個々の労働者と使用者との個別的な労働関係をめぐる法規律（雇用関係法）のうち総則的な部分を理解することを目的としている。</p> <p>「労働法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」の履修により、労働法の基本的規律内容を十分に理解することに加え、事例を通じてその具体的な適用の様相を把握すること、さらに、現代における解釈論上・立法施策論上の課題を認識することを到達目標とするが、本科目はその基盤的科目として位置づけられる。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>労働法の基本科目としては、本科目の他に「労働法Ⅱ」「労働法Ⅲ」がある。そのうち、本科目は、労働法の総論部分と労働市場法、および雇用関係法の総則的部分を取扱うため、第一段階として開講することとしている。本科目を前提として、「労働法Ⅱ」では雇用関係法の各論的部分、「労働法Ⅲ」では集団的労働関係に関わる規律（労使関係法）を取り扱う。</p> <p>また、本科目では、労働法の現代的課題を随時指摘して、発展的な科目である「労働法総合」との関連づけを行うとともに、具体的な事例や判例における問題解決のあり方を取り上げることによって、「労働紛争処理法」との関連性も明らかにする。さらに、労働市場法においては、失業の救済策としての雇用保険制度を考察する中で、「社会保障法」との関係にも言及する。</p>
3. 授業の方法	<p>当該分野における基本原理や法的規律の概要を講義形式で説明するとともに、自作の事例や判例を予め読んで来ることを求め、学生と教員とで議論を行う方式（ソクラテス・メソッド）を一部取り入れることにより、双方向的な授業を行う。また、小テストを実施して理解を確認することがある。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>毎回の授業につき、内容の概略を記した講義筋書を配布する。その中に自作の事例を盛り込み、または、判例等の資料を別途配布する。また、必要に応じ、労働市場に関する統計資料や人事管理で用いられる書式例等も配布する。なお、雇用関係法に関わる部分については、自作の教科書『雇用関係法（第3版）』（新世社・東京2003.10）を利用する。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>労働法の理念と体系</p> <p>労働法の存在理由、歴史、全法体系における位置づけを概観したのち、その主要な構成分野である雇用関係法、労使関係法、および労働市場法の鳥瞰を行い、それぞれの領域の特色について学ぶ。</p>
第2回	<p>労働関係の当事者</p> <p>労働関係における主たる当事者である労働者や使用者等の概念につき、個別の労働法規等の定義を念頭に置きつつ検討を行い、あわせて、具体的な事例を素材に、そこでの現代的課題について理解を深める。</p>
第3回	<p>日本型雇用システムと労働法</p> <p>長期雇用や年功賃金などの伝統的な日本型雇用システムについて、その社会経済的な背景も含めて正確に把握するとともに、それが日本の労働法理に与えた影響について検討を行い、進んで、雇用システムの変化の中で労働法が抱えている課題についても考察する。</p>
第4回	<p>労働市場法総論・職業安定法</p> <p>労働市場法の基本理念やその全体像を解説した上で、労働力の需給システムの円滑化や完全雇用の実現を目的とする職業安定法をとりあげ、公共職業安定所の役割や、最近注目されている民間職業紹介事業をめぐる法的規制について検討する。</p>
第5回	<p>労働者派遣法</p> <p>労働者派遣の構造につき、出向や請負などとの区別を念頭に置きつつ解説したのち、労働者派遣事業の許容範囲、労働者派遣契約についての法的規律、および、派遣労働者に対する保護のあり方などの問題について、最近の法改正の動向に触れつつ具体的に検討を加える。</p>

第6回	<p>高年齢者雇用安定法等</p> <p>労働市場において就職が困難になりやすい高齢者や障害者に対する就職促進を目的とする高年齢者雇用安定法および障害者雇用促進法、失業の救済や予防等を目的とする雇用保険法について解説を行い、そこでの現代的課題について考察する。</p>
第7回	<p>雇用関係法総論</p> <p>雇用関係法の基本理念を確認した上で、その適用対象である労働契約の概念について事例を素材に検討し、さらに、この分野における中心的法規である労働基準法等を中心に、この分野における規制システムにつき考察する。</p>
第8回	<p>就業規則</p> <p>日本における重要な労働条件設定および職場管理の手段である就業規則をめぐって、労働基準法による規制の内容を概観した上で、就業規則の法的性質、使用者による不利益変更の拘束力などの理論的重要問題について、判例を素材にしながら具体的に学ぶ。</p>
第9回	<p>労働憲章・雇用平等(1)</p> <p>個別的労働関係における人権保障にかかわる労基法上の諸規定について、その現代的課題をも念頭に置きながら理解を深めるとともに、国籍・信条・社会的身分による労働条件差別の禁止、男女同一賃金の原則など、労働基準法における平等原則をめぐる論点を具体的に検討する。</p>
第10回	<p>雇用平等(2)</p> <p>男女雇用機会均等法における雇用の各ステージごとの差別禁止規定について、民法90条等を通じて平等を実現してきた従来の判例法理を踏まえた解説を行った上で、雇用機会均等法の現代的課題について考察を行い、あわせて、最近話題になることが多いセクシュアル・ハラスメントをめぐる法的課題についても検討する。</p>
第11回	<p>雇用関係の成立</p> <p>労働契約の成立をめぐって生ずる、採用の自由とその法的制約、採用内定とその取消、試用期間と本採用の拒否などの様々な法的問題点をめぐり、労働基準法その他の制定法上の規制に加え、判例法による問題の解決についても具体的に理解する。</p>
第12回	<p>労働契約上の権利義務</p> <p>労働契約の基本的構造を明らかにしたうえで、使用者の指揮命令権など労働義務の特徴的な性格について考察し、次いで、配慮義務や誠実義務など付随義務をめぐる法的問題について検討を加える。</p>
第13回	<p>人事(1)</p> <p>職能資格制度や人事考課制度など人事管理における基本的ツールについての実情の理解を深めた上で、成果主義人事のもとで重要となっている査定に対する法的コントロールのあり方を考え、さらに、昇進・昇格や降格をめぐる論点について考察を行う。</p>
第14回	<p>人事(2)</p> <p>日本企業の人事管理において重要な役割を果たしている配転・出向・転籍の実態とそこでの法的問題について、最近の動向も踏まえた検討を行い、さらに、様々な形態の休職をめぐる論点についてもとりあげる。</p>
第15回	<p>試験</p>

法務研究科法務専攻（法科大学院） 講義要綱

授業科目名	労働法Ⅱ				
担当者名	山川 隆一				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>本科目は、「労働法Ⅰ」「労働法Ⅲ」とともに、労働法の全体的な把握を目的とするものである。本科目では、賃金・労働時間などの労働条件、安全衛生・災害補償、懲戒処分、解雇、非典型雇用など個々の労働者と使用者との個別的な労働関係をめぐる法規律（雇用関係法）のうち各論的部分を主な対象としている。「労働法Ⅰ」ないし「労働法Ⅲ」を合わせて、労働法の基本的規律内容を十分に理解することに加え、事例を通じてその具体的な適用の様相を把握すること、さらに、現代における解釈論上・立法施策論上の課題を認識することを到達目標とする。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>労働法の基本科目としては、本科目の他に「労働法Ⅰ」「労働法Ⅲ」がある。本科目は、労働法の総論部分と労働市場法、および雇用関係法の総則的部分を取扱う「労働法Ⅰ」を前提とした内容となっている。また、本科目では、労働法の現代的課題を随時指摘して、発展的な科目である「労働法総合」との関連づけを行うとともに、具体的な事例や判例における問題解決のあり方を取り上げることによって、「労働紛争処理法」との関連性も明らかにする。さらに、労災保険制度を考察するに当たっては、「社会保障法」との関係にも言及する。</p>
3. 授業の方法	<p>当該分野における基本原理や法的規律の概要を講義形式で説明するとともに、自作の事例や判例を予め読んで来ることを求め、学生と教員とで議論を行う方式（ソクラテス・メソッド）を一部取り入れることにより、双方向的な授業を行う。また、小テストを実施して理解を確認することがある。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>毎回の授業につき、内容の概略を記した講義筋書を配布する。その中に自作の事例を盛り込み、または、判例等の資料を別途配布する。また、必要に応じ、人事管理で用いられる書式例や労働条件の実情に関する統計資料等も配布する。なお、教科書としては、自著の『雇用関係法（第3版）』（新世社・東京 2003.10）を利用する。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>賃金(1) 賃金制度の実態と最近の動向を把握したうえで、賞与や退職金などの個別的問題を念頭において、賃金債権の発生・変動・消滅にかかわる法律問題を取り上げる。</p>
第2回	<p>賃金(2) 賃金の支払方法に関する労働基準法上の諸原則をめぐるとの論点を検討したのち、休業手当や最低賃金制度など、賃金をめぐるその他の個別的法規制を概観する。</p>
第3回	<p>労働時間(1) 労働時間制度をめぐるとの近年の動向を前提として、労基法上の労働時間規制を概観し、進んで、そこでしばしば争いの対象となる労働時間の概念について具体例を踏まえた検討を行い、あわせて、割増賃金の計算方法を学ぶ。</p>
第4回	<p>労働時間(2) 労働時間の算定に関する特則としての時間外労働および裁量労働に関するみなし時間制度を解説するとともに、労働時間の弾力化手段であるフレックスタイム制や変形労働時間制に関する理解を深める。</p>
第5回	<p>労働時間(3) 休憩時間や休日に関する労基法上の諸原則を把握した上、そこで生ずるとの具体的な問題について検討を加える。</p>
第6回	<p>労働時間(4) 労働時間規制の例外および除外の制度に焦点を当て、時間外労働・休日労働を適法に行うための要件や、法規制の適用除外が認められる労働者の範囲について検討する。</p>

第7回	<p>休暇</p> <p>労基法上の年次有給休暇制度をめぐって、年休権の性質、争議行為と年休との関係、使用者の時季変更権が許されるための要件、計画年休の実施要件などの個別的問題について検討を加える。</p>
第8回	<p>女性・年少者・職業と家庭</p> <p>労働基準法における年少者の保護規定、女性の妊娠・出産機能に関する保護規定を概観した上で、少子高齢化社会の重要課題である職業と家庭の両立にかかわる法規制をめぐって、育児・介護休業法を中心に検討を行う。</p>
第9回	<p>安全衛生・労災補償(1)</p> <p>職場の安全衛生をめぐる公法的な規制を概観した上で、現実に労働災害が発生した場合における補償の問題について、労災保険制度を中心として、いわゆる過労死などの個別的重要問題も視野に入れつつ考察を加える。</p>
第10回	<p>労災補償(2)</p> <p>労働災害の補償において労災保険と補完的な関係にある民事上の損害賠償責任について、安全配慮義務の法理を中心に理解を深める他、労災保険給付と損害賠償請求権の関係についても検討を行う。</p>
第11回	<p>懲戒</p> <p>労働者による企業秩序違反への制裁としての懲戒処分をめぐって、その根拠や手続規制などの総論的な問題を取り上げた上で、経歴詐称や企業外非行などの具体的な問題に即した考察を行う。</p>
第12回	<p>雇用関係の終了(1)</p> <p>労働契約関係の終了事由のうち、合意解約や辞職など解雇以外のものをめぐる法律問題を整理する他、営業譲渡など企業組織の変動に伴う労働契約の終了についても横断的な検討を行う。</p>
第13回	<p>雇用関係の終了(2)</p> <p>労働契約関係の終了事由として最も重要な解雇を取り上げ、解雇予告制度などの労働基準法上の規制を概観したうえで、従来判例法により発展し、2003年には労働基準法上明文化された解雇権濫用法理をめぐる論点について具体的に検討する。</p>
第14回	<p>非典型雇用</p> <p>有期労働契約やパートタイム労働契約、あるいは労働者派遣契約など、伝統的な正社員とは異なる雇用形態をめぐって、労働基準法やパートタイム労働法などの公法的な規制を把握するとともに、判例におけるこれら労働者の地位の保護を巡る論点について検討を行う。</p>
第15回	<p>試験</p>

法務研究科法務専攻（法科大学院） 講義要綱

授業科目名	労働法Ⅲ				
担当者名	山川 隆一				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>本科目は、「労働法Ⅰ」「労働法Ⅱ」とともに、労働法の全体的な把握を目的とするものである。そのうち、本科目では、労働者の団結体である労働組合と使用者との集団的な労働関係等をめぐる法規律（労使関係法）を理解することを目的としている。</p> <p>「労働法Ⅰ・Ⅱ」を合わせて、労働法の基本的規律内容を十分に理解することに加え、事例を通じてその具体的な適用の様相を把握すること、さらに、現代における解釈論上・立法施策論上の課題を認識することを到達目標とする。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>労働法の基本科目としては、本科目の他に「労働法Ⅰ」「労働法Ⅱ」がある。そのうち、本科目は、「労働法Ⅰ」における基礎的理解を踏まえて、集団的労働関係に関わる規律（労使関係法）を取り扱うものである。</p> <p>また、本科目では、労働法の現代的課題を随時指摘して、発展的な科目である「労働法総合」との関連づけを行うとともに、具体的な事例や判例における問題解決のあり方を取り上げることによって、「労働紛争処理法」との関連性も明らかにする。</p>
3. 授業の方法	<p>当該分野における基本原理や法的規律の概要を講義形式で説明するとともに、自作の事例や判例を予め読んで来ることを求め、学生と教員とで議論を行う方式（ソクラテス・メソッド）を一部取り入れることにより、双方向的な授業を行う。また、小テストを実施して理解を確認することがある。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>毎回の授業につき、内容の概略を記した講義筋書を配布する。その中に自作の事例を盛り込み、または、判例等の資料を別途配布する。また、必要に応じ、労働組合等に関する統計資料や、労使関係の運営の実務で用いられる書式例等も配布する。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>労使関係法総論</p> <p>集団的な労働関係を規律する労使関係法の基本理念を歴史的経緯も踏まえて把握した上で、労働組合の機能と現代的課題につき、立法論も交えて検討する。</p>
第2回	<p>労働基本権</p> <p>労働組合法などの労使関係法規の基礎にある憲法 28 条につき、その内容を明らかにしたうえで、同条の具体的な法的効果をめぐる論点を考察する。</p>
第3回	<p>労使関係の当事者</p> <p>労使関係における当事者に関し、労働者・使用者の他、特に労使関係において重要な意味をもつ労働組合の意義を明らかにするとともに、管理職組合など、最近議論の対象となっている具体的な問題につき検討する。</p>
第4回	<p>労働組合の内部問題</p> <p>労働組合の活動を規律する諸原理を把握したうえで、統制処分や財政、組織変動など、組合の内部運営を巡る諸問題について検討する。</p>
第5回	<p>団体交渉</p> <p>集団的な労働条件決定プロセスとしての団体交渉の機能を解明したのち、団体交渉の当事者・担当者の意義を検討し、さらに、団体交渉の対象事項、形態・方式や、使用者の負う団体交渉義務の具体的内容について考える。</p>
第6回	<p>労働協約(1)</p> <p>団体交渉の結果成立した労使合意を书面化した労働協約について、まずその機能と法的性質をめぐる議論を概観した上で、労働協約の当事者や方式に関する問題や、協約に与えられる規範的効力の基本的内容について検討する。</p>

第7回	労働協約(2) 労働協約の規範的抗力に関する各論的問題のうち、協約終了後のいわゆる余後効の問題や、協約の債務的効力をめぐる問題を取り上げ、さらに、労組法17条による協約の拡張適用の問題も考察する。
第8回	争議行為 憲法28条の保障する団体行動権の一内容である争議行為について、その概念を明らかにしたのち、いかなる争議行為が正当性をもつかを目的・主体・手続・態様の面から検討し、あわせて、違法争議行為の責任や使用者による争議行為の問題についても取り上げる。
第9回	組合活動 争議行為と並び団体行動を構成している組合活動について、その概念や民事免責の有無などの法的効果を検討した上で、争議行為と同様に、組合活動の正当性をめぐる問題を目的・主体・態様の面から考察する。
第10回	不当労働行為(1) 労組法7条・27条等の定める不当労働行為制度に関し、その歴史や制度目的をめぐり議論を把握したのち、不当労働行為制度における使用者の概念や従業員の行為による帰責の問題などの総論的事項を検討する。
第11回	不当労働行為(2) 労働組合法7条1号・4号の禁止する不利益取扱いについて、不当労働行為意思の要否やその認定をめぐり問題、いわゆる動機の競合についての問題、企業解散と不利益取扱いの成否をめぐり問題などを検討する。
第12回	不当労働行為(3) 労働組合法7条2号・3号の禁止する団体交渉拒否・支配介入について、団交拒否に対する救済のあり方を考察したのち、支配介入をめぐり、施設管理権や使用者の言論の自由との関係などについて検討する。
第13回	不当労働行為(4) 企業内に複数組合が併存する場合には不当労働行為をめぐり様々な問題が生ずるが、わが国の労組法の採用した複数組合代表制を理解した上で、組合間差別における立証方法などの問題、差し違え条件の提示による不当労働行為の成否の問題などを具体的に検討する。
第14回	不当労働行為(5) 不当労働行為の救済システムの概要を、司法救済と行政救済を比較しつつ明らかにしたのち、行政救済に焦点を当てて、バックペイと中間収入の控除の可否など救済命令の内容にかかわる問題や救済利益の問題、さらに、命令の取消訴訟をめぐり現代的課題などを検討対象として取り上げる。
第15回	試験

法務研究科法務専攻（法科大学院） 講義要綱

授業科目名	労働法総合				
担当者名	山川 隆一				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	労働法分野において最近問題となっている先端的課題、および、労働法における複数の領域を横断し、あるいは他の法分野ともかかわる問題につき、判例や事例の分析を中心に詳細な検討を行うことを目的とする。 本科目の履修によって、労働法をめぐる現代的課題を把握し、この分野についての高度な専門性を備えた実務法曹としての能力を身につけることが到達目標である。
2. 関連する科目との関係	労働法の分野では、「労働法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」が基本科目を構成しており、これらの科目は基礎的な理解を身につけることを主眼とするが、本科目は、これらの分野では十分に取り上げられていない先端的・分野横断的な事項を取り扱うものであり、労働法分野では発展的科目として位置づけられる。
3. 授業の方法	演習の形式により、学生が積極的に関与する方法をとる。すなわち、判例を主要な題材として、判例等の分析にかかわるレポート・メモを毎回提出させ、ソクラテス・メソッド及び学生間の討議を通じて理解を深める。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	判例を主たる教材とするが、関連する統計資料や書式類等も随時配布する。また、報告担当の学生の作成するレジュメ等も教材となる。
6. 授業内容（細目）	
第1回	就業形態の多様化(1) 社会経済の変化の中で、様々な就業形態が登場し、労働法上の保護の有無が争われるに至っていることにかんがみて、解雇規制、賃金・退職金、労災補償などの問題領域における労働者性の判断のあり方を検討する。
第2回	就業形態の多様化(2) 就業形態の多様化の一環として、パートタイマーや派遣労働者などのいわゆる非典型雇用が増加しているが、こうした非典型雇用労働者に対する労働法規の適用のあり方について、具体的かつ分野横断的に考察する。
第3回	労働市場の高齢化 我が国における人口の高齢化の急速な進展の中で大きな問題になっている高齢者の雇用と引退後の企業年金等について、社会保障法制との関連や最近の立法動向をも念頭に置きつつ検討を加える。
第4回	労働市場の流動化(1) 最近の労働市場においては、転職や中途採用が増加する一方、企業活動上の情報や従業員のノウハウが重要性を増しているが、こうした状況のもとで紛争が生じがちな競業禁止義務や企業秘密保持義務につき、差止請求や退職金請求などの具体的紛争に照らして、その内容や限界を考える。
第5回	労働市場の流動化(2) 労働市場の流動化のもう一つの側面は、いわゆる雇用調整の増加であるが、近年では早期退職優遇制度やアウトプレースメントの実施など、手法の多様化がみられるので、そうした雇用調整時における法律問題を包括的に取り上げる。
第6回	労働市場の国際化 外資系企業や外国人労働者の活躍が目立つようになっている現状を踏まえて、労働市場の国際化により生ずる法的問題を、入国管理法等や国際私法などの関連領域の知識も活用して検討を加える。

第7回	<p>人事管理の新展開(1)</p> <p>日本型雇用システムの変化に伴い、人事管理においても様々な新たな手法が登場しているが、労働条件の決定面に焦点を当てて、賃金決定における年俸制や昇進・昇格に関わる人事考課制度をめぐる法的問題を取り扱う。</p>
第8回	<p>人事管理の新展開(2)</p> <p>最近における人事管理の変化のもう一つの側面である、労働者の個人情報や私生活を重視する傾向に焦点を当て、プライバシーや人格権の保護にかかわる新たな法律問題を横断的に検討する。</p>
第9回	<p>労働条件の変更(1)</p> <p>企業のリストラなどの過程でしばしばみられる労働条件の変更には様々な手法が利用されるが、個別労働関係法上の制度ではあるものの集団的な労働条件変更の有力な手段である就業規則の変更につき、判例分析を通じて法的問題処理のあり方を考える。</p>
第10回	<p>労働条件の変更(2)</p> <p>労働組合との団体交渉を通じての労働条件変更手段である労働協約について、個人の労働契約との関係に焦点を当てて、労働条件引下げの可否をめぐり具体的事例に基づいた議論を行う。</p>
第11回	<p>労働条件の変更(3)</p> <p>労働条件の変更と解雇が交錯することから多面的な議論が必要になる変更解約告知について、労働条件の設定のあり方や就業規則法理との関係、あるいは紛争処理制度の設計も踏まえて考察を行う。</p>
第12回	<p>企業組織の変動(1)</p> <p>最近増加が著しい企業組織の変動につき、合併・営業譲渡・会社分割などの手法ごとに、個別的労働関係と集団的労働関係の双方をめぐる法的問題点を検討する。</p>
第13回	<p>企業組織の変動(2)</p> <p>企業組織の変動は、持株会社による統合を含めて企業のグループ化を促進するためになされることが多いが、グループ化がなされた後の人事異動や労働条件・労使関係をめぐって生ずる多様な問題をとりあげる。</p>
第14回	<p>倒産と労働関係(1)</p> <p>長引く不況の中で増加している企業の倒産に関して、賃金債権の保護や労働契約の帰趨などの個別的労働関係上の事項を中心に、倒産法と労働法の交錯する問題について考察を行う。</p>
第15回	<p>倒産と労働関係(2)</p> <p>破産管財人の団体交渉義務や救済命令のあり方など、倒産した企業をめぐる不当労働行為の問題をはじめ、倒産が集団的労働関係にもたらす影響に関して検討を加える。</p>

法務研究科法務専攻（法科大学院） 講義要綱

授業科目名	経済法基礎				
担当者名	田村 次朗				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>本講義では、経済法の中核的内容である競争法（独占禁止法）についてその基礎理論を習得する。本講義は、日本の独占禁止法に関する規制類型、規制手法及び公取委を中心とする執行を含め、経済法に関する重要論点全般をカバーする。特に、本講義では、抽象的な理論を平板に学習するのではなく、具体的な問題や事件に際して、どのように独禁法をはじめとする経済法を解釈・適用して問題を解決するのかという法曹実務家として最も必要とされる問題解決のプロセスを理解させることを主眼としている。従って、講義に際しては、公取委の審決例及び判例を素材とした想定事例を多く用いて、受講生が経済法の解釈・適用を体感することができるようにする。</p> <p>なお、経済法は、法の解釈・適用に際して、経済学、産業組織論といった市場経済を理解するための関連領域の知識を必要とする学際的な科目である。しかし、このような学際的な領域に関する予備知識は不要である。本講義では、本講義を受講することのみで、経済学などの関連する知識が習得できるようにしている。また、経済法を試験科目とする各種資格試験に対する対策を念頭に置いた問題演習も併せて実施する。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>経済法は、きわめて学際的であると同時に、高度な専門性を要する科目であることから、経済法基礎ではカバーできない領域については、経済法総合において取り扱う。従って、本講義修了者は、経済法総合をあわせて履修することによって、経済法の専門家として相応しい知識とスキルを習得することが可能となる。また、経済法の実務的内容を詳細に学習する科目として経済法実務が用意されているのでこちらも併せて受講されたい。なお、本講義より進んで、法と経済との関係を学習したい場合には、法と経済学を履修されたい。また、貿易及び通商に関連する経済法的な問題を取り扱う科目として国際経済法が用意されている。</p>
3. 授業の方法	<p>本講義は、ソクラティックメソッドとパワーポイントを活用した講義形式とを併用する。特に、本講義では、法的思考力の育成を主眼とするため、パワーポイント教材を効果的に活用し、受講者が講義と討論に集中できるようにすることを目指している。</p> <p>さらに、本講義では、eラーニングを受講者の補助教材として提供することを予定している。eラーニングでは、予習教材の提供、自習用の教材として習熟度に応じたテスト、発展学習のための教材提供などをコンピュータを通じて行い、受講者の効果的・効率的な自習を可能とする。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>根岸哲・舟田正之『独占禁止法概説 第2版』（有斐閣 2003）及び『独禁法審決・判例百選 第6版』別冊ジュリスト161号（2002）を基礎テキストとする。ただし、講義毎に参考文献・判例を指示するほか、必要に応じて、オリジナル教材を配布する。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>経済法の基本原理</p> <p>一般に、法律学における学習効果を高めるためには、まず講座全体の鳥瞰図を明示して、各論を示すことが肝要となる。そこで第1回は、特に経済法の全体構造について簡単に概説し、その上で競争法の代表的存在である独占禁止法の全体構造を解説する。</p>
第2回	<p>独占禁止法（競争法）の基本構造</p> <p>独占禁止法の基本概念、目的規定（1条）および「競争」（2条4項）等、独占禁止法の解釈・適用全般に関わる重要な基礎概念について解説し、独占禁止法特有の方法論について理解させる。その際、競争法に不可欠となる経済分析の理解のため、産業組織論の基本的な部分について講義する。</p>
第3回	<p>不当な取引制限① 行為要件</p> <p>独禁法の中核的な規制である不当な取引制限を3回に分けて解説する。まず、不当な取引制限に関する行為要件である意思の連絡、相互拘束・共同遂行に関する各種の問題点を、従来の審決・判例の考え方、学説の検討を通じて整理する。</p>
第4回	<p>不当な取引制限② 対市場効果要件</p> <p>不当な取引制限について、対市場効果要件、そして公共の利益に関する解釈論など、要件解釈論を引き続き解説する。そして、対市場効果要件に関する解釈論を整理し、不当な取引制限違反行為が市場に対してどのような影響を与えることになるのか、経済学的な検証を行う。</p>

第 5 回	<p>不当な取引制限③ 談合・カルテル抑止</p> <p>入札談合防止法など特に悪質な談合行為に対する法的対処について解説する。そして、国際カルテルの摘発および監視システムについて、日米執行協力協定など国際的執行機関相互の協力といった具体的な運用面の問題を説明する。</p>
第 6 回	<p>事業者団体規制</p> <p>日本における事業者団体の業界に占める地位、そして独占禁止法運用における事業者団体規制の重要性に鑑み、事業者団体規制全般について集中的に講義する。ここでは、独占禁止法 8 条各号について解説する。また、医師会、弁護士会など資格専門職団体による業務独占、強制加入団体の場合の問題、団体の自主規制と競争への影響、そして情報の非対称性に起因する広告規制の問題などを解説する。</p>
第 7 回	<p>私的独占</p> <p>「排除・支配」等私的独占の行為要件を中心に、現行の運用について解説する。その後、独占規制に対する経済分析についてその初歩的な理論を説明する。さらに、ネットワーク効果等、情報経済の進展する現在の新しい状況において、私的独占がどのように機能することになるのかを講義する。</p>
第 8 回	<p>企業結合規制</p> <p>企業結合規制、合併審査について解説する。特に 1990 年代後半以降の事前相談事例は、日本の独占禁止法における企業結合規制を見るうえで示唆に富むものである。この事前相談事例と公取委の企業結合ガイドラインとの相互関係など、具体的事例から企業結合規制の課題を抽出する。</p>
第 9 回	<p>独占禁止法の適用除外（知的財産権）と競争政策</p> <p>独占禁止法の適用除外について、最も重要な知的財産権に関する適用除外規定（21 条）を中心に解説する。ここでは特許・ノウハウライセンスガイドラインなど関連ガイドラインの解説、技術標準の問題なども併せて取り扱う。なお、電力・ガス事業など規制産業と競争政策に関連する問題も、併せて解説する。</p>
第 10 回	<p>不公正な取引方法① 基礎理論</p> <p>現在、公取委の運用において、最も重要な地位を占めている不公正な取引方法について、その反競争的効果の判断基準である公正競争阻害性概念の検証を中心に個別の違反行為類型を具体的ケースに即して解説する。そこで、まず不公正な取引方法一般について解説し、差別的取り扱い、不当対価、不当な顧客誘因および取引強制を中心に解説する。なお、不公正な取引方法に関しては、差止請求（24 条）について、実務的観点に配慮して解説する。</p>
第 11 回	<p>不公正な取引方法② 事業活動の不当拘束など</p> <p>不公正な取引方法について、第 10 回に引き続き、事業活動の不当拘束、取引上の地位の不当利用、取引妨害について解説する。特に、再販売価格維持規制は、日本の独占禁止法運用において最も重要かつ厳格なものであり、また垂直的取引に関する理論的問題を多く内包しているので重点的に解説する。なお、不公正な取引方法と不法行為など民事的規制との相互関連について、併せて講義する。</p>
第 12 回	<p>独占禁止法の執行① 審査・審判手続</p> <p>独占禁止法の執行について、公取委の審査・審判手続を詳細に解説する。なお、実務法曹養成という視点から、特に現実の審査・審判手続に関する規則、審決取消訴訟まで視野に入れ、弁護士として、あるいは公取委の担当者として具体的に直面する可能性の高い手続上の問題点に配慮した講義を行う。</p>
第 13 回	<p>独占禁止法の執行② 課徴金・刑事罰</p> <p>第 12 回に続き、独占禁止法の執行について、課徴金納付命令、刑事罰（経済刑法）に関する手続上の問題点などを講義する。課徴金・刑事罰については、エンフォースメント全体の調和の観点からその制度上の意義について解説する。</p>
第 14 回	<p>独占禁止法の国際的調和</p> <p>経済活動のグローバル化に伴い、反競争的行為も又国際化している。そこで、独占禁止法の国際的調和に関する問題、執行協力、域外適用そして国際的な合併問題の処理および貿易歪曲効果のある反競争的行為や刊行に対する WTO(世界貿易機関)の存在と活動範囲などについて、具体的事例を中心に解説する。</p>
第 15 回	<p>試験</p>

法務研究科法務専攻（法科大学院） 講義要綱

授業科目名	経済法基礎				
担当者名	鈴木 孝之				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>法学未修者2年次以降及び法学既修者を対象として、経済法（独占禁止法）に関する基本的な知識及び思考方法の習得を目的とする科目である。</p> <p>本授業では、自由市場経済システムの維持のために、各国において不可欠と重視されている競争法を学習するものであることを理解した後に、競争市場、競争制限行為、競争の実質的制限等の独占禁止法上の制度概念を順次取り扱う。</p> <p>本授業の到達目標は、これらの制度概念の相関関係を把握し、事例に即して評価する能力を養い、専門用語を用いて「経済法実務」においてディスカッションが可能となるレベルを目指す。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>独占禁止法が我が国経済システムの基本法である性格から、本授業の内容においては、特に、「憲法」、「民法Ⅰ」、「民法Ⅲ」、「商法」（のうち特に会社法）が相互に密接に関連している。また、本授業と連続して、「経済法実務」まで学習して完結した知識・能力が得られることとなっている。さらに、グローバルな活動を目指す高度なレベルの応用として、「経済法総合」が用意されている。また、「法と経済学」の受講が有用である。</p>
3. 授業の方法	<p>質疑応答により問題意識を持たせつつ行う講義方式によるので、受講生は必ず事前に予習を行い自ら必要な知識の概要を把握した上で授業に臨み、授業では講師の説明を批判的に聴き、その質問に対して応答する過程を通じて、自己の知識を修正しつつ、より深い考察ができるようにする。担当講師の公正取引委員会における実務経験も含め、事案の社会的背景や影響にも言及して理解を深めることと、受講生が自ら疑問を設定し、積極的に学習を進める能力の涵養を重視する。</p> <p>なお、課外授業として、公正取引委員会の審判を実地見学する機会を設ける。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>根岸哲・舟田正之「独占禁止法概説 第2版」（有斐閣2003年）及び「独禁法審決・判例百選 第6版」（有斐閣2002年）を基礎テキストとする。受講者は授業前にこれらの文献を精読して、疑問点を整理してくるものとし、授業においては、専ら講師が提供するレジメと参考資料によって、学習を進める。受講生は講義で得た知識を文献及び公正取引委員会のHPなどで確認し、自己の成果を完全にする。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>経済法の意義</p> <p>イントロダクションとして、我が国を含む民主主義国の自由経済・自由貿易を、国内法として法制的に支える競争法（独占禁止法）を中心とした経済法制の体系を解説し、特に、企業・消費者との係わりで、今後、企業間取引の事案についてはその知識なしには処理ができないことを理解させ、基本六法との関係を含め、学習意欲と問題意識を持たせる。</p>
第2回	<p>実体規定の体系</p> <p>独占禁止法の特質として、法目的の実現のために、各実体規定が独立してあるのではなく、有機的に関係して存在することを解説し、外国競争法との比較を例にしながら、行為規制・構造規制、一般条項性、違法性評価基準の相違など、これからの学習に必要な視点と考え方を把握させる。</p>
第3回	<p>私的独占</p> <p>構造規制と行為規制が結び付いた私的独占の構成要件を分析し、米国反トラスト法における独占力規制及びEU競争法の市場支配的地位の濫用規制と比較しながら、規制改革との連動も視野に入れつつ、私的独占適用の可能性と限界を検討する。</p>
第4回	<p>不当な取引制限①：理論</p> <p>行為規制の中核である不当な取引制限の行為概念について、相互拘束行為、共同遂行行為、意識的並行行為、相互協調的行為、縦のカルテル、ハードコア・カルテル、紳士協定など、様々な見方を提示し、その捉え方を理解させる。</p>
第5回	<p>不当な取引制限②：カルテル</p> <p>審決・判例に基づき、カルテルの態様と対市場効果の関係、共謀の立証方法、成立時期、状況証拠の活用などの課題について、受講生間の質疑応答をリードしながら、検討する。加えて、従来判例における実体規定解釈の問題点も紹介する。</p>

第6回	<p>不当な取引制限③：入札談合</p> <p>カルテルの特殊な形態となっている入札談合行為について、審決・判例に基づき、基本ルールと個別調整行為、刑法の談合罪との関係、入札談合等関与行為防止法、指名競争入札制度、公共入札ガイドライン、入札適正化法などを検討する。</p>
第7回	<p>事業者団体</p> <p>我が国における事業者団体の機能と果たしてきた役割、独占禁止法上の取扱い、団体の行為の評価、団体と構成事業者の関係を説明し、併せて、協同組合等の適用除外制度についても言及する。</p>
第8回	<p>企業結合規制</p> <p>構造規制の中核である企業結合規制について、対市場効果との関係で将来予測と事前規制である困難性を補うために、市場支配力の形成・維持・強化の概念と、それに結び付いた立証方法と競争当局と企業間の証明責任の分配を検討する。</p>
第9回	<p>知的財産権と独占禁止法</p> <p>知的財産立国を支える独占禁止法の役割として、知的財産権の促進及び濫用防止の両面から、技術市場の画定、特許・ノウハウライセンス契約、ソフトウェアライセンス契約、共同研究開発、並行輸入の問題を扱う。</p>
第10回	<p>不公正な取引方法①：理論</p> <p>不公正な取引方法の通則要素について、一般指定・特殊指定、公正競争阻害性（自由な競争の侵害・競争手段の不公正さ・自由競争基盤の侵害）、「正当な理由がないのに」「不当に」に力点を置いて、批判的見解も含め、検討する。</p>
第11回	<p>不公正な取引方法②：取引拒絶・差別的取扱・不当廉売・排他条件付取引など</p> <p>不公正な取引方法の各行為類型毎に、行為要件・違法要件の違いと、その相関関係を考察する。特に、私的独占・不当な取引制限との重なりも視野に入れ、差止請求の対象とする場合の事案の構成方法も検討する。</p>
第12回	<p>独占禁止法の執行①：審査手続と審判手続</p> <p>独占禁止法を専門分野とする弁護士となった場合、実務的に最も関係する場面が多い、公正取引委員会が行う行政処分に至る審査手続と審判手続について、審査審判規則に基づきながら、その実際を講師の実務経験から学習する。</p>
第13回	<p>独占禁止法の執行②：課徴金・刑事訴訟</p> <p>独占禁止法のエンフォースメントの1番目のアプローチである行政処分としての排除措置命令・課徴金納付命令を審決・判例に基づき、検討する。2番目のアプローチである刑事処分について、判例に基づき、実行行為者、両罰規定、三罰規定、公訴時効と状態犯・継続犯、未遂犯など、刑事的執行に特有の問題を検討する。</p>
第14回	<p>国際協力と域外適用</p> <p>グローバル化した企業活動に伴って生じる競争制限的事象について、各国競争当局の取り組みに関し、2003年には日米欧3当局による同時調査開始も実現しているように、協力協定・国際礼讓・域外適用など、国際経済法との接点も含めて扱う。</p>
第15回	<p>試験</p>

法務研究科法務専攻（法科大学院） 講義要綱

授業科目名	経済法基礎				
担当者名	江口 公典				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>経済基本法としての独占禁止法について、①基本的な考え方（目的、歴史的基礎等）、②私的独占、不当な取引制限、不公正な取引方法等の競争秩序侵害の諸類型、③公正取引委員会・手続・サンクションをめぐる主要な論点を取り上げ、経済法への導入を図ると同時に、独占禁止法上の問題解決のための基礎的能力の獲得を目的とする。</p> <p>受講生が、独占禁止法の基本的な考え方および主要な個別の問題点に関する標準的な理解の水準に到達すること、さらに重要な争点について対立する諸見解の根拠に立ち入った深い知見に到達することを目標とする。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>経済法そのものが、現代法秩序において中核的位置づけにある法制度（民法、刑法、行政法等）の応用的分野であることから、これら必修科目群は、経済法の理解を助け、またその前提ともなる関連科目である。また、いわば経済法内部の関連科目として、「経済法実務」「経済法総合」があり、これらは、「経済法基礎」の学習を前提としてその後に履修されることを基本としている。さらに、必修科目である商法の他、労働法関係、金融法関係の科目が重要な関連科目であることはいうまでもない。</p>
3. 授業の方法	<p>通常の講義形式を基本としながら、適宜受講生からの質問を受け付け、それに応答することをとおして、受講生の到達度を深めることとする。事前に教材を熟読する等、予習が不可欠となる。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>担当者執筆による経済法の講義案（テキスト）を配布する。このほか、受講生は、経済法の伝統的体系書とあわせて学習を進めることが望ましい。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>ガイダンス 基本的な考え方・総論（1） 独占禁止法1条の目的規定に即して、経済基本法の規制原理（=公正かつ自由な競争の促進）、目的（=一般消費者の利益の確保、国民経済の民主的で健全な発達）について、および両者の相互関係について検討する。</p>
第2回	<p>基本的な考え方・総論（2） 第1に競争秩序侵害の諸類型、第2に公正取引委員会・手続・サンクションに大別される独占禁止法の基本構造について、該当する主要条文を具体的に取り上げることとおして明らかにする。実質的には、独占禁止法全般のコンパクトな概説である。</p>
第3回	<p>基本的な考え方・総論（3） 経済法・独占禁止法の歴史的基礎および独占禁止法の歴史的展開について、以下のような順序と内容に基づいて概説する。①近代市民法秩序の基本性格、②近代市民法の変化と経済法（社会法）の成立、③経済法の変化と現代経済法の成立、④現代経済法の展開。</p>
第4回	<p>競争秩序侵害の規制（1）：私的独占・カルテルの禁止（その1） 独占禁止法上の諸規制の中核となる私的独占およびカルテルの禁止について、規制の意義、解釈上の論点を検討の対象とする。この回は、両者に共通する全般的な論点（体系上の位置づけ、行為要件と競争制限要件、反公益性）および私的独占の禁止に関する重要論点について詳述する。とりわけ、「支配」・「排除」行為の認定の外延に係る困難な争点について問題の整理を行う。</p>
第5回	<p>競争秩序侵害の規制（2）：私的独占・カルテルの禁止（その2） 独占禁止法上の諸規制の中核となる私的独占およびカルテルの禁止について、規制の意義、解釈上の論点を検討の対象とする。この回は、カルテルの禁止に関する重要論点について詳述する。とりわけ、判決例の検討を含めた「共同」行為の認定に係る解釈論上の諸問題について論じる。 なお、事業者団体の違反行為について補足する。</p>
第6回	<p>競争秩序侵害の規制（3）：不公正な取引方法の禁止（その1） まず、不公正な取引方法の禁止の成立要件、行為類型、禁止の意義等に関する総論的な検討を行う。 次に、不公正な取引方法の行為類型のうち一般指定1～10項について、公正競争阻害性のとらえ方の点を中心に個別に検討する。取引拒絶、不当販売および不当な顧客誘因に重点を置く。</p>

第7回	競争秩序侵害の規制（4）：不公正な取引方法の禁止（その2） まず、不公正な取引方法の禁止の成立要件、行為類型、禁止の意義等に関する総説的な検討を行う。 次に、不公正な取引方法の行為類型のうち一般指定10～16項について、公正競争阻害性のとらえ方の点を中心に個別的に検討する。（排他条件付取引、再販売価格維持行為を含む）広義の不当な拘束条件付取引、優越的地位の濫用、競争者に対する取引妨害に重点を置く。
第8回	競争秩序侵害の規制（5）：競争秩序を侵害する企業集中の禁止 独占禁止法で規制対象となっている二つの類型の企業集中、すなわち第1に競争制限的（・競争阻害的）企業集中、第2に事業支配力過度集中をもたらす企業集中について、制度の概要、解釈上の論点を取り上げる。前者については、従来の規制実務および公正取引委員会ガイドラインの検討、手続上の問題点に重点を置き、後者については、規制の歴史的経緯、対立する政策論に留意しながら検討を進める。
第9回	競争秩序侵害の規制（6）：独占的状态の規制 高度寡占市場対策として位置づけられる諸規制について検討する。すなわち、独占的状态の規制のほか、同調的価格引上げに係る報告義務の規定が取り上げられる。解釈論とともに、立法論的考察がポイントとなる。
第10回	競争秩序侵害の規制（7）：適用除外（規制改革と独占禁止法） 現行法における適用除外規定について検討するとともに、改正法によって削除された従来の適用除外規定の問題点の考察にも及ぶ。また、適用除外規定の縮小との関連において、電気通信事業、ガス事業等の規制改革分野における独占禁止法の適用のあり方について、簡潔に取り上げる。
第11回	公正取引委員会・手続・サンクション（1） まず、独占禁止法の執行機関としての公正取引委員会の組織および権限について概説する。次に、行政的規制（排除措置命令等）、刑事罰および民事上のサンクションによって構成される執行体制のコンセプトについて総合的に考察する。すなわち、この回の課題は、独占禁止法の手続・サンクションの側面に関する総論に該当する。
第12回	公正取引委員会・手続・サンクション（2） 独占禁止法の執行体制のうち、公正取引委員会による排除措置命令を中心とする行政処分を取り上げ、独占禁止法の特質となっている準司法的手続（審決）の仕組みを概説し、そのポイントとなる点について詳述する。また、課徴金制度の現状と問題点について検討する。 独占禁止法違反行為に係る刑事罰について概説する。
第13回	公正取引委員会・手続・サンクション（3） 前回の、独占禁止法違反行為に係る刑事罰に関する概説を踏まえて、刑事罰のあり方について検討を加え、解釈論・立法論上の問題の整理を行う。 独占禁止法における民事上のサンクション、すなわち損害賠償および差止に関する諸規定を取り上げ、制度の特質と問題点について論じる。その場合、前者については、従来の判決例の検討、後者については、差止請求の規定を導入した立法趣旨の検討に、一定の比重を置くこととする。また、独禁法違反行為に係るその他の民事訴訟類型について、主要な判決例に即して簡潔に述べる。
第14回	まとめ 第1～13回の授業全般について受講者の質問を事前に受け付け、これに担当者からの問題提起を加えて、授業のまとめとしての討論を行う。ディベートの手法を用いる。
第15回	試験

法務研究科法務専攻（法科大学院） 講義要綱

授業科目名	経済法総合				
担当者名	田村 次朗				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>本講義は、経済法に関する発展的な学習を想定し、経済法における実務上、理論上、重要かつ最新の論点を取り上げる。特に、本講義では、公取委及び判例実務を法学的見地から批判的に検討し、その課題を抽出する。また、経済法の専門家にとって、アメリカと欧州の競争法を理解することは、必要不可欠となりつつあることから、本講義では、論点を検討するに際して、反トラスト法及び欧州競争法の解説及び、日本法との比較を行う。</p> <p>さらに、本講義では、経済法基礎と同様、例えば合併審査の際に用いられる経済分析などその内容は学際的であるが、受講生は、予備知識を必要とすることなく、本講義の受講のみでこれらの学際領域に関する知識及び考え方を理解できるよう配慮している。なお、経済法を試験科目とする資格試験などに配慮して、重要論点については、オリジナルの問題演習を予定する。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>本講義は、経済法基礎の応用分野を取り扱うという位置づけであり、受講生には、経済法基礎の受講を薦める。ただし、経済法に関する一定の基礎知識がすでにある受講生については、経済法総合のみの履修も認める。また、経済法の実務的内容を詳細に学習する科目として経済法実務が用意されているのでこちらも併せて受講されたい。なお、本講義とは異なる視点で、より詳細に法と経済との関係について学習を希望する場合には、法と経済学を履修されたい。また、貿易及び通商に関連する経済法的な問題を取り扱う科目として国際経済法が用意されている。</p>
3. 授業の方法	<p>本講義は、ソクラティックメソッドとパワーポイントを活用した講義形式とを併用する。特に、本講義では、取り扱う論点の性質に応じて、例えば重要な知識や複雑な論点の整理が必要となる場合には、パワーポイントによる講義を中心とし、他方、討論による学習が効果的な論点の場合にはソクラティックメソッドを重視するなど、受講生の学習効果に配慮した講義を行う。</p> <p>さらに、本講義では、eラーニングを受講者の補助教材として提供することを予定している。eラーニングでは、予習教材の提供、自習用の教材として習熟度に応じたテスト、発展学習のための教材提供などをコンピュータを通じて行い、受講者の効果的・効率的な自習を可能とする。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>根岸哲・舟田正之『独占禁止法概説 第2版』（有斐閣 2003）及び『独禁法審決・判例百選 第6版』別冊ジュリスト161号（2002）を基礎テキストとする。なお、村上政博『アメリカ独占禁止法 第2版』（弘文堂 2002）、同『EC競争法（EC独占禁止法） 第2版』（弘文堂 2001）を補助教材として用いる。その他必要な資料については、適宜指示する。また、必要に応じて、併せてオリジナル教材を配布する。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>公正取引委員会の審査・審判手続（排除措置） 公正取引委員会の審査・審判手続については、法理論から見て未だ不透明な点が多い。ここでは、公取委の審査・審判手続について、公取委の調査・証拠収集、審判手続に関する手続上の諸論点さらに、刑事告発と公取委との関係など手続上の重要論点を講義する。</p>
第2回	<p>効果的な違反行為抑止と課徴金納付命令 談合・カルテルといった反競争的行為を効果的に抑止するための制度として、公取委による課徴金納付命令は重要な機能を果たしている。そこで、その制度趣旨及び課徴金算定率の問題及び、刑事罰との関連などについて、公取委の実務を踏まえつつ講義する。</p>
第3回	<p>刑事告発と刑事罰 独占禁止法における刑事罰は、刑法学と経済法学双方の知見を踏まえた分析が必要となる法律学内での学際的な領域であり、そのため検討すべき論点も多い。そこで、独禁法の刑事罰について、他の経済法規における刑事罰と比較しつつ、独禁法違反行為に対する適切な刑事罰とは何かについて講義する。</p>
第4回	<p>独占禁止法と民事法① 独禁法と民法との交錯 独占禁止法違反行為と民事法との関連について、特に民法との交錯領域を取り上げる。ここでは、独禁法違反行為の私法上の効力、独禁法と契約法との交錯、独禁法と契約及び、独禁法違反行為と差止請求訴訟の現状と課題について講義する。</p>

第 5 回	独占禁止法と民事法② 損害賠償請求訴訟 独占禁止法は、25 条において無過失損害賠償請求訴訟を定めると共に、民法 709 条による損害賠償請求も可能である。特に、最近は、独禁法違反行為に対する住民訴訟などの増加によって損害賠償請求訴訟の重要性は高まっている。そこで、独禁法違反行為に対する損害賠償請求訴訟について、立証及び訴訟額の算定などについて講義する。
第 6 回	企業結合規制① 日本の運用 独占禁止法上、その重要性が高まりつつある企業結合規制、特に事前審査の方法論について、米欧競争法と比較しつつ、公取委のガイドラインを批判的に検討しつつ、合併審査の運用を講義する。
第 7 回	企業結合規制② 国際比較 経済のグローバル化に伴い、日本企業の多くが米欧競争法における合併審査に服するなど、実務家として企業結合に関する比較法的な知識は不可欠である。そこで、米欧競争法における合併審査について、その審査基準及び手続について、講義する。
第 8 回	戦略的提携・標準化と経済法 競争事業者間の研究開発、共同販売といった提携、ジョイント・ベンチャーの現代的変容に対する競争への影響の正確な測定および標準化戦略における競争促進効果と反競争的效果の分析について、米欧競争法との比較を中心に講義する。
第 9 回	知的財産権と独禁法① 公取委の運用 独占禁止法 21 条を中心とする知的財産権と独禁法との関係について、特許プール、映画配給、書籍流通などと独禁法との関係及び、合併規制における知的財産権と技術革新に関する考慮などについて講義する。
第 10 回	知的財産権と独禁法② 国際比較及び理論分析 知的財産権における技術革新と独占の問題、研究開発とスピルオーバーの問題といった知的財産権と競争法との関係に関する高度な論点について、米欧の競争法との比較を行いつつ、講義する。
第 11 回	公益事業と独禁法① 総論 電力、ガス及び情報通信など公益事業分野における競争政策のあり方、例えば、不可欠施設保有事業者に対する非対称規制の問題などについて、個別産業の特性に配慮しつつ、また関連業法と独禁法との関係を含めて、重要論点を講義する。
第 12 回	公益事業と独禁法② 情報通信産業と独禁法 情報通信産業に関する独禁法の適用は、著しい IT 分野の技術革新を背景として混迷している。この情報通信産業に対する独禁法の適用について、支配的事業者規制の問題を含め、米欧の競争政策との比較を通じ、重要論点を講義する。
第 13 回	競争法と消費者保護 競争法における消費者保護法性として重要となる景表法を中心として、広告規制などに起因する情報の非対称性と独禁法の問題等、消費者という視点から見た独禁法に関する重要論点を講義する。
第 14 回	独禁法の国際的調和 近年、国際カルテルなどの摘発に際して、米欧競争法当局との執行協力及び、競争法の国際的調和に関する議論が盛んに行われている。この点について、管轄権の問題、執行協力協定の意義及び効果等、重要論点を講義する。
第 15 回	試験

法務研究科法務専攻（法科大学院） 講義要綱

授業科目名	経済法総合				
担当者名	江口 公典				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	「経済法基礎」を履修し、又はそれに相当する知識を有する受講生を対象に、経済法上の問題に関するさらに広範で精緻な知見を獲得することを目的とする。「経済法基礎」をとおして得られた経済基本法（独占禁止法）の基本的理解を踏まえて、第1に、応用的事例（審決・判例等）に即した検討を行うと同時に、第2に、経済法における応用的分野（産業規制法、消費者法等）の主要な問題を取り上げることとし、経済法分野の法曹として十分な問題解決能力に到達することを目標とする。
2. 関連する科目との関係	「経済法基礎」の履修が前提となる。ただし、独占禁止法に関する標準的な知識をすでに習得している受講生については、この限りではない。併せて、実務家の担当する「経済法実務」を履修することが望ましい。関連する科目として、「政府規制産業法」「消費者法」などがある。
3. 授業の方法	基本的に、毎回の講義の前半を講義形式、後半を質疑応答による討論形式に基づいて進める。受講者は、事前に教材を熟読することはもちろん、争点に係る一定程度的見解を形成したうえで臨むことが求められる。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	担当者執筆による講義案を配布する。このほか、金井貴嗣・江口公典・山部俊文・土田和博『経済法』（有斐閣ブックス）、独占法審決・判例百選（第6版）（有斐閣）を併用する。
6. 授業内容（細目）	
第1回	独占禁止法の目的に関する応用的事例 独占禁止法の規制原理や目的をめぐる基本問題に関する判断を示した判決例の検討を取り上げ、踏み込んだ検討を加える。主な検討の素材となるのは、不当な取引制限の定義規定における反公益性の文言について判断を示した、いわゆる石油カルテル事件に係る刑事判決である。
第2回	私的独占・カルテルの禁止に関する応用的事例(1) 実質的に、私的独占の規制とカルテルの規制の境界領域に属する事案である、いわゆる野田醤油私的独占事件に係る判決を素材として、両者に共通する性格とそれぞれの独自性を明らかにする。また、判決内容の批判的検討とともに、当時の公正取引委員会の積極的な実務について評価する視点にも留意する。さらに、私的独占規制の展開史について簡潔に取り上げる。
第3回	私的独占・カルテルの禁止に関する応用的事例(2) 不当な取引制限の、主として行為形態要件（行為の「共同」性、相互拘束性等）の論点に関する判決例、審決例を取り上げ、カルテル禁止の解釈論上の理解を深める。古典的諸事例（新聞販路協定事件判決、湯浅木材事件審決）のほか、近時の審決事例から、検討の素材を選択する。独占禁止法上の争点のなかでも、複雑かつ困難な課題に属することから、受講者が、単なる論理解釈だけではなく、カルテル禁止に係る政策論に根拠づけられたバランスの良い理解に到達することに留意する。
第4回	不公正な取引方法の禁止に関する応用的事例(1) 不公正な取引方法の禁止に関する応用的事例のうち、再販売価格維持行為、排他条件付取引等、主に流通系列化に関する垂直的制限に係る諸事例を取り上げ、主要な論点について踏み込んだ検討を行う。関係する審決および判例のほか、この分野には豊かな学説の展開がみられることから、主として1980年代以降の主要学説も、重要な検討の素材となる。
第5回	不公正な取引方法の禁止に関する応用的事例(2) 不公正な取引方法の禁止に関する応用的事例のうち、取引拒絶、不当廉売および抱き合わせ販売に関する諸事例を取り上げ、主要な論点について踏み込んだ検討を行う。これらの行為類型については、公正競争阻害性の解釈理論の側面だけではなく、当該行為の具体的な作用に対する個別的判断が重要な役割を果たすことから、担当者の問題提起に基づく受講者との討論の手法に、格別の比重を置く。
第6回	不公正な取引方法の禁止に関する応用的事例(3) 不公正な取引方法の禁止に関する応用的事例のうち、優越的地位の濫用、競争者に対する取引妨害に関する諸事例を取り上げ、主要な論点について踏み込んだ検討を行う。優越的地位の濫用については、不公正な取引方法としての基本性格をめぐる諸学説を整理することが、重要な課題となる。競争者に対する取引妨害については、適用事例を概観し、この行為類型がどのような事案について適用されているかを確認する。

第7回	競争制限的企業集中の規制に関する応用的事例 独占禁止法上の企業集中に係る規制のうち、株式保有、合併等による競争制限的企業集中の規制に関する諸事例を取り上げ、主要な論点について踏み込んだ検討を加える。具体的には、雪印・クローバー合併に係る事案から八幡・富士製鉄合併事件審決を経て、公正取引委員会ガイドラインの公表、近時のJAL・JAS統合に係る事案に至る、この分野における展開の歴史について正確に分析評価することをとおして、問題点を明らかにし、解釈論・立法論上のとりまとめを行う。競争の実質的制限の解釈に係る実体法上の問題のほか、規制手続をめぐる問題も検討の対象となる。
第8回	独占禁止法上の手続・サンクションに関する応用的事例(1) 独占禁止法上の手続・サンクションに関する応用的事例のうち、公正取引委員会の組織・権限をめぐる問題に関係する諸事例(和光堂事件判決、主婦連ジュース訴訟判決、東芝ケミカル事件判決等)、行政処分をめぐる問題に関係する諸事例(灯油裁判民事判決等)を取り上げ、主要な論点について踏み込んだ検討を加える。なお、後者については、課徴金制度に関するラップカルテル事件刑事判決、シール談合不当利得返還請求事件判決等を含む。
第9回	独占禁止法上の手続・サンクションに関する応用的事例(2) 独占禁止法上の手続・サンクションに関する応用的事例のうち、独占禁止法違反行為に係る刑事罰の諸事例(石油カルテル刑事判決等の一連の判決)を取り上げ、主要な論点について詳細に検討する。この問題は、独占禁止法の原理と刑法の原理が衝突する境界領域の困難な課題を含んでおり、両分野の基本問題に関して周到に検討し、広い視野から創造的に思考することが求められる。
第10回	独占禁止法上の手続・サンクションに関する応用的事例(3) 独占禁止法上の手続・サンクションに関する応用的事例のうち、主に独占禁止法上の民事上のサンクションに係る諸事例を取り上げ、主要な論点について詳細に検討する。現段階では、損害賠償請求訴訟に係る判決例(灯油裁判の一連の判決等)の検討に比重を置かざるをえない。差止請求に係る問題については、現行法上の制度の趣旨と問題点を論じる。また、独禁法違反行為に係るその他の民事訴訟類型について、主要な判決例に即して簡潔に述べる。
第11回	高度寡占市場対策(独占的状態の規制、同調的価格引上げに係る報告義務)に関する応用的事例 高度寡占市場における弊害に対する競争政策のあり方を考察するという観点から、独占的状態の規制および同調的価格引上げに係る報告義務の制度趣旨について、踏み込んだ分析評価を行う。その場合、「独占的状態の定義規定のうち事業分野に関する考え方について」および「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十八条の二(価格の同調的引上げ)の規定に関する運用基準」の各別表から数個の典型的な事業分野を取り上げ、受講生が自らの政策判断を具体的に提示するという手法をとおして、この分野に関する高い水準の理解に到達することをねらいとしている。
第12回	適用除外(・規制改革と独占禁止法)に関する応用的事例(1) 第1に、独占禁止法上の適用除外制度について、制定以来の展開とその問題点を概観し、現行法上の制度全般について総説的な検討を行う。第2に、個別問題の検討として、この回では、再販売価格維持行為に係る適用除外について詳細に分析する。指定再販、法定再販のうち後者に重点を置き、具体的な問題状況、競争政策上の争点からポイントとなる論点を担当者が提示し、受講生との質疑応答をとおして問題解決のための共通の基盤の構築を試みる。とりわけ独占禁止法についての現実感覚の養成をねらいとしている。
第13回	適用除外(・規制改革と独占禁止法)に関する応用的事例(2) 適用除外制度の問題との関係において、規制改革と独占禁止法のテーマはその応用分野として位置づけられる。関連する多くの事業分野のうち、主として電気通信、電力を取り上げ、公正取引委員会による規制の対象となった諸事例を考察の出発点としながら、いわゆる規制官庁との関連を含めた問題領域全般の分析を進める。また、第12回のテーマの場合と同様、法秩序全般ないし経済社会全般において独占禁止法・競争政策が分担する役割について理解を深め、第14回のまとめへの架橋とする。
第14回	まとめ 第1～13回の授業全般について受講者の質問を事前に受け付け、これに担当者からの問題提起を加えて、授業のまとめとしての討論を行う。
第15回	試験

法務研究科法務専攻（法科大学院） 講義要綱

授業科目名	労働紛争処理法				
担当者名	山川 隆一				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>本科目は、労働紛争の処理に関わる法的規律を総合的に把握するとともに、裁判において重要な役割を果たす要件事実論を労働法の分野に即して学ぶことを目的とする。</p> <p>本科目の履修により、単に労働法の実体法的規律を理解しているのみならず、労働紛争の処理についての理論に習熟し、かつ実務にそれを生かすことのできる、労働法分野における専門法曹としての能力を身につけることが到達目標である。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>労働法の分野では、「労働法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」が基本科目を構成しており、これらの科目は主として実体法上の問題を取り扱うが、本科目は、手続法上の問題（裁判実務と密接に関連する「要件事実論」を含む）を主な対象としている。また、手続法一般との関係では、「民事手続法」の発展的科目としての性格も有する。</p>
3. 授業の方法	<p>当該分野における基本原理や法的規律の概要を講義形式で説明するとともに、判例を予め読んで来ることを求め、学生と教員とで議論を行う方式（ソクラテス・メソッド）を一部取り入れることにより、双方向的な授業を行う。また、主要な労働裁判の類型につき、要件事実のダイアグラムを作成する訓練も試みる。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>毎回の授業につき、内容の概略を記した講義筋書を配布するとともに、判例等の資料を別途配布する。また、必要に応じ、労働紛争の処理に関する統計資料や紛争解決手続に関する書式類も配布する。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>労働紛争処理法総論</p> <p>労働紛争の概念と種類、およびその特質を明らかにした上で、労働紛争の適切な解決のあり方を検討し、進んで、わが国における労働紛争解決システムの全体像を把握するとともに、そこでの課題を明らかにする。</p>
第2回	<p>企業内における紛争処理</p> <p>労使協議などによる紛争の予防を含めて、企業内における労働紛争の処理の現状と問題点を把握したうえ、新たなシステムの設計とそこでの法的課題の検討を試みる。</p>
第3回	<p>行政機関による紛争処理</p> <p>平成13年に成立した個別労働紛争解決促進法の他、労働基準監督署や労政事務所等を含めた行政機関における労働紛争の処理について、その実態と法的問題点を考察する。</p>
第4回	<p>労働委員会による紛争処理(1)</p> <p>集团的労働関係における不当労働行為事件の審査・救済を担当する労働委員会について、審査手続における問題を具体的に検討する。</p>
第5回	<p>労働委員会による紛争処理(2)</p> <p>不当労働行為事件における労働委員会の命令に関しては、裁判所に命令の取消をもとめる訴えを提起することができるが、この取消訴訟をめぐって最近様々な問題が生じているので、これらの問題を考察の対象とする。</p>
第6回	<p>労働委員会による紛争処理(3)</p> <p>労働関係調整法が規定する労働委員会による労働争議の調整制度に関し、その実態を踏まえつつ手続の内容とそこでの課題を明らかにしたのち、労働委員会による個別紛争の解決制度など、労働紛争解決制度一般にかかわる問題にも言及する。</p>

第7回	裁判による紛争処理(1) 労働紛争についても裁判所による解決は重要な役割を果たしているが、まず通常訴訟について、管轄・訴えの利益・文書提出命令などをめぐり、労働紛争に関して特に問題となっている点を考察する。
第8回	裁判による紛争処理(2) 従来から労働紛争についてしばしば用いられてきた仮処分について、最近の実務の動向を把握するとともに、被保全権利や保全の必要性をめぐる基礎的な問題をとりあげる。
第9回	裁判による紛争処理(3) 様々な労働仮処分をめぐる個別的な問題を検討するとともに、少額事件訴訟や、今後導入が予定されている労働審判制度のあり方などについて、立法論的観点も交えた検討を行う。
第10回	労働訴訟における要件事実(1) 労働民事訴訟においては要件事実がいかなる意義をもち、またいかなる限界があるかを考察した上、解雇・雇止め事件についての要件事実の具体的内容を考える。
第11回	労働訴訟における要件事実(2) 貸金請求事件の要件事実について、就労がなされた場合と受領を拒否された場合、通常の貸金請求の場合と退職金請求の場合など多様な局面に応じた検討を行う
第12回	労働訴訟における要件事実(3) 配転・出向命令を拒否した労働者への不利益処分が争われる事件など、人事異動をめぐる訴訟の要件事実について検討する。
第13回	労働訴訟における要件事実(4) 就業規則の変更の効力が争われる訴訟における要件事実について、いわゆる合理性の法理を採用している最高裁判例の動向を踏まえた具体的考察を行う。
第14回	労働訴訟における要件事実(5) 労災補償に関し、労働基準監督署長による不支給決定の取消訴訟の他、安全配慮義務違反を理由とする民事損害賠償請求訴訟も含めて、要件事実の検討を行う。
第15回	試験

法務研究科法務専攻（法科大学院） 講義要綱

授業科目名	社会保障法				
担当者名	山川 隆一				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	老齢・疾病・貧困・失業など生活を脅かす事態に対して生存権保障のために諸々の給付やその他の対応を行う社会保障制度につき、その法的枠組みとそこでの検討課題を理解することを目的とする。 本科目の履修により、社会保障法の概要を把握するのみならず、そこでの法的問題の所在を理解し、その解決方法を考えることができる能力を身につけることが到達目標である。
2. 関連する科目との関係	社会保障法は、憲法上の生存権保障を基盤とする点で労働法と共通の性格を有しており、かつ、年金、労災保険、及び雇用保険は労働法による規律との関係が密接であるので、必要に応じて「労働法」で取り上げる事項にも言及する。
3. 授業の方法	当該分野における基本原理や法的規律の概要を講義形式で説明するとともに、自作の事例や判例を予め読んで来ることを求め、学生と教員とで議論を行う方式（ソクラテス・メソッド）を一部取り入れることにより、双方向的な授業を行う。また、小テストを実施して理解を確認することがある。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	毎回の授業につき、内容の概略を記した講義筋書を配布するとともに、判例等の資料を別途配布する。また、必要に応じ、社会保障制度に関する統計資料等も配布する。
6. 授業内容（細目）	
第1回	社会保障法の理念と体系 社会保障法の存在理由、歴史、全法体系における位置づけを概観した後、その主要な構成分野である社会保険法、社会福祉法、公的扶助法等の鳥瞰を行い、それぞれの領域の特色について学ぶ。
第2回	社会保障の法律関係 社会保障法の総論的考察の一環として、社会保障制度における権利ないし法律関係の特質やそこでの法的論点について、具体例を踏まえて検討する。
第3回	社会保険法(1) 社会保険法の基礎的構造を理論的に把握するため、保険関係の内容の他、保険料や保険給付をめぐる基本的論点を検討する。
第4回	社会保険法(2) 高齢化社会に向けて議論が盛んになっている年金制度について、まず公的年金を取り上げ、その種類とそれぞれの特色、および給付や財政をめぐる諸問題を考察する。
第5回	社会保険法(3) 最近相次いで立法がなされた企業年金制度を取り上げ、確定給付年金と確定拠出年金のそれぞれについて、立法の内容やそこでの論点、さらに将来に向けての法的課題を把握する。
第6回	社会保険法(4) 医療従事者や施設を含めた医療供給体制とそこでの法律関係を概観した上で、保険給付や保険料の問題をはじめとする医療保険制度に関する法的問題を検討する。

第7回	<p>社会保険法(5)</p> <p>平成12年に創設された介護保険制度につき、保険関係の内容の他に、介護サービスの給付に関する法律関係やその実施にあたって生ずる法的課題について考察を行う。</p>
第8回	<p>社会保険法(6)</p> <p>いわゆる労働保険の一つである雇用保険制度に関し、受給資格や給付内容をめぐる問題について検討するとともに、雇用保険法におけるいわゆる3事業などの政策手法についても取り上げる。</p>
第9回	<p>社会保険法(7)</p> <p>雇用保険と並び労働保険として位置づけられる労災保険について、その適用範囲や業務災害・通勤災害の認定などについての具体的論点を考察し、さらに将来の課題についても言及する。</p>
第10回	<p>公的扶助法</p> <p>わが国の公的扶助の具体的内容をなす生活保護法について、その基本原理を明らかにするとともに、保護の要否判定をめぐる具体的論点について検討する。</p>
第11回	<p>社会福祉法(1)</p> <p>いわゆる措置制度の変容など、社会福祉制度のあり方に関する基本的論点を把握した上で、高齢者福祉に関連する法的問題を、有料老人ホーム等に関わる問題をも含めて取り上げる。</p>
第12回	<p>社会福祉法(2)</p> <p>少子高齢化問題という背景を踏まえて児童福祉をめぐる論点を検討するとともに、障害者福祉について、ノーマライゼーションの実現のための現代的課題を含めて考察する。</p>
第13回	<p>社会保障法の国際化</p> <p>外国人への社会保障のあり方や国家間の移動に伴う負担と給付の調整など、社会経済の国際化に伴って新たに生じた社会保障法の諸課題について取り上げる。</p>
第14回	<p>社会保障争訟法</p> <p>社会保障法のもとで生じた紛争が行政手続や訴訟で争われる場合に問題となる法的論点について、民事訴訟法や行政法の基礎的な理解を踏まえて、分野横断的な検討を行う。</p>
第15回	<p>試験</p>

法務研究科法務専攻（法科大学院） 講義要綱

授業科目名	労働法実務 ★2004年度は開講しません				
担当者名	浅井 隆				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	

1. 授業の目的と到達目標	<p>本授業では、まず労働法の構造、労働市場に関する法律等の概略的説明（第1回目は講義のみ）を経て、労働基準法、労働組合法の順に演習問題を出し、解説を行う。労働基準法と労働組合法の講義配分は3:1を予定している。</p> <p>本授業での到達目標は、労働基準法と労働組合法の基本的な知識および思考方法を習得することにある。わが国で人の存在しない組織はない。組織があれば人がおり、必ず労働関係は発生する。受講生には、上記知識と思考方法を習得することで現在、大きく変動しているわが国の人事労務管理への指導等が出来ることを目指す。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>労働法は民法の特別法であり、基本理念は憲法が前提となる。その意味で、本授業は「憲法」及び「民法」の基礎を修得していることを前提としている。</p> <p>他方、本授業は15コマの短期間という制約上、労働基準法と労働組合法の基本的テーマを取り上げる内容となっている。労働法には、労働基準法を一般法とする特別法が多く存在し、かつ、社会の動きに対応して、頻繁に改正、制定されている。受講生にはかかる特別法の存在や特別法を勉強する場合の足掛かりになるように心掛けるつもりである。</p>
3. 授業の方法	<p>第1回目は講義であるが、第2回目以降は演習形式である。つまり事前に演習問題を受講生に示し、受講生は、その演習に対応するため、概説書、判例等を予習する。その上で、授業で演習問題の解説を行い、受講生の予習してきた事項をより正確にするとともに、労働法的な思考方法を示す、という方法である。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	演習問題に対応したレジュメと紹介する概説書等を用いる予定である。
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>労働法の構造と労働市場に関する法律の概略的説明</p> <p>①民法、憲法との関係での労働法の位置付け、②そして労働法は、大きく分けて労働市場に関する法律、個別労働関係に関する法律（労働基準法）、団体的労働関係に関する法律（労働組合法）があること、③②のうち労働市場に関する法律について説明する。</p>
第2回	<p>労働契約の成立－内定と試用</p> <p>第2回目より第11回目までが、労働基準法関係である。</p> <p>内定と試用は、個別の労働関係の成立段階である。労働契約の成立時期、内定関係の内容、試用関係の内容につき、判例を中心とした理解をめざす。</p>
第3回	<p>就業規則</p> <p>就業規則の意義と法的性質、効力、そして大問題の就業規則の不利益変更につき、これまでの最高裁判例を中心とした理解をめざす。</p>
第4回	<p>配転・出向・転籍</p> <p>解雇権濫用法理のもと、企業は容易に労働者を解雇出来ない。人材の有効活用が図られなければならない。そのため、企業では、労働者を頻繁に配転、出向し、場合によっては転籍をさせている。</p> <p>かかる人事異動について、法律及び判例のルールを理解することをめざす。</p>
第5回	<p>昇格、降格、休職、懲戒</p> <p>上記のとおり、企業は容易に労働者を解雇出来ず、人材の有効活用が図られている。それは、組織系統における上昇（昇格）、下降（降格）においても同様である。特に近時は成果主義、能力主義の考えの下に実質降格（賃金の減額も含む）が行われる。また、病気等の場合多くの企業では休職制度を設けていきなり解雇することはしていない。また、非行者に対して企業は懲戒処分をもって対応している。</p> <p>かかる人事権の行使について、法律及び判例の動向を理解することをめざす。</p>

第 6 回	労働契約の終了 上記のとおり、解雇権濫用の法理から企業は容易に労働者を解雇出来ない。その具体的適用と、最近増えているパート社員（期間契約社員）の期間満了を理由とする労働契約の終了（いわゆる雇止め）の判例法理の正確な理解をめざす。
第 7 回	賃金・賞与・退職金 賃金の基本原則の理解とともに、社会で賃金と同列に説明されている賞与の性格、さらに、賃金の後払いといわれている退職金について、正確な理解をめざす。また、最近はやりの年俸制の問題点、あるいは成果主義賃金制度についても時間の許す限り解説する。
第 8 回	労働時間① 法定労働時間、法定労働時間の弾力化、特に実務上問題の労働基準法 4 1 条 2 号（管理監督者）、3 号（監視、断続的労働者）につき、判例中心に理解を深める。
第 9 回	労働時間② 時間外・休日労働、休日、休暇制度等で実務上問題となっている点を中心に理解を深める。
第 1 0 回	女性労働者 女性労働者に関連した労働基準法の改正、特別法の改正は、最近頻繁に行われている。もともと実社会は、この法律の改正の理念に追いついていない状況にない。本授業はその改正の背景とともに、改正内容を中心に理解をめざす。
第 1 1 回	労働災害 労働災害の予防については労働基準法の特別法である労働安全衛生法が、労働災害の補償については労働者災害補償保険法が規定しているところである。それぞれの法律の基本的内容を理解するとともに、実務上問題となる労災の認定、民法上の損害賠償請求権との調整については重点をおいて解説を行なう。
第 1 2 回	労働組合と不当労働行為の救済 労働法の世界は、裁判による救済に加えて、労働組合法で不当労働行為救済の制度があり、都道府県に地方労働委員会、その上に、中央労働委員会があり、裁判に似た手続で、労働者ないし労働組合の救済手続を設けている。 これらの内容（要件、救済内容、手続）についての基本的知識の修得をめざす。
第 1 3 回	労働協約 組合と使用者との団体的合意である労働協約は、今日個々の労働者の労働条件の不利益変更を実現する手段として使われる（就業規則による不利益変更は難しいので）。 そこで、労働協約の効力について、組合員への規範的効力は無制約か、非組合員への拡張適用の条件と拡張適用される場合その効力は無制約か、少数組合がある場合少数組合の団結権との関係等、判例中心に理解をめざす。
第 1 4 回	争議 今日は、全面的な争議行為は影をひそめているが、組合のピラマキ、宣伝活動等今日的にも重要な問題がある。また指名ストがされた場合の控除する賃金の計算等もいまだ重要な問題である。今日でもまだ重要性のある問題を中心に理解をめざす。
第 1 5 回	試験

法務研究科法務専攻（法科大学院） 講義要綱

授業科目名	経済法実務				
担当者名	渡辺 恵理子				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>経済法に関する基本的な知識及び実務におけるその応用の習得を目的とする。</p> <p>本講義では、特に経済法の中核である独占禁止法（私的独占、不当な取引制限、不公正な取引方法、企業結合規制等）について、公正取引委員会における審決・勧告・警告・その他の公表事例、判決例、実務において想定される相談事例などを題材として、具体的な局面において他の法律問題とあわせて解決にむけて論理的に思考する能力を修得することを到達目標とする。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>経済法に関する基本的な知識とその方法論の修得を目的とする「経済法基礎」及び経済法の先端・学際そして比較法領域を取り扱う「経済法総合」がある。なお、実務として経済法は、民商法等の私法、行政法その他各産業を規律する業法等とは密接な関連があり、また、企業法務の一環でもある「渉外法務ワークショップ・プログラム」及び「渉外法務ワークショップ・プログラム」の講義内容とも密接な関連を有する。さらに、企業活動のグローバル化に伴い、「国際経済法」との関連も強い。</p>
3. 授業の方法	<p>講義の方法は、適宜講義形式による基本的な検討の視点や具体的な案件についての説明を行いながら、基本的には演習形式を用いる。受講生は、事前に指定するテキストや事案について予習することが義務づけられる。</p> <p>また、講義では、講師による講義及び質疑応答、学生同士による討論ならびに講師によるフィードバックを通じて、経済法に関する実務的な検討の方法論を修得する。なお、講義に際しては、適宜、レポートの提出を義務づける。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>各ユニットに対応した法科大学院教育に最適なテキストと、審決・判例に関するサブテキストを用いる。なお受講者には、通常の六法の他に、公正取引委員会事務局編『独占禁止法関係法令集』公正取引協会（5,000円）（毎年7月改訂、最新刊は、平成14年版14年7月発行）を持参し、参照することを求める。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>経済法の実務概観</p> <p>第1回は、経済法（特に独占禁止法）が実務のなかで占める位置付けや、企業内法務（法務部等）と外部の弁護士との連携など、経済法の実務全般に関わる問題ととりあげ、経済法の実務全体を鳥瞰する。</p>
第2回	<p>独占禁止法の基礎</p> <p>独占禁止法の基本概念及び独占禁止法の解釈・適用全般に関わる重要な基礎概念について解説するとともに、具体的な事案のなかでの評価の手法を検討する。</p>
第3回	<p>独占禁止法違反事件－不当な取引制限 ①</p> <p>独占禁止法の禁止する行為類型のうち、不当な取引制限に該当し、独占禁止法に違反するとされる事案について、相互拘束・共同遂行に関する問題点を含め実体法、手続及び制裁に関する実務的な検討及び助言について検討する。①では、特に実体法の問題をとりあげる。</p>
第4回	<p>独占禁止法違反事件－不当な取引制限 ②</p> <p>独占禁止法の禁止する行為類型のうち、不当な取引制限に該当し、独占禁止法に違反するとされる事案について、相互拘束・共同遂行に関する問題点を含め実体法及び手続に関する実務的な検討及び助言について検討する。②では、特に手続及び制裁の問題をとりあげる。</p>
第5回	<p>独占禁止法違反事件－不当な取引制限 ③</p> <p>独占禁止法の禁止する行為類型のうち、不当な取引制限に該当し、独占禁止法に違反するとされる事案について、相互拘束・共同遂行に関する問題点を含め実体法及び手続に関する実務的な検討及び助言について検討する。③では、特に事件の全体像について総括する。</p>
第6回	<p>独占禁止法違反事件－不公正な取引方法</p> <p>独占禁止法の禁止する行為類型のうち、不公正な取引方法に該当し、独占禁止法に違反するとされる事案について、実務的な検討及び助言について検討する。</p>

第7回	独占禁止法違反事件—私的独占 独占禁止法の禁止する行為類型のうち、不公正な取引方法に該当し、独占禁止法に違反するとされる事案について、実務的な検討及び助言について検討する。
第8回	企業結合規制と事業提携 ① — 概観 企業結合・事業提携案件における独占禁止法の位置付け、国内・海外における企業結合規制、競争当局による審査についての実務を概観し、具体的な事案における処理方法を検討する。
第9回	企業結合規制と事業提携 ② — 具体的事案の検討 具体的事例をもとに、実体法の検討及び手続について検討する。
第10回	企業結合規制と事業提携 ③ — 具体的事案の検討 具体的事例をもとに、実体法の検討及び手続について検討する。
第11回	技術取引（知的財産権）と独占禁止法 近年議論の進展の著しい知的財産権と独占禁止法に関し、共同研究開発・特許・ノウハウ等の技術ライセンス、技術標準等に含まれる独占禁止法上の問題点の検討を行う。
第12回	生産・販売・流通と独占禁止法 事業の基本にある生産・販売・流通に関する取引に含まれる独占禁止法上の問題点の検討を行う。
第13回	政府規制と独占禁止法 過去においては、独占禁止法が適用されないとされてきた事業分野の事業者の行為にも独占禁止法が適用される一方で、金融・電気・電気通信事業・医療など、依然として政府規制と事業者の活動が密接不可分である分野が存在する。これらの分野における事業活動に関する独占禁止法について検討する。
第14回	コンプライアンス・プログラムと独占禁止法 近年、独占禁止法を含め、何らかの形でコンプライアンス（遵守）・プログラムを作成する会社が多数を占めるにいたっている。企業法務と独占禁止法遵守のありかたを検証する。
第15回	試験

法務研究科法務専攻（法科大学院） 講義要綱

授業科目名	経済法実務				
担当者名	鈴木 孝之				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>「経済法基礎」の既修者を対象として、独占禁止法違反行為に対する行政処分・刑事処分・民事的措置をめぐる手続、争訟、企業法務などの実務的かつ発展的知識及び思考方法の習得を目的とする科目である。事例に基づく演習方式による。</p> <p>本授業では、企業間争訟で最も取り上げられることの多い不公正な取引方法から始めて、知的財産権との関係などのトピックスを経て、各手続、予防法務まで取り扱う。</p> <p>本授業の到達目標は、独占禁止法について完結した知識と思考方法を習得することにより、法曹として活動する場合の専門分野にできる土台が形成されたとと言えるレベルを目指す。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>「経済法基礎」で必要とされた「憲法」、「民法」、「商法」の関連に加えて、本授業では、「行政法」、「民事訴訟法」、「刑事訴訟法」、「知的財産法」、「国際法」、「国際私法」、「国際経済法」などの知識があることが望ましく、独占禁止法の総合的性格が理解される。さらに、グローバルな活動を目指す高度なレベルの理論として、「経済法総合」の受講が可能である。また、「法と経済学」を並行して選択することが有用である。</p> <p>なお、講義部分では、基本六法にフィードバックして、その理解を助けるコメントも入れるようにして、法令間の相互関係について独占禁止法も例外でないことを認識させ、企業法務における需要増大とともに、授業自体の学習価値を把握させる。</p>
3. 授業の方法	<p>担当講師の公正取引委員会における実務経験に基づき、実際に論点となりやすい問題を提示しながら、事例研究という演習方式で、実務面での学習をリードする。受講生は、必ず事前に予習を行い自ら必要な知識の概要を把握した上で授業に臨む。さらに、受講生は、攻撃防御にいずれかの立場において、報告及びレポート作成を行い、受講生間のディスカッションを重視して、積極的に学習を進める能力の涵養を図る。</p> <p>なお、第13回は、企業法務部長を招いて企業から見た経済法の意見交換をする。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>経済法（独占禁止法）の複数の基本書、参考書、審決・判例集を紹介し、受講者は授業前にこれらの文献を精読して、疑問点を整理してくるものとし、授業においては、専ら講師が提供するレジメと参考資料に加えて、受講生自らの報告及びレポート作成によって、事例について批判的検討を行い、学習の進化を図る。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>執行機関と権限</p> <p>独立行政委員会としての公正取引委員会の機能・権限、検察庁・裁判所との役割分担（専属告発制度、実質的証拠の原則、求意見制度）、立法府との関係（意見提出権）など、我が国の競争政策・独占禁止法の半世紀の歴史を踏まえて検討する。</p>
第2回	<p>私的独占の事例研究</p> <p>審決・判例に基づき、行為主体、通謀・結合の手段、排除行為・支配行為の態様、対市場効果について検討する。加えて、米国・EUの競争当局がチャレンジした事例を紹介する。</p>
第3回	<p>不当な取引制限の事例研究</p> <p>行為要件の中心にある共同性について、明示の合意、暗黙の合意、相互協調的行為、勧奨行為、意識的並行行為の評価事実としての違いを、審決・判例に基づき、検討し、続いて、課徴金賦課・刑事訴追における行為評価を考察する。</p>
第4回	<p>事業者団体の事例研究</p> <p>審決・判例に基づき、事業者団体の違反行為について、私的独占・不当な取引制限・不公正取引規制と関連させつつ、検討する。加えて、事業者団体ガイドラインについても言及する。</p>
第5回	<p>企業結合規制の事例研究</p> <p>M&Aは、特に国際的に展開される企業活動であるので、日本・米国・EUにおける規制事例・許容事例（条件付を含む）に基づき、検討する。加えて、各国の合併ガイドラインも紹介する。</p>

第6回	不公正取引の事例研究①（取引拒絶・差別的取扱・不当廉売） 審決・判例に基づき、行為類型毎に分担して、受講生が報告し、受講生間の質疑応答により、実務上有用な思考能力の向上を図る。今回を含め第8回までの3回は、競争といかなるレベルで関係するかに留意させつつ、討論技術も発揮させる。
第7回	不公正取引の事例研究②（不当顧客誘引・取引強制・排他条件付取引・取引妨害） 前回と同様の方法により、分担報告、独占禁止法分野を専門とする思考能力、討論技術の向上を図る。
第8回	不公正取引の事例研究③（再販行為・拘束条件付取引・優越的地位の濫用） 前2回と同様の方法により、分担報告、独占禁止法分野を専門とする思考能力、討論技術の向上を図る。特に、今回は、総仕上げとして、違反とならない正当事由から防禦の主張にも力を入れさせる。
第9回	違法要件の整理・総合 これまでの学習の蓄積を踏まえ、独占禁止法における違法性評価基準として、独占力と競争の実質的制限、統合型市場支配と閉鎖型市場支配、自由競争の制限と公正競争の阻害、市場支配的地位の形成・維持・強化、当然違法と合理の原則、萌芽理論など、複数の概念を整理し、競争制限的事象の解析方法を総合的に考察する。
第10回	審査・審判・訴訟の実務 公正取引委員会への申告、立入検査、事情聴取、勧告、審判開始決定、審判手続、審決、訴訟の一連の過程において作成される書面の形式及び記載事項となって顕れる争点、当事者間の交渉方法について解説する。
第11回	差止請求訴訟・損害賠償請求訴訟 独占禁止法のエンフォースメントの3番目のアプローチである民事的措置について、判例に基づき、原告適格、因果関係、損害額に立証など、民事的執行に特有の問題を検討する。加えて、民法709条訴訟、住民訴訟、株主代表訴訟、さらに独占禁止法違反の契約の私法上の効力にも言及する。
第12回	適用除外と規制改革 他の経済法（特に電気通信事業法、電気・ガス事業法、金融各法等）と市場競争・独占禁止法と関係、規制改革・適用除外などの問題における競争当局の唱導活動を法政策学的観点から検討する。
第13回	企業のコンプライアンス・プログラム 法違反への予防行政に対応した企業側の努力として、コンプライアンス・プログラムの作成と周知がある。この回は、企業法務部長を招き、企業組織における努力と、併せて、企業側から見た独占禁止法について意見交換を行う。
第14回	経済法の現代的課題 経済法は、常に改革が要請されている法分野であり、措置体系の見直し、犯則調査権限の導入、リネンシー・プログラムの設定、経済分析手法（産業組織論）の活用など、競争法の国際的ハーモナイゼーションの観点を踏まえ、実体規定を含めた今後の課題を検討する。
第15回	試験

法務研究科法務専攻（法科大学院） 講義要綱

授業科目名	国際法				
担当者名	大森 正仁				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	現代の国際社会において、伝統的に国と国との関係を規律する法として把握されてきた国際法が、法の主体として国際機構および個人の権利・義務を規定するようになって来ている。さらに、国際法の規定は各国の国内立法に影響を及ぼし、国内の裁判所において適用されてきていることから、国際法の諸問題の理解は国内の立法、司法の理解にも不可欠の要素となってきた。本講義では、国際社会における国際法の位置づけを把握することを目的とし、このような国際法の理解のために必要な基本的概念および原則の修得を到達目標とする。
2. 関連する科目との関係	この講義で扱う基本的な概念・原則の理解を前提として、個別の事例を取り上げてゆく「国際法総合」の講義が行われる。また、「国際環境法」、「国際租税法」、「国際刑事法」、「国際経済法」およびその他の国際系の科目の理解のための手助けとなるものである。
3. 授業の方法	国際法の基本的概念を理解するために、法源、主体、責任、紛争解決のそれぞれの分野について説明をする。その際に各分野についてのリーディングケースを取り上げて、国際法がどのような形で国際社会に生じた事例に適用されているのか、その意義はどのようなものかについて、模擬の事例の討議も含めて検討してゆく。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	大沼保昭・藤田久一編『国際条約集』（有斐閣）の最新版を用いる。判例集としては、山本草二ほか編『国際法判例百選』（有斐閣、2001年）および配布する英文の資料・判例を使用する。
6. 授業内容（細目）	
第1回	最近締結された国際刑事裁判所設立条約を題材に、条約の締結、条約に付される留保、解釈宣言に関する問題を検討する。また、ウィーン条約法条約に沿って、条約の解釈、適用、無効、終了、運用停止に関しての事例を取り上げて、個別の条約を理解するために必要な基本的知識を説明する。
第2回	慣習法の形式の国際法がどのような要件を満たして成立するのか、その際の要件についての対立を単一要素理論、インスタント慣習法論などを題材として検討する。また、条約と慣習法との関係をどのように捉えるのかについて、北海大陸棚事件を題材として議論する。
第3回	現代の国際社会で顕著な存在となった国際機構の決議を国際法上どのように位置づけるのかを明らかにする。そのなかでも、国連総会決議、国連安全保障理事会決議の具体的な事例を取り上げて、これらの決議の有する意義、国内法上の位置づけについて検討する。
第4回	条約、慣習法、国際機構の決議とともに、法の一般原則、判例、学説、一方的行為などについて、これらの法源相互の関係がどのように捉えられているのかを明らかにする。また、国際法と国内法との関係で、これらの国際法上の法源が国内法秩序において与えられている位置づけを模擬の事例を通じて議論してゆく。
第5回	国際法上の主体としての国の意味をその成立要件を検討することにより説明する。その際に、国の承認、政府の承認という国際法の制度にともなう問題点を、南ローデシア、南アフリカなどの事例を、また、リンビン・タイク・ティン・ラット対ビルマ事件、光華寮事件を通じて明らかにする。
第6回	国の要件のひとつである領土の問題を国際法の観点から検討する。領土に関する一般的な国際法原則とともに、個別の事例として、日本の領土問題を取り上げて、これまでの状況を説明するとともに、現在も存在している領土問題（北方領土、竹島、尖閣諸島など）に言及する。

第7回	国際社会において大きな位置を占めるようになった国際機構の国際法主体性について明らかにする。特に、国連の地位についてのベルナドッテ伯事件を、また日本での判例として、国連大学事件、欧州共同体駐日代表部事件を取り上げて、様々な観点から国際機構の意味を検討する。
第8回	個人の国際法主体性について、その権利および義務の観点から説明をする。権利としては国際的な人権保障を、義務としては個人の国際犯罪を取り上げるが、これらに関連して模擬の事例を作成し、これに関する各人の意見を議論しながら国際社会における個人の位置づけについて検討する。
第9回	国際違法行為より生ずる国際責任の問題を国、国際機構、個人のそれぞれについて明らかにする。国の国際責任に関しては2001年の国際法委員会草案に依拠しながら説明をおこない、国際機構および個人については現在の国際法委員会の作業を参照しながら検討する。
第10回	国際違法行為により生ずる国際責任がどのような性質を有しており、その帰属に関していかなる規則が適用されるのかについて説明する。主に国の機関（立法、司法、行政）による行為の国への帰属、他国の行為の国への帰属、国際機構への帰属が中心となる。
第11回	国際責任の履行方式について、違法行為の中止、原状回復、金銭賠償、サティスファクション、再発防止措置などについて説明する。また、ルテリエー・モフィット事件、テキサス北米浚渫会社事件などを取り上げて、賠償の性質、請求の手続についても明らかにする。
第12回	国際紛争の平和的解決手続のうち、友誼的（非司法的、政治的）紛争解決手続を取り上げる。これまで採用されてきた交渉、審査、仲介、調停などの様々な方式を分析するとともに、模擬の事例により、国際紛争が解決される際の国際法的な問題点について理解を深める。
第13回	法的な解決手続である国際裁判を取り上げ、現在の国際社会における機能を明らかにする。仲裁裁判と司法的解決とが対象となるが、その制度的な枠組みの理解とともに、実際に利用されてきた事例として最近の国際司法裁判所の判例を検討してゆく。
第14回	国と国との紛争を解決する枠組として注目されるようになった国際機構による紛争解決の意義を明らかにする。普遍的国際機構である国際連合とともに、ラテン・アメリカ、アフリカ、ヨーロッパに設立された地域的な国際機構についても検討をしてゆく。
第15回	試験

法務研究科法務専攻（法科大学院） 講義要綱

授業科目名	国際法総合				
担当者名	大森 正仁				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	国際法の基本的な理解を前提として、個別・具体的な分野での国際法の適用をめぐる問題を理解するための能力を養うことを目的とする。個別の分野としては、条約法、外交・領事関係、海洋法、国際航空法、国際宇宙法、人権の国際的保障、武力紛争法などを取り上げて説明をする。国際法のこれらの分野で修得した理解を他の分野においても適用してゆくことのできる応用力を高めてゆくことを到達目標とする。
2. 関連する科目との関係	国際法に関する基本的な概念および原則の説明は、国際法の授業でなされ、その知識を前提として本講義が行われる。また、「国際環境法」、「国際租税法」、「国際刑事法」、「国際経済法」およびその他の国際系の科目の履修についても、この授業の理解が役に立つであろう。
3. 授業の方法	各分野についてのリーディングケースを取り上げて、国際法がどのような形で国際社会に生じた事例に適用されているのか、その意義はどのようなものかについて、模擬の事例の討議も含めて検討してゆく。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	国際法事例研究会編『日本の国際法事例研究（4）外交・領事関係』（慶應義塾大学出版会、1996年）、国際法事例研究会編『日本の国際法事例研究（5）条約法』（慶應義塾大学出版会、2001年）および配布する資料（英文・和文）を用いる。
6. 授業内容（細目）	
第1回	条約に関する理解を深めるために、1969年の条約法に関するウィーン条約の規定に沿って、条約の作成に関して生ずる国際法上の問題を検討する。条約の意味、条約締結に関する国内手続、条約に拘束されるための同意表明の方法について、アングロ・イラニアン石油会社事件、出光興産事件などを中心に検討する。
第2回	条約に付される留保の実行およびその効果について、条約法条約で規定された両立性の原則の意味を検討する。また、解釈宣言に関して、国連海洋法条約、国際刑事裁判所規程を取り上げて、その意味と実行について、国際法がどのような取り扱いをしているのかを明らかにする。
第3回	成立した条約の効力発生、暫定的適用の実行、条約の遵守、適用および解釈に関する実行を、条約法条約の規定を参照しながら、砂川事件、リビア・チャド領土紛争事件、受刑者接見妨害国家賠償請求事件、オランダ人戦後補償請求事件などにより、明らかにする。
第4回	条約と条約の当事国ではない第三国との関係について、条約の慣習法化、慣習法の法典化を含めて明らかにする。また、条約の改正および修正に関する実行を検討し、これらの規則に関連する模擬の事例について提出されたレポートをもとに討論を行なう。
第5回	条約の無効原因とされる事由である国内法の規定、権限、錯誤、詐欺、買収、代表者に対する強制、国に対する強制および強行規範への抵触について説明する。また、条約の終了、運用停止について、国際法上認められている事由を実行に触れながら明らかにする。
第6回	外交関係のうち、外交使節の任務の開始と終了、アグレマン、ベルソナ・ノン・グラータ、外交使節団の公館に関連する不可侵、外交的庇護、通信の自由と文書の不可侵について、金大中拉致事件、大使館の家賃滞納などの事例に言及しながら説明する。

第7回	外交官の特権・免除について、その人的範囲と享有期間、外交官の不可侵と移動・旅行の自由、法令尊重義務と営利活動の禁止、裁判権免除に関して、ドイツ統一に伴う取り扱い、駐日米国大使傷害事件、大使館保有車両取締り、外交官による交通事故などの例を取り上げて説明する。
第8回	1982年の国連海洋法条約は、この分野での重要な多数国間条約であるが、このなかで、海洋活動を行う各国の解釈・実行が対立している部分を取り上げる。その際に、このような規定に関連する模擬の事例を提示し、これについて提出されたレポートをもとに討論を行なう。
第9回	国際航空法について、多数国間条約のワルソー条約、国際民間航空条約、二国間条約の1946年パーミュダ協定（英米）、1977年パーミュダII協定（英米）、日米航空協定を取り上げて、国際航空運送の分野で生じてきた様々な問題について説明してゆく。
第10回	国際宇宙法の分野ではすでに宇宙条約、宇宙救助返還協定、宇宙損害責任条約、宇宙物体登録条約、月協定、宇宙基地協力協定、国連総会決議などが作成されている。これらを材料として、特に、宇宙活動の商業化より生ずる様々な国際法上の問題点について分析を行う。
第11回	国際法における国際人権保障に関する制度的な枠組を理解するために、国と自然人の関係を説明する。また、人権について規定する条約による保障方式、基準設定、実施を概観し、これらの規則に関連する模擬の事例について提出されたレポートをもとに討論を行なう。
第12回	国際法において自然人に課された義務の観点から、個別の条約で規定された海賊、狭義の戦争犯罪、平和に対する罪、人道に対する罪、ジェノサイドなどの概念を明らかにし、具体的な手続として、国際刑事裁判所による訴追、国内裁判所による管轄権の行使を取り上げて説明する。
第13回	国際武力紛争法の分野で作成された主要な条約規定としては、1949年のジュネーブ4条約および1977年の二つの追加議定書がある。これらの規定のなかで、捕虜の取り扱い、文民の保護、占領下の文民保護に関する規定の意義を事例をあげながら検討する。
第14回	国際武力紛争法のうち、害的手段の制限および文化財の保護に関する規定を取り上げて説明する。前者には核兵器の使用の問題が含まれており、原爆判決、核兵器使用・威嚇の合法性事件を参照しながら検討する。後者にはユネスコで採択された文化財保護条約があり、これについて分析を行う。
第15回	試験

法務研究科法務専攻（法科大学院） 講義要綱

授業科目名	国際私法				
担当者名	北澤 安紀				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>1年次の「民法Ⅰ～Ⅵ」、「商法Ⅰ・Ⅱ」で習得された知識を前提とした上で、国際的な民商事法上の問題を規律する国際私法に関する基本的な知識および思考方法の習得を目的とする科目である。一般に、広義の国際私法は、国際的な民商事法上の問題にいずれの国の法律が適用されるかという実体法の問題についての準拠法の決定・適用の部分（狭義の国際私法）と、渉外的な民商事事件の手続法的処理に関する部分（国際民事訴訟法）とに分けることができる。本講義が対象とするのは、渉外的な民商事法上の問題を実体法的に規律する狭義の国際私法の部分である。</p> <p>本授業では、まず国際私法総論として、国際私法の意義、法源、国際私法における準拠法の決定過程、法律関係の性質決定、連結点の確定、準拠法の指定、準拠法の適用について説明した後で、国際私法各論として、国際財産法、国際家族法の順に解説を行う。</p> <p>本授業の到達目標は、国際私法に関する基本的な知識および思考方法を習得することにあるが、国際私法は、国際的な民商事事件に関する通則的な処理方法を学ぶ法分野と位置づけられるので、本授業の修得によって、国際商取引法ならびに国際取引法総合におけるより高度な学習を可能にするための基礎的能力を身につけることが目指される。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>選択科目の中で、渉外的な民商事事件の処理に関する国際法系科目として本授業の他、「国際商取引法」、「国際取引法総合」、「国際経済法」、「国際民事訴訟法」、「国際取引法実務」、「国際金融取引法実務」などがあり、相互に密接に関連しているが、特に、国際私法は、国際的な民商事事件に関する通則的且つ基礎的な処理方法を学ぶ領域であるとされるので、それらの関連科目を理解する前提として、最も初期の段階で学ぶべき科目として位置づけられている。</p> <p>なお講義では、折に触れて、近時の国際財産法（例えば、国際契約）関連の国際条約の動向にも言及し、学生の関心を選択科目である「国際商取引法」や「国際取引法総合」へ向けるよう心掛ける。</p>
3. 授業の方法	<p>講義形式であるが、演習に近い形式で行われる。受講生は必ず事前に予習を行い、自ら必要な知識の概要を把握した上で授業に臨み、授業では講師の説明を聞き、その質問に対して応答する作業を通じて、自己の知識を確認、修正、補強しつつ、より深い理解に達することができる。さらに、授業は頻繁に行われる小テストによって受講生の理解度を確認しつつ進められる。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>本講義に対応したテキストと、国際私法の主たる法源である「法例」の条文の配列に従って各条文の趣旨目的および準拠法の決定・適用上の論点について叙述したサブ・テキストを用いる。受講生は講義で得た知識を、国際私法規定（法例）の関連条文における準拠法の決定プロセスにフィードバックさせる作業を繰り返すことによって、自己の知識を完全なものにすることが要求される。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>国際私法とは何か</p> <p>イントロダクションとして、国際私法の存在意義、国際私法の本質、法源などの基本的事項を説明する。国際的な民商事事件の処理について国際社会に安定した法秩序を構築するために最も分かり易い手段は各国の法内容を統一することである。しかし、統一法条約が成功した例は少ない。ここでは、その限界を検討することで、国際私法の存在意義を確認する。つぎに、国際私法の本質について明らかにし、その上で、国際私法の隣接法分野についても触れつつ、法例等、わが国における国際私法の法源について整理する。</p>
第2回	<p>国際私法規定の構造：国際私法における準拠法の決定・適用の方法</p> <p>狭義の国際私法は、単位法律関係ごとに設定された連結点を介して準拠法を決定している。このような準拠法の決定・適用の方法および国際私法規定の基本構造について説明し、併せて国際私法独自の基本的概念の意味内容を確認する。</p>
第3回	<p>単位法律関係の設定、法律関係の性質決定、送致範囲の画定、先決問題、適応問題</p> <p>まず、国際私法における単位法律関係のあり方を明らかにした上で、それを前提として、法律関係の性質決定について検討する。また、法律関係の性質決定と準拠法との対応関係を考える上で重要な送致範囲の画定の問題についても検討したい。さらに、法律関係の性質決定との関連で、先決問題と適応問題について、判例を素材に検討し、国際私法による準拠法決定の基本構造を再確認する。</p>

第4回	<p>連結政策、連結点の確定、不統一法国法の指定</p> <p>国際私法では、各単位法律関係についてそれと最も密接な関連を有する地の法を選び出す媒介として連結点を用いている。ここでは、わが国の国際私法規定を概観し、そこで採用されている各種の連結点ならび連結政策を整理しながら、段階的連結や選択的連結等の連結政策の意義を検討する。また、国際家族法の分野で主に用いられる連結点である国籍、住所、常居所について、重国籍や無国籍の場合の連結点の確定について検討する。さらに、特に本国法が準拠法として指定される場合において、アメリカ合衆国や英国のように国内での法統一が出来ておらず、地方ごとに独自の立法権が認められている国が本国となる場合には、いずれの地方の法を本国法とするか別途処理が必要となる。そのような地域的不統一法国法が準拠法として指定された場合について、幾つかの裁判例を素材に検討するとともに、インドのような人的不統一法国法が準拠法として指定された場合についても検討する。</p>
第5回	<p>反致、外国法の適用と公序</p> <p>外国の国際私法規定とわが国の国際私法規定の内容が同一ではなく、それぞれの国の国際私法に従って異なる準拠法が指定される場合の調整手段である反致について、その理論的根拠および実際の根拠を検討し、国際私法の基本理念の一つである判決の国際的調和の実現について確認する。また、内国法ではなく特に外国法が準拠法となる場合の、外国法の内容の調査、外国法の内容の不明の場合の処理方法、外国法の適用違背がある場合の上告の可否等の問題について検討する。その上で、外国法を渉外的な事案に適用した結果がわが国の法秩序の観点から受け容れがたいような場合の安全弁である国際私法上の公序について判例を素材に検討したい。</p>
第6回	<p>国際財産法各論（1）自然人の能力、後見・保佐・補助、代理</p> <p>国際取引の主体のうち、自然人に関する能力一般の準拠法と失踪宣告をめぐる問題について検討した上で、精神状態に基づく能力制限の準拠法に関する問題を検討する。最後に、能力制限の補充手段である法定代理との関連で、任意代理の準拠についても検討したい。</p>
第7回	<p>国際財産法各論（2）法人、外人法</p> <p>法人に関して、国際私法上の問題と外人法上の問題とに分けて検討する。特に、法人の従属法としての設立準拠法主義の根拠ならびに外国法人の認許の意義、商法の外国会社に関する規定等について検討する。</p>
第8回	<p>国際財産法各論（3）契約、法律行為の方式</p> <p>契約の準拠法について、当事者による準拠法指定の合意が存在する場合と存在しない場合とに分けた上で、国際契約における当事者自治の原則の意義と根拠、行為地法への連結の妥当性、隔地的契約の場合の処理などについて検討する。また、消費者契約や雇用契約の準拠法を決定する場合に、消費者や労働者等の弱者保護のために主張されている「強行法規の特別連結」論について検討しつつ、当事者自治の原則の限界について考察する。さらに、法律行為の方式の準拠法についても検討する。</p>
第9回	<p>国際財産法各論（4）不法行為、事務管理、不当利得</p> <p>不法行為の準拠法について、不法行為地法主義の意義と根拠ならびにその限界について幾つかの裁判例を素材に検討する。また、国境を越えた製造物責任やメディアによる人格権侵害等、個別の不法行為類型ごとにその準拠法について検討したい。また、事務管理および不当利得の準拠法についても検討する。</p>
第10回	<p>国際財産法各論（5）債権譲渡、相殺、債権者代位権、債権者取消権等</p> <p>債権譲渡を始めとした多数当事者間の債権債務関係の準拠法について、関連する各種法制度の連続性を考慮しながら検討する。</p>
第11回	<p>国際財産法各論（6）物権、担保物権</p> <p>物権の準拠法に関して、物権の所在地法主義の意義および根拠ならびにその限界、物権準拠法の具体的な適用上の諸問題等を判例を素材に検討する。</p>
第12回	<p>国際家族法各論（1）婚姻の成立、身分的・財産的効力、離婚</p> <p>婚姻の実質的成立要件の準拠法に関する配分的適用の問題や形式的成立要件の準拠法に関する選択的連結と日本人条項の問題等を検討する。さらに、婚姻の身分的効力の準拠法について、段階的連結についての諸問題と夫婦財産制の準拠法に関する当事者自治、内国取引保護等についても検討する。また、裁判例の多い離婚の準拠法について、離婚準拠法の適用範囲と離婚の機関、方法を中心に具体的事例を素材に検討したい。</p>
第13回	<p>国際家族法各論（2）嫡出・非嫡出親子関係の成立、養子縁組、親子間の法律関係、扶養</p> <p>親子関係の成立の準拠法に関して、法例の関連規定を概観しながら、例えば選択的連結を採用した趣旨、セーフガード条項の趣旨等について検討する。また、親子間の法律関係について、親権や扶養義務の問題についても検討する。</p>
第14回	<p>国際家族法各論（3）相続・遺言</p> <p>相続の準拠法について、相続が身分的側面と財産的側面を有することを押さえつつ、判例を素材として、相続財産の構成や物権準拠法との関係と検討する。さらに、遺言の準拠法についても検討する。</p>
第15回	試験

法務研究科法務専攻（法科大学院） 講義要綱

授業科目名	国際商取引法				
担当者名	山手 正史				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>民法・商法の基礎的知識を有する者を対象として、国際商取引法——国際売買契約ならびにその成立および履行過程において必然的に生じる私法上の法律関係——に関する基本的知識の習得を目的とする。</p> <p>なお、上記目的に加えて、国際商取引法を題材にして様々な問題——たとえば、法源論（法とは何ぞや？）、比較法文化論（国や法体系によって法はどう違うか？）、政治経済体制と法との関わりなど——をともに考えていく授業にしたい。</p> <p>「国際私法」とあわせて、「国際取引法総合」におけるより高度な学習を可能にするための基礎的能力を身につける。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>民法・商法の基礎的知識を有していることを前提として授業を進める。</p> <p>国際取引関係の基本的科目として、本授業のほか、「国際私法」が設置されている。国際私法は抵触法上の問題を取り扱い、「国際商取引法」は実質法上の問題を取り扱う。</p> <p>さらに、より展開的な科目として、「国際取引法総合」、「国際民事訴訟法」、「国際取引法実務」、「国際金融取引法実務」、「渉外法務ベーシックプログラム」、「同ワークショップ・プログラム」などが設置されており、「国際私法」、「国際商取引法」で修得される基礎的能力は、これらの科目履修の前提となる。</p>
3. 授業の方法	<p>講義形式ではあるが、演習に近い形式で行う。すなわち、受講生は必ず事前に予習を行い、自ら必要な知識の概要を把握したうえで講義に臨み、講義では講師の説明を聞き、その質問に対して応答する作業を通じて、自己の知識を修正補強しつつより深い理解に達する。なお、小テストを頻繁に行い、受講生の理解度を確認しつつ進める。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>曾野和明＝山手正史『国際売買法〔現代法律学全集 60〕』（青林書院）をテキストとし、随時、レジュメないしプリントを配布する。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>国際商取引の基本的システム</p> <p>国際売買取引の成立から履行までを概観することによって、様々な法技術——運送、保険、手形、信用状等——が密接に絡み合っている一つの取引が完了すること、および、法源の多様性——国家法、条約、商慣習法等——を示す。</p> <p>この授業が対象とする国際商取引法の全体像を把握してもらうこと、および、この授業が対象とする国際商取引法を勉強することの意義を考えてもらうことを目的とする。</p>
第2回	<p>国際商取引法の法源(1)——国家法</p> <p>国家の存在を所与のものとし、かつ、法実証主義的な法律観に立てば、国際商取引契約に適用される法としてまず第一義的に考えられるものは国家法である。しかしながら、国家法は必ずしも国際商取引に適応しているとは言えない。ここでは、国際私法を介して国家法が適用されることの問題点について検討する。</p>
第3回	<p>国際商取引法の法源(2)——レックス・メルカトリア</p> <p>国家法が国際商取引契約規制規範として必ずしも適格ではないことから、商人たちは様々な自律的な規範——約款ないし標準契約、援用可能統一規則（インコタームズ・信用状統一規則など）——を定立してきた。すなわち、いわゆるレックス・メルカトリア（lex mercatoria）と呼ばれる規範である。ここでは、これらの規範を概観したうえで、その問題点を検討する。</p>
第4回	<p>国際商取引法の法源(3)——統一法</p> <p>第3回の授業で眺めた個別領域を対象とする規範だけでなく、国際商取引契約への適応性を有するより一般的な規範を定立しようとする努力が、公的私的を問わず、様々な国際機関によって進められてきた。たとえば、国連国際物品売買条約（ウィーン売買条約）やユニドロフ国際商事契約原則などである。ここでは、これらの規範を概観し、その現状と問題点を検討したうえで、今後の展望を試みる。</p>
第5回	<p>売買契約当事者間の法律関係(1)——ウィーン売買条約総論</p> <p>第5回から第9回まではウィーン売買条約を中心に国際売買契約の当事者間の法律関係について講述する。まずこの第5回の授業では、ウィーン売買条約の総則規定、とりわけ、ウィーン売買条約の適用範囲、統一規範としての実効性の確保、国際商慣習との関係に重点を置いて講述する。</p>

第6回	<p>売買契約当事者間の法律関係(2)——契約の成立</p> <p>国際売買契約の成立にかかわる諸問題をウィーン売買条約の契約の成立に関する規定を題材にして講述する。契約の成立に関わる大陸法と英米法との相克、「書式の闘い (Battle of Forms)」などの問題に重点を置く。</p>
第7回	<p>売買契約当事者間の法律関係(3)——売主・買主の義務</p> <p>国際売買契約における売主・買主それぞれの義務について、国際売買契約の特性の理解に資する事柄に重点を置きながら、ウィーン売買条約とインコタームズの規定を中心に講述する。</p>
第8回	<p>売買契約当事者間の法律関係(4)——契約違反に対する救済方法</p> <p>売主または買主に契約違反があった場合、相手方にはどのような救済手段——履行請求権、損害賠償請求権、契約解除権、代金減額権など——が与えられるかについて、ウィーン売買条約の規定を中心に講述する。ウィーン売買条約の起草過程で問題となり、かつ、成立した同条約にもその妥協の跡をとどめている各国家法の救済体系の違い——履行請求権の位置づけ、過失責任主義と厳格責任主義など——に重点を置きながら講述する。</p>
第9回	<p>売買契約当事者間の法律関係(5)——危険負担</p> <p>国内売買契約に対する国際売買契約の特性を最も色濃く反映する危険負担の問題について、ウィーン売買条約とインコタームズの規定を中心に講述する。危険の移転時期の問題だけでなく、保険契約との関係についても言及する。</p>
第10回	<p>国際運送契約をめぐる法律関係</p> <p>国際運送契約の特性の理解に資する事柄に重点を置いて講述する。すなわち、世界的法統一への努力を含む国際運送契約を規律する法の態様、複合運送への対応、信用状条件に合致した船荷証券の要件などについて講述する。</p>
第11回	<p>国際保険契約をめぐる法律関係</p> <p>国際保険契約の特性の理解に資する事柄に重点を置いて講述する。すなわち、国際保険契約を規律する法の態様、保険証券の機能、信用状条件に合致した保険証券の要件などについて講述する。</p>
第12回	<p>代金決済をめぐる法律関係(1)——国際的支払の諸態様</p> <p>銀行への国際送金委託、為替手形による取立など、国際商取引における代金決済方法の基本的態様について講述する。</p>
第13回	<p>代金決済をめぐる法律関係(2)——手形</p> <p>国際商取引の決済手段としての手形の特性を理解することに資する事柄に重点を置いて講述する。すなわち、世界的法統一への努力を含む国際手形を規律する法の態様、荷為替手形と信用状との関係などについて講述する。</p>
第14回	<p>代金決済をめぐる法律関係(3)——信用状</p> <p>第13回までの授業においても、折りに触れて信用状については言及するが、ここでは、信用状取引に固有の問題について講述する。とりわけ、信用状発行銀行の責任、日本の手形割引実務と買取銀行の責任に重点を置く。</p>
第15回	試験

法務研究科法務専攻（法科大学院） 講義要綱

授業科目名	国際取引法総合 ★2004年度は開講しません				
担当者名	道垣内 正人				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	

1. 授業の目的と到達目標	<p>「国際私法」と「国際商取引法」の全体の体系的理解と最新の問題を含む個別の法的問題に対する的確な処理を可能とする応用力をつけることを目的とする。</p> <p>到達目標は、刻々と変化する国際取引をめぐる経済的社会的必要性に対応して発生する法的諸問題について、従来の枠組みの中にしかるべくそれを位置づけ、そこから導かれる諸論点を踏まえたあるべき解を見出すとともに、できれば、そこからさらに一段の法的思考をこらし、枠組み自体についての見直しについて方向性を積極的に提言することができる能力を養うことである。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>「国際私法」と「国際商取引法」に密接に関連する。したがって、できればこれらの科目の履修を選考させることが望ましいが、必ずしもそれは必須のことではなく、講義ではそれらの未修者にも配慮する。その他、「国際民事訴訟法」、「国際租税法」、「国際経済法」、「International Dispute Resolution(国際民事訴訟、ADR)」、「国際知的財産のライセンス契約」などと深く関連する。</p>
3. 授業の方法	<p>講義形式で行う。ただし、質疑応答も適宜取り混ぜ、受講者の理解度を把握し、また、受講者の関心のありようにも配慮したい。</p>
4. 成績評価	<p>非公開</p>
5. 教材	<p>主たる教材として、講義で用いる論文、判例などをまとめたものを用意する。</p> <p>参考書：澤木敬郎・道垣内正人『国際私法入門(第4版再訂版)(有斐閣)、道垣内正人『ポイント国際私法総論』・同各論(有斐閣)、道垣内正人『ポイント国際私法各論』(有斐閣)、高桑昭・道垣内正人『国際民事訴訟法(財産法関係)(青林書院)』。</p>
6. 授業内容 (細目)	
第1回	<p>国際取引をめぐる法環境： 対象分野の全体像を把握するため、国際取引に関する国際公法的枠組みとしてのWTO・IMF体制、各国の公法的規制としての輸出入管理・為替管理・競争法・証券取引法等とその域外適用、私法の適用関係、様々な紛争解決制度について概観する。</p>
第2回	<p>公法の域外適用： 主としてアメリカの反トラスト法、輸出管理法、証券取引法等の域外適用をめぐる紛争事例を通じて、一国の法の域外適用することの必要性とその問題点を検討する。</p>
第3回	<p>私法の適用関係についての総論： 各国の私法の適用関係について、国際私法による準拠法決定適用の方法の全体像を講義する。法律関係の性質決定、連結点の確定、準拠法の特定、準拠法の適用という4段階の仕組みがポイントとなる。</p>
第4回	<p>契約の準拠法： 国際売買、国際運送、国際融資、国際投資その他様々な国際取引に関する契約について、その準拠法の決定適用、絶対的強行法規の介入等を理論的に把握した上で、具体的な紛争事例について検討する。</p>
第5回	<p>不法行為の準拠法： 製造物責任、航空機事故その他、企業の責任が問われる類型の不法行為について、その準拠法の決定適用について理論的に把握した上で、具体的な紛争事例について検討する。インターネットを通じた不法行為といった新しい状況についても考える。</p>
第6回	<p>債権譲渡、債権者代位権、相殺等の準拠法： 国際化の進展の中での債権の流動化をめぐって、債権譲渡や相殺についての準拠法が重要な関心事項となっている。これらの債権債務関係の準拠法のあり方についての理論的問題状況を把握した上で、具体的な紛争事例について検討する。</p>

第7回	<p>物権、担保物権の準拠法：</p> <p>輸入された中古の外国製自動車 realism は盗難車であった場合の購入者と元の所有者との争い、船舶をめぐる抵当権者と先取特権者との争い等の問題を理論的に整理するとともに、寄託された有価証券を対象とする担保物権の効力の準拠法といった現代的な問題についても検討する。</p>
第8回	<p>国際会社法：</p> <p>日本で活動しているケイマン法人の法人格はどのように扱われるのか、日本の会社法の規定(たとえば社債管理会社に関する規定)の国際的適用範囲はどうか、日本法人と外国法人は合併することができるか、法人格否認についての準拠法はどう考えるのか、といった問題を扱う。</p>
第9回	<p>国際知的財産法：</p> <p>特許権、商標権、著作権等の準拠法と紛争の場合の裁判管轄権について講義する。日本で製造された製品のアメリカへの輸出をアメリカ特許権に基づいて差止めることを日本の裁判所に求めることができるか、インターネットを通じた著作権侵害の場合、どの国の法律によってそれを判断するかといった実例を用いて問題の本質を考える。</p>
第10回	<p>訴訟による紛争解決(1)：</p> <p>国際取引をめぐる企業間紛争をいずれかの国の裁判所で解決をする場合の問題点を講義する。その中でも、争いが頻発している裁判権と国際裁判管轄に関するルールを、日本企業にとって関心を持たざるを得ないアメリカの国際裁判管轄ルールとの対比を通じて講義する。</p>
第11回	<p>訴訟による紛争解決(2)：</p> <p>国際民事訴訟法のうち、国際的訴訟競合、送達、証拠調べ、外国判決の承認執行、保全訴訟等について講義する。特に、国際訴訟競合は、訴訟戦術として用いられる場合もあり、その現実とあるべき姿のギャップを理解することは重要である。</p>
第12回	<p>国際仲裁法：</p> <p>訴訟による紛争解決に対して、仲裁による紛争解決は、様々なメリットを有するため、利用されることが多い。仲裁契約・仲裁手続・本案判断それぞれの準拠法を講義し、国際商事仲裁における仲裁地の意義、国家法秩序との関係についての理解を深める。</p>
第13回	<p>国際倒産法：</p> <p>国境を越えてビジネスを展開していた企業の倒産の場合、複数の国で倒産手続がおこなわれる場合もあり、その間の調整が問題となる。日本は比較的最近、国際倒産法の分野について全面的な法改正を行ったので、その内容と具体例を講義する。</p>
第14回	<p>まとめと全体についての討議：</p> <p>講義全体を振り返り、国際取引をめぐる法の現状とその問題点を整理し、かつ、将来のあるべき方向について議論する。</p>
第15回	試験

法務研究科法務専攻（法科大学院） 講義要綱

授業科目名	国際環境法				
担当者名	大森 正仁				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	環境問題のうち、特に国境を越える問題について焦点をあてて、これらに対して国際社会がどのような対応をし、国際環境法がいかなる形で発展をしてきたのかについて理解を深める。そのために、様々な分野で作成された文書の意味、条約の理解や各国の施行から生まれた慣習法の発達の実例の分析、諸事例の検討を通じて、国際環境法の規制方式についての理解を高めてゆく。同時に、新たに生じてくる地球環境問題へ既存の法原則の適用より生ずる問題点を考察することにより、個々人の環境問題に対する法的思考能力を養うことを到達目標とする。
2. 関連する科目との関係	国境を越える環境問題の法的側面を扱うので、基本的な原則・概念をとりあげる「国際法」、「国際法総合」が関係している。すでに「国際法」の基本的な理解をしていることを前提として授業を行う。また、制定された条約の実施がそれぞれの国においてどのようになされるのが重要な問題であり、国際環境問題をめぐる法的問題を理解する上で、「環境法Ⅰ」、「環境法Ⅱ」、「環境法Ⅲ」と密接な関係がある。
3. 授業の方法	国際環境法についての概要を説明した後、個別の分野において生じてきた事件、判例をとりあげて、そこで適用される法原則がいかなるものであるかを明らかにしてゆく。また、いくつかの分野では模擬の事例を作成し、それについてあらかじめ受講者にレポートの作成を行わせて議論を進めてゆく。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	地球環境法研究会編『地球環境条約集』（中央法規、第3版、1999年）、授業中に配布・指定する英文を含む国際環境法に関連する資料、判例、論文、著書。
6. 授業内容（細目）	
第1回	国際環境法の意義—国際社会における環境汚染の状況を、大気汚染、オゾン層破壊、地球温暖化、海洋汚染などを例にして説明する。また、規制すべき汚染、悪影響の定義を、国連海洋法条約第1条（4）に規定された「海洋環境の汚染」、オゾン層の保護のためのウィーン条約第1条2の「悪影響」などを例として説明する。
第2回	国際環境法の法源—国際環境法が成立する主要な形式としての条約、決議について1972年人間環境宣言、1982年ナイロビ宣言、1992年環境と開発に関するリオ宣言、2002年ヨハネスブルグ宣言、1979年長距離越境大気汚染条約、1997年京都議定書などを材料に説明する。
第3回	国際環境法の主体—国際環境法の制定、実施に関与する国際的主体として、各種の政府間国際機構が設立され、また、多くの非政府間国際機構が環境問題を取り上げている。これらの機構の活動について、その制度的側面、実際上の活動を検討し、機構が国際環境法において有する意義とその限界を明らかにする。
第4回	条約で設立された機関がどのように条約内容の実施のために機能しているのか、各国がどのような形でそれに関与しているのかを説明する。特に、事前協議、事前通報、情報交換、報告制度、環境影響評価、不遵守手続などの環境保護に関連して特に発達してきた形式について説明する。
第5回	船舶起因の海洋汚染事故に関する法制度の理解のために、油濁民事責任条約、油濁補償基金条約、国連海洋法条約について説明し、トリーキャニオン号事件、ナホトカ号事件、プレスティージュ号事件を取り上げて、それぞれの事件における対応について分析を行う。
第6回	陸上起因の海洋汚染に関する規制のために作成された地域条約および国連海洋法条約の法制度を概観し、その後作成されたUNEPのガイドラインを分析するとともに、この分野での模擬事例に関してあらかじめ受講者がレポートを提出することとし、それに基づいて議論を行う。

第7回	国境を越える大気汚染に関する国際環境法の法制度を理解するために、欧州長距離越境大気汚染条約、米 国カナダ大気協定について説明し、米国とカナダで争われたトレイル溶鉱所事件を取り上げて、国が越境 大気汚染からの環境保護のために採るべき方式に関して検討する。
第8回	原子力活動から生ずる様々な状況に対応するために作成された諸条約を概観するとともに、特にチェルノ ブイリ事故以降に作成された原子力事故通報条約、原子力事故援助条約について、どのような手続により 原子力事故に対応することを意図しているのかについて説明する。
第9回	地球温暖化防止のために採択された気候変動に関する国際連合枠組条約および京都議定書の設立しよ うとしている法制度、特に遵守手続を説明する。この分野で対立する考え方についてとりあげた模擬事例を 示し、あらかじめ受講者がレポートを提出することとし、それに基づいて議論を行う。
第10回	国境を越える有害廃棄物の移動に関して作成された欧州でのEC指令について概観し、その後作成され た有害廃棄物の国境を越える移動およびその処分の規制に関するバーゼル条約、アフリカのバマコ条約に ついて、規制の対象とされる有害廃棄物の範囲、その実施手続について分析する。
第11回	環境保護の観点からの自然・文化の保護について、ラムサール条約、世界遺産条約、ワシントン条約、生 物多様性条約を概観し、それぞれの保護の客体の取り扱いがどのような形式によりなされているのかを説 明し、最近の例として「景観」を取り上げた欧州景観条約について分析を行う。
第12回	オゾン層の保護のために国際的に作成された諸条約を取り上げ、その具体的な基準設定方式、実施の手続 について説明する。事前にオゾン層の保護の分野における模擬の事例を示し、あらかじめ受講者がレポ ートを提出することとし、それに基づいて議論を行う。
第13回	新たに規定されるようになった環境を害する行為についての個人の国際的な責任の意味を明らかにし、そ の具体的な実施手続がどこまで環境の国際的保護のために機能するのか、どのような分野の環境保護に対 して効果的な法制度であるのか、を検討する。
第14回	これまでの授業で取り上げた様々な分野における国際環境法の発展から、国際社会において保護の対象と されている「環境」とは何か、について検討する。そのために現在問題とされている環境と開発、環境と 人権という観点を踏まえて、新たな分野での法規範の作成、適用にともなう問題点を検討する。
第15回	試験

法務研究科法務専攻（法科大学院） 講義要綱

授業科目名	国際租税法				
担当者名	吉村 典久				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>国内租税法及び国際租税法のみならず一般取引法や外国法の知識を総動員して国際取引に伴う租税問題を解決し、さらに、グローバルな視点で国際租税戦略を立案することができる能力を養うことが本授業の目的である。</p> <p>国際租税法における具体的法律問題等を題材にして課題を設定し、その課題の解決を図る学習を通して、国際租税法の専門的知識の深化、総合化を図るとともに、人の経済行動全般を見通し、租税に関する紛争を生じさせることなく最適な資源配分を実現できる国際租税戦略を立てることができる能力を育成する。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>本授業を受講する前提として、「租税実体法Ⅰ（所得税）」又は「租税実体法Ⅱ（法人税・消費税）」は必修であり、両授業による所得税及び法人税の基礎知識は本授業の前提である。「金融取引と租税」は、本授業の応用科目として位置づけられるため、併せて履修することが望ましい。また、「租税実体法Ⅲ（資産税）」及び「租税手続法」も、相続・贈与税の国際的三重課税問題及び国際租税共助や国際租税徴収共助あるいは移転価格税制における相互協議手続などの国際租税法の問題を理解するための前提知識を与えてくれる。それ以外にも、国際租税法の分野においてきわめて強い影響力を有するアメリカの法制度を理解しておくことが重要であるため、アメリカ法関係の授業を履修することが望ましい。</p>
3. 授業の方法	<p>従来の裁判例や想定される実際の紛争例に基づき課題としての具体的事例を設定し、全受講生とともにその事例につきどのような解決策が考えられるか、あるいは、それぞれの解決策のメリット・デメリットを比較検討することにより、問題解決能力を養う。もちろん、部分的に、国際租税法の基本的制度や基礎概念の説明については講義形式で行うこともあるが、本授業の中心的授業方法はあくまでも受講生との質疑応答に重点を置いたケースメソッドである。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>教材として一つの体系書を採用し、それに基づく授業を行う方法はとらない。各ユニットにつき、日本のみならず諸外国の判例や論文その他の資料を教材とする。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>居住地国課税ルールと源泉地国課税ルール</p> <p>居住者・内国法人及び非居住者・外国法人に対する所得税及び法人税の課税制度の基本的考えを解説する。そして、具体的事例に基づき、どのようにして居住者・内国法人と非居住者・外国法人とを分けるか、その基準(residence rule)を検討する。</p>
第2回	<p>国際的三重課税（1）</p> <p>居住者・内国法人が国外所得及び国内源泉所得を稼得した場合の事例を設定し、どのような課税がなされるのかを検討することにより、国際的三重課税発生メカニズムを解明するとともに、国際的三重課税排除の制度として、国外所得免除方式、外国税額控除方式、外国税額損金算入方式のメリット・デメリットを比較する。</p>
第3回	<p>国際的三重課税（2）</p> <p>国際的三重課税の排除措置として日本が採用している外国税額控除方式を中心に、直接税額控除、間接外国税額控除、みなし外国税額控除の各制度を説明する。Income splitting の事例を取り上げ、控除限度額計算における一括限度額方式と国別限度額方式の利害得失を議論する。</p>
第4回	<p>非居住者・外国法人に対する課税</p> <p>所得税法 161 条及び法人税法 138 条に定める国内源泉所得の範囲を明らかにする。外国法人の日本支店が稼得する国外所得に係る事例を設定し、日本の source rule を検討しつつ、実質的関連所得に対する日本の課税制度まで分析する。</p>
第5回	<p>租税条約（1）</p> <p>日本が締結している租税条約、OECD モデル租税条約、国連モデル租税条約を比較検討し、居住者の範囲、個別 source rule、無差別条項、相互協議について、それぞれの特徴を明らかにする。</p>

第 6 回	租税条約 (2) 事業所得における「恒久的施設(P.E.)なければ課税なし」のルールを検討するとともに、恒久的施設概念につき OECD モデル租税条約、国連モデル租税条約及び日本の国内法の相違点を考察する。また、P.E. 帰属所得方式と全所得(entire income)課税方式との比較検討や独立企業原則の分析を行う。
第 7 回	租税条約 (3) 租税条約の濫用(treaty shopping)及び treaty override の具体的事例を扱い、現代的な国際租税回避行為の形態に対する理解を深めるとともに、それに対し、各国課税当局がどのように対処しているかを学ぶ。
第 8 回	移転価格税制 (1) 国際的租税回避行為の一種である移転価格のメカニズムを検討し、それに対処する制度である移転価格税制において、独立企業間価格を算定する方法としての独立価格比準法、再販売価格基準法、原価基準法及び第 4 の方法(profit split 等)の利害得失を論議する。
第 9 回	移転価格税制 (2) 移転価格税制に関する前回の基本的知識を受けて、対応的調整、二次的調整、推定課税、移転価格調査、更正等にかかる除外期間の延長、事前確認、相互協議、仲裁制度等之具体的問題についての解説を加える。
第 10 回	過少資本税制 所得税法及び法人税法における借入金利子の損金控除を利用して、課税所得を減額する過少資本という形態の国際的租税回避行為を分析するとともに、その対処制度である過少資本税制を説明する。
第 11 回	タックスヘイブン対策税制 タックスヘイブンを利用した国際的租税回避行為の事例を設定し、日本の現行タックスヘイブン税制につき、特定外国子会社、適用対象留保所得、課税対象留保所得等につきその問題点を論じる。
第 12 回	相続税・贈与税にかかる国際課税問題 相続税・贈与税における全世界財産課税主義と国内所在財産課税主義との併存から生じる相続税・贈与税の国際的二重課税問題の具体的事例を設定し、その解決策を論じる。日米遺産税条約についても言及する。
第 13 回	消費税にかかる国際課税問題 消費税における原産地主義と仕向地主義と利害得失を論じる。仕向地主義の消費税において採用されている輸出免税制度の分析も行う。
第 14 回	電子商取引にかかる国際課税問題 これまでの授業で獲得した知識を総動員して、電子商取引の場合、所得の分類、恒久的施設概念、消費税の保税地域などの問題を検討し、電子商取引をめぐる租税問題についての展望を得る。
第 15 回	試験

法務研究科法務専攻（法科大学院） 講義要綱

授業科目名	国際刑事法				
担当者名	オステン、フィリップ				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	本授業では、現在の国際刑法全般に関する基本的な知識および国際刑法特有の方法論・思考方法を習得し、（刑事）法の国際化を意識した法曹養成の観点から必要ないし有益な知見を獲得することを目的とする。第一の到達目標は、国際刑法の歴史的展開を分析することにより、国際刑法の法理・諸概念の形成過程について正確な知識を得ることであり、第二の到達目標は、今日における国際刑事司法の主要問題点、殊に国際刑事裁判所の理論と実践について基本的知識を習得することである。
2. 関連する科目との関係	「刑法」、「刑事訴訟法」および「国際法」を学習した上で、本授業を履修することが望ましい。
3. 授業の方法	講義形式であるが、事例研究も頻繁に行われ演習に近い形式で行われる。また、個々のユニットに応じて、外国文献の購読等を予定している。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	講義資料プリントを配布するほか、その他各ユニットに対応した日本語と英語の文献・資料等に基づいて授業を行う。なお、山手治之ほか（編）『ベーシック条約集 [第4版]』、東信堂（2003年）を毎回持参されたい。
6. 授業内容（細目）	
第1回	国際刑法とは何か？ イントロダクションとして、国際刑法の意義、すなわち学問としての位置付けおよび法分野としての射程範囲について説明する。従来、狭義の「国際刑法」と称されてきたのは、刑法の場所的適用範囲を主な内容とする刑法適用法の理論であった。ゆえに、国内法であって、国際法ではない。しかし、現在の広義の国際刑法は、国際公法と国内刑法との両者に関係するという混合的性格を有しており、「実体的国際刑法」とも称されている。すなわち、国内的次元における刑法の役割に類似した役割を国際的次元において果たす法という意味で用いられている。
第2回	国際刑法の歴史的基礎（1） 啓蒙時代、19世紀における初歩的な動きを論じた上で、第一次世界大戦後・戦間期における国際刑法の理論的展開を概説する。
第3回	国際刑法の歴史的基礎（2） 第二次世界大戦後の発展（ニュルンベルク・東京両国際軍事裁判所、ジェノサイド条約等）、冷戦時代における国際犯罪の法典化・国際刑事司法の常設化の試みについて分析を加える。
第4回	国際刑法の歴史的基礎（3） 旧ユーゴ・ルワンダ両国際刑事裁判所を経て、（常設の）国際刑事裁判所の設立（2003年）までの沿革を論じる。
第5回	事例研究（1） 受講生による発表や関連資料等を通じて、ニュルンベルク裁判の概要およびその法的問題点を徹底的に検討する。
第6回	事例研究（2） 受講生による発表や関連資料等を通じて、東京裁判の概要およびその法的問題点を徹底的に検討する。

第7回	事例研究(3) 受講生による発表や関連資料等を通じて、旧ユーゴ国際刑事裁判所の概要およびその法的問題点を徹底的に検討する。
第8回	事例研究(4) 受講生による発表や関連資料等を通じて、ルワンダ国際刑事裁判所の概要およびその法的問題点を徹底的に検討する。
第9回	国際刑法の法源 第1回～第8回における学習を踏まえて、現在の国際刑法の法源(国際慣習法、国際条約等)について詳述する。殊に、国内刑法と対比しながら、罪刑法定主義の観点から考察を加える。
第10回	国際刑事裁判所の概要 国際刑事裁判所(ICC)の設立をめぐる議論、ICCを設立する条約(ICC規程、2002年7月1日条約発効)等について概説する。
第11回	ICC規程(1) ICCの管轄権の発動条件、ICC規程における刑法総則的規定および補完性の原則について受講生とともに検討する。
第12回	ICC規程(2) 受講生による発表や関連資料等を通じて、ICC規程の対象犯罪のうち、集団殺害罪および人道に対する罪を分析する。
第13回	ICC規程(3) 受講生による発表や関連資料等を通じて、ICC規程の対象犯罪のうち、(通例の)戦争犯罪を分析する。
第14回	国際刑法と国内刑法との関係 本授業の最後に、国際刑法の最も大きな論点の一つ、すなわち国際刑法と国内刑法との関係を究明したい。ドイツ国際刑法典、その他各国の立法例を素材として、国際犯罪の国内法上の可罰性、国内刑法の場所的適用範囲(いわゆる刑法適用法)と補完性の原則等について考察を加える。
第15回	試験

法務研究科法務専攻（法科大学院） 講義要綱

授業科目名	国際経済法				
担当者名	飯野 文、田村 次朗				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>国際経済法に関する基礎知識とその方法論の修得を目的とする科目である。</p> <p>本講義では、WTO（世界貿易機関）を中心に法的に整備された国際経済法を機軸として、貿易・通商における法の役割、その紛争処理のあり方について学習する。具体的には、アンチダンピング規制、セーフガード、補助金など伝統的な領域に始まり、サービス貿易協定、知的財産権協定など相互依存の深化した国際経済に対する法的なフレームワークについての議論および貿易と競争、貿易と環境など非貿易的関心事項について学習する。</p> <p>本講義の到達目標は、国際経済法に関する基礎知識およびその方法論の取得にある。さらに、本講義を通じて、国際経済に対する理解および国際取引法全般に関する基礎的な理解を促進することを目指す。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>本科目は、国家条約であるWTO協定を分析対象とすることから「国際法」と関連があり、また市場メカニズムを分析対象とすることから、「経済法」と密接な関連がある。また、「国際私法」、「国際商取引法」、「国際金融取引法」など渉外法務との関連も強い。</p> <p>したがって、「渉外法務ベーシック・プログラム」および「渉外法務ワークショップ・プログラム」との密接な関連を有している。本科目の履修によってワークショップにおける実務的視点の修得が促進されることになる。</p>
3. 授業の方法	<p>講義の方法は、演習形式を用いる。受講生は、事前に指定するテキストおよび指定されたパネル報告等について予習することが義務づけられる。また講義では、講師による国際経済法の基本的な方法論および法的論点等に関する講義および質疑応答、学生同士による討論および講師によるフィードバックを通じて、国際経済法に関する深い理解に達することが可能となる。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>各ユニットに対応した法科大学院教育に最適なテキストと、パネル報告などに関するサブテキストを用意する。なお、その他WTOに関する基礎資料は、インターネットを通じて大半が入手可能であるので、受講生には、インターネットの積極的活用を求める。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>国際経済法の全体構造</p> <p>WTO体制成立前のGATT時代の歴史の変遷および関税交渉、WTO体制の基本構造、その法的側面と政治的側面について、レジーム理論などをふまえながら、全体構想について解説する。さらにWTO協定の国内法的効力の問題についても、併せて講義する。</p>
第2回	<p>比較優位論</p> <p>WTOの前提である国際経済学の基礎理論である比較優位論について、WTOの基本原則である最恵国待遇、内国民待遇、数量制限禁止原則との関連をふまえて解説する。講義に際しては、WTOにおける具体的紛争事例を取り上げて、事例中心に解説する。</p>
第3回	<p>紛争処理手続</p> <p>WTOにおける紛争処理システムについて、その国際法上の意義、性質について解説し、その後、具体的な手続について、特に手続規定の解釈をめぐって問題となった紛争処理事例を中心に講義する。</p>
第4回	<p>セーフガード</p> <p>WTO協定における緊急輸入制限（セーフガード）措置について、パネルにおいて問題となった協定の解釈論を中心に解説する。さらにセーフガード制度と貿易自由化促進との関連および輸出自主規制の問題などについて、併せて講義する。</p>
第5回	<p>アンチダンピング規制</p> <p>アンチダンピング規制について、アンチダンピングの貿易上の意義およびその問題点を明らかにしたうえで、パネルにおける紛争処理事例を中心に協定の解釈・適用に関する法的論点について講義する。</p>

第6回	補助金・相殺措置 補助金・相殺関税措置を中心に、補助金の性質および輸出補助金、国内補助金に関連するパネル報告で問題となった法的論点について解説する。農業補助金の問題などについても併せて講義する。
第7回	知的財産権協定 (TRIPs) WTO協定における知的財産権の取り扱いに関する意義、既存の条約 (ベルヌ条約など) との関連から、権利消尽に関する法的論点について、パネルにおいて問題となった紛争事例を中心に解説する。
第8回	サービス貿易協定 サービス貿易協定特有の協定である国内規制、マーケットアクセスおよび情報通信、金融等個別分野におけるこれまでの争点を整理し、サービス貿易に対する国際的規律の現状と課題について講義する。
第9回	経済発展とWTO グローバル化の進展に伴う、経済発展に関する先進国と途上国との対立について、具体的な紛争処理事例を素材として、経済発展とWTOとの関連について解説する。途上国のキャパシティ・ビルディングの問題についても、併せて講義する。
第10回	国際投資関連法と、WTOおよび国際金融システム 国際投資規制に関するWTO上の取り組みおよび世界経済における国際投資の現状と課題について、具体的な紛争処理事例を素材に解説する。さらに、ヘッジファンド、タックス・ヘブンを国際金融システムの今後の課題についても、併せて講義する。
第11回	地域自由貿易協定とWTO EU (ヨーロッパ連合)、北米自由貿易協定 (NAFTA) 等様々な地域貿易協定について、多角的貿易交渉のフレームワークであるWTOとの関連を中心に、具体的な紛争事例を素材に解説する。さらに、日本の自由貿易協定戦略に関する法的論点についても検討する
第12回	非貿易的関心事項① 非貿易的関心事項の基本構造 包括的な貿易機関であるWTOにおいて、従来の伝統的なフレームワークではとらえることが困難な問題である非貿易的関心事項の重要性について、その議論状況および具体的な法的争点について解説する。
第13回	非貿易的関心事項② 貿易と競争 非貿易的関心事項において、国際規制、国際市場に関する問題およびWTO協定それ自体の再構築の議論に関連する貿易と競争問題について、代表的な事例である富士・コダック事件を中心に、その法的論点を講義する。
第14回	非貿易的関心事項③ 貿易と環境 国際的な環境保護政策とWTOとの整合性に関する法的問題について、WTOの紛争処理事例等を素材として、国際レジーム論との関係を含め貿易と環境問題について講義する。なお、貿易と環境問題を通じて、WTOの存在意義について、最終講義として全体を総括した解説を行う。
第15回	試験

法務研究科法務専攻（法科大学院） 講義要綱

授業科目名	国際民事訴訟法				
担当者名	春日 偉知郎				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	本講義は、涉外事件（財産関係事件だけでなく身分関係事件も含む）を解決する上で不可欠な手続上の主要問題について、具体例に即して説明し、受講者と共に検討を加えることにより、国際民事訴訟の諸制度についての十分な理解と問題解決能力を育むことを目的とするものである。国際裁判管轄から外国判決の承認・執行までの過程において生ずる諸問題のほか、国際仲裁、国際倒産等をも対象とし、涉外事件の解決について個別の問題の処理能力を養うだけでなく、包括的な視点から具体的事件の解決方法を考えることができる能力を培うことを到達目標としたい。
2. 関連する科目との関係	本講義は、涉外事件の解決手続を対象としており、実体法と訴訟法の双方が関連する応用科目として位置付けられる。すなわち、「民法」および「国際私法」と並んで、特に「民事手続法」の十分な理解が不可欠であり、これら諸科目の総合的な知識と応用能力を基にして、涉外事件の解決を検討することになる。したがって、受講者がこれらの総合的な知識を備えていることを前提とした上で、これを応用して具体的事件の妥当な解決がどうあるべきかを中心に説明するので、原則として上記の法律科目について単位を修得していることが望ましい。
3. 授業の方法	各講義の前半は講義形式で行い、後半は演習形式を用いる。講義内容、関連判例および具体的設例をあらかじめアナウンスしておき、演習形式の際に具体的問題について質疑討論を行うことによって、応用能力を高める。また、数回のレポート提出により、受講者に知識の整理を求めるとともに、理解度の把握に努める。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	受講者の予習のために、各ユニット毎に用いる教材を作成し、事前に配布しておく。これを演習形式の質疑討論のために用いて、講義の内容の理解を深めてもらう。なお、一般的な参考文献についてもあらかじめ説明する。
6. 授業内容（細目）	
第1回	国際民事訴訟の問題状況をテーマとする。導入部分であり、具体的な涉外事件を例にあげて、手続の過程で生ずる問題について概観する。特に、国際裁判管轄、国際司法共助、国際訴訟競合、外国判決の承認・執行などについて、判例で取り上げられている問題を俎上に載せ、背後にある解決ルールの不備と問題点を明らかにする。
第2回	国際民事訴訟法の総論的問題をテーマとする。具体的には、国際私法と国際民事訴訟法との関係、国際民事訴訟法の規律対象、法源および法的性格などについて説明するほか、これらを通じて国際民事訴訟法の特徴を明らかにする。また、国際仲裁、国際倒産、国際保全手続など、他の手続との関連についても扱う。
第3回	外国人の訴訟上の地位をテーマとする。主として、外国人の当事者能力、訴訟能力および当事者適格の三つの問題を扱う。これらの決定について、その準拠法は何かについて考察する。また、当事者に関連する問題として、訴訟費用の担保、法廷用語などについても言及する。
第4回	民事裁判権の免除をテーマとする。免除の主体（外国国家、外交使節・領事等および国際機関）毎に、その意義と根拠を中心に検討する。また、この問題についての条約および国家法による規律についても説明し、あわせて、英米法圏で発展した国家行為理論にも言及する。
第5回	国際裁判管轄の総論および財産関係事件の国際裁判管轄をテーマとする。国際民事訴訟の主戦場とも喩えられる問題であり、マレーシア航空事件とその後の裁判例を素材として、判例法理を中心に国際裁判管轄の決定ルールとその根拠について詳しく検討を行う。また、土地管轄の規定に則して管轄原因毎の決定要因について分析を試みる。
第6回	主として身分関係事件の国際裁判管轄をテーマとするほか、合意管轄および応訴管轄などについても説明する。婚姻関係事件や親子関係事件などの国際裁判管轄の問題の重要性に鑑み、財産関係事件とは異なる特殊性を理解した上で、妥当な解決の在り方を検討する。

第7回	国際訴訟競合をテーマとする。同一事件が複数の国の裁判所で併行的に係属する場合の規律の在り方について考察し、裁判例を分析するとともに、この問題の処理をめぐる学説の長所・短所を比較検討する。また、条約による解決の動きについても触れる。
第8回	国際司法共助としての「送達」の問題をテーマとする。涉外事件の訴状等の送達について、送達機関や送達方法を中心としてわが国の法制度を説明する。また、外国判決の承認問題との関連性や翻訳文の添付の問題等について、当事者、とりわけ被告の手續保障の観点からも検討を加える。その他、公示送達についても、その要件や手續について説明する。
第9回	証拠収集・証拠調べをテーマとする。国際司法共助の一環として行われる証拠調べの嘱託と証拠調べの受託の双方について、具体的にどのような方法によって実施されるかについて説明する。また、アメリカの公判前証拠開示（ディスカヴァリー）のわが国での実施をめぐる問題およびハーグ証拠収集条約にも言及し、この領域での条約による改革の必要性も検討する。
第10回	外国法の適用をテーマとする。準拠実体法として適用される外国法を内国裁判所はどのように調査し、適用するかの問題を扱う。外国法の内容およびその内容の証明を当事者が行うのか、裁判所が職権で探知するのか、外国法の内容が不明の場合にどのように処理するのかなどを検討する。また、外国法の適用違背は上告理由になるかどうかの問題にも言及する。
第11回	外国判決の承認・執行をテーマとする。総論的問題として、承認の必要性、承認の要件および効果、承認の手續としての執行判決について説明する。また、財産関係事件を中心として、承認要件のうち、特に間接管轄、直接郵便送達、内国判決との抵触などの問題について、判例に即して考察する。
第12回	第11回と同じく外国判決の承認・執行をテーマとする。特に承認要件としての公序要件を中心に、懲罰的損害賠償判決の承認となった萬世工業事件を題材にして検討する。また、身分関係事件の承認・執行、特に子の引渡しをめぐる問題にも論及し、外国判決の承認・執行問題の理解を深める。
第13回	国際仲裁をテーマとする。具体的には、仲裁契約、仲裁手續の準拠法、仲裁判断の準拠法、外国仲裁判断の承認・執行の問題などについて講義する。条約、モデル法、平成15年に成立した仲裁法の内容にも言及し、国際仲裁による紛争解決の重要性と国際仲裁法制全般の理解に資するものとする。
第14回	国際倒産と保全訴訟とをテーマとする。前者については、平成12年に行われた破産法等の国際倒産関連規定の改正、および外国倒産処理手續の承認援助に関する法律を中心に、国際破産管轄、破産外人法、内国破産の対外的効力、外国破産の対内的効力を扱うほか、破産手續の準拠法についても言及する。また、後者については、保全訴訟の国際裁判管轄、保全の要件、外国保全命令の効力について講義を行う。
第15回	試験

法務研究科法務専攻（法科大学院） 講義要綱

授業科目名	国際取引法実務				
担当者名	内田 晴康				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	国際取引法の実務に必要な基礎知識の習得及び国際取引法実務に特有の法的思考能力を育成することを目的とする。 国際取引における基本的取引（企業提携、ライセンス、金融取引）の法的構成、契約条項の法的意味を学ぶことを通じて、国際取引実務に必要な知識の習得、国際取引実務に必要なリーガルマインドを育成することを狙う。
2. 関連する科目との関係	本講義は選択科目である「国際法」、「国際経済法」、「国際私法」の実務的応用として密接に関連する。また、必修科目である「民法」、「商法」、「民事手続法」の基礎知識は本講義の理解に必要である。これらの必修科目で学んだ知識を国際取引の観点で応用して適用することを学ぶことで、これらの科目の理解を深める。 また、「渉外法務ベーシック・プログラム」及び「同ワークショップ・プログラム」履修者に基礎知識を提供することになる。
3. 授業の方法	講義の方法は、講義および演習形式を組み合わせる。国際取引の実務の基礎知識修得のためには講義形式で解説を行い、考え方を修得するためには予め配布した資料に基づき質疑を行い、リーガルマインドを育成することを目指す。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	国際取引法実務の理解に必要なテキスト及び、契約の実例等の資料をサブテキストとして配布する。
6. 授業内容（細目）	
第1回	国際取引法の基本的視点 国際取引において異法域、異国籍の当事者が関係するために生ずる法的問題の基礎的論点、解決のための視点を事例の討議の中で認識させる。
第2回	適用法と裁判管轄 取引類型に応じた法の適用の問題、準拠法についての合意の目的、効果、裁判管轄の与える影響、管轄の合意の目的及び法的効果について解説し、討議により理解を深める。
第3回	国際契約の基礎 国際取引における契約の役割、契約の条文の有する実務的な意味を討議により認識させ、契約の構成、契約条文の意味を解説する。
第4回	国際契約の実例 典型的な国際契約（英文）を講読し、個々の条文の意味、契約書の基本的構成等を理解させる。
第5回	英文国際契約の用語 英文国際契約を講義し、典型的に用いられる用語を解説する。
第6回	合併事業 国際的な合併契約の典型例を解説し、合併契約の基本的条項、その法的意味を理解させる。

第7回	企業提携/M&A 国際的な企業提携、M&A の取引における実務的法律問題を解説し、重要なポイントについて討議により理解を深める。
第8回	企業提携/M&A 国際的な企業提携、M&A の取引に登場する弁護士、会計士、投資銀行などの役割、機能につき関係者との質疑により理解を深める。
第9回	技術取引 国際的な技術取引であるライセンス契約を解説し、ライセンス契約の基本的条項、その法的意味を理解させる。
第10回	金融取引（1） 国際的金融取引のスキーム、法的構成を解説し、理解を深める。
第11回	金融取引（2） 国際的金融取引の法律問題を抽出して解説し、法律問題の解決のための契約上の工夫を理解させ、基本法を実務に応用することを学ばせる。
第12回	競争法 企業提携、技術取引に関連して競争法の観点からの留意点を解説し、国際取引に競争法がどのように関係しているかを理解させ、論点ごとに規制当局、企業の立場で討議することで、実務的思考能力を修得させる。
第13回	国際紛争（訴訟、仲裁、ADR） 国際紛争の解決手段としての訴訟、仲裁、ADR の実際を実例に基づき解説し、紛争の相異、管轄地による相異を理解させる。
第14回	国際紛争 国際紛争の実例または模擬的手続を実地に経験、見聞することで、紛争解決における契約、適用法、管轄地等の有する実務的意味を理解させ、実務的思考能力を修得させる。
第15回	試験

法務研究科法務専攻（法科大学院） 講義要綱

授業科目名	国際金融取引法実務				
担当者名	小杉 晃				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>国際金融取引法実務に関する歴史的な変遷及び最新の実務状況、そこで必要とされる法的知識及び法的思考力について修得することを目的とする。</p> <p>本講義では、多岐にわたる金融取引法務のうち、70年代以降の日本経済の国際化に伴いどのような国際金融取引が日本において問題とされてきたか様々な実例（証券発行などの資本市場取引、シンジケートローンやデリバティブなどの相対金融取引、アセットファイナンスや証券化・流動化取引などの特殊金融取引など）を基に解説し、それがどのような形を経て現在に至っているか、実務上の論点及び法理論上のテーマについて解説する。</p> <p>本講義の到達目標は、国際金融取引法務に関する主要な実務の状況を体験的に理解することを通じて、実務法曹にふさわしい実践的な法知識及び方法論を修得させることにある。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>本講義は、国際金融取引という様々な法律分野に跨るものである関係上、本講義を履修する際に必要となる法的知識については、契約法、担保法などの「民法」、会社法を始めとする「商法」などの必修科目に関する基礎知識に加え、証券取引法、外国為替法、租税法、金融機関及び金融取引に適用される各種業法や行為規制法などが挙げられる。</p> <p>選択科目である「国際法」、「国際経済法」、「国際私法」及び「国際商取引法」などとは、その実務上の応用に関する教育を行う本講義とは、内容において密接に関連する。</p> <p>上記のように、必修科目である基本六法の内、「民法」、「商法」などの基礎知識は、本講義を理解するために最低限必要となるものといえる。なお、本講義は、「金融法務ワークショップ・プログラム」及び「金融法務ベーシック・プログラム」とは、国内金融法務と国際金融取引法務という相違はあるものの密接に関連する内容の講義となる。</p>
3. 授業の方法	<p>演習形式を用いる。また講義に際しては、具体的な事例に基づいた質疑及び討論を行う。なお、与えられる課題は、実務上の実践的な内容となり、講義以外の模擬的な書類の作成やレビューなどの実習作業を組み合わせて行う。なお、講義に際しては、適宜、レポートの提出を義務づけることがある。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>教材は、国際金融取引法務の理解に最適なテキスト及び、個別の項目に関して必要となるサブテキストを用いる。ただし、教材は、国際金融取引法務の性質上及び体験学習の性質上、英文契約書その他オリジナルの配付資料を中心とした教材を用いることになる。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>オリエンテーション及び国際金融取引概説 国際金融取引に関する概説、日本の当事者が関与してきた国際金融取引の諸形態、それらの歴史や現状などについての基本的な解説</p>
第2回	<p>国際金融取引法実務の基礎① 国際金融取引に関連する法律分野、諸法令、規則などの基礎的知識の解説、国際金融取引を行うに際して問題となる法的なリスクと対応方法についての解説</p>
第3回	<p>国際金融取引法実務の基礎② 国際金融取引に頻繁に登場するパススルー・エンティティーなどの契約当事者の目的、その法的特徴についての解説</p>
第4回	<p>国際金融取引契約の法的基礎 国際金融取引契約に共通する基本的な契約条件、契約の基本的構成、条項などに関する解説及び具体的な事例による実習</p>

第5回	国際ローン契約の実務 国際金融取引の基礎的形態ともいえる国際ローン契約の概要を説明し、国際ローン契約を巡る様々な法的問題の解説及び具体的な事例による実習
第6回	国際リース取引の法的実務① 様々な法的規制や税務問題に対応するために生まれた国際リース取引の発展の歴史と各種取引内容の概要について解説
第7回	国際リース取引の法的実務② 国際リース取引の代表とも言うべき航空機ファイナンス、シップ・ファイナンスなどのアセット・ファイナンス取引の契約構成、内容などを事例に即して解説
第8回	プロジェクト・ファイナンスの法的実務 国際金融取引の精華とも言うべきプロジェクト・ファイナンスの法的な特徴、契約構成などについての解説
第9回	国際金融取引と制度金融 国際金融取引においては、民間金融機関による信用供与のみではなく、各国の政府系金融機関による信用供与制度がしばしば利用されるが、このような制度金融の特徴などについて解説
第10回	資本市場と国際金融取引 国際資本市場において日本の当事者が関与する外債、ユーロ債発行などの証券取引がどのように行われてきたか、その歴史と現状についての解説、日本の資本市場においてサムライ債発行などの証券取引がどのように行われてきたか、その歴史と現状についての解説
第11回	デリバティブ取引の発展 スワップ取引に始まり、様々な金融派生取引を生み出すに至ったデリバティブ取引に関する解説及び具体的な事例による実習
第12回	証券化取引の発展 証券化取引の発展の歴史と現状について解説、基本的な取引の仕組み、契約構成、法的な問題についての解説
第13回	投資ファンド取引の発展 企業活動、有価証券、不動産その他に関する投資機会を提供する各種ファンド取引（エクイティー・ファンド、不動産ファンド、ヘッジ・ファンド、商品ファンドなど）の基礎に関する解説
第14回	国際金融取引と日本の法制度 日本の法制度は国際金融取引の法実務にどのような影響を及ぼしたか、国際金融取引を行うに際して日本法上解決する必要のある諸問題を具体的事例に即して議論
第15回	総括講義

法務研究科法務専攻（法科大学院） 講義要綱

授業科目名	環境法 I				
担当者名	六車 明				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>本授業は、環境法を初めて学ぶ者を対象として、環境法の基本的な発想方法、基礎的知識を身につけるとともに、公害・環境紛争に関する実務的問題に対応するための基礎的能力を習得することを目的とする。本授業では、環境基本法や環境法の基本理念を理解したうえで、これを具体化する制度である環境影響評価化学物質の適正管理、廃棄物の処理、土壌汚染対策、地球温暖化防止対策などの基礎を学ぶ。本授業の到達目標は、環境法の基礎をひとつお理解するとともに、実務的科目である「環境法Ⅱ」にスムーズに入っていける力をつける。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>環境法Ⅰの履修を終えた者に対し、「環境法Ⅱ」、「国際環境法」が設置されている。「環境法Ⅱ」は、公害・環境紛争に関するさまざまな事例をとりあげながら、実務的能力を身につけることをめざす。</p>
3. 授業の方法	<p>講義方式で行うが、事前に受講生に資料を与え、予習に基づいた教員との対話、受講生同士の議論も取り入れながらすすめる。</p>
4. 成績評価	<p>非公開</p>
5. 教材	<p>講義に関連するプリント、判例等のコピーなどの資料用いる。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>環境法はどのようにして生成してきたか。 わが国において近代化が図られた明治以降の重要な環境問題の発生とそれが法の観点からみてどのような経緯をたどったか、わが国の社会における公害・環境に対する根本的な理解がどのように変遷していったのか、特に公害対策基本法の制定、公害国会、環境基本法の制定を中心に公害・環境問題の変遷について言及する。</p>
第2回	<p>環境基本法を中心とした環境法の体系 わが国における環境問題に関する基本法である環境基本法について概括的な理解ができるようにする。 ①環境基本法の目的、②定義、③環境保全についての基本理念、④各主体の責務、⑤環境法の守備範囲(旧公害対策基本法との関係、原子力基本法との関係、循環型社会形成推進基本法、エネルギー政策基本法との関係)、環境基本計画等について言及する。</p>
第3回	<p>環境法の基本原則 環境法において重要な基本原則となっている、「持続可能な発展」、「汚染者負担の原則」、「環境権」のほか、「拡大生産者責任」、「環境リスク」の意味内容と問題点を理解することにより、これらの理念と環境基本法の基本理念、政策の基本となっている考え方との関係に言及する。</p>
第4回	<p>環境基本計画・環境影響評価法 環境基本法における環境基本計画、環境影響評価法の位置付けを理解する。その上で、環境影響評価法が成立するまでの経緯、その過程で行われたいわゆる要綱アセスメントの問題点を踏まえた上、現行法の特徴と問題、さらに戦略的アセスメントを含め幅広く環境影響評価制度に言及する。</p>
第5回	<p>環境保護のための手法(1) 法による規制 環境法は、環境政策実現の手段として様々な手法を用いている。そのなかで従来から行われてきた規制的手法の基礎である許可、届出、措置命令、行政代執行(行政代執行法と廃棄物処理法の特則)などについて、水質汚濁防止法などの法律に即して言及する。</p>
第6回	<p>環境保護のための手法(2) 新しい手法 環境法においては、従来からの規制的手法に加え、経済的手法など新しい手法が考えられている。経済的手法を中心に、規制的手法以外の手法、さらに ISO14000 シリーズの意味についても言及する。</p>

第7回	<p>化学物質の管理と環境リスク</p> <p>すでに存在する極めて多数の化学物質について、環境法の立場からどのような対応をすることがよいのかについて、具体的な立法である化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律、P R T R法(特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律)を中心に取り上げる。</p>
第8回	<p>廃棄物処理法</p> <p>最近大きな社会問題となっている廃棄物処理法制の基礎を学ぶ。循環型社会形成推進基本法(2000年制定)を頂点とする、廃棄物法制とリサイクル法制の仕組みのうち、循環型社会の一つの核となる廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)の内容と問題点に言及する。</p>
第9回	<p>リサイクル関連法</p> <p>リサイクル関連法は1990年代の後半から2000年代の初めにかけて次々の成立している。これは、廃棄物処理法では物質の循環が正常に機能しなくなったためであるが、新たに制定されたリサイクル関連法規も実効性、費用負担などの問題点が明らかになっている。排出者責任、拡大生産者責任についても触れながら、環境立法政策の在り方について言及する。</p>
第10回	<p>自然・文化環境の保全法、野生生物の保護法</p> <p>自然公園法と自然環境保全法の内容と問題点、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(希少種保存法)の内容、生物多様性と遺伝子組換え食品の問題を理解するとともに、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(古都保存法)などによる景観の保護に関する法律制度に言及する。</p>
第11回	<p>公害健康被害の費用負担と公害防止事業の費用負担</p> <p>環境保全のための費用負担がどのようにあるべきかについて、公害健康被害の補償等に関する法律の内容、位置付けを水俣病との関係に触れ、次に、公害防止事業費事業者負担法による汚染原因者の負担等の仕組みに言及する。</p>
第12回	<p>公害・環境紛争解決制度</p> <p>公害・紛争解決に関係する民事訴訟手続、行政訴訟手続のほか、裁判外の紛争解決制度その他の制度の特徴を示し、環境被害を民事訴訟で解決しようとした場合の問題点、同様に行政訴訟で解決しようとした場合の問題点を示す。そのほか、公害・環境紛争において、裁判手続を利用する場合と裁判外の紛争解決手続を利用する場合のメリット、デメリットについても言及する。</p>
第13回	<p>原子力と環境問題</p> <p>環境基本法は、放射能汚染の問題を除外しているが、原子力発電所の原子炉設置許可をめぐる行政訴訟は、原告適格、高度に技術的な問題についての司法審査の方法などについて多くの議論の積み重ねている。これらの議論のほか、原子力事故の損害賠償等の論点について言及する。</p>
第14回	<p>地球温暖化防止等国際条約に対応した国内制度</p> <p>「気候変動枠組条約・京都議定書」に対応する「地球温暖化対策の推進に関する法律」・「エネルギーの使用の合理化に関する法律」、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約(ワシントン条約)」に対応する「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」、「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」に対応する「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」など、条約に対応する重要な国内法について言及する。</p>
第15回	試験

法務研究科法務専攻（法科大学院） 講義要綱

授業科目名	環境法Ⅱ				
担当者名	六車 明				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>「環境法Ⅰ」の履修者、あるいは学部等でこれと同程度の環境法の授業を受けた者を対象として、公害・環境紛争を解決するための実務能力を身につけることを目的とする。</p> <p>本授業では、公害・環境紛争に関する裁判例やADRの事例、環境紛争が立法につながった事例など実務的な観点から取り上げて講義形式で行う授業と、各履修者が紛争現場に置かれたとして、どのように考えるべきであるかについて、自らの考え表現することを求める問答形式の授業を併用する。</p> <p>本授業の到達目標は、受講者が将来、法律家になった際に、公害・環境紛争において、依頼者の置かれている立場とその望むところを正確に理解し、その紛争にふさわしい紛争解決機関を選ぶ能力をつけるとともに、紛争と環境政策、環境立法との関係についても理解を深めることにある。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>「環境法Ⅱ」に関連する科目として、「環境法Ⅰ」と「国際環境法」が設置されている。公害・環境紛争を解決するための実務能力を身につけることを目的とする。対象は、「環境法Ⅰ」の履修者、あるいは学部等でこれと同程度の環境法の授業を受けた者を対象とする。「民事手続法」、「行政法Ⅱ」、「裁判外紛争解決手続」等を習得している者は、これらの応用として本科目の履修も可能である。</p>
3. 授業の方法	<p>講義方式のほか、テーマによっては、受講生が予習し、それに基づいた教員との対話形式、あるいは、受講生同士の議論によりすすめる。公害等調整委員会が当法科大学院の近くの霞が関に位置しているので、事情が許せば、調停室等を実際に見学するとともに、担当職員との質疑応答の時間をもち、あるいは、実際に公害・環境訴訟の事件を担当しているゲストスピーカーを招致することを考えたい。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	判例等のコピー、講義に関連するプリントなどの資料を事前に配布することにより、予習に基づいた授業を行う。
6. 授業内容（細目）	
第1回	我が国における公害・環境紛争 我が国のこれまでの代表的な公害・環境紛争について、紛争内容、紛争解決機関等の観点からの特徴を検討し、公害・環境紛争をみる視点づくり、第2回以降に取り上げる実例を検討する基礎的知識について言及する。
第2回	日光太郎杉はなぜ残ったか 日光太郎杉事件（事業の認定、土地細目の公告及び土地収用裁決取消請求事件。1審宇都宮地裁昭和44年4月9日判決、2審東京高裁昭和48年7月13日判決）における土地収用法20条3号「事業計画が土地の適正かつ合理的な利用に寄与すること」の判断に対する1、2審を検討することにより、環境に影響を及ぼす結果をもたらす行政の判断に対する司法審査のあり方について言及する。
第3回	伊場遺跡の史跡指定解除処分はなぜ取り消されなかったか。 伊場遺跡は、静岡県浜松市東伊場から浜名郡可美村東若林にかけて約10万㎡と推定される弥生から平安時代の大遺跡であるが、浜松駅前開発などのため、旧国鉄の電車基地等を移転する代替地として伊場遺跡一帯が候補地となり、史跡指定が解除された。この解除に反対する人々がどのような対応をし、司法は、どのように応えたのか、どこに問題があるのかについて言及する。
第4回	「仙台砂漠」はどのようにして解消したか かつて、仙台等冬季に積雪のある都市では、自動車に装着したスパイクタイヤのビンが雪が消えているときに道路面や道路面の交通標識のペンキを削りとり、発生した多量の粉じんが舞い上がり、砂漠に例えられた。この粉じんにより、住民の呼吸器などに被害が生じていた。このスパイクタイヤは、公害等調整委員会の調停により住民とタイヤメーカーとの間に製造・販売停止の調停が成立して、スパイクタイヤの使用を禁止する法律も成立した。その間にどのような経緯があったのか、法律家としてどのように考えるべきかについて言及する。

第 5 回	<p>豊島（豊島）産業廃棄物不法投棄事件（その 1）—なぜ、50万トン以上の産業廃棄物が不法に投棄されたのか—</p> <p>受講生が資料を事前に読むことにより、今日の日本において、国立公園の瀬戸内海にある小島である豊島に膨大な産業廃棄物が蓄積する過程を廃棄物処理法を初めとする関係法律の内容とその改正、関係当事者の行動を言及し、その際、「おから」は廃棄物か否かが争われた事件についてもふれる。</p>
第 6 回	<p>豊島（豊島）産業廃棄物不法投棄事件（その 2）—どのようにして、豊島事件は解決したのか—</p> <p>多くの主体が関係し、法律関係も複雑で解決のつかなかった豊島事件が、なぜ、処理のために300億円から500億円もかかる内容で、裁判外紛争解決機関である公害等調整委員会において解決したのかについて、さまざまな観点から検討し、実体法と手続法の両面から廃棄物に関する紛争解決の在り方に言及する。</p> <p>受講生は、関係資料を事前に読むことにより、教室においては、紛争解決のための長い道のりの各場面で、法律家としてどのような選択をすればよいのかを考える力をつけるようにする。</p>
第 7 回	<p>産業廃棄物最終処分場に対してはどのような法的対応ができるか</p> <p>産業廃棄物最終処分場は、環境への負荷を与える危険を有するので、付近住民にとって、環境被害の未然防止は切実な問題である。その場合に如何なる訴訟形態を採用するのがふさわしいか。それぞれの訴訟形態独特の問題は何かなどについて言及する。</p>
第 8 回	<p>環境権の主張はどのような事件に有用か</p> <p>環境権の中核部分は、一人一人に具体的な被害が生じていなくても、よい環境が侵害され、あるいは侵害される危険があれば、差止請求ができるとされている。環境権を根拠として主張を組み立てるのがふさわしい紛争はどのような紛争か。いろいろな事例をもとに、環境法の基本理念とされる環境権をめぐる裁判例の問題点を幅広く検討し、環境問題と紛争解決の在り方につき言及する。</p>
第 9 回	<p>大阪国際空港事件から何を学ぶか</p> <p>さまざまな論点をもつ大阪国際空港事件の裁判の経緯をたどることにより、我が国固有数の公害事件のもつ全体像と問題点を明らかにすることにより、今日の公害・環境紛争の実務に活かすことを目的とする。大阪国際空港事件は公害等調整委員会にも継続したのでこの事件についても言及する。</p>
第 10 回	<p>国道 4 3 号事件から何を学ぶか</p> <p>国道 4 3 号線事件は、一連の道路公害訴訟のなかで、多くの問題を含む。最高裁までの経緯を理解するとともに、四日市ぜん息訴訟以後の大気汚染訴訟における問題点、さらに、差止めをめぐる問題点についても言及する。</p>
第 11 回	<p>水俣病事件の総合的な理解</p> <p>四大公害訴訟の一つである水俣事件は、水質汚濁に関する公害事件であるが、多くの法律問題を提起している。環境法を学ぶ者の基礎知識として欠かすことのできないこの事件を広い視野から言及する。水俣病事件における公害等調整委員会の役割を考える観点から係属した事件にも触れる。</p>
第 12 回	<p>原発訴訟をめぐる実務的問題</p> <p>原子力発電所については、様々な訴訟において議論が積み重ねられているが、特に原告適格の判断、司法による安全性の審査に対する審理方法、高度に技術的な紛争について司法が何について判断すればよいのかを考察する。</p>
第 13 回	<p>公害等調整委員会の裁定事件と民事判決にはどのような違いがあるか。</p> <p>公害等調整委員会については、調停だけでなく、裁定についても権限としており、最近でも小田急線騒音責任裁定事件、杉並病原因裁定事件などの事件が裁定により解決している。実務家として、公害等調整委員会における裁定と、通常の民事裁判との区別等を正確に理解する。</p> <p>事情が許せば、公害等調整委員会は当法科大学院の近くの霞が関にあるので、調停室等の見学と、現職の職員の方との質疑応答などの時間をとり、行政型 ADR についての理解を深めたい。</p>
第 14 回	<p>景観はどのように保全されるか</p> <p>昭和 49 年の国立歩道橋事件東京高裁判決、昭和 53 年の日比谷公園事件東京高裁判決、平成 4 年京都仏教会事件京都地裁決定をはじめ、最近も景観に関する裁判例も出されている。そこで、公園の景観、歴史的景観についてどのように考えればよいかについて、裁判例などに言及しながら、受講生の理解を深める。</p>
第 15 回	試験

法務研究科法務専攻（法科大学院） 講義要綱

授業科目名	情報法				
担当者名	鈴木 秀美				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	この授業は、名誉毀損法、マス・メディア法、放送・通信法、個人情報保護法、情報公開法、サイバー法を包括する「情報法」に関連する法律問題を、主として憲法の観点から考察する。授業では、裁判例等を素材として、現行法の解釈による解決方法を習得することを目指す。また、現行法の解釈によっては解決の困難な問題については、法制度のあり方について立法論的解決可能性についても検討する。
2. 関連する科目との関係	この授業は、表現の自由、プライバシー権、通信の秘密などの基本的人権についての基礎知識を前提として、これらの人権が刑法、民法、行政法などの法分野においてどのように制限され、あるいは保護されているかについて検討するものである。 授業の中では、情報法に関連する新たな動向にも言及する。
3. 授業の方法	講義形式であるが演習に近い形式で行われる。受講生は、事前に予習を行い、必要な知識の概要を把握した上で授業にのぞみ、授業では、質疑・応答を通じて、理解を深める。また、小テストを数回行うことにより、その都度、受講生の理解度を確認する。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	教科書として、松井茂記『マス・メディア法入門（第3版）』（日本評論社・2003）を用いる。講義中で取り扱う裁判例等を教材として配布する。
6. 授業内容（細目）	
第1回	情報法とはなにか 法学及び情報学における情報法の位置づけについて解説するとともに、授業の進め方を説明する。
第2回	情報法総論 表現の自由、プライバシー権や名誉権等の人格的利益、通信の秘密などを中心に、憲法による保障の内容とその限界についての質疑・応答を通じて受講生の理解度を確認しつつ、情報法の全体像について解説する。
第3回	名誉保護と表現の自由 名誉毀損の免責法理について検討する。とくに、免責3要件の1つである「真实性」に関するいわゆる「相当性の理論」について、摘示された事実の根拠が、捜査当局から非公式に提供された情報（最判昭47・11・26民集26巻9号1633頁）、刑事事件の第1審判決（最判平11・10・26判時1692号59頁）、通信社の配信記事（最判平14・1・29民集56巻1号185頁）の場合を比較検討してみる。
第4回	プライバシー保護と表現の自由 モデル小説をめぐる裁判例である「宴のあと」事件（東京地判昭39・9・28下民集15巻9号2317頁）、「石に泳ぐ魚」事件（最判平14・9・24判時1802号60頁）、早稲田大学江沢民講演会名簿提出事件（東京地判平13・4・11判時1752号3頁、東京高判平14・1・16判時1772号71頁、最判平15・9・12判例集未掲載）を手がかりに、プライバシー侵害の免責法理について検討する。
第5回	犯罪報道とその限界 「逆転」事件（最判平6・2・8民集48巻2号149頁）のほか、少年法による少年事件報道の禁止についての裁判例（大阪高判平12・2・29判例時報1710号121頁、名古屋高判平12・6・29判例時報1763号35頁、最判平15・3・14判例集未掲載）を手がかりに、犯罪報道とその限界について検討する。
第6回	取材・報道の自由 博多駅事件（最大決昭44・11・26刑集23巻11号1490頁）、日本テレビ事件（最決平元・1・30刑集43巻1号19頁）、TBS事件（最決平2・7・9刑集44巻5号421頁）、石井記者事件等（最大判昭27・8・6刑集6巻8号974頁）を手がかりに、取材・報道の自由に基づく取材資料の保護と取材源秘匿について検討する。

第7回	公正な裁判と取材・報道の自由 法廷における写真撮影の制限（最大決昭33・2・17刑集12巻2号253頁）、傍聴人のメモ制限（最大判平元・3・8民集43巻2号89頁）を手がかりに、公正な裁判を実現するための取材・報道の自由に対する制限について検討する。また、裁判員制度における取材規制の問題も取り上げる。
第8回	検閲・事前抑制の禁止 税関検査事件（最大判昭61・6・11民集40巻4号872頁）、岐阜県青少年保護育成条例事件、北方ジャーナル事件（最大判昭61・6・11民集40巻4号872頁）、「石に泳ぐ魚」事件（最判平14・9・24判時1802号60頁）を手がかりに、検閲・事前抑制の禁止について検討する。
第9回	情報公開制度 大阪府知事交際費事件（最判平6・1・27民集48巻1号53頁）とレセプト情報公開請求事件（大阪高平成8年9月27日行集47巻9号957頁）を手がかりに、情報公開法（条例）の例外事由に関連するその他の判例や情報公開審査会答申等も取り上げて、情報公開制度の原則と例外について検討する。
第10回	国家秘密と取材の自由・知る権利 外務省秘密電文漏洩事件（最決昭53・5・31刑集32巻3号457頁）を手がかりに、情報公開法の例外事由としての外交秘密や、自衛隊法の防衛秘密保護規定も取り上げて、国家秘密との関係における取材の自由・知る権利について検討する。
第11回	放送の自由 いわゆる椿発言問題を手がかりに、事件の背景とそれに関連する法律問題を確認したうえで、TBSオウム真理教報道事件やテレビ朝日ダイオキシン報道事件（東京高判平14・2・20判時1782号45頁、最判平15・10・16判例集未掲載）等も取り上げて、放送法・電波法による放送に対するさまざまな規制はなぜ許されるのか、放送と印刷メディアの相違は何かについて検討する。
第12回	通信の秘密 旭川覚醒剤捜査電話傍受事件（最判平11・12・16刑集53巻9号1327頁）を手がかりに、通信の秘密とその限界を確認したうえで、通信傍受法の合憲性についても検討する。
第13回	サイバースペースにおける表現の自由と通信の秘密 ニフティ事件（東京地判平9・5・26判時1610号22頁、東京高判平13・9・5判時1786号80頁）を手がかりに、アメリカの通信品位保持法違憲判決もとりあげて、サイバースペースにおける表現の自由と通信の秘密について検討する。その際、日本のプロバイダー責任制限法にも分析を加える。
第14回	アクセス権 マス・メディアへのアクセス権（反論権と訂正放送）について、サンケイ新聞事件（最判昭62・4・24民集41巻3号490頁）とNHK訂正放送事件（東京高判平13・7・18判時1710号55頁）を手がかりに検討する。
第15回	試験

法務研究科法務専攻（法科大学院） 講義要綱

授業科目名	ジェンダーと法				
担当者名	後藤 弘子				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	近代法は、その成立から、無自覚的に「普遍性」「中立性」を装ってきた。近代法が前提としている「合理的人間」は、実は「合理的男性」であった。このような法そのものが持つ性格は、その解釈や運用にも反映し、法は女性を周縁的な存在として取り扱ってきた。このような法の在り方に異議申立てを行ったのが、1960年代以降の第2派フェミニズムであり、そこで発見され、再定義されたジェンダーという概念であった。ジェンダーという新たな視点の導入は、アカデミズムにも影響を与え、法律学においても「ジェンダー法学」という分野を形成するに至った。本授業では、ジェンダーの視点から横断的に法を見直すことで、法を持つ限界を明らかにするとともに、法や法の運用をジェンダーニュートラルなものにしていく方途を考えることを目的としている。
2. 関連する科目との関係	ジェンダーという視点で法を再検討する作業を行うことは、男性中心主義の法を異なる視点から見ることを意味する。従って、本授業はすべての法分野と関連をもつ。平等との関係で、憲法が大きく関係することは言うまでもないが、個別領域としては、ジェンダーが色濃く反映する領域である家族法、労働法、刑事法と関連が深い。さらには、司法におけるジェンダーバイアスという問題に関しては、刑事訴訟法や民事訴訟法などの手続法が関連する。
3. 授業の方法	本授業では、テーマごとに文献や事例を指定し、それらを読んだ上で、問題点について議論する対話形式で授業を行う。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	第二東京弁護士会司法改革推進二弁本部ジェンダー部会司法におけるジェンダー問題諮問会議編『司法におけるジェンダー・バイアス』明石書店を基本として、独自に作成した教材を使用する。参考書として、Catharine A. MacKinnon, <i>Sex Equality</i> , Foundation Press、浅倉むつ子監修『ジェンダー法学』不磨書房。
6. 授業内容（細目）	
第1回	近代法が女性を排除する形で成立したことはよく知られている。このことを前提として、近代法が前提としている人間像を再検討することで、法の「普遍性」「中立性」の意味を明らかにする。さらには、近代法が前提としている公私2分論についても検討を行い、法の指向性について検討する。
第2回	ジェンダーという概念を生み出した第2派フェミニズムについて概観することで、ジェンダーが問題としている公私における区別とそこに存在する権力関係を明らかにする。さらには、フェミニズムと法との関係についても検討することで、フェミニズム法学・ジェンダー法学の射程を探索する。
第3回	1999年に男女共同参画基本法が制定された。この法律の制定の経緯と意義、内容を明らかにすることで、わが国における男女平等の在り方について考える。さらには、最近見られる男女共同参画条例におけるバックラッシュの動きについても検討する。
第4回	ジェンダーについて考える場合には、セックス・ジェンダー・セクシャリティ相互の関係を明らかにする必要がある。最近では、ジェンダーという概念がセックスにおける女性を前提としていることから、マイノリティのためのジェンダーが逆にマイノリティを抑圧する装置として働いていることが明らかになった。最近のジェンダーをめぐる理論状況を検討する。
第5回	婚姻制度をめぐるのは、ジェンダーの視点から問題となることは多い。婚姻制度が前提としているはずの夫婦の平等が婚姻制度の中でどのように実現しているのか、いないのかについて検討する。その際、婚姻制度が前提としている価値観を明らかにする。

第6回	誰と性愛関係を持つかについて、現在ではヘテロセクシャルを中心に法制度が成立している。性的指向性がマジョリティと異なる場合、法制度はどのように対応すべきなのかについて検討する。さらに婚姻のもつ性愛の独占性・排他性についても考える。
第7回	人工生殖技術の発達により、子どもは「授かる」ものではなく、「作る」ものへと変化してきた。しかしながら、現在においてもなお、女性が「産む性」であることは否定しがたい。「産む性」である女性について法はどのように考えているのかについて検討する。人工妊娠中絶についても触れる。
第8回	雇用においては、さまざまなジェンダー差別が存在する。その差別の態様と法との関係について検討する。特に、男女雇用機会均等法の性格の変化と、同法が目指している雇用機会の均等についても確認し、雇用におけるジェンダー差別を明らかにする。
第9回	伝統的な性別役割観によれば、ペイド・ワークは男性が、アンペイド・ワークは女性が担当することになる。けれども、このような性別役割分業はジェンダーを固定化し、選択の多様性を阻害するものである。アンペイド・ワークを再検討することで、ジェンダーを固定化するしくみについて考える。
第10回	暴力は他者に対する権力支配のための道具として有効なものである。特に、この暴力が私的な領域である性愛関係間で行われることは、公的な領域における男性支配を強化することにつながる。ドメスティック・バイオレンスについて考えることで、暴力とジェンダーの関係を明らかにする。
第11回	暴力の中でも性暴力はもっとも深刻な暴力である。特に強姦は自己決定権を侵害するばかりではなく、PTSDなどの被害をも誘発する。強姦という性暴力における保護法益をジェンダーの観点から再検討する。さらには、男性の性暴力被害の存在と対応の必要性についても触れる。
第12回	売買春は、性が商品化されるという点で、ジェンダーをめぐる権力構造がもっとも明確になる領域の一つである。売買春をめぐるさまざまな議論を検討することによって、売買春と法的対応について考える。また、子ども買春についても検討する。
第13回	ポルノグラフィは、従来もつばらわいせつ罪の成立や表現の自由との関係で問題とされてきた。しかし、ポルノグラフィの問題は性暴力を映像化することや、映像が転々流通することで性被害が拡大するところにある。性被害としてのポルノグラフィを考えることにより、社会のジェンダー秩序をも明らかにする。
第14回	刑事法の分野では伝統的に女性犯罪研究が行われてきた。その中で、女性犯罪の稀少性が注目を集め続けている。女性犯罪研究をレビューすることにより、犯罪とジェンダーとの関係を明らかにする。さらには、男性犯罪、特に男子少年の非行についてもその特徴を明確にする。
第15回	試験

法務研究科法務専攻（法科大学院） 講義要綱

授業科目名	医事法 I				
担当者名	井田 良、古川 俊治				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	現代医療が惹起している法的・倫理的諸問題について、法と生命倫理の観点から検討し、問題点についての基礎的知識の習得と法的思考能力を育成する。 各問題点について、日本での判例や諸法令のほか、他国における制度の状況を検討する。個々のトピックは、基本的に独立したものであるため、各回の講義ごとにまとめを行う。 本授業の到達目標は、現代医療の法的・倫理的諸問題について、基本的知識と思考方法を習得することにより、特に、各種の倫理委員会の法曹委員として必要な基礎的能力を身につけることが目指される。また、単に法律論を学修するのみならず、基礎的な医療知識も併せて習得することで、この分野における問題の本質を理解することができるようになることを目標とする。
2. 関連する科目との関係	医療と関わる法律問題は、民事法・刑事法、あるいは、実体法・訴訟法を問わず、全法的分野において生じるため、個別法分野における断片的知識のみでは適切に対応することは困難である。法学既修者又は法学未修者2年次以降で、基幹法律科目を修得し、法学全般にわたる基本的・体系的な知識を有する者を対象とする。
3. 授業の方法	受講生は予め与えられた課題について、関連する文献を調査し、自らの見解をまとめたレポートを作成した上で授業に臨む。授業では、各受講生の自由なディベートを行い、各テーマに対する多様な見解を整理し、各々の根拠と問題点を検討する。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	各トピックに関する文献を用いる。
6. 授業内容（細目）	
第1回	患者の権利とは何か 憲法、国際人権規約等の実定法規によって現在保障されている患者の権利、医療の現状における諸問題、期待される患者の権利法の概要について検討する。同時に要求される患者の義務、責任についても裁判例を参考に検討する。
第2回	臓器移植 脳死体からの臓器移植を可能とする臓器移植法が制定されて5年を経過したが、我が国における脳死体移植は容易に進まない状況にある。医療現場での臓器移植の現状を紹介し、臓器移植法およびその運用上の問題点と解決策を検討する。
第3回	終末期医療をめぐる法的問題点 人工呼吸器等の生命補助装置の発達により延命治療が進歩した反面、終末期医療における人間の尊厳の問題が問われるようになった。安楽死・尊厳死に関する内外の立法例と裁判例取り上げ、法的・倫理的問題点を検討する。
第4回	実験的医療と臨床試験 新しい診療方法が発展・普及するためには、必然的に実験的医療、臨床試験の段階を経なければならない。その一方、試験段階の診療方法は、未知の有害事象等の危険性を伴うため、患者の権利擁護が強く要請される。実験的医療や臨床試験を公正に行うための法的・倫理的要件について、具体的裁判例を参考に、検討する。
第5回	医療上の意思決定 医療上の意思決定権は、個人の人格的自律に関わり、厳格な保障が必要である。特に、親権者による未成年者の意思決定の代行、後見人による精神病患者の意思決定の代行については、各個人の成熟度や理解力、意思決定を要する医療問題の複雑さ、遺伝的疾患における利益対立などの議論がある。各種医療行為に関して、意思決定の代行の可否および要件について、法的・倫理的観点から検討する。

第6回	<p>診療情報の開示と患者のプライバシー保護</p> <p>近年、我が国でも診療情報の開示の原則が一般化した。が、除外規定の適用などによって現実の開示要求には問題が少なくない。諸外国における立法例を参考に、我が国の訴訟実務での運用と望ましい診療開示の在り方を検討する。また、病歴情報は、漏洩した場合に当該個人の社会生活に対する影響が極めて大きい。ため、典型的にプライバシー保護の要請が高い。個人情報保護法の実地をも視野に入れ、診療情報に関するプライバシー権の現状と課題について検討する。</p>
第7回	<p>医療事故と届出制度</p> <p>患者や薬剤の誤認事件を契機として、多種多様な医療事故が報道されるようになり、重要な社会問題となっている。米国での取組みに習い我が国の医療機関でも採用されている医療事故防止体制の実効性と問題点について検討する。また、医療事故の被害者救済のため、何らかの報告制度の必要性が主張されている。望ましい報告制度と、その設立への課題について検討する。</p>
第8回	<p>生殖補助医療と親子関係</p> <p>AID、代理母、体外受精など、各種の生殖補助医療技術が発達する一方、親子関係が複雑化し、従来の法的枠組では対処が困難となった。裁判例を基に、法的・倫理的観点から、現在の技術を前提とした新しい親子関係の考え方を検討する。</p>
第9回	<p>再生医療</p> <p>ヒト多能性幹細胞・胚性幹細胞の樹立により、機能障害に陥った臓器を再生して置換する医療の可能性が大きく広がり、臓器移植における提供者不足の問題を解決するものとして期待されている。しかし、未分化幹細胞の人工的分化誘導技術は、安易なヒト臓器の生産技術ともなり得、倫理的問題を孕む。再生医療技術の持つ可能性と危険性の議論から、望ましい法的規制の在り方を検討する。</p>
第10回	<p>遺伝子関連技術・遺伝子診療の現状と未来</p> <p>遺伝子関連技術が急速に発達し、社会生活の諸方面に関係するようになった。刑事司法や親子認定におけるDNA鑑定、体細胞クローニング技術を用いた牛の生産、遺伝子技術を用いた診断・治療等の利点と問題点について分析し、法的・倫理的規制について検討する。</p>
第11回	<p>医療ガイドラインの適用と効力</p> <p>先進医療技術については、「ガイドライン」と命名された多種多様な指針が示されている。しかし、それらの制定主体や認知度は様々であり、如何なる効力を有するのか明らかではない。各種ガイドラインの依拠する法的根拠と、法的適用・効力について検討する。</p>
第12回	<p>遠隔医療／電子カルテをめぐる法的問題</p> <p>情報技術・通信技術の発達により、遠隔医療や電子カルテの利用が現実のものとなった。しかし、関連諸法規は従来の対面診療や紙面を用いたカルテを想定しているため、新たな解釈の必要性が生じている。技術革新により変容する医療実践と法的手当てについて検討する。</p>
第13回	<p>代替医療</p> <p>我が国の診療体系は、西洋医学を基礎とし、部分的に東洋医学技術を利用しているが、未だに伝統的技術に依拠した代替医療も存在する。しかし、代替医療は、無資格者による医療行為の問題を孕むほか、その過誤が重大な患者傷害を引き起こした例もある。裁判例の事案を参考に、代替医療の法的問題点について、検討する。</p>
第14回	<p>性同一性障害</p> <p>性同一性障害は、遺伝学的な性と身体的発現型が一致しない場合と、遺伝学的・身体的性が自己認識と一致しない場合に大別されるが、主として後者について、性転換手術後患者に、戸籍上の名前や性の変更を認めるか否かが議論され立法的に一応の解決をみた。性同一性障害患者の人権と社会秩序の公益性の問題について、法的・倫理的観点から検討する。</p>
第15回	<p>試験</p>

法務研究科法務専攻（法科大学院） 講義要綱

授業科目名	医事法Ⅱ				
担当者名	古川 俊治				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>現在の医療関連法務や医療関連訴訟の中で問題となる各論点を取り上げ、法曹実務家として必要とされる基本的知識の習得を目的とする。</p> <p>医療過誤訴訟の中で、問題となる典型的論点について、最高裁判例と代表的下級審裁判例を分析し、実務家として必要な知識と思考方法を習得する。医師法、医療法、薬事法などの特別法についても必要な範囲で取り上げる。</p> <p>本授業の到達目標は、現在の医療関連法務や医療関連訴訟に関する問題点を、法曹実務家として取り扱うのに、必要な基礎的能力を身につけることが目指される。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>医療と関わる法律問題は、民事法・刑事法、あるいは、実体法・訴訟法を問わず、全法域的分野において生じるため、個別法分野における断片的知識のみでは適切に対応することは困難である。法学既修者又は法学未修者2年次以降で、基幹法律科目を修得し、法律学全般にわたる基本的・体系的な知識を有する者を対象とする。</p>
3. 授業の方法	<p>基本的に講義形式ではあるが、授業では講師の質問に対する応答や受講生同士のディベートを通じて、問題点の理解を促す。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	テキストと、裁判例および論点に関する文献を用いる。
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>診療契約と医療の責任</p> <p>医療事故に関する法的解決の概要について解説する。特に、民事上の医療過誤訴訟について、診療契約の論理的分析と実務上の扱いについて検討する。</p>
第2回	<p>説明義務（1）インフォームド・コンセント（1）</p> <p>説明義務における注意義務懈怠は、医療技術上の注意義務懈怠と並ぶ医療過誤訴訟における主要な争点である。説明義務は、インフォームド・コンセントと療養指導に大別されるが、まず、インフォームド・コンセントについて近年の最高裁判例と下級審諸裁判例を検討する。</p>
第3回	<p>説明義務（2）療養指導</p> <p>近年の療養指導に関する最高裁判例と下級審諸裁判例を検討する。</p>
第4回	<p>癌の告知／宗教上の輸血拒否</p> <p>国民意識の変化にともない、癌の告知に関しても、近年の判例の論旨には変化がうかがえる。裁判例の状況と、今後の訴訟の動向について検討する。</p> <p>宗教上の輸血拒否は、医療現場において、多様な問題を引き起こしてきた。平成12年の最高裁判例を経て、一応の原則が示されたものの、医療現場においては尚、問題点を孕む。具体的設例について、実務の観点より検討する。</p>
第5回	<p>医療水準論</p> <p>未熟児網膜症事件に関する一連の最高裁判例の中で、我が国における医療水準論は発展してきたが、近年の裁判例では、一層の厳格な判断が見られるようになった。現在の evidence-based medicine の議論との関連において、現在の医療水準の状況と問題点について検討する。</p>
第6回	<p>医薬品による健康被害</p> <p>医薬品による健康被害は、医療事故の半数近くを占める。各ケースにおける医師・医療機関の責任と医薬品企業の責任について、薬事法を含めて解説する。</p>

第7回	<p>周産期医療における問題点</p> <p>周産期医療は、医事紛争が最も多い領域である。周産期医療に関する医療過誤の代表的裁判例を取り上げ、争点について検討する。</p>
第8回	<p>救急医療における問題点</p> <p>救急医療においては、些細な過誤が患者の生死に直結するため、医師に特に高度の注意義務が必要などされる領域であるといえる。救急医療に関する医療過誤の代表的裁判例を取り上げ、争点について検討する。</p>
第9回	<p>精神科診療における問題点</p> <p>精神科診療においては、患者の強制入院の可否、患者の自傷他害の問題など、特異な問題点が多い。精神科診療に関する代表的裁判例を取り上げ、争点について検討する。</p>
第10回	<p>鑑定をめぐる問題点／医療関連訴訟における因果関係</p> <p>医療関連訴訟においては、因果関係の証明が最も重要な問題となる場合が多い。この場合、鑑定が最も重要な証拠となることが少なくない。鑑定をめぐる実務上の問題点、民事訴訟における因果関係認定の判定の原則と実務における具体的認定、刑事訴訟における因果関係などについて検討する。</p>
第11回	<p>医療過誤訴訟における損害論－延命利益と期待権</p> <p>医療過誤訴訟においては、癌や難治性疾患など、もともと根治が期待できない患者が対象となる場合も多く、その場合、患者の損害が問題となる。延命利益や期待権などの判例理論について検討する。</p>
第12回	<p>医療関連諸制度の問題点</p> <p>医療関連訴訟の運営に関する実務上の理解のためには、健康保険制度や医師賠償責任保険制度などの背景となる諸制度の理解が不可欠である。これらの諸制度の現状と問題点について解説する。</p>
第13回	<p>看護師その他の医療従事者</p> <p>看護師その他の医療従事者は、それぞれの資格に関する法によって、医療行為に関して限られた権限を付与されており、これを逸脱することは許されない。一方、裁判例では、看護師が医師から独立した責任を問われる例もある。これら医師以外の医療従事者の権限と責任について検討する。</p>
第14回	<p>刑事医療過誤</p> <p>医療過誤事件では、業務上過失傷害・致死罪のほか、秘密漏示罪虚偽診断書等作成罪、医師法違反などの事案がある。各種の刑事医療過誤裁判例を取り上げ、その特徴について検討する。</p>
第15回	<p>試験</p>

法務研究科法務専攻（法科大学院） 講義要綱

授業科目名	サイバー法				
担当者名	堀口 磊藏				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>この科目では、法体系全般の理解、知的財産法の基本的知識の上に、法とコンピュータ、情報ネットワークをキーワードに、全法領域を視野に入れた紛争解決の発想能力を獲得させ、21世紀のリーガルマインドを感得させることを目的とする。</p> <p>実務法曹の役割は、過去を向いて昨日の法を解釈するのではなく、将来に向かってあるべき社会の実現に法的立場から関与するところにある。</p> <p>この役割を十全に果たすためには、法律を学ぶだけでは不十分で、IT 技術に対する理解を基礎に、社会に対する広い関心と時代の流れに対する鋭い方向感覚が求められる。</p> <p>とは言え、ローマは一日にして成らず、よき法曹も士かりである。</p> <p>新しい法分野についても、能動的に法解釈を行う能力と姿勢を習得させることを本授業の到達目標とする。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>法体系全般への理解と知的財産法の基本的知識を有することを前提とする。該当科目については履修するか、自習していただきたい。</p> <p>また、本科履修後も、「知的財産法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」「知的財産法BP・WP」を受講することにより、サイバー法に対する理解をより深めることが望ましい。</p>
3. 授業の方法	<p>講義と演習とを併用する。</p> <p>講義により基礎的知識を確認するとともに学問の先端にも触れさせる。</p> <p>演習では、裁判事例を教材に、担当する受講生に各当事者の利害をふまえた報告をしてもらい、講師を含めた全員の討論により多角的発想能力を鍛錬する。</p> <p>担当者のみならず全員の事前の準備および授業に対する積極的参加を期待する。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>裁判事例は裁判所のHPから入手できるものを活用する予定。</p> <p>その他、行政府、立法府のHPも随時参照する。</p> <p>参考資料は紹介するが、自分に必要な法情報は自ら検索し入手することを期待する。その方法については指導する。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>サイバー法（cyber law）概論</p> <p>全法体系の中でのサイバー法の領域を確認し、司法府のみならず行政府・立法府も含む法源へのアクセス方法を説明する。</p>
第2回	<p>講義 1</p> <p>インターネットの基本的技術について他の通信技術と比べながら説明する。</p> <p>併せて、通信と放送の概念についても触れる。</p>
第3回	<p>事例研究 1</p> <ul style="list-style-type: none"> 電子メールの閲読を巡る紛争 <p>個人のプライバシー&通信の秘密と会社でのサービス</p> <p>憲法、民法、刑法</p>
第4回	<p>講義 2</p> <p>本人認証の技術について説明したあと、技術の進歩が法律の解釈に与える影響について講義する。</p>
第5回	<p>事例研究 2</p> <ul style="list-style-type: none"> インターネットへの不正アクセスを巡る紛争 <p>私が私であることの証明</p> <p>不正アクセス防止法</p>

第6回	講義 3 電子商取引の技術の基礎を説明し、それが民商法に与える影響について講義する。 併せて、契約実務についても解説する。
第7回	事例研究 3 ・インターネット世界での営業を巡る紛争 匿名性の罠 特定商取引に関する法律
第8回	講義 4 コンピュータの技術的發展による著作権法の改正の経過について説明し、新しい技術が新しい法律の誕生を促すメカニズムについて講義する。
第9回	事例研究 4 ・データベースを巡る紛争 文化と産業 著作権法、不正競争防止法
第10回	講義 5 最新のネットワーク技術の動向、立法の動向、最近の裁判例について講義する。
第11回	事例研究 5 ・電子ファイル交換サービスを巡る紛争 文化と産業 その2：デジタル技術 著作権法
第12回	講義 6 セキュリティと暗号の基礎について説明し、安全のコストは誰が負担するのかについて講義する。
第13回	事例研究 6 ・ATMを巡る紛争 1対1の顔の見える取引と不特定多数との顔の見えない取引 民法、商法
第14回	まとめの講義 以上をふまえ、リアルな世界とバーチャルな世界とにおける法の発現の異同を検証し、あるべき情報化社会のかたちを構想し、明日の法曹が持つべきリーガルマインドを考える。
第15回	試験

法務研究科法務専攻（法科大学院） 講義要綱

授業科目名	American Constitutional Law				
担当者名	マクリン, ジェラルド				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	春

Objective: To provide students with an overview of American Constitutional Law

Abstract: Students will be required to examine the Constitution in detail with a focus on the role of the US Supreme Court in American law and society. Special emphasis will be placed on reading US cases and understanding the workings of the common law system.

Methodology: The course will be taught using a modified Socratic method and class discussion. Class will be conducted in English, but students may use Japanese as necessary to ask questions or to express opinions.

Textbook: No text is required for this course. Materials for the course will be copied and distributed at the beginning of the semester.

Grading: 非公開

Related Course(s): Other courses on American Law、憲法Ⅱ

Plan:

Class #	Topics
1	Constitutionalism, Rule of Law & Theories of Social Governance
2	Declaration of Independence—Rights versus Aspirations
3	Articles 1, 2 & 3 Separation of Powers, Checks & Balances
4	Article 4 Full Faith & Credit, Privileges & Immunities, Federalism
5	Federal Courts and the Operation of the Supreme Court: Judicial Review & Process
6	1 st Amendment: Freedom of Religion—Free Exercise
7	1 st Amendment: Freedom of Religion—Free Exercise
8	1st Amendment: Freedom of Religion--Separation of Church and State
9	1 st Amendment--Freedom of Speech
10	1 st Amendment--Freedom of Speech
11	Right of Privacy
12	4 th , 5 th & 6 th Amendments--Criminal Procedure
13	8 th Amendment—Cruel & Unusual Punishment
14	14 th Amendment—Equal Protection
15	Final Examination

法務研究科法務専攻（法科大学院） 講義要綱

授業科目名	Multinational Corporations & Corporate Governance				
担当者名	クレメント, ジェフリー, マクリン, ジェラルド				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	春

Objective: To provide students with an understanding of the nature and operation of multinational corporations and the various domestic and international regimes that exist to promote corporate governance.

Abstract: Students will be required to examine a variety of areas related to the general field of Corporate Law and Governance. We will read a number of leading US and Japanese cases, discuss actual problems, and examine the regulatory regimes in which corporations operate.

Methodology: The course will be taught using a problem-based method and class discussion. Class will be conducted in English, although students can ask questions or offer opinions in Japanese.

Textbook: No text is required for this course. Materials for the course will be copied and distributed at the beginning of the semester.

Grading: 非公開

Related Course(s): Other courses on American Law、涉外法務 BP・WP、商法 I・II

Plan:

Class #	Topics
1	Nature and Function of Corporations in General
2	Nations and Institutions of International Trade
3	MNC's and Principles of Public International Law
4	Personality and Citizenship
5	Comparative Role and Duties of the Board of Directors
6	Comparative Role and Duties of the Board of Directors
7	Comparative Rights of Shareholders
8	Comparative Rights of Shareholders
9	Corporate Duties to the Earth-The Valdez Principles
10	Corruption-Foreign Corrupt Practices Act
11	Corruption-OECD Guidelines
12	Corporate Codes of Conduct
13	MNC's and 3 rd World Development
14	Foreign Investment and the Domestic Economy
15	Final Examination

法務研究科法務専攻（法科大学院） 講義要綱

授業科目名	American Contract Law				
担当者名	茅野 みつる (Mitsuru Claire Chino)				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	秋

Objective	To provide students with an overview of American contract law. To implant the DNA of professionalism: discursive integrity, noetic courage, and analytical rigor.
Abstract	This course provides an overview of the rules that, in American law, govern the formation, interpretation, and performance of contracts and remedies for breach of contract. The aim is to show how the rules reflect awareness on the part of the lawgivers, be they legislators or judges, that the contract is a central component of the infrastructure of the economy and must be nurtured as such.
Related Course(s)	Other courses on American Law、民法 I～VI、涉外法務 BP・WP
Methodology	<ul style="list-style-type: none"> ● In every American law school, "Contracts" is a required course for 1st-year students, to which 3000～5000 minutes of actual class time are devoted. Since there will be, at most, only 1350 minutes of actual class time in this course, the breadth of coverage must be correspondingly reduced. ● But, though breadth of coverage will be reduced in comparison with American law schools, the instructor intends to make no compromise in terms of classroom discipline, and she will expect all students to maintain exactly the same disciplines as obtained in an American law school classroom, to wit, arriving on time, speaking up promptly, and always being prepared to "state the case" when called on. ● Class will be conducted in English.
Textbook	<ul style="list-style-type: none"> ● Robert S. Summers and Robert A. Hillman, Contract and Related Obligation: Theory, Doctrine and Practice ● National Conference of Commissioners on Uniform State Laws and American Law Institute (joint copyright holders), Uniform Commercial Code [downloadable file] ● American Law Institute, Restatement of the Law Second, Contracts [downloadable file]
Grading	非公開

Teaching Plan	1	Consideration.		
	2	Promissory estoppel.		
	3	Statute of frauds.		
	4	Duress, misrepresentation, mistake; parol evidence.		
	5	Public policy; adhesion contracts.		
	6	Expectation, reliance, and restitution interests; limitations on damages; liquidated damages.		
	7	Specific performance; reformation.		
	8	Third-party beneficiaries; assignees.		
	9	UCC Article 2	History; scope; basic concepts.	
	10		Battle of the forms.	
	11		Seller's remedies.	
	12		Buyer's remedies.	
	13			
	14	Summary of Semester		
	15	Final Examinations.		

授業科目名	American Property Law				
担当者名	ドリーヴス, トーマス				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	秋

Objective	To provide students with an overview of American property law.
Abstract	This course provides an overview of the rules that, in American law, govern the acquisition, transfer, and sharing of interests in land and limitations on the use of land. The historical question to be answered is: What is it about land that made land law the central arena in the development of the common law and of government based on the rule of law? The legal question to be answered is: Why do lawgivers, be they legislators or judges, feel more bound by precedent in this than in any other field of the law? The philosophical question to be considered is: Was Proudhon correct when he said, "Property is theft"?
Related Course(s)	Other courses on American Law、民法 I ～VI、知的財産法 I ～III
Methodology	<ul style="list-style-type: none"> ● In almost every American law school, "Property" is a required course for 1st-year students, to which 3000～4500 minutes of actual class time are devoted. Since there will be, at most, only 1350 minutes of actual class time in this course, the breadth of coverage must be correspondingly reduced. ● But, though breadth of coverage will be reduced in comparison with American law schools, the instructor intends to make no compromise in terms of classroom discipline, and he will expect all students to maintain exactly the same disciplines as obtain in an American law school classroom, to wit, arriving on time, speaking up promptly, and always being prepared to "state the case" when called on. ● Class will be conducted in English.
Textbook	<ul style="list-style-type: none"> ● American Law Institute, A Concise Restatement of Property ● Cases to be provided by instructor. ● Deeds and other documentation of real property interests to be provided by instructor.
Grading	非公開

Teaching Plan	1	The concept of property. The special significance of real, as opposed to personal, property. The special significance of transferability, as opposed to other issues.
	2	Fee simple.
	3	Life estates and future interests.
	4	Marital and other concurrent estates.
	5	Easements and covenants.
	6	The rule against perpetuities.
	7	Recording systems, title searches, title insurance, mortgages, liens, and escrow.
	8	The statute of frauds. How to draft a deed.
	9	Adverse possession, eminent domain, landlord/tenant law, nuisance, zoning.
	10	Vertical property regimes.
	11	Planned communities. Privatization of governmental functions.
	12	Wealth differences and equal opportunity. Was Proudhon correct? What things are or should be capable of being owned by private parties? What things are or should be capable of being owned by national governments? What is the economic significance of property?
	13	Current issues in American lectual property law.
	14	
	15	Final Examination

授業科目名	M&A and Strategic Alliances				
担当者名	グロンディン, ロバート				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	春

Objective: To teach students the key elements of the law of mergers, acquisitions and strategic alliances; To introduce students to the basic concepts, legal principles and structures of standard corporate merger and acquisition structures and transactions that can be used in Japan domestically and for cross border transactions, such as equity share exchanges, triangular acquisitions with second step mergers, going private transactions, leveraged acquisitions and acquisition finance, use of convertible equity and debt securities and off-balance sheet aspects of structured transactions.

Abstract: This course will provide students with an overview of the major aspects of the law of mergers, acquisitions and strategic alliances. The course will cover US and Japanese law, with a special focus on cross-border M&A. In relation to global strategic alliances, the course will focus on basic joint venture transaction structures as well as other types of looser global alliance structures and the basic concepts and legal principles typical for such transactions, including termination and dispute resolution mechanisms.

Methodology: This course will use a modified Socratic method and discussion. Class will be conducted in English.

Textbook: A standard US casebook will be used in this class. Practical materials developed from real transactions will be referred to.

Grading: 非公開

Related Course(s): Other courses on American Law、商法 I・II、企業法務 BP・WP、
渉外法務 BP・WP

Plan:

Class #	
Introduction	
1	Introduction and Overview to the law of mergers, acquisitions and strategic alliances
M&A	
2	Friendly and Hostile Mergers and Acquisitions
3	Power and Fiduciary Duties of the Board of Directors
4	Shareholder Voting and Appraisal Rights; Proxy Regulations
5	Antitakeover Statutes and Other Defenses
6	Registration, Disclosure and Clearance Requirements (US, Japan and International)
7	M&A Agreements: Structure and Practice, Share versus Asset Transactions
8	M&A Agreements: Representations and Warranties, Indemnities, Holdbacks and Remedies
9	M&A Agreements: Labor, Management, and Intellectual Property and Successor Liability
10	Accounting and Tax Issues
Joint Ventures	
11	Strategic Joint Ventures: Strategies and Structures
12	Negotiating Joint Ventures
13	Defining Terms—Scope, Competition, Term & Termination
14	Implementation and Operation
15	Strategic Alliance

法務研究科法務専攻（法科大学院） 講義要綱

授業科目名	International Dispute Resolution				
担当者名	井上 治、中村 達也				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	春

Objective: To provide students with an introduction to the key issues regarding international dispute resolution and alternative dispute resolution; especially commercial arbitration.

Abstract: Students will be required to examine a variety of theoretical and practical issues relating to international dispute resolution and alternative dispute resolution based on real situations faced when practicing international commercial law. Students will learn strategies for resolving international disputes as well as the mechanics of service of process, conducting discovery, and enforcing foreign judgments. Finally, a comparison of the pros and cons of litigation versus arbitration will be explored. Leading cases in the field will be analyzed and hypothetical problems will be used to illustrate the issues.

Methodology: The course will be taught using a problem based method with class discussion. Class will, in principle, be conducted in Japanese.

Textbook: Materials for the course will be copied and distributed accordingly.
 Hideyuki Kobayashi, 国際取引紛争 (Kobundou, 3rd ed. 2003)
 Tatsuya Nakamura, 国際商事仲裁入門 (Chuokezaisya, 2001)

Grading: 非公開

Related Course(s): 国際私法、国際商取引法、国際取引法総合、裁判外紛争解決、
 国際民事訴訟法、涉外法務 BP・WP

Plan:

Class #	Topics
1	Overview-Means to Resolve International Disputes
2	Jurisdiction
3	Governing Law and Conflict of Laws
4	International Judicial Assistance
5	Litigation Proceedings
6	Recognition and Enforcement
7	Coordination with Arbitration and Other Means of Dispute Resolution
8	Arbitration and Other Means of Dispute Resolution
9	Applicable Laws
10	Separability, Arbitrability and Competence/Competence
11	Drafting Arbitration Clauses
12	Arbitral Proceedings(1) – Appointment of Arbitrators
13	Arbitral Proceedings(2) – Conduct of Proceedings
14	Challenge and Recognition/Enforcement of Arbitral Award
15	Final Examination

法務研究科法務専攻（法科大学院） 講義要綱

授業科目名	American Tort & Product Liability Law				
担当者名	ホーキングズ, ロートン				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	秋

Objective: To provide students with an overview of American Tort and Product Liability Law

Abstract: This topic is a standard first year course at every American law school and is covered on state bar exams. Students will learn the basic parameters of US Tort and Product Liability Law with special emphasis placed on reading US cases and understanding the workings of the common law system.

Methodology: The course will be taught using a modified Socratic method and class discussion. Class will be conducted in English, but students may use Japanese as necessary to ask questions or to express opinions.

Textbook: No text is required for this course. Materials for the course will be copied and distributed at the beginning of the semester.
Strongly recommended reference: Dictionary of Anglo American Law, by professor Tanaka.

Grading: 非公開

Related Course(s): Other courses on American Law、民法 I ～VI

Plan:

Class #	Topics
1	Origins, Objectives, Overview of Tort Law
2	Cause of Action, Elements, Role of Judge & Jury, Burden of Proof
3	Intentional Torts—Intent
4	Intentional Torts—Defenses to Liability
5	Negligence—Standard of Conduct/Duty of Care
6	Negligence—Proximate Cause
7	Negligence—Special Areas (Medical Malpractice)
8	Negligence—Vicarious Liability
9	Negligence—Defenses to Liability
10	Strict Liability & <i>Res Ipsa Loquitur</i>
11	Product Liability—Relationship of Tort to Contract & Warranty
12	Product Liability—Defects (Manufacturing & Design) & Failure to Warn ; Causation in Fact & Scope of Liability
13	Remedies—Money Damages & Injunction
14	Remedies—Punitive Damages
15	Final Examination

法務研究科法務専攻（法科大学院） 講義要綱

授業科目名	International IP Licensing Agreements				
担当者名	ウェクスラー, ジェフリー, ジョンソン, エドワード				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	秋

Objective: To provide students with an overview of the international licensing of intellectual property

Abstract: Students will be required to examine a variety of areas of intellectual property and then to consider the best strategies for licensing them. We will read a number of leading cases in the field and review some standard agreements.

Methodology: The course will be taught using a modified Socratic method and class discussion. Class will be conducted in English, but students may use Japanese as necessary to ask questions or to express opinions.

Textbook: No text is required for this course. Materials for the course will be copied and distributed at the beginning of the semester.

Grading: 非公開

Related Course(s): Other courses on American Law、知的財産法 I～III、現代契約実務、渉外法務 BP・WP、知的財産法務 BP・WP

Plan:

Class #	Topics
1	Introduction & Overview of IP Law
2	Pros & Cons of Licensing / Licensing Strategies
3	Licensing versus Direct Investment
4	Negotiating and Drafting License Agreements
5	Non-Disclosure and Confidentiality Agreements
6	Defining Terms
7	Scope, Territory & other standard Terms & Conditions
8	Performance & Audit Rights
9	Special Issues—Franchise Agreements
10	Special Issues—Patent Licenses
11	Special Issues—Trademark Licenses
12	Special Issues—Copyright Licenses
13	Special Issues—Joint Development Agreements
14	Dispute Resolution
15	Final Examination

法務研究科法務専攻（法科大学院） 講義要綱

授業科目名	American Secured Transactions Law				
担当者名	ギブズ, スティーブン				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	秋

Objective	To provide students with an overview of American secured transaction law.
Abstract	This course provides an overview of the rules that, in American law, govern the raising of funds by means of granting security interests in personal property. The primary focus is on UCC Article 9, but the federal Bankruptcy Code will also be considered.
Related Course(s)	Other courses on American Law —Though this course has no formal prerequisites, the instructor suggests that it would be useful to take American Property Law or American Contract Law, or both, before taking this course.— 民法 I～VI、金融法、倒産法 I・II
Methodology	The course will be conducted using the Socratic method. We will focus carefully on the statutory language of UCC Article 9 and then explore how the statute works the context of real commercial transactions.
Textbook	<ul style="list-style-type: none"> ● Gary Neustadter, UCC Article 9 [downloadable file] ● National Conference of Commissioners on Uniform State Laws and American Law Institute (joint copyright holders), Uniform Commercial Code [downloadable file]
Grading	非公開

Teaching Plan	1	The economic significance of property and security.	
	2	Creation and enforceability of consensual security.	Perfection.
	3		
	4		Priority.
	5		
	6		Default.
	7		
	8		Foreclosure.
	9		
	10		Liens.
	11	Bankruptcy.	Introduction to liquidation and reorganization; the automatic stay.
	12		Allowed secured claims.
	13		Secured creditor's treatment in Chapter 13; ditto Chapter 11.
	14		Avoidance of security in bankruptcy.
	15	Final Examination	

法務研究科法務専攻（法科大学院） 講義要綱

授業科目名	Tax and Accounting for Business Combinations and Workouts				
担当者名	ジョーデン, ウィリアム				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	秋

Objective	To implant the DNA of professionalism: discursive integrity, noetic courage, and analytical rigor.
Abstract	<ul style="list-style-type: none"> ● It is widely recognized that distressed companies present a fertile field for lawyers and that legal expertise in investing, restructuring, and M&A involving distressed companies has a high market value. What is not so widely recognized is that the accounting at distressed companies usually is also distressed, and lawyers who blithely enter this field without understanding the games that are being played with the financial statements (not only by the distressed companies themselves but also by their "rescuers") do so at substantial professional risk. This course is intended to provide inoculation against such risk. ● To understand the games that are played with financial statements, one must understand where financial statements come from, i.e., one must understand double-entry bookkeeping, adjusting and closing entries, and financial statement preparation. These are not conceptually difficult matters, but they can be learned only by practice, i.e., homework. Therefore, during the first part of this course, there will be weekly homework assignments. ● During the second part of this course, actual cases of fraudulent accounting for business combinations will be studied. The question to be addressed is: What is it about business combinations that invites so much fraud? ● During the third part of this course, the financial and tax accounting rules for workouts will be explored. Again, the emphasis will be on fraud-spotting and prophylaxis for the lawyers involved in the matter.
Related Course(s)	会計学、商法 I・II、企業会計法、企業法務 BP・WP、金融法務 BP・WP
Methodology	Class will be conducted in English in even-numbered academic years, and in Japanese in odd-numbered years. This course will use a modified Socratic method and discussion.
Textbook	E. John Larson, Modern Advanced Accounting, Ninth Edition (McGraw-Hill Irwin, 2003), or equivalent, will be used in the first part of the course. The main source of information in the second part of the course will be news reports downloaded from the Web.
Grading	非公開

Teaching Plan	1	Double-entry bookkeeping; the flow of bookkeeping data.		
	2	Accrual-basis accounting; adjusting entries.		
	3	Preparing financial statements, with or without closing entries.		
	4	The purchase method of accounting for business combinations.	Comparison with the pooling-of-interests method.	
	5		Financial statements on date of business combination.	
	6		Financial statements after date of business combination; equity method.	
	7		Elimination of intercompany transactions.	
	8	Tyco.		
	9	WorldCom.		
	10	[other cases comparable to Tyco and WorldCom]		
	11	Doubtful accounts.	Financial accounting and tax accounting issues.	
	12	Workouts.		
	13			
	14			
	15	Final Examination		

授業科目名	Corporate and Project Finance				
担当者名	グロンディン, ロバート				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	秋

Objective: To teach students the key elements of the law and practice of corporate finance and the theory and practice of project finance

Abstract: This course will provide students with an overview of the major aspects of the law and practice of corporate finance and project finance. The course will cover US, English and Japanese law, with a special focus on corporate debt and equity financings and international project finance structures for infrastructure development. The objective of this course will be to introduce students to the basic concepts, legal principles and structures of standard corporate finance structures and transactions, such as equity and debt finance, convertible equity and debt securities, bank finance and capital markets securitization structures as one segment of the course, and then will also take a similar approach to introducing students to the basic concepts, legal principles and structures of typical project finance transactions for major infrastructure projects in developing countries and private finance initiatives (PFI) in advanced economies

Methodology: Instruction will be in English, and will comprise both lectures, case studies and Socratic method for class discussion.

Textbook: The method of instruction will utilize a standard us textbook as well as practical materials developed from real transactions to provide students with a view of the practical aspects of legal practice in these fields and the nature of these types of complex financial transactions within a single country and on a cross-border basis.

Grading: 非公開

Related Course(s): Other courses on American Law、会計学、商法 I・II、企業会計法、企業金融法、金融法実務、金融法務 BP・WP

Plan:

Class #	
Introduction	
1	Introduction and Overview to corporate and project finance
Corporate Finance	
2	Equity Securities: Rights, Powers and Protections
3	Convertible Securities and Options: Rights, Power and Protections
4	Debt Securities: Public and Private Debt, Senior and Subordinate
5	Corporate Governance
6	Enterprise and Securities Valuation
7	Securitization
8	Venture Capital and Private Equity
9	Capital Structure, Leverage and Rating Agencies
10	Insolvency, Bankruptcy, Reorganization and Liquidation
Project Finance	
11	Project Risk Analysis and Mitigation
12	Perspective of the Sponsors, Developers and Suppliers
13	Perspectives of the Lenders: Debt, Repayment and Security
14	Implementation and Operation
15	Dispute Resolution and Foreclosure

法務研究科法務専攻（法科大学院） 講義要綱

授業科目名	Corporate Counseling & Legal Risk Management				
担当者名	名取 勝也、マクリン, ジェラルド				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	秋

Objective: To provide students with the skills necessary to engage in effective corporate counseling and legal risk management both as in-house and outside legal counsel.

Abstract: Students will be required to examine a variety of areas related to the general field of Preventive Law. We will read a number of leading US and Japanese cases, discuss actual problems experienced working as in-house and outside counsel, and role play. Subject to availability, students in this class will engage in a project with students from a law school in North America.

Methodology: The course will be taught using a problem-based method and class discussion. Class will be conducted in English and Japanese.

Textbook: No text is required for this course. Materials for the course will be copied and distributed at the beginning of the semester.

Grading: 非公開

Related Course(s): 企業法務 BP・WP、渉外法務 BP・WP

Plan:

Class #	Topics
1	Introduction to Preventive Law
2	Role of In-house versus Outside Counsel
3	Finding Facts and Advising Clients
4	Identifying and Managing Legal Risk
5	Law School Project-Analyzing the Problem
6	Law School Project-International Communications
7	Law School Project-Negotiation & Drafting
8	Law School Project-Negotiation & Drafting
9	Law School Project-Negotiation & Drafting
10	Law School Project-Negotiation & Drafting
11	Law School Project-Closing Transactions
12	Codes of Conduct
13	Codes of Conduct
14	Business & Legal Ethics
15	Final Examination

法務研究科法務専攻（法科大学院） 講義要綱

授業科目名	フランス法 I				
担当者名	金山 直樹				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	フランス民法典は、今年、生誕 200 年を迎えている。それを記念して、本講義では、フランス革命前の普通法時代から現代に至るフランス私法史について概観した後、さまざまな政体を越えて持続的に発展してきたフランスの私法理論の特色を浮き彫りにしつつ、主要な論点を取り扱う。講義の後半では、フランス私法学の最前線に立って現代的な潮流を位置づける。 講義の到達目標は、比較法的・歴史的考察を通じて、日本の私法学に関する高度な理解を得るための能力、一言でいえば日本の状況を相対化して捉えてその発展すべき方向を導くことのできる能力を獲得することにある。
2. 関連する科目との関係	私法系の必修科目、とくに「民法」、「民法総合」における実定法教育との関連にとくに留意し、その学習に厚みを増すという観点から、講義を行う。したがって、受講生は、日本の私法に関するアクチュアルな解釈論ならびに立法論の具体的内容に精通している必要がある。あくまでも日本という基点からフランス的なものを発見するという視点を大切にすることになる。その際、フランス法の「歴史と精神」が強調されることになる。なお、関連する科目として、「法史学（西洋法史）」、「フランス法 II」がある。
3. 授業の方法	原典講読の形式で行う。したがって、受講生は、予め指定された文献を消化してこなければならない。当然のことながら、フランス語が読めることが前提である。フランス語の知識なくしては、真にフランス的なものの理解は不可能だからである。講義では、テキストを手がかりに、質疑応答を重視し、双方向的なやりとりの中で、自分で外国のものを理解できる能力の養成に心がける。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	フランスの代表的な文献から抜粋したものを作成し、受講生に配布する予定である。
6. 授業内容（細目）	
第 1 回	フランス法を学ぶ意義 講義のガイダンスを兼ね、資料の読み方などを指導する。
第 2 回	普通法の展開 1 ドマの著作を読み、法の観念に関する彼の考え方を理解する。
第 3 回	普通法の展開 2 ブルジョアの著作を読み、即時取得の原則の由来を考える。
第 4 回	普通法の展開 3 ポティエの著作を読み、自然債務に関する理解を深める。
第 5 回	フランス革命と法 1 フィリポーの民事立法論を読み、近代の法観念を分析する。
第 6 回	フランス革命と法 2 デュランマイヤヌの民事立法論を読み、革命期の理想を考究する。

第7回	フランス革命と法3 カンパセレスの民事立法論を読み、法典とは何かを問う。
第8回	フランス革命と法4 ポルタリスのレジオンに関する法案説明を読み、法典の前提とする自由の観念を再考する。
第9回	19世紀学説史1 トゥリエの著作を読み、民法典学派の誕生の瞬間に立会う。
第10回	19世紀学説史2 オブリー＝ローの著作を読み、体系的法律学の誕生のシーンを再現する。
第11回	20世紀の展開1 カルボニエの著作を読み、民法典とは何かを考える。
第12回	20世紀の展開2 ゲスタンの著作を読み、契約と正義の関係を捉え直す。
第13回	20世紀の展開3 ジャマンの著作を読み、契約における連帯主義の問題に目を向ける。
第14回	予備1
第15回	予備2

法務研究科法務専攻（法科大学院） 講義要綱

授業科目名	フランス法Ⅱ				
担当者名	橋本 博之				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	公法系の必修科目の履修を前提に、比較法的観点から公法学に関する理解を深めるとともに、ヨーロッパ大陸系の公法学全体に関する基礎的知識の習得を目的とする。 講義は、フランス革命から現代に至るフランス憲法史について概観した後、国民主権の共和国体制の下で発達したフランスの統治理論について、主要な論点を取り扱う。講義の後半では、比較法的モデルとして重要なフランス行政法理論について、行政裁判制度の位置付けの問題を中心に論じる。 講義の到達目標は、比較法的考察・歴史的考察をとおして、日本の公法学に関する高度な理解を得るための方法と能力を獲得することにある。
2. 関連する科目との関係	必修科目である「憲法」・「行政法」・「憲法総合」・「公法総合」の各科目において展開される日本の公法に関する実定法教育との関連づけに特に留意し、日本の実定法を習得に関する「厚み」を増すという観点から、フランス公法の講義を行うものとする。したがって、受講生は、日本の公法に関するアクチュアルな解釈論上・立法論上の論点との具体的な関連の下に、比較法としてのフランス公法を学ぶものとする。なお、外国法の中では、とりわけ「EU法」との関係づけについて意識した講義が展開されるものとする。
3. 授業の方法	講義形式であるが、演習に近い形式で行われる。受講生は、事前に指定された文献について予習して基礎的知識を得ることとし、講義では、講師による比較法的・歴史的観点から思考を深めるための問いに答え、自らの思考を深化させるものとする。講義においては、随時レポート提出を求め、双方向のやりとりを重視する。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	橋本博之・行政訴訟改革（弘文堂）。なお、参考文献として、デュヴェルジェ（時本義昭訳）フランス憲法史、橋本博之・行政判例と行政法学（有斐閣）も適宜参照する。その他、日本語・フランス語の文献について、適宜コピーをして配布する。
6. 授業内容（細目）	
第1回	フランス公法を学ぶ意義 全体の導入として、日本の法務研究科においてフランス公法を学ぶ意味について確認をする。フランス公法の比較法的モデル性、日本の公法学との結びつきを中心に理解を深める。
第2回	フランス憲法史① 大革命以降のフランス憲法史について、オーリウによる循環理論などの基本的枠組みを説明した後、大革命期の憲法の変遷について概観する。
第3回	フランス憲法史② 19世紀を通じたフランス憲法体制の歴史的変遷について、基本的な事柄を学ぶ。特に、第3共和制の成立過程に注目し、そこで展開された公法学説の発展について説明する。
第4回	フランス憲法史③ 20世紀のフランス憲法史について、2度の世界大戦のインパクトや、現代フランスにいたる統治体制の変遷について学ぶ。
第5回	フランス行政法の基本構造① フランス行政法の歴史的的特色とそのモデル性について、講義を行う。
第6回	フランス行政法の基本構造② フランス行政法の基本構造に関する基礎的文献を素材に、双方向の議論を行う。

第7回	フランス行政法の基本構造③ フランス行政法の基本構造に関する基礎的文献を素材に、双方向の議論を行う。
第8回	中間まとめ。フランス公法理論と日本の公法学 第7回までの学習を前提に、フランス公法理論について、日本の公法学の関係する論点と、比較検討を行う。中間試験としての意味をこめて、各受講者に個別の報告を課し、相互評価を兼ねた討論を行う。
第9回	フランス行政訴訟の基本構造 行政法の母国として比較法上のモデルとなっているフランス行政訴訟制度について、その歴史性に留意しつつ講義を行う。
第10回	行政訴訟① フランス行政訴訟に関する基礎的文献を素材に、双方向の議論を行う。
第11回	行政訴訟② フランス行政訴訟に関する基礎的文献を素材に、双方向の議論を行う。
第12回	行政訴訟③ フランス行政訴訟において、行政活動の適法性がどのようにコントロールされるのか、越権訴訟の仕組みを中心に学ぶ。日本の行政事件訴訟法との対比に、特に注意を払う。
第13回	行政訴訟④ 現在のフランス行政訴訟の改革について、EU法とのハーモナイゼーションという側面に注目しつつ、講義を行う。
第14回	フランス型行政制度 講義全体のまとめとして、現代フランスの行政制度の公法理論上の特色について、整理する。
第15回	試験

法務研究科法務専攻（法科大学院） 講義要綱

授業科目名	ドイツ法 I				
担当者名	江口 公典				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>ドイツ法 I では、ドイツ法のうち最も広い意味における私法の領域を対象として、2 年次以降の受講生がわが国における法曹養成とりわけ実務法曹養成の観点から必要な知見ないし有益な知見を獲得することを目的とする。第 1 の到達目標は、明治期以来わが国の法秩序の形成・発展に大きな影響を与えてきているドイツ法について、歴史的な展開の側面を含めてその特徴を理解することであり、第 2 の到達目標は、現代の国際取引等の主要な相手方としてのドイツを念頭に置いて、経済法等の主要分野について基本的知識を獲得することである。</p> <p>なお、ドイツ法に関する個別的法律問題を独力で解決するためには、ドイツ語能力が不可欠となる。時間の制約はあるが、一定の時間をドイツ語文献の講読に当てる。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>ドイツ法 II の履修によってドイツ法を総合的に学習することが望ましい。また、個別問題について多数の科目が置かれているアメリカ法のほか、複数の諸国の法秩序に関する基礎的な知見を深めることをとおして、広い視野に立って法律家としての素養を身につけることが望まれる。さらに、ドイツ法をはじめとする外国法の知識を深めておくことは、基本科目、選択科目に含まれる各実定法の問題点ないし争点について検討する場合に、比較検討の素材を豊にすることにつながる。</p>
3. 授業の方法	<p>1～6 回では、基本的に通常の講義形式を採用する。7～14 回では、ドイツ語文献を講読する。</p>
4. 成績評価	<p>非公開</p>
5. 教材	<p>村上淳一＝ハンス・ペーター・マルチュケ『ドイツ法入門』（改訂第 5 版、有斐閣刊）、その他ドイツ語文献・資料等に基づいて授業を行う。</p>
6. 授業内容（細目）	
第 1 回	<p>ドイツ法の歴史的基礎(1) 「ドイツ」法に関する考察を進める基礎的作業として、西ローマ帝国の滅亡（5 世紀）、フランク王国の東西分裂（9 世紀）を経てドイツという観念が成立して以降、神聖ローマ帝国の枠組みの下において封建社会が進展し、さらにドイツ帝国が成立する 19 世紀後半までの歴史的展開について概説する。また、それぞれの歴史的段階に即して法秩序の概要を論じる。</p>
第 2 回	<p>ドイツ法の歴史的基礎(2) 「歴史的基礎(1)」で取り扱った時期以降、現在までの歴史的展開（①ドイツ帝国成立〔1871 年〕以降の展開、②第 1 次世界大戦とワイマール共和国、③ナチス支配と第 2 次世界大戦、④戦後復興、東西分裂、統一）について述べ、それぞれの歴史的段階に即して法秩序の概要を論じる。</p>
第 3 回	<p>ドイツ私法概説(1) ドイツ民法を概説する（総則・債権法・物権法・家族法）。 また、近時の債権法改正の経緯と内容について詳述する。 さらに、ヨーロッパにおける民事法分野の平準化の動向およびわが国民民事法に対するそのインパクトについて、総説的に検討する。</p>
第 4 回	<p>ドイツ私法概説(2) 商法、労働法を取り上げ、基本構造、特質および日本法との比較の観点に重点を置いて概説する。</p>
第 5 回	<p>ドイツ経済法概説(1) ドイツ経済法の概要を解説する。 ①「経済法」概念の成立と経済法の展開（歴史的検討） ②（主に W. Fikentscher, Wirtschaftsrecht の体系的整理に基づく）現行法の解説 ③わが国の独占禁止法の場合と同様に、ドイツ経済法制の基本法である競争制限防止法（Gesetz gegen Wettbewerbsbeschränkungen）について序論的検討</p>

第6回	ドイツ経済法概説(2) 第5回の検討(とくに上述③)を踏まえて、競争制限防止法に関する各論的検討を行う。わが国独占禁止法とドイツ競争制限防止法の間には、現代の独占禁止法制としての共通点がみられる一方で、規制対象となる競争秩序侵害類型の体系の点やサンクションのあり方の点で大きな相違があることも否定できない。このことに留意しながら、カルテル、垂直制限等の主要な規制について踏み込んだ考察を加える。
第7回	中間とりまとめ 第1～6回について受講生からの質問を受け、質疑応答を行う。 また、ドイツ法文献講読(第8～14回)の進め方について説明し、ドイツ語能力の問題等について問題点を解明する。
第8回	ドイツ法文献講読(1-1) Hugo Sinzheimer, Der Wandel im Weltbild des Juristen を講読する。(講読する文献は、近代市民法秩序の変容と社会法分野の生成を分かりやすく論じた小論文である。)
第9回	ドイツ法文献講読(1-2) Hugo Sinzheimer, Der Wandel im Weltbild des Juristen (法律家の世界像における変遷) を講読する。
第10回	ドイツ法文献講読(1-3) Hugo Sinzheimer, Der Wandel im Weltbild des Juristen (法律家の世界像における変遷) を講読する。
第11回	ドイツ法文献講読(2-1) わが国の独占禁止法の場合と同様に、ドイツ経済法制の基本法である競争制限防止法(Gesetz gegen Wettbewerbsbeschränkungen)を素材として、ドイツ法文献講読への導入を図る。この回と次回では、競争制限防止法の主要条文を取り上げ、翻訳、解釈、わが国独占禁止法との比較検討を行う。 今回は、カルテル禁止、市場支配的企業の濫用行為の規制を取り上げる。
第12回	ドイツ法文献講読(2-2) わが国の独占禁止法の場合と同様に、ドイツ経済法制の基本法である競争制限防止法を素材として、ドイツ法文献講読への導入を図る。前回と今回は、競争制限防止法の主要条文を取り上げ、翻訳、解釈、わが国独占禁止法との比較検討を行う。 今回は、市場支配的企業集中の規制、垂直的競争制限行為の規制を取り上げる。
第13回	ドイツ法文献講読(3-1) 民法(債権法)改正およびヨーロッパにおける民事法の平準化に関する標準的なドイツ語文献を講読する。
第14回	ドイツ法文献講読(3-2) 民法(債権法)改正およびヨーロッパにおける民事法の平準化に関する標準的なドイツ語文献を講読する。
第15回	まとめ 受講者の質問および担当者の問題提起により、講義の成果をとりまとめ、将来の課題を確認する。

法務研究科法務専攻（法科大学院） 講義要綱

授業科目名	ドイツ法Ⅱ				
担当者名	オステン, フィリップ				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	ドイツ法Ⅱでは、ドイツ法のうち広義での公法の領域を対象とし、とりわけ刑法・刑事司法を中心とした司法制度の全体像、その理論と実務に関する基本的な知識を習得することを目的とする。 本授業の第一の到達目標は、日本の刑法に多大な影響を与えてきているドイツ刑法の形成過程、その歴史的背景および今日における主要な論点を学習することであり、第二の到達目標は、ドイツ司法制度全体の運営・実務について正確な知識を獲得することである。
2. 関連する科目との関係	「ドイツ法Ⅰ」の履修によりドイツ法を総合的に学習することが望ましい。
3. 授業の方法	1～10回では、通常の講義形式を採用する。11～14回では、ドイツ語文献を講読する（ドイツ法に関する個別的法律問題を独力で解決するためには、ドイツ語能力が不可欠であるため）。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	村上淳一＝ハンス・ペーター・マルチュケ『ドイツ法入門 [改訂第5版]』（有斐閣2002年）、その他各ユニットに対応した文献・資料（ドイツ語文献等も含む）に基づいて授業を行う。
6. 授業内容（細目）	
第1回	ドイツ刑法史（1） 中世、神聖ローマ帝国等を経て、ドイツ帝国が成立する19世紀までのドイツにおける刑事法思想の歴史的展開および刑法理論の生成・変遷について概説する。 また、それぞれの歴史的段階に即して司法制度の概要を論じる。
第2回	ドイツ刑法史（2） 「ドイツ刑法史（1）」で取り扱った時期以降、現在までの歴史的展開（①1871年の帝国刑法典、②第一次世界大戦とワイマール共和国における刑法改正、③ナチス支配下の刑事法と第二次世界大戦、④戦後復興、東西分裂、西独における刑法諸改正、ドイツ再統一）について概説する。殊に、刑事司法によるナチス犯罪および旧東独の不法体制の処理にも言及を行う。 また、それぞれの歴史的段階に即して司法制度全体の概要を論じる。
第3回	現在のドイツ連邦共和国における公法秩序 憲法（ボン基本法）が各法分野に与えてきた影響、行政法の発展、戦後の公法秩序と司法改革（行政裁判所、労働裁判所、社会裁判所、財務裁判所等の導入）、法曹養成制度等を概観する。
第4回	刑事訴訟法の理論と実践（1） ドイツ刑事訴訟法およびその関連法規（裁判所構成法等）の基をなす諸概念（起訴法定主義、職権主義、糾問主義、参審制等）についての基礎的な知識を習得することが目指される。
第5回	刑事訴訟法の理論と実践（2） 「刑事訴訟法の理論と実践（1）」に引き続き、ドイツの刑事司法の実像、すなわちその実務と運営に着目したい。
第6回	刑法（1） 刑法総則の基本概念（殊に罪刑法定主義、犯罪論等）を横断的に分析する。

第7回	刑法（2） 「刑法（1）」に引き続き、共犯理論、過失論、その他刑法総則の主要論点について、日独比較を軸として考察を加える。
第8回	刑法（3） 刑法各論の主要論点を概説する。 また、統計データ等を使用し、ドイツにおける犯罪の実情にも言及を行う。
第9回	ドイツ刑法と国際化 ヨーロッパ・EU 圏内における刑事法の平準化の動向、国際刑法とドイツ国内刑法との関係（殊にドイツ国際刑法典）、司法共助等について序論的検討を行う。
第10回	中間とりまとめ 第1～9回について受講生からの質問を受け、質疑応答を行う。 また、ドイツ法文献講読（第11～14回）の進め方について説明する。
第11回	ドイツ法文献講読（1） 受講生のドイツ語能力・希望等に合わせ、ドイツ法思想上重要な論文（例えば、Radbruch の法哲学などが考えられる）を素材としてドイツ法文献講読への導入を図る。
第12回	ドイツ法文献講読（2） ドイツ刑法や憲法の原文から主要条文を取り上げ、翻訳、解釈、日本法との比較検討等を行う。
第13回	ドイツ法文献講読（3） 体系書、コンメンタールからの抜粋など、刑法に関する基本文献を素材として、法律文献の読み方を学習し、読解力を一層深めることが目指される。
第14回	ドイツ法文献講読（4） ドイツ法文献講読(1)～(3)における学習を踏まえて、刑法に関する判決文を講読する。 また、ドイツ法 II の授業全般について、質疑応答を行う。
第15回	試験

法務研究科法務専攻（法科大学院） 講義要綱

授業科目名	イギリス法				
担当者名	島田 真琴				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>イギリス契約法は、イギリス（イングランド及びウェールズ）の国内法であると同時に、米国やカナダ、オーストラリアその他英連邦諸国の法制度のモデルとなっており、かつ金融、建設、物品運送、海事、保険その他の分野の国際取引において広く準拠法として使用されている。よって、日本の法律家としてこれらの国際法務に従事し、諸外国の弁護士らと対等に渡り合っていくためには、イギリス私法の基礎知識が不可欠である。</p> <p>本授業では、イギリスの司法制度、裁判制度及び契約法を中心にイギリス私法を概説した上、その応用として、イギリス法に準拠した典型的な取引契約（国際商品取引、国際融資契約、ジョイント・ベンチャー、ユーロ・ボンド、船舶ファイナンス、海上運送契約、海事保険、共同建設プロジェクト等）の内から適当な題材を選び、その基本的な仕組みを説明すると共に、これに適用される法律（判例及び制定法）及び法的諸問題を検討する。</p> <p>本授業の到達目標は、日本の法曹として国際取引法務に従事する上で必要なイギリス私法の基礎知識及びその活用方法を修得することにあるが、ここで得た基礎知識により、国際取引実務に直結した他の選択科目（「渉外法務ワークショップ・プログラム」等）で、より高度な学習を可能にする能力を身につけることが目指される。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>本授業では、日本の法曹として必要なイギリス私法の修得を目指しているため、イギリス法上の諸制度、諸原則、諸規定を日本の民商法及び取引実務と対比しながら授業を進めることになる。したがって、1年次に配当される民商法科目を理解していることが受講の前提となる。他方、本授業を受けることにより、受講生は、比較法的な見地から日本法の特異性を認識し、民商法の内容をより深く理解できる。</p> <p>他の選択科目として関連性が高いのは、「国際商取引法」、「国際取引法実務」、「国際金融取引法実務」、「渉外法務ベーシック・プログラム」及び「渉外法務ワークショップ・プログラム」である。これらの科目における授業内容を正しく理解し、確実に身につけるためには、国際取引の土台を成しているイギリス私法の基礎を一通り学習しておくことが望ましい。</p>
3. 授業の方法	<p>授業は、判例、文献リスト及びテーマに関連する質問事項を列記したレジュメを事前配布し、これに従って学生に発問し、その返答に基づいて適宜に討議する方法で進める。また、授業時間中に設けるワークショップやセミナーにおいて、学生はグループに分かれて、イギリスの判例に基づくケーススタディ、イギリス法に準拠した契約書の解釈・検討、契約前書面や契約条項のドラフト、契約交渉のロールプレイその他の作業を行い、その成果発表を通じて、法律知識を実務に応用するための基礎能力を指導する。授業は日本語で進行するが、ワークショップやセミナーで使用する資料、判例、契約文書等の大半が英文である。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>授業は、講師があらかじめ準備し配布するテキスト、レジュメ及び契約書雛形や判例コピーなどの資料に基づいて進める。なお、授業全体に関係がある参考文献として、イギリスの法制度全般に関し、P. S. James の An Introduction to English Law、契約法に関し、Treitel の The Law of Contract 11th Ed. 又は Anson's Law of Contract 28th Ed. 及び Jill Poole の Casebook on Contract Law 6th Ed. を推薦する。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>イギリス法に準拠する国際取引および法曹の役割</p> <p>イギリス法はどのような種類の国際取引に使用されているか、なぜ準拠法として選択されるのか、これらの取引に英国弁護士（Barrister 及び Solicitor）、日本弁護士がそれぞれどのように関与しているか、どのようにしてイギリス法を学習すればよいか等について紹介する。</p>
第2回	<p>イギリスの司法制度について及び判例の読み方</p> <p>イギリスの裁判制度及びコモンローを初めとするイギリス法の法源について、日本の裁判制度や司法制度と比較しながら説明する。また、判例法がどのように確定し、法源として機能するのかについて具体的な事例を紹介しながら検討する。</p> <p>ワークショップ1（コモンロー判例の分析）：学生はレター・オブ・インテントに関する判例を分析し、裁判所がどのような判例法を鼎立したのか、及びその実務的な意義を検討する。</p>
第3回	<p>契約の成立要件 (1) - Offer and Acceptance について</p> <p>イギリス法上の契約成立要件の一部である Offer 及び Acceptance について、様々なタイプの契約における具体的な内容、方法を、判例を紹介しながら検討する。</p> <p>ワークショップ2（契約の成立に関するケーススタディ）：学生は、契約の成立に関する伝統的な判例における裁判官の説示内容を検討の上、これを利用した演習事例の解決方法を討議する。</p>
第4回	<p>契約の成立要件 (2) - Consideration について</p> <p>イギリス法上の契約成立要件の一部であり、かつ日本法とは全く異なる法概念である Consideration（対価、約因）に関する諸問題を、判例を紹介しながら検討する。さらに、Consideration のない合意に拘束力を生じさせるための重要な法原則である Promissory Estoppel（禁反言の原則）を紹介する。</p> <p>ワークショップ3（Promissory Estoppel に関するケーススタディ）：学生は、判例に示されている事案の内容を検討の上、当該事件は Promissory Estoppel の抗弁が認められる事例であるか否かを討議する。</p>

第5回	<p>契約の成立要件 (3) – Contractual Intention</p> <p>イギリス法上の契約成立のためのその他の要件である Intention to create legal relations、Certainty、Completeness などについて、判例を紹介しながら検討する。</p> <p>ワークショップ4 (契約の成立に関するケーススタディ) : 学生は、判例分析を通じて、裁判所が、実際の契約交渉過程中的のある時点における契約成立を認定する上で、コモンローの諸原則をどのように適用するのかについて検討する。</p>
第6回	<p>契約前書面 (Pre-contractual documents) について</p> <p>Letter of Intent、Letter of Commitment、Heads of Agreement など、契約交渉中に取り交わす書面の目的、機能及びイギリス法上の法的効果を検討する。</p> <p>ワークショップ5 (契約前書面の法的性質に関するケーススタディ) : 判例を検討して、契約前書面で用いられる用語及び法的効果を研究する。</p> <p>ワークショップ6 (契約前書面のドラフト及び契約交渉のロールプレイ) : 学生は、Commitment Letter を発行する側と受け取る側の2つのグループに分かれて、それぞれに有利なドラフト・レターを作成する。さらに、両グループ間でドラフトを交換し、互いに交渉し、書面の文言を合意して完成させる。</p>
第7回	<p>不実表示及び錯誤 (Misrepresentation、Mistake) について</p> <p>Representation の意義、効果について判例を紹介しながら検討する。更に、Mistake に関する最近の判例の動向、Misrepresentation との相違などを検討する。</p> <p>ワークショップ7 (Misrepresentation に関するケーススタディ) : 学生は、Misrepresentation が争点となる事例を分析し、判例を利用しての事案解決手法を学習する。さらに、同じ事案の準拠法が日本法であった場合における解決方法との違いを検討する。</p>
第8回	<p>契約の条項 - Conditions、Warranties、Innominate terms について</p> <p>イギリス法に基づく契約条項の種類として、Warranties と Conditions とがあるが、これらの違い、実際上の区別の仕方などについて判例を中心に検討する。</p> <p>ワークショップ8 (国際金融取引に関する契約条項の検討) : 学生は、国際取引実務において使用されている銀行ローン及び保証契約書を用いて、Representations、Warranties、Conditions、Undertakings、Event of Default など各条項の役割、効果を検討する。</p>
第9回	<p>契約の解釈及び責任免除規定 (Exclusion Clause) について</p> <p>Parol Evidence Rule など、イギリス法上の契約解釈の一般原則とその例外を紹介する。さらに、いわゆる責任免除規定の効果、解釈原理について、一般原理と Unfair Contract Terms Act の適用がある場合とに分けて紹介する。</p> <p>ワークショップ9 (製造請負契約の解釈) : 学生は、複数国の企業間における機械製造請負契約における下請会社の報酬債権請求に関する判例を検討し、裁判所が契約条項をどのように解するかを討議する。</p>
第10回	<p>契約の変更及び契約上の権利義務の移転 - Variation、Assignment、Novation について</p> <p>Variation、Rescission、Waiver の意義、要件を紹介し、さらに、Assignment と Novation の違いを中心に、契約上の地位を移転するための手法と限界を検討する。</p> <p>ワークショップ10 (契約条件の変更に関するケーススタディ) : 学生は、ケニアの供給業者とエジプトの商社との間のイギリス法に準拠したコーヒー豆売買契約に関する事例を検討し、当該事実関係の下で契約条件の変更があったか否かを討議する。</p>
第11回	<p>契約の終了 - Termination、Frustration について</p> <p>契約違反解除、合意解約など契約の終了原因とその要件、効果を概観した上、イギリス法独自の原理である Frustration に関するコモンロー及び法令を紹介し、イギリス法に準拠する契約において不可抗力条項 (Force majeure clause) を合意していない場合にどのような問題が生ずるかを検討する。</p> <p>ワークショップ11 (不可抗力条項のドラフト) : 学生は、イギリス法上の Doctrine of Frustration の適用を避けるためにはどのような不可抗力条項が必要かを検討して、そのドラフトを作成する。</p>
第12回	<p>契約違反の救済措置及び信託制度 - Remedies、Equity and Trusts について</p> <p>コモンローに並ぶイギリスの重要な判例法であるエクイティ (衡平法) に基づく信託制度を概説し、これがイギリス法上どのような役割を担っているか、具体的な事例を紹介しながら説明する。さらにコモンロー及び衡平法上の救済措置について紹介する。</p> <p>ワークショップ12 (衡平法上の救済措置に関するケーススタディ) : イギリス企業とインド企業との石油パイプライン設備のリースに関する事例を検討し、衡平法上どのような救済措置が可能かを考慮しながら判決内容を予測する。</p>
第13回	<p>セミナー (1) – イギリス法に準拠した国際融資契約</p> <p>ユーロ金融市場及びユーロ・ローン及びシンジケート・ローンの仕組みを解説した上で、あらかじめ配布した国際融資契約書の雛形 (英文) に基づいて、個々の契約条項の法的な意味、目的及びこれに関する法律上の問題点を、すでに学習したイギリス法上の諸概念、諸原則を用いて検討する。</p> <p>ワークショップ13 : 学生は、グループに分かれて、国際融資取引において特定の目的を達成するためにはどのような条項が必要であるかを検討し、当該条項を作成し、これについて討議しながら国際融資契約書作成の基礎を学習する。</p>
第14回	<p>セミナー (2) – イギリス企業の買取り</p> <p>日本の会社がイギリスの会社を買収する場合を想定し、public takeover と private acquisition との違い、買収方法の選択、契約交渉、Due Diligence、契約締結、履行完了までの手続きの流れ及び特に注意すべき法令や規則を紹介し、さらに株式売買契約の主要な条項を既に学習したイギリス法上の諸概念や諸原則を用いて検討する。</p> <p>ワークショップ14 : 株式売買契約のドラフトを検討して、契約条項のミスや不利な条項を抽出し、望ましい契約条項の対案をドラフトする。</p>
第15回	試験

法務研究科法務専攻（法科大学院） 講義要綱

授業科目名	中国法				
担当者名	近藤 丸人				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	新設の法科大学院における初年度の法学既習者を対象とする。受講生が将来法律実務家として中国に関する涉外法務に携わるための必要な知識を身につけ、実務家として必要とされる問題解決能力、及び応用力を身につけることを目的とする。
2. 関連する科目との関係	中国における経済活動及び中国との経済活動に関連する外為法並びに貿易取引に関する各法及び信用状統一規則等に関する講義及び演習も折に触れ行う。
3. 授業の方法	中国に関する涉外法務に携わる法律実務家になる資質としては、 ①カウンターパートである中国の法律実務家の考え方を理解し、 ②クライアントとなるビジネス現場のニーズを知る 必要があると考える。 ①に対応するため、1)中国法体系、2)契約法、商法 3)公司法、4)知的財産権法、5)外国企業による投資形態、6)紛争解決制度について基礎的な知識と実務上の問題状況を理解し、且つ自ら情報収集を行えるようになることを到達目標とする。 具体的には右到達目標は講義及びセミナーにより実現される。 ②に対応するため、A)基礎的知識を得た分野に関連して、典型的な問題とそれへの対応に必要なことは何かを知るとともに、B)予期せぬ事態に対して実務的な問題を発見し、軽重を判断し、且つそれへの対応可能な能力を身につけることを到達目標とする。 具体的には、右到達目標 A)B)は次の授業手法によって実現される。1)紛争事例について論点抽出と判断を求める(セミナー)、2)契約書作成実務において限られた時間内でコメントを出す(グループワークセッション)、3)契約書作成実務(セミナー:プレゼン)、4)相談業務、(ロールプレーイング・ミーティング)により実現される。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	基礎的知識の取得に関しては、予め資料を通知する場合もある。講義に際しては適宜プリント等を提供する。 中国語の原文教材も使用する。必要があれば訳文も付するが、中国語の既習者であることは必ずしも必要ではない。
6. 授業内容 (細目)	
第1回	ガイダンス 前提テスト(法学既習者の達成度) 講義： ・ 中国法体系への理解 ・ 法規範体系、国家機関体系の概説及び基本的法律用語の理解 ・ 資料及びアクセス方法の紹介 ・ 中国法体系に対する質問抽出 課題提出(判例)
第2回	適宜テスト(中国法体系への理解/中国の司法考試問題使用) ・ 抽出質問に対する受講生による回答 ・ 課題提出判例に対するセミナー/プレゼンなし ・ 課題提出(判例/発表者)
第3回	講義： ・ 中国契約法、商法 ・ 日本法との比較 受講生によるプレゼンテーション ・ 上記に関するセミナー ・ 課題なし
第4回	講義： ・ 契約書実務について グループワークセッション ・ 契約書コメント ・ セッション 課題提出(仮想事例/発表者あり)

第5回	<p>講義：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中国公司法 ・ 日本法との比較 <p>受講生によるプレゼンテーション</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 論点抽出 ・ 問題点抽出 ・ 上記に関するセミナー <p>課題提出(仮想相談事例/発表者あり)</p>
第6回	<p>講義：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中国公司法と実務的接点 ・ キーワード「株式公開/上場」 <p>受講生によるプレゼンテーション</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 論点抽出 ・ 問題点抽出 <p>上記に関するセミナー</p>
第7回	<p>講義：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中国知的財産権法 ・ 日本法との比較 <p>ワークショップ (2回連続)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談事例 (仮想事例の事業展開に対応して) <p>ワークショップ中間発表</p>
第8回	<p>講義：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中国知的財産権法 <p>ワークショップ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ワークショップグループ発表と評価 <p>課題提出 (合弁契約書レビュー)</p>
第9回	<p>講義：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外国企業の中国への投資形態 ・ 合弁契約書レビューのプレゼンテーション ・ セッション <p>課題提出 (仮想事例)</p>
第10回	<p>講義：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 紛争解決制度 ・ 日本法との比較 <p>適宜テスト</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 紛争解決制度若しくは強制執行に関する仮想事例について
第11回	<p>講義：総合</p> <p>ケーススタディ：</p> <p>仮想ケースを利用したディベート</p> <p>上記ディベートに基づく立場分けと書面作成演習</p>
第12回	<p>ロールプレイングミーティング：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 仮想相談事例を用い、役割分担に応じたミーティングの戦略作り ・ 模擬会議 <p>セッション</p>
第13回	<ul style="list-style-type: none"> ・ ロールプレイングミーティングに基づく書面作成演習 ・ セッション ・ 役割を変更しての模擬会議 ・ セッション <p>適宜テスト</p>
第14回	<p>適宜テスト結果に基づく補習もしくは補充</p>
第15回	<p>テスト</p>

法務研究科法務専攻（法科大学院） 講義要綱

授業科目名	EU 法				
担当者名	庄司 克宏				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>主に EU 法未修者を対象として、欧州連合（EU）法の中核を成す欧州共同体（EC）法についての基礎的理解を習得させることを目的とする。</p> <p>本授業では、まず EU/EC 条約の概要を踏まえた後、EU 諸機関、立法手続、行政制度ならびに司法制度および訴訟手続について概観する。次いで、EC 法が国内法といかなる関係にあるのかを EC 法の直接効果、国内法に対する優越性および EC 法上の権利の国内的救済という視点から解説する。その後、実体法としての域内市場法すなわち物・人・サービス・資本の自由移動および競争法について説明を行う。最後に、域内市場法との関連で知的財産権および WTO 法がどのように位置づけられるのかについて説明する。</p> <p>以上により、受講者が将来、実務上 EC 法に直面した際に的確な調査、判断、助言を行うための応用能力の基礎を提供することが到達目標である。</p>
2. 関連する科目との関係	EC 法との関係で一般法に当たる「国際法」および「国際経済法」、また、EU 加盟国の国内法である「フランス法」、「ドイツ法」、「イギリス法」が関連科目となるが、必須ではない。
3. 授業の方法	講義形式をとりつつも、質疑応答を行いながら双方向型の授業を実施する。受講生は事前に教科書を熟読したうえで、関連条文（英文）および毎回指定する判例（英文）に目を通しておかなければならない。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	庄司克宏著『EU 法 基礎篇』および『EU 法 政策篇』岩波書店、2003 年を教科書として用いる。受講者は事前に指定された箇所を毎回講義の前に熟読しておくことが求められる。また、初回に EU/EC 条約（英文）および授業で使用する基本判例コピー（英文）を配布するので、それらについても毎回講義の前に関連部分を読んでおかなければならない。
6. 授業内容（細目）	
第 1 回	<p>EU/EC 条約の概要、法源、諸機関、立法手続、行政制度</p> <p>EU/EC 条約の概要について説明した後、まず、EC 法の法源として設立条約、派生法（規則、指令、決定など）、EC が締結した国際協定、法の一般原則、判例法について解説する。次いで、EC 立法過程に関与する諸機関（理事会、欧州議会、コミッション）および立法手続（諮問手続、同意手続、共同決定手続）について概説し、最後に EC 立法がどのように実施されるのかについて、とくにコミットロジー制度に言及しながら説明を行う。</p>
第 2 回	<p>司法制度および国内裁判所との関係（先決裁定手続）</p> <p>まず、司法裁判所および第一審裁判所について組織・構成および管轄権について解説を行う。次いで、先決裁定手続の解説を行い、同手続を通じて司法裁判所が国内裁判所といかなる関係にあるのかを下級審および最終審に分けて説明する。</p>
第 3 回	<p>直接訴訟（義務不履行訴訟、取消訴訟、不作為訴訟、損害賠償請求訴訟その他）</p> <p>司法裁判所および第一審裁判所における直接訴訟について、取消訴訟を中心に他の訴訟手続との関係を踏まえながら解説を行う。とくに私人の原告適格の範囲に焦点が当てられる。</p>
第 4 回	<p>EC 法の直接効果と優越性</p> <p>EC 法の直接効果の意義・要件および国内法に対する優越性との関係について概説した後、設立条約、派生法、国際協定に分けて説明を行う。私人の EC 法上の権利に対する保護の視点から、とくに指令に焦点を当て、直接効果を有しない場合のその他の効果についても解説する。</p>
第 5 回	<p>EC 法上の権利に対する国内的救済</p> <p>直接効果を有し、かつ国内法に優越する EC 法規定に基づく権利が私人に付与されたとしても、その侵害に対する救済は国内裁判所において国内法に依拠して行われる。この点について、いかなる EC 法上の要件が課されるのかを差別禁止および実効性という原則から説明する。また、EC 法に違反した加盟国の私人に対する損害賠償責任について解説を行う。</p>

第 6 回	域内市場および物の自由移動 I（関税・課徴金、内国税） 物・人・サービス・資本の自由移動および競争法を中心とする域内市場を概観した後、物の自由移動のうち関税・課徴金の廃止および差別的な内国税の禁止について解説する。
第 7 回	物の自由移動 II（数量制限と同等の効果を有する措置） 物の自由移動における最大の問題である数量制限と同等の効果を有する措置について、定義、明文の適用除外、合理性の基準(the rule of reason)および相互承認、デ・ミニミス・ルールの有無、「一定の販売取り決め」に関連する判例を取り上げながら解説を行う。
第 8 回	人の自由移動（労働者、開業、サービス、EU 市民権） 経済活動に従事する EU 加盟国国民の自由移動について物の自由移動と比較しつつ、その範囲、明文の適用除外、合理性の基準(the rule of reason)、資格同等原則、デ・ミニミス・ルールの有無に関連する判例を取り上げながら解説を行う。また、人の自由移動と EU 市民権の関係についても説明する。
第 9 回	資本の自由移動および経済通貨同盟 資本の自由移動について他の自由移動との相違を踏まえながら、その範囲および適用除外について判例の動向とともに解説する。また、単一通貨ユーロ導入後における EU の金融政策、為替レート政策および経済政策の法的枠組についても説明する。
第 10 回	EC 競争法 I（競争制限的行為の禁止） EC 条約第 81 条の解説を行う。まず第 81 条 1 項について、事業者、協定および協調的行為、「目的又は効果」、合理性の基準(the rule of reason)の有無、デ・ミニミス・ルールの解説を行う。また、域外適用の問題についても取り上げる。次いで第 81 条 3 項の適用免除について、排他的流通や選択的流通などの垂直的制限に関する一括適用免除を素材として使用しながら解説する。
第 11 回	EC 競争法 II（支配的地位の濫用の禁止、合併規則） EC 条約第 82 条の解説を行う。まず支配的地位の有無に関して産品市場および地理的市場、市場占有率および参入障壁について解説した後、濫用の態様について説明する。また、共同支配の問題および合併規則についても取り上げる。
第 12 回	EC 競争法 III（手続的側面） EC 競争法の遵守確保(enforcement)について、とくに規則 17 号の改正を取り上げ、新旧規則の比較を行いながら、EC 条約第 81 条 3 項に基づく適用免除におけるコミッション、国内裁判所、国内競争当局の新たな関係に関して解説を行う。
第 13 回	知的財産権（物の自由移動および競争法との関係） 国内法の所産としての知的財産権は EC レベルの物の自由移動を制限する方向に働くが、司法裁判所はどのようにして両者の調和を図っているかについて権利消尽理論に焦点を当て、特許、商標、著作権に関する判例を取り上げながら説明する。また、知的財産権と EC 条約第 81-82 条が抵触する場合の問題についても解説を行う。
第 14 回	WTO 法との関係 まず EC の条約締結権の問題として WTO 協定に EC が加盟国とともに署名した法的根拠について解説した後、EC 法の法源たる国際協定としての WTO 法が EC 法秩序においていかなる効果を有するのかについて、直接効果の有無を含めて説明を行う。
第 15 回	試験

法務研究科法務専攻（法科大学院） 講義要綱

授業科目名	アジア法				
担当者名	太田 達也				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	日本とアジア諸国との経済活動や文化交流が深まる一方、アジア諸国の間で様々な紛争や問題が生ずる機会が増大していることから、これからの法曹や企業法務従事者にとって、従来のような欧米の司法制度に関する知識だけでなく、アジア諸国の司法制度に関する教養を備えることが重要となっている。またアジアでは各国の法体系や社会事情に応じた様々な司法制度や実務が展開されており、こうした制度の分析を通じて得られる知見は、我が国の法制度の将来を探究する上で貴重な財産であり、またアジア固有の理念を探求することで、従来の欧米中心の理論を新たな視点から見つめ直し、新たな理念やモデルを構築するための契機となる可能性もある。本講義では、こうした視点から、アジア各国の司法制度の概要と特徴に加え、アジア法の調べ方などの方法論について概説する。
2. 関連する科目との関係	アジア各国の法体系及び司法制度を比較・理解する上で我が国の司法制度に関する基礎的な知識が必要となることから、基礎法学科目に設置されている「司法制度論」や「立法政策学」などの科目を併せて履修することが望ましい。また、「中国法」や「開発法学」に関しては、外国法系の講義に独立した科目が設置されていることから、中国の法制や開発法学に関し更に深く学習したい場合は、そちらを併せて履修することを勧める。また、「イギリス法」と「フランス法」（ないし「ドイツ法」）は、アジア法理解の上で参考になると思われるが、これらの科目も外国法系の講義に設置されている。
3. 授業の方法	原則として講義形式で行う。講義で扱う国の中には学生に馴染みの薄い言語が公用語として法令や判例などで用いられている国が少なくないが、講義や課題では、できる限り原典や一時資料に触れる機会をもつようにしたいと考えている。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	アジア各国の法令集や判例集などから編集した資料を用いて講義を進める。日本語や英語の文献資料で参考になるものは、適宜、紹介する。
6. 授業内容（細目）	
第1回	【アジア法—総論】（第1回～第3回） アジア法研究の意義と系譜 経済法、開発法学、社会主義法、憲法史といった従来のアジア法研究の系譜について概説したあと、アジア法研究の意義と必要性について考察する。
第2回	アジア法の体系 アジア諸国に見られる幾つかの法体系の特色を、植民地時代から独立後の発展を含めた国家形成の歴史や民族主義運動、政治機構などとの関係から概説する。
第3回	アジア法の法源と言語 アジア諸国の法源である憲法、法律、下級法令、判例法の特色について概説するほか、アジアにおけるイスラム法の地位やアジアで依然重要な意味をもつ慣習法の存在にも言及する。また、アジア諸国の司法制度を理解する上で必要不可欠な法と言語の関係について説明する。
	【アジア法—各論】 各論（第4回から第13回まで）では、アジア諸国に見られる法体系毎に司法制度の歴史的経緯（法の継受と固有法）、憲法の構造と基本原理、法源（法律、下級法令、イスラム法、慣習法、判例法）、立法過程、裁判所の機構、司法手続の概要・特色、法曹の養成と現状などについて概説する。以下、各講義のシラバスでは、各国の法制度について特に言及する点のみ記す。
第4回	韓国の法制度 韓国は、かつては日本の旧法を継受したものの、戦後（特に旧法令整備政策の1960年代以降）は独自の立法政策を展開する反面、日本の法制度を意識した改革が多分に見られる。講義では、そうした韓国の積極的な立法政策の特色や背景を始め、司法制度に関しては、独自で多様な機能を有する憲法裁判所制度についても解説する。

第5回	同上
第6回	香港・台湾の法制度 香港はイギリス統治下で独自の法体系を発展させたのに対し、台湾はかつて日本の旧法の影響を受けたものの、戦後は積極的な法改正を進めてきている。講義では、そうした香港と台湾の法制度の展開を中心に講義する。
第7回	同上
第8回	シンガポール・マレーシアの法制度 両国については判例法の位置付けに関して踏み込んだ解説を行う。また、近年、シンガポールの司法制度改革において積極的に推進されているコミュニティ・ジャスティスの概念と施策の内容についても触れる。
第9回	同上
第10回	インドネシアの司法制度 インドネシアの法制度の展開を、オランダ植民地時代、独立後の固有法制定時代、ポスト・スハルト後の法改正時代に区分して概説する。特に、オランダ法（フランス法）の継受と固有法への転換が重要なテーマとなる。また、200を越える民族から成る多民族国家における慣習法の存在意義についても解説する。
第11回	同上
第12回	タイの司法制度 タイではラーマ7世治世下における立憲革命以来、度重なるクーデタとクーデタ政権による憲法制定が頻りに繰り返されてきたが、1992年の5月革命を経て、現在の1997年憲法が制定されている。講義では、こうした憲法史の変遷と民主化と人権保障の上での憲法の役割について言及する。
第13回	同上
第14回	アジア諸国の司法制度とまとめ 各論で触れることのできなかつたフィリピンやインドの法体系、(元)社会主義国家の法体系について補講し、最後に、アジア法とアジア法研究の今後の展望についてコメントする。
第15回	試験

法務研究科法務専攻（法科大学院） 講義要綱

授業科目名	開発法学（法整備支援論）				
担当者名	松尾 弘				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>本授業では、『司法制度改革審議会意見書』（2001年6月）においてもその推進が提言されている発展途上国への法整備支援を題材にして、社会発展のために法制度がどのような役割を果たしうるかという根本問題を、実践的かつ理論的に探求することを目的としている。</p> <p>(1)最初に、法整備支援が本格化した背景として、東西冷戦構造の崩壊とグローバリゼーションの進展について分析し、国家および国際社会のガバナンス改革の一環としての法整備支援の意義を確認する。</p> <p>(2)ついで、法整備支援の実践例について、国際機関、NGO、外国国家および日本政府の場合に分け、法整備支援の現状を実証的に分析したうえで、そこから浮かび上がった問題点を整理する。</p> <p>(3)最後に、法整備支援の問題点を克服するために、その問題の根源を学問的に分析し、法整備支援のセオリーを探求することにより、法整備支援をより効果的なものにして可能かを検討する。その際、社会の変容と制度の役割に関する制度理論の新展開なども踏まえて学際的観点から考察を加えることにより、法整備支援のセオリーを介して、社会の発展と法制度との関係を探求する開発法学(Law and Development Study)の理論構築を試みる。</p> <p>本授業は、法解釈論の習得を中心とする法科大学院のカリキュラムの中にあつて、ともすれば狭くなりがちな視野を広げ、国際社会の中で日本が置かれた立場を踏まえて、より広い視野に立って法律家が果たすべき役割を見つめ直す機会を提供することを目指している。それが発展途上国への支援という一方向的な問題ではなく、日本のガバナンス改革や、市民社会の成熟にも通じる問題であることを理解してもらうことが、本授業の最終目標である。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>発展途上国への法典起草支援や法律家養成支援にも現れているように、効果的な法整備支援を行うためには、実定法についての正確かつ広範な知識が不可欠である。とりわけ、民法、民事訴訟法、商法、破産法など、経済発展の基礎となる法分野の知識が有益である。</p> <p>また、外国法や比較法についての知識も、自国の実定法や法文化を相対化してみるうえで有益である。本授業は、これらの関連科目に新たな興味を抱かせるインセンティブにもなりうるであろう。</p>
3. 授業の方法	<p>担当者が予め用意するレジュメおよび資料を用いて授業を進める。</p> <p>これと併せて、受講者は担当者と相談のうえ、法整備支援の実践例を1つ取り上げ、被支援国の経済・政治・社会状況の分析、支援の経緯、目的、対象法分野、規模、方法、成果、問題点の中から、幾つかを取り上げ、関連する回の授業の中で報告を行い、質疑応答や議論も行う。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>授業に先立ち、担当者がレジュメおよび関連資料を作成し、配布する。</p> <p>テキストはないが、関連するテーマについてのサブ・テキストを指示する。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>グローバリゼーションと法整備支援</p> <p>1980年代から法整備支援がにわかに活発化してきた背景として、東西冷戦構造の崩壊およびグローバリゼーションの進展があるとされる。とりわけ根源的な現象であるグローバリゼーションにつき、それが何を意味し、どのような原因によって進展し、なぜ法整備支援を必然化させたかを分析する。</p>
第2回	<p>ガバナンス改革の一環としての法整備支援</p> <p>グローバリゼーションの下で要請されるに至った法整備支援は、まずは被支援国の「良い政府」・「良い統治」の実現を目指すものである。しかしながら、それはまた、支援側の国家および国際社会のガバナンス改革の一環でもなることを確認する。</p>
第3回	<p>国際機関およびNGOによる法整備支援</p> <p>世界銀行、国際通貨基金、国連開発計画など、これまで法整備支援を積極的に実践してきた国際機関および内外のNGOを中心に、支援の目的、対象法分野、規模、方法および成果について比較し、問題点を抽出する。</p>
第4回	<p>外国政府による法整備支援</p> <p>アメリカ合衆国国際開発庁(USAID)、イギリス国際開発庁(DFID)、ドイツ技術協力公社(GTZ)、カナダ国際開発庁(CIDA)、スウェーデン国際開発庁(Sida)など、これまで法整備支援を積極的に実践してきた国家機関を取り上げ、支援の目的、対象法分野、規模、方法および成果について比較し、問題点を抽出する。</p>

第5回	<p>日本社会の近代化と西洋法の継受</p> <p>18世紀後半以降における日本の西洋法継受プロセスを、法整備支援という視点から再検討する。とりわけ、支援国側と日本政府との関係、整備すべき対象法分野の選定と順序、法整備支援を受けるための予算や方法、支援の結果、法整備と経済的・政治的・社会的発展との関係などについて改めて検証する。そのうえで、今日における法整備支援との異同につき、その背景事情の相違も含めて考察する。</p>
第6回	<p>日本政府による法整備支援</p> <p>日本政府の対外援助政策として法整備支援がどのように位置づけられているか、ODA大綱やODA白書の検証とともに、『司法制度改革審議会意見書』における取り扱いなども視野に入れて分析する。そのうえで、日本政府が行っている法整備支援につき、支援の経緯、対象国、目的、対象法分野、規模、方法および成果について実証的に分析し、問題点を抽出する。</p>
第7回	<p>法整備支援の課題と法学への期待</p> <p>まず、国際機関、NGO、外国国家、日本の法整備支援の実践から浮かび上がった問題点を整理する。ついで、それらの問題を克服してゆくためにはどのような方策が必要かつ有効か、問題の根源を理論的に究明する方法を探求する。とりわけ、社会の仕組みにおける法制度の位置づけを明らかにし、それに基づいて制度改革を通じた社会発展を促しうるような社会認識モデルの構築を試みる。</p>
第8回	<p>人間行動の多様性とモデル化の限界</p> <p>社会認識モデルの第1レベル（最下層）にある、きわめて多様な個性をもった個々の人間行動につき、どこまでモデル化が可能とみられているか、意思決定論や認知科学の分析成果を用いて検証し、一見バラバラな個々の行動も、彼らが属する組織、彼らが服する制度および規範的理念を視野に入れずには理解不可能であることを明らかにする。</p>
第9回	<p>市場・企業と法制度</p> <p>社会認識モデルの第2レベルにある様々な組織につき、市場・企業、国家、市民社会の順に分析する。まず、われわれの日常生活にとって最も身近で最も重要な組織である市場の存在意義と本質および企業との関係を分析し、それらが相互補完的な組織であり、かつ国家および法制度なしには維持されえないことを検証する。</p>
第10回	<p>国家と法制度</p> <p>国家の存在意義につき、契約ルールの設定、契約の強制的執行などを通じて、市場・企業の活動を支える強い政府としての側面と、そうした強大な政府による権限の濫用や逸脱を回避する正義に適った政府としての側面という、2つの側面から考察し、何れの側面でも法の支配という制度的基盤が不可欠であることを検証する。</p>
第11回	<p>市民社会と法制度</p> <p>強い国家がもつべき強大な権限につき、その濫用や逸脱を最終的にコントロールしうる主体は、国家の外部から国家を監視しうる市民社会であるが、かかる市民社会も、民主的制度に支えられることによってはじめて安定的に存立し、かつ有効に機能しうることを明らかにする。</p>
第12回	<p>制度の存在意義と法制度の役割</p> <p>社会認識モデルの第3レベルとして、以上の考察を通じて社会における絶対的重要性、不可欠性が明らかになった制度につき、あらためてその存在理由と構造を検証する。そして、これを踏まえて、社会改革を促しうるような制度変化がどのようにして可能か、制度変化のプロセスを分析し、制度変化の要因としての法制度の役割と特色を再確認する。その際には、制度変化の偶然性を回避するうえで、社会の規範的理念が決定的に重要な役割を果たすことを明らかにする。</p>
第13回	<p>規範理論への要請</p> <p>社会認識モデルの第4レベルとして、規範的理念の重要性を再確認したうえで、その普遍性を正当化し、または批判する最終的な規準として、どの社会においても体系的な規範理論が要請されざるをえないことを明らかにする。そのうえで、どのようにすれば異文化間でも一般的に通用しうる規範理論を構築することができるかを、ポストモダンの洞察や多文化主義の含意をも踏まえて検討する。</p>
第14回	<p>法整備支援から開発法学へ</p> <p>まず、第7回から第13回までの理論的考察を総括して、開発法学の理論枠組を再確認する。ついで、そのような理論枠組を用いることにより、問題に直面している法整備支援の実践に対し、どのような具体的な提言を行いうるか、幾つかの実際の法整備支援に当てはめて考えてみる。</p>
第15回	<p>報告と討論</p> <p>これまでの実証的および理論的考察を踏まえ、従来すでに実践されてきた、または今後予定されている法整備支援の中から、受講者各人がその興味に応じて具体的ケースを1つずつ取り上げ、当該国家の発展を促進するためには、どのような形で法整備支援が進められるべきか、その具体的なプログラムを提言する。それらの報告に基づき、全員で討論を行う。</p>

法務研究科法務専攻（法科大学院） 講義要綱

授業科目名	企業法務ベーシック・プログラム				
担当者名	渡辺 恵理子				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>企業法務に関する最新の実務の状況、そこで必要とされる法的知識及び法的思考力を習得するのに必要な基礎知識を修得することを目的とする。</p> <p>本科目では、多岐にわたる企業法務のうち、コーポレートガバナンス、合併・企業買収、事業提携及び国際取引等に関する取引法、競争法（特にアメリカ、欧州競争法）等を中心に企業法務の基礎について概観する。</p> <p>本科目の到達目標は、同一担当による「企業法務ワークショップ・プログラム」（以下「WP」）と連動し、企業法務に関する主要な実務の状況を体験的に理解することを通じて、実務家に必要な実践的な法知識、方法及び検討の視点を修得させることにある。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>本科目は、「WP」履修者に必要な基礎知識を提供するものであり、本科目の履修が「WP」履修の前提となるものである。</p> <p>その他、選択科目である国際法、国際経済法、国際私法及び国際取引法などとは、その実務上の応用に関する教育を行う本講義とは、内容において密接に関連する。</p> <p>また、必修科目である基本六法、特に「民法」、「商法」、「民事手続法」の基礎知識は、本講義を理解するために最低限必要となるものといえる。なお、本科目は、「渉外法務ベーシック・プログラム」、「渉外法務ワークショップ・プログラム」とは、渉外法務と国内法務という相違はあるものの関連する内容を有する授業となる。</p>
3. 授業の方法	<p>授業の方法は、演習形式を用いる（ただし、適宜講義形式による基本的な解説も行う）。受講生は、事前に指定するテキスト及び指定されたケース等について予習する事が義務づけられる。また本授業に際しては、具体的な事例に基づいた質疑及び討論を行う。また、適宜ゲストスピーカーの参加を得て、自由討論等を行う。（そのため、授業内容の順序等に一部変更があり得る。）なお、本科目の性質上、与えられる課題は、実務上の実践的な内容となり、講義以外の模擬的な交渉などを組み合わせる授業を合わせて行う。また、授業に際しては、適宜、レポートの提出を義務づける。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>教材は、企業法務の理解に最適なテキスト及び、個別の項目に関して必要となるサブテキストを用いる。ただし、「WP」との連動というの性質上、教材は、「WP」と同様、オリジナルの配付資料を中心とした教材を用いることになる。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>企業法務概観</p> <p>企業法務に関する現状、企業法務における企業内法務担当者と外部弁護士の役割・連携、専門化の現状、企業法務に必要な法律など、企業法務に関する初歩的な基礎知識について解説する。</p>
第2回	<p>コーポレートガバナンス</p> <p>会社組織のあり方と企業法務の実務について解説する。</p>
第3回	<p>合併・買収・事業提携・合併事業 ①</p> <p>合併・買収・事業提携・合併事業の実務において必要な会社法、税法等に関する基礎知識について解説する。</p>
第4回	<p>合併・買収・事業提携・合併事業 ②</p> <p>合併・買収・事業提携・合併事業の実務について解説する。</p>
第5回	<p>事業提携・合併事業の解消</p> <p>事業提携・合併事業の解消の実務について解説する。</p>

第6回	技術取引（知的財産権）と企業法務 技術取引（知的財産権）の実務について解説する。
第7回	独占禁止法と企業法務 企業法務において独占禁止法の位置付けや実務上の取扱について解説する。
第8回	企業再生と企業法務について解説する。
第9回	コーポレートファイナンスと プロジェクトファイナンス プロジェクトファイナンスについて解説する。
第10回	不動産流動化 不動産流動化について解説する。
第11回	労働問題と企業法務 日常生起する労働問題と企業法務について解説する。
第12回	紛争解決と企業法務 取引に関する契約交渉と紛争解決手段について解説する。
第13回	エンターテイメント法について解説する。
第14回	企業情報の開示と危機管理 企業にとっては重要な企業情報の開示について解説する。
第15回	試験

法務研究科法務専攻（法科大学院） 講義要綱

授業科目名	企業法務ワークショップ・プログラム				
担当者名	渡辺 恵理子				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>企業法務に関する最新の実務の状況、そこで必要とされる法的知識及び法的思考力を修得することを目的とする。</p> <p>本科目では、多岐にわたる企業法務のうち、コーポレートガバナンス、M&A、事業提携及び国際取引等に関する取引法、競争法（特にアメリカ、欧州競争法）等を中心に企業法務について概観する。</p> <p>本科目の到達目標は、同一担当者による「企業法務ワークショップ・プログラム」（以下「BP」）と連動し、企業法務に関する主要な実務の状況を体験的に理解することを通じて、実務家にふさわしい実践的な法知識、方法論及び検討の視点を修得させることにある。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>本科目は、実践的な体験学習を基礎とするものである関係上、本科目を履修する際に必要となる法的知識については、「BP」において解説する。本科目の履修の前提として「BP」を履修しなければならない。</p> <p>選択科目である「国際法」、「国際経済法」、「国際私法」及び「国際商取引法」などとは、その実務上の応用に関する教育を行う本科目とは、内容において密接に関連する。</p> <p>また、必修科目である基本六法、特に「民法」、「商法」、「民事手続法」の基礎知識は、本講義を理解するために最低限必要となるものといえる。なお、本講義は、「渉外法務ワークショップ・プログラム・同ワークショップ・プログラム」とは、渉外法務と国内法務という相違はあるものの関連する内容の講義となる。</p>
3. 授業の方法	<p>授業の方法は、演習形式を用いる（ただし、適宜講義形式による基本的な解説も行う）。受講生は、事前に指定するテキスト及び指定されたケース等について予習する事が義務づけられる。また授業に際しては、具体的な事例に基づいた質疑及び討論を行う。また、適宜ゲストスピーカーの参加を得て、自由討論等を行う。（そのため、授業内容の順序等に一部変更があり得る。）なお、本科目の性質上、与えられる課題は、実務上の実践的な内容となり、講義以外の模擬的な交渉などを組み合わせる授業を合わせて行う。また、授業に際しては、適宜、レポートの提出を義務づける。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>教材は、企業法務の理解に最適なテキスト及び、個別の項目に関して必要となるサブテキストを用いる。ただし、企業法務ワークショップの性質上、教材は、体験学習の性質上、オリジナルの配付資料を中心とした教材を用いることになる。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>企業法務の基本構造</p> <p>企業法務全般にわたる基本的な検討の視点、検討方法及び本講義が取り上げる領域に関する全体像を鳥瞰する。</p>
第2回	<p>契約実務</p> <p>企業法務に必要な契約条項の検討、法的問題点の検討及び相手方との交渉等の実務について解説する。</p>
第3回	<p>契約実務演習 ① 販売契約（代理店契約）</p> <p>具体的な想定事例をもとに、取引条件及びその法的問題点を検討する。</p>
第4回	<p>契約実務演習 ② 技術取引</p> <p>具体的な想定事例をもとに、取引条件及びその法的問題点を検討する。</p>
第5回	<p>紛争解決の実務</p> <p>紛争解決の手段、プロセス等の実務について解説する。</p>

第6回	紛争解決の実務 演習 具体的な想定事例をもとに、紛争解決手段の選択を含め紛争解決手段・プロセスについて検討する。
第7回	合併・買収・事業提携・合弁事業 合併・買収・事業提携・合弁事業の実務について、具体的な事例を中心に解説する。
第8回	合併・買収・事業提携・合弁事業 演習 ① 具体的な事例をもとに、具体的なスケジュール管理も含め検討する。
第9回	合併・買収・事業提携・合弁事業 演習 ② 具体的な事例をもとに、具体的な条件について検討し、交渉を体験する。
第10回	知的財産権の実務 具体的な事例をもとに知的財産権をめぐる諸問題を検討する。
第11回	経済法実務 独占禁止法・景表法・下請法の実務について解説を行う。
第12回	経済法演習 独占禁止法（景表法）の実務（違反事件）について、具体的な想定事例をもとに検討する。
第13回	経済法演習 独占禁止法（景表法）の実務（一般予防）について、具体的な想定事例をもとに検討する。
第14回	企業情報開示と危機管理 企業情報開示と危機管理について、具体的な想定事例をもとに検討する。
第15回	試験

法務研究科法務専攻（法科大学院） 講義要綱

授業科目名	企業法務ベーシック・プログラム				
担当者名	江口 公典、菅原 貴与志、豊泉 貫太郎、福井 琢				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	本科目においては、企業法務分野全般のガイダンスをした後、架空のストーリーを扱ったケースブックに基づいて、株式会社の設立、取引先との契約、業務の拡大、上場、リストラ、内紛、企業再編などを経て、倒産するまでの過程を追うことにより、商法だけでなく、企業法務分野において頻繁に取り扱う法領域（独禁法、労働法、倒産法、証券取引法その他）との関連性を学習し、企業法務という業務分野についての基本的な知識と理解を得ることを目的とする。
2. 関連する科目との関係	「商法Ⅰ・Ⅱ」などの学習を通じて、既に商法（会社法）に関する基本的な知識と理解を有していることを前提としている。「商法総合Ⅰ・Ⅱ」のように、基本的に商法の論点を中心に扱う科目と異なり、出来るだけ現実の企業活動に則して、商法だけでなく、企業法務分野で頻繁に取り扱う分野についても学習する。最終的には、同一担当者による「企業法務ワークショップ・プログラム」において取り扱うコーポレートガバナンス（企業統治）及び企業再編を履修するための基礎的科目と位置づけられる。
3. 授業の方法	ケースブックに沿って、あらかじめ用意された問題を事前に検討し、十分予習した上で授業に臨み、講師との質疑応答及び講師による解説を通じて、問題点についての理解を深める。また適宜レポートの提出などを求める。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	1で述べたケースブック及び問題集を用いる。授業後には各回のポイントをまとめた資料を配布し、復習しておくべき関連の文献、判例などを紹介する。
6. 授業内容（細目）	
第1回	企業法務全般のガイダンス 企業法務の内容、企業法務分野で取り扱う主な法律、企業法務分野における外部弁護士と企業法務担当者の関係、オールラウンドプレイヤーと専門化など、全般的な講義を行う。
第2回 第3回	株式会社の設立（1）（2） 特許やノウハウを有する人物が開業資金を工面して株式会社を設立することを前提に、様々な仕組みの中から、設立者の要求を満たすには、どのような内容を選択すべきかを検討する。実際に定款を作成してもらい、株式会社の設立手続（定款の内容を含む）のほか、種類株式などについても学習する。
第4回	取引先との契約 製品の販売や資材の購入に伴う契約書を実際に作成してもらい、典型的な取引に伴う様々な問題点を検討する。クレームの発生（製造物責任）、債権保全、回収、独占禁止法との関係、特許侵害などを学習するが、独占禁止法との関係及び債権保全に関しては、別の回で扱う。
第5回	独占禁止法の遵守 企業活動に伴って、独占禁止法が関係してくる典型的な場面を設定して、談合、カルテル、不公正な取引方法などについて学習する。
第6回	資金調達 会社の買収場面を想定して、事業を拡大していく過程で必要不可欠な資金調達について検討する。借入金、社債、新株の発行、新株予約権の発行などを学習する。
第7回	合併 子会社を吸収合併するという想定のもとに、組織再編の典型例である合併に関して学習する。

第8回	債権回収 取引先が倒産しそうであるとの想定のもとに、倒産危機への対応及び債権の回収方法について学習する。
第9回	リストラ 従業員が社内手続に違反したとの想定及び事業拡大を急いだあまり経営が悪化したため、その原因となった不振にあえぐ一部門についての対策を講じるとの想定のもとに、労働法上の解雇権の濫用、整理解雇四要件などを学習する。
第10回	会社分割 不振部門を切り離すとの想定のもとに、会社分割手続について、商法上及び労働承継法上の問題点について学習する。
第11回	取締役の責任 取締役の1名が競業行為を行っており、その上会社の取引先にも損害を与えたとの想定のもとに、競業禁止義務違反、取締役の第三者に対する責任などの問題点を検討する。
第12回 第13回	内紛(1)(2) 大株主、取締役入り乱れて、会社の経営権をめぐって争いが生じたとの想定の下で、様々な問題点を検討する。株主の帳簿閲覧請求権、第三者に対する有利発行、株主総会決議の取消訴訟、取締役の違法行為の差止めなどを学習する。
第14回	倒産 ついにこのままでは日末の手形を落とすことができないとの想定の下に、どのような法的手続を選択すべきか、またそれぞれのメリット、デメリットなどを検討する。
第15回	試験

法務研究科法務専攻（法科大学院） 講義要綱

授業科目名	企業法務ワークショップ・プログラム				
担当者名	江口 公典、菅原 貴与志、豊泉 貫太郎、福井 琢				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	広い企業法務の領域のうち、主として特に重要な業務範囲であるコーポレートガバナンス（企業統治）及び企業再編を対象とし、それぞれの分野について具体的な設例に基づいて探求する。両分野を取り扱うための基本的な知識と検討方法を身につけることを到達目標とする。
2. 関連する科目との関係	同一担当者による「企業法務ベーシック・プログラム（以下「BP」という）の単位を取得済であることを履修の要件とする。「商法Ⅰ・Ⅱ」などの学習を通じた商法（会社法）に関する基本的な知識と理解を有していること、上記「BP」の履修によって、企業法務についての基本的な認識を有していることを前提とし、できるだけ現実に近い具体的な設例を用いて、会社法だけでなく、関連する法分野とあわせて学習することにより、「商法総合Ⅰ・Ⅱ」のような商法の論点中心の演習科目とは異なった観点からアプローチする。
3. 授業の方法	コーポレートガバナンス（企業統治）については5問程度、企業再編については、1、2問のある程度詳細な設例を予め検討させておき、講師との質疑応答及び講師の解説を通じて理解を深める。また適宜レポートの提出を求める。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	あらかじめ用意した具体的設例を用いる。授業後には、各回のポイントをまとめた資料を配布し、復習しておくべき関連の文献、判例などを紹介する。
6. 授業内容（細目）	
第1回	企業統治の諸制度 A. 株主総会と取締役会の関係、B. 監査役設置型（重要財産委員会採用会社を含む）、執行役員型、委員会等設置会社の比較、C. 米国、英国、独国の制度の概要。
第2回	取締役、監査役の義務と責任（1） A. 取締役、取締役会及び代表取締役の地位と権限、B. 代表取締役、役付取締役、業務担当取締役、C. 従業員兼務取締役、D. 善管注意義務、忠実義務、法令・定款・株主総会決議遵守義務（監視義務、組織管理義務）、E. 経営判断の法理、F. 競業禁止義務、利益相反取引回避義務
第3回	取締役、監査役の義務と責任（2） A. 会社に対する賠償責任（責任原因と責任免除及び軽減）、B. 第三者に対する賠償責任、C. 刑事責任
第4回	委員会等設置会社 A. 制度の概要 B. 執行役の地位と権限、C. 執行役員、D. 社内取締役と社外取締役
第5回	業務執行者の行為の適正をはかる仕組み A. 株主総会、B. 株主、C. 取締役会、D. 監査役、E. 会計監査人、F. 裁判所 子会社、関連会社の管理・監督。 A. 持株会社、B. 株主権行使の方法、C. 親会社の監査役、D. 親会社の株主、E. 連結決算
第6回	コンプライアンス体制の確立 A. 各種マニュアル（インサイダー、セクハラ他）の整備、B. 業務運営ルールの確立（権限分掌規定、稟議決裁規定等の整備）、C. 社員教育、D. 検査体制、E. 文書及び情報管理

第7回	企業活動と独占禁止法（1） A. 独占禁止法の基礎（目的、構造、歴史）、B. 競争制限行為の規制（私的独占・カルテルの禁止）、C. 競争阻害行為の規制（不公正な取引方法の禁止①）。
第8回	企業活動と独占禁止法（2） A. 競争阻害行為の規制（不公正な取引方法の禁止②）、B. 独占・寡占の規制（独占的状态の規制等）、C. 手続・サンクション、D. 特別立法（景品表示法等）。
第9回	株主代表訴訟 A. 提訴請求への対応、B. 原告適格、C. 担保提供の申立、D. 訴訟参加、E. 役員賠償責任保険、F. 文書提出命令の範囲、G. 判決効、H. 和解、I. 具体的事例の検討。
第10回	株主総会の準備と運営 A. スケジュールの管理、B. 招集通知（具体的記載内容、添付書類、参考書類、IT化）、C. 書面投票制度と委任状勧誘方式並びに電子投票制度、D. 株主提案権行使への対応、E. 株主総会の運営（想定問答の作成、事前質問状への対応、代理人資格、議長の役割、個別審議方式と一括審議方式、動議の種類と対応、説明義務）、F. 議案（役員報酬、退職慰労金など）、G. 株主総会後の事務、H. IRの重要性
第11回	企業再編（1） 企業再編総論 A. 商法上の企業再編の諸制度（合併、会社分割、株式交換、株式移転、営業譲渡、株式取得、事後設立）、事業共同化の手法、B. 企業再編方法の選択のポイントと関連する法制度（証券取引法、独禁法、労働法、各種業法、税法、会計原則）の紹介、
第12回	企業再編（2） 独占禁止法上の企業集中規制 A. 概観と規制根拠、B. 競争制限的企業集中の規制、C. 事業支配力の過度集中の規制
第13回	企業再編（3）。 企業再編の具体的手続（会社分割及び営業譲渡）。具体的事例に基づいて、第11回で示されたポイントを意識しながら、実際に検討を要する関連法制度とともに商法上の手続を学習する。
第14回	企業再編（4）。 企業再編の具体的手続（持株会社の設立と合併）。具体的事例に基づいて、第11回で示されたポイントを意識しながら、実際に検討を要する関連法制度とともに商法上の手続を学習する。
第15回	コーポレートガバナンスに関わる商法の改正 現在、作業が行われている会社法の全面改正のうち、コーポレートガバナンスに関する部分について、その概要を説明する。

法務研究科法務専攻（法科大学院） 講義要綱

授業科目名	金融法務ベーシック・プログラム				
担当者名	池田 真朗、太田 穰				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	金融取引に関わる法務の基礎的な知識及び理解を得ることを目的とするが、この授業で対象とする金融取引は、大手金融機関と大規模な企業との間の金融取引であり、これにかかる法務を金融機関の視点で取り扱う。実務上金融法務の範囲は非常に広い。銀行等金融機関による取引先に対する個別的な貸付行為から近時急増しているシンジケートローン、社債発行による資金調達、また新株や新株予約権付社債の発行によるエクイティによる調達、各種資産の多種多様な手法による流動化、企業再生に際して用いられるディップファイナンスやデットエクイティスワップ、信用状取引その他の貿易金融等の取引を、金融機関の立場から見て個別に分析検討することとし、法的な理解を深める。 前半は民法財産法、商法、倒産法等の基礎科目で得た知識をどのように金融法務の実務に応用するかという点を意識し、また後半は取引分野に分けて講義を行い、「金融法務ワークショップ・プログラム」に連携できるようにする。
2. 関連する科目との関係	「民法」は、本科目理解の前提となる。また、本科目で言及する関連分野の基礎知識は「金融法」、「企業金融法」、「倒産法Ⅰ」、「倒産法Ⅱ」、「国際商取引法」、「国際金融取引実務」で習得できる。本科目の履修は、「金融法務ワークショップ・プログラム」の履修の前提とされる。
3. 授業の方法	講義形式を原則とし、適宜質疑応答する。予め配布する資料を読んでもることが必要である。基本科目の教科書で扱われている基本的な論点から実務上問題となる論点まで、問題点を個別に列記し、これを講義形式で検討して説明するとともに、毎回関連する重要判例を取り上げ、これについては受講者によるディスカッションを行ってより理解を深めていくことにする。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	金融六法その他、講義に先立ち配布する。
6. 授業内容（細目）	
第1回	金融取引法務の概観
第2回	金融取引と倒産法（その1） 清算型倒産法制を概観し、金融取引法務に関わる問題を検討する。
第3回	金融取引と倒産法（その2） 再生型倒産法制を概観し、金融取引法務に関わる問題を検討する。
第4回	金融取引と担保法（その1） 不動産、動産、債権を目的物とする担保取引を概観し、その設定及び対抗要件に関する実務上の問題を検討する。
第5回	金融取引と担保法（その2） 財団抵当等の特殊担保及び担保付社債信託を概観し、実務上の問題を検討する。

第6回	金融取引と執行関係法 金銭債権の具体的実現のために必要な執行関係法を概説する。
第7回	貸付業務に関わる法務（その1） 金融機関の貸付業務に関わる法務を概説する。
第8回	貸付業務に関わる法務（その2） 同上
第9回	証券業務に関わる法務（その1） 金融機関の証券業務に関わる法務を概説する。
第10回	証券業務に関わる法務（その2） 同上
第11回	資産流動化に関わる法務（その1） 資産流動化の基本的な法的仕組みを概説する。
第12回	資産流動化に関わる法務（その2） 資産流動化の法務に関する実務上の問題を検討する。
第13回	国際金融取引に関わる法務 貿易金融取引等の国際金融に関わる法務を概説する。
第14回	デリバティブ取引に関わる法務 最先端の金融商品であるデリバティブ取引について、これを概説し法律上の問題を検討する。
第15回	試験

法務研究科法務専攻（法科大学院） 講義要綱（案）

科目名	金融法務ワークショップ・プログラム				
担当者名	池田 真朗、太田 穰				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	金融法務に関する基本的な実務知識及び理解を、企業買収に際して行われる金融取引（Acquisition Finance）の事例を取り上げて、幅広く習得することを目的とする。実務においては、依頼者から相談を受けた場合、与えられた事実から検討すべき法律問題を指摘すること、これに対して検討に値する法的解決手段を提示すること、各手段を選択した場合の帰結（見通し）を説明すること、そして相談事案に特有の事情等から手段相互の比較を行って依頼者の決断に資するバランスの良い回答を、迅速に与える必要がある。この実務家としての基本的能力を金融法務の事例を使って習得する。
2. 関連する科目との関係	「民法」（財産法）及び「商法」の知識は必須である。本科目で言及する関連分野の基礎知識は、「金融法」、「企業金融法」、「倒産法Ⅰ」、「倒産法Ⅱ」、「国際商取引法」、「国際金融取引実務」で習得できるが、本科目履修に必要な最低限の知識は、「金融法務ワークショップ・プログラム」（以下「BP」）で習得させるものとする。本科目の履修は、同一担当者による「BP」既修者に限定される。
3. 授業の方法	演習形式である。受講生は、事前に配布した①事例に目を通し、②設定されている問題を検討し、且つ③配布の関連資料を読むことが義務付けられる。メモや契約書については、教材として作成した資料を用いて検討することを原則とするが、状況を見て余裕があればこれらを作成してもらうこともある。依頼者に対する弁護士のアドバイス、内部の担当弁護士間の打ち合わせ、相手方弁護士との交渉といった状況を設定し、十分な予習を前提にしたディスカッションを行う。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	教材は、金融六法及び最初に配布する本授業用の教材の他、授業の進行に合わせ適宜追加配布する。
6. 授業内容（細目）	
第1回	金融機関である依頼者からの案件（ある企業からそのグループの1事業を買収しよとする投資家から買収資金調達の依頼）の打診時の留意点。 事務所として受任した場合の留意事項につき一般的に説明する。打診時に作成する投資家宛の秘密保持契約や調達の意向を表明する書類作成。また、インサイダー等コンプライアンス上の注意事項の確認
第2回	買収関連資料（企業調査報告書、買収契約書）等買収にかかわる情報の扱い。 教材用に作成した比較的簡単な企業情報や買収条件を見ながら、買収する場合と買収に対するファイナンスを行う場合の資料の分析や検討方法の違いを確認する。
第3回	調達方法に関する検討（その1） 各種調達方法の比較検討を行う。様々な状況を設定し、それに対して最も適切な調達手段を探る。
第4回	調達方法に関する検討（その2） デットによる調達（貸付、社債）とエクイティ（株式、新株予約権等）による調達をそれぞれ選択した場合に実務上考慮すべき法律問題を検討する。証券取引法に関する問題も含む。
第5回	調達方法に関する検討（その3） 複数の調達方法を組み合わせる場合の実務上の問題を検討する。いわゆる劣後する資金提供者（メザニン投資家）が現れる場合の検討を含む。
第6回	担保に関する検討（その1） 主に貸付を行う場合に取得する各種担保に関して実務上の検討を行う。特に、対象企業の資産構成、業態等から何をどこまで担保として取得することが必要であり効果的であるか検討する。また、通常の不動産担保、売掛金債権担保、動産担保を設定する場合の実務上の留意点を検討する。

第7回	担保に関する検討（その2） 特殊な担保を設定する場合の実務上の問題点を検討する。また、担保権の倒産法及び執行法上の問題を検討する。
第8回	財務制限条項、口座管理等のキャッシュフロー管理に関する問題 キャッシュフローの押さえ方に関する検討。英米におけるそれと比較してみる。
第9回	資金調達その他の諸条件について検討。 各種契約書の基本的な構成の理解を含む。
第10回	契約書の作成と交渉（貸付契約） 担保付貸付契約をシンジケート方式で行った場合の、貸付のアレンジャー金融機関に立った場合の借入人及びシンジケートの他の参加金融機関との交渉及びこれを前提とした契約書の作成。
第11回	契約書の作成と交渉（メザニン投資家がいる場合） 劣後債又は優先株式が発行される場合におけるその保有者（メザニン投資家）に立った場合の優先する貸付債権者との交渉及びこれを前提とした契約書の作成。
第12回	公開会社の買収を行う場合の資金調達 公開買付等が行われる場合のファイナンスの特有性につき説例を用いて検討する。
第13回	資金調達を実施した後の実務 返済が遅れた場合あるいはその他契約条件に違反した場合の各種資金長調達方法における対応、投資家としての地位の第三者への譲渡する場合の契約実務、資産流動化等による早期返済の申入れや借入人が株式公開を目指す場合の問題を検討する。
第14回	企業再生に際してのファイナンス DIP ファイナンス及びデットエクイティスワップ等に関して作成される実務上の書類を検討しながら、そこで実務上議論されている法的問題を取り上げ検討する。
第15回	試験

法務研究科法務専攻（法科大学院） 講義要綱

授業科目名	金融法務ベーシック・プログラム				
担当者名	五十嵐 誠、小杉 晃、保坂 雅樹、前田 敏博				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	金融法務基礎編として、金融実務(投資銀行実務を含む)で法曹が関わる諸取引のうち、基本的な形態であるローン契約、社債発行、株式発行・譲渡に係る取引を題材に契約書の作成・検討、法律問題の検討や調査、レポートの作成業務の実習を通して金融法務の実務的な素養の習得を目的とする。また、実習の講評や講義を通して、上記取引に係る民商法、金融関連法、税法などの実践的知識の習得を図る。
2. 関連する科目との関係	本科目は、金融法務というビジネス法関係の様々な法律分野に跨るものであり、様々な対象取引の具体的な処理を学ぶものであるが、特に「民法(債権法)」、「商法(会社法)」、「租税実体法」等の法律科目で習得した法律知識を実務で具体的に使用する。 本科目は、「金融法務ワークショップ・プログラム」の基礎編となる位置付けであり、「国際金融取引法実務」とも密接な関連がある。
3. 授業の方法	本科目は、講義、実習及び講評を繰返す方法により行われる。即ち、講義では講師の説明を聞き、その質問に対し応答する作業や関係書類の作成、レビューをする作業を通じて実践的な理解を深めることが期待される。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	金融法務研究会編「金融六法」(学陽書房)、西村総合法律事務所編「M&A法大全」(商事法務研究会)及び同編「ファイナンス法大全」(同)を参考図書とする。 実習用教材は適宜資料を配布する。
6. 授業内容 (細目)	
第1回	オリエンテーションと金融法概説 民法(債権法)、商法(会社法)、証券取引法、銀行法、保険業法その他金融関連法租税法の概説とリサーチ方法について
第2回	Debt Finance①-(1) ローン契約 実習 シチュエーション別のサンプルと問題について議論 金融関連契約の読み方を中心に
第3回	Debt Finance①-(2) ローン契約 実習と講義 実習は同上 講義は銀行法、関連法規について
第4回	証券取引法講義 ① 報開示規制 ② 行・売出しの概要
第5回	Debt Finance②-(1) 社債発行 実習 サムライ債要項、発行契約の検討とコメントの作成(当日中に起案のうえ提出)
第6回	Debt Finance②-(2) 社債発行 講評と講義

第7回	Equity 関連取引①-(1) 第三者割当増資 講義 第三者割当て増資に関わる諸法令～商法・証券取引法・独占禁止法・外為法等
第8回	Equity 関連取引①-(2) 第三者割当増資 実習と講評 第三者割当の手続きスケジュールの作成
第9回	Equity 関連取引②-(1) 株式売買 講義 株式売買取引の諸態様と株式売買契約書の基本構造
第10回	Equity 関連取引②-(2) 株式売買 実習と講評 株式売買契約のドラフティング
第11回	Equity 関連取引③-(1) 自己株式取得 講義 自己株式取得に関わる関連諸法令～商法・証券取引法・税法等
第12回	Equity 関連取引③-(2) 自己株式取得 実習と講評 事例研究を通じた実務上の法的諸問題の検討
第13回	ファイナンス理論の基礎 講義 資金調達に関わる基本的なファイナンス理論
第14回	総括講義
第15回	試験

法務研究科法務専攻（法科大学院） 講義要綱

授業科目名	金融法務ワークショップ・プログラム				
担当者名	五十嵐 誠、小杉 晃、保坂 雅樹、前田 敏博				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	金融法務応用編として、金融実務（投資銀行実務を含む）で法曹が関わる諸取引のうち、発展的な形態であるM&A、企業再編、証券化取引、デリバティブ取引を題材に契約書の作成・検討、法律問題の検討や調査、レポートの作成業務の実習を通して金融法務の実務的な素養の習得を目的とする。また、実習の講評や講義を通して、上記取引に係る民商法、金融関連法、税法などの実践的知識の習得を図る。
2. 関連する科目との関係	本科目は、金融法務というビジネス法関係の様々な法律分野に跨るものであり、様々な対象取引の具体的な処理を学ぶものであるが、特に「民法（債権法）」、「商法（会社法）」、「租税実体法」等の法律科目で習得した法律知識を実務で具体的に使用する。 本科目は、「金融法務ベーシック・プログラム」の応用編となる位置付けであり、「国際金融取引法実務」とも密接な関連がある。
3. 授業の方法	本科目は、講義、実習及び講評を繰り返す方法により行われる。即ち、講義では講師の説明を聞き、その質問に対し応答する作業や関係書類の作成やレビューをする作業を通じて実践的な理解を深めることが期待される。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	金融法務研究会編「金融六法」（学陽書房）、西村総合法律事務所編「M&A法大全」（商事法務研究会）及び同編「ファイナンス法大全」（同）を参考図書とする。 実習用教材は適宜資料を配布とする。
6. 授業内容（細目）	
第1回	オリエンテーションとM&A/企業再編概説
第2回	M&A① 講義 M&Aに関する諸法令～証券取引法 M&A規制（インサイダー規制と公開買付規制）等
第3回	M&A② 実習と講評 M&Aプランニング～M&A関連法令を駆使して
第4回	M&A③ 実習と講評 M&A Due Diligence と契約書への反映
第5回	M&A④実習と講評 バイアウト・ローン契約の留意点
第6回	証券化取引①講義 証券化・流動化の法的枠組み

第7回	証券化取引②実習と講評 資産流動化法を使ったスキームの具体的検討
第8回	証券化取引③実習と講評 真正譲渡
第9回	証券化取引④事例研究 政策金融と証券化—住宅金融公庫の住宅ローン債権証券化を題材に
第10回	デリバティブ① 講義 デリバティブ
第11回	デリバティブ② 実習と講評 ISDA Master Agreement 及び担保取引に係る問題と解説
第12回	証券化取引⑤デリバティブ③講義 証券化取引とデリバティブ取引の融合—クレジット・デリバティブ取引
第13回	ファイナンス関連税制 講義
第14回	総括講義
第15回	試験

法務研究科法務専攻（法科大学院） 講義要綱

授業科目名	渉外法務ベーシック・プログラム				
担当者名	内田 晴康				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>渉外法務の実務に必要な基礎知識及び法的思考能力の基礎を修得することを目的とする。この基礎の修得により、「渉外法務ワークショップ・プログラム」（以下「WP」）においてより高度な法的思考能力を育成することを可能とする。</p> <p>本科目では、渉外法務に必要な基礎知識、基礎的思考能力を修得するために、実務の現地体験、渉外英文契約の査読、渉外契約の基本となる合弁契約、ライセンス契約の重要条項の徹底分析、実例に基づく質疑、模擬交渉等を通して、基礎知識、思考能力を養成することを目指す。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>本科目は、「WP」履修者に必要な基礎知識、能力を養成するもので、本科目の履修は、同一担当者による「WP」履修の前提となる。また、必修科目である、「民法」、「商法」、「民事手続法」などに関する基礎知識は必要であり、これら基本法を国際的視野で見直すことから、一層理解を深めることにも資する。さらに、選択科目である「国際法」、「国際経済法」、「国際私法」、「国際商取引法」などを実務上で応用するものとして密接な関連を有する。</p>
3. 授業の方法	<p>講義の方法は演習形式である。受講者は予め実例、解説を含むテキストを予習して、講義において質疑、討論、模擬交渉等に参加する。実務経験者との質疑等により法律を実務的に活用する能力を養成することも行う。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>講義の項目に従い、テキスト、サブテキストを用意する。テキストなどは実務に用いられる実例を中心とし編集された資料で構成される。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>渉外法務の実体験 渉外法務を取扱っている実務家の実際の業務を行っている現場を実体験することで、実務への興味を高める。</p>
第2回	<p>渉外法務とは何か 渉外法務が通常の国内法務とは異なる点を、渉外、国内案件処理の実例を通して理解し、渉外法務における法律の取扱い、思考方法の特殊性を修得する。</p>
第3回	<p>渉外法務の基礎ツール 渉外法務に必要な外国法の基礎知識、語学力、異文化理解力、交渉力等につき実務家との討議によりその修得の方法を学ぶ。</p>
第4回	<p>渉外法務に必要な基礎知識—準拠法 国際的な抵触法のルール、準拠法合意の意味等を理解し、渉外取引における適用法の適用ルール、適用法の相異による影響を実例をもとに討議することで、準拠法、適用法の有する実務的意義を理解する。</p>
第5回	<p>渉外法務に必要な基礎知識—裁判管轄 裁判地の相異、仲裁地の相異が実際の紛争の結果に与える影響を実例を通して理解し、クラスディスカッションにより理解を深める。</p>
第6回	<p>渉外法務に必要な基礎知識—紛争解決 国際仲裁の常設機関等を実地で見聞し、国際紛争が実際に解決される経緯を体験し、紛争解決の実務を理解する。</p>

第7回	<p>渉外法務の基礎知識—外国法のリサーチ 外国法、外国判例のリサーチの方法、リサーチ結果の活用法を理解し、実際に課題をリサーチすることで調査方法を修得する。</p>
第8回	<p>渉外英文契約の基礎 渉外英文契約を査読することで、基本的構成、典型的条文、法律英語の基礎を理解する。</p>
第9回	<p>渉外英文契約の作成 渉外英文契約を実際に作成し、条文の内容につき模擬交渉をすることで、英文契約の条文の実務的な意味を修得する。</p>
第10回	<p>合弁契約—基礎 国際的合弁契約を査読することを通して、法的構成、典型条項を理解する。</p>
第11回	<p>合弁契約—応用 国際的合弁契約に基づき、紛争の生じた実例を用い契約条項の解釈につき模擬交渉をし、契約条項を実務に活用する思考能力を修得する。</p>
第12回	<p>ライセンス契約—基礎 国際的ライセンス契約を査読することを通して、法的構成、典型条項を理解する。</p>
第13回	<p>ライセンス契約—応用 国際的ライセンス契約に基づき紛争の生じた実例を用い、契約条項の解釈をめぐる模擬交渉を通して契約条項の実務的意味、交渉のための思考能力を修得する。</p>
第14回	<p>国際訴訟・仲裁の基礎 米国で日本企業が被告となった訴訟・仲裁の実例をベースとして外国における訴訟の対応策、留意点を理解する。</p>
第15回	<p>総合演習 ワークショップで学んだことをベースとして、契約条項の交渉、作成、紛争になった場合の代理人としての弁論を実際に行うことで、法的知識を渉外実務において活用する能力を修得する。</p>

法務研究科法務専攻（法科大学院） 講義要綱

授業科目名	渉外法務ワークショップ・プログラム				
担当者名	内田 晴康				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>渉外法務の実務に必要な応用的知識及び高度な法的思考能力を修得することを目的とする。同一担当者による「渉外法務ワークショップ・プログラム」（以下「BP」）の既修者を対象にして、より応用的な知識とより高度な法的思考能力を養成することを可能とする。</p> <p>本科目は、渉外法務に必要な知識を、渉外法務における典型取引である企業提携、技術取引、金融取引等の事例に則して修得させ、また紛争解決の実際を学ぶことにより、法的思考能力、戦略的思考能力、交渉力等渉外法務の実務において必要な能力を養成することを目的とする。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>本科目は、「BP」履修者に対してより高度な知識、能力を養成するもので、同一担当者による「BP」の履修が、本科目履修の前提となる。また、必修科目である、「民法」、「商法」、「民事手続法」に関する基礎知識は必要であり、これら基本法を国際的視野で見直すことから、一層理解を深めることにも資する。さらに、選択科目である「国際法」、「国際経済法」、「国際私法」、「国際商取引法」などを実務上で応用するものとして密接な関連を有する。</p>
3. 授業の方法	<p>講義の方法は演習形式である。受講者は予め事例、解説を含むテキストを予習して、講義において質疑、討論、模擬交渉等に参加する。また実務経験者との質疑等により法律を実務的に活用する能力を養成することも行う。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>講義の項目に従い、テキスト、サブテキストを用意する。テキストなどは実務に用いられる事例を中心とし編集された資料で講義される。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>渉外法務の最先端分野の実務の経験</p> <p>渉外法務の最先端実務に携わる弁護士からの実務の説明、事務所訪問、渉外取引の現場の立会により、渉外法務を実体験し、渉外実務の最先端の動向を知る。</p>
第2回	<p>渉外法務に必要な能力の向上</p> <p>渉外法務の実務に必要な基礎ツールの修得と能力の向上に必要な学習方法についての解説と質疑。中心は、語学力の向上方法、外国のロースクールでの学習の意義、法的思考の養成方法、基礎科目学習の意義と渉外法務への役立て方等。</p>
第3回	<p>国際取引契約の交渉戦略</p> <p>合弁契約等を例として、英文国際契約の基本構成、契約条文の有する法的意味をより深く理解する。個別条文を自己に有利な方向に導くために模擬交渉する等を通して国際契約の交渉方法、戦略を修得する。</p>
第4回	<p>国際取引契約の戦略的作成実務</p> <p>国際取引契約の一部を文例を参照に作成し、契約の当事者の立場で交渉し、その結果を反映した契約条文を作成する等により、契約条文をどのような法的問題意識に則り作成して行くかを学習し、契約の実践的作成法を修得する。</p>
第5回	<p>企業提携・M&Aの渉外法務—基礎</p> <p>合弁契約、企業の買収契約、契約事例をベースとして、契約当事者の各々の立場で利害得失を考慮した模擬交渉をすることなどを通じて実践的に理解することで、法律家の実務的思考方法、能力を修得する。</p>
第6回	<p>企業提携・M&Aの渉外法務—実務</p> <p>この分野の第一線で活躍している弁護士、投資銀行、企業等の専門家の実務体験を紹介し、これらの専門家の問題意識に基づく論点を討議することで国際取引に必要なリーガルマインドを養成する。</p>

第7回	企業提携・M&Aの渉外法務—競争法の規制 企業提携、M&Aに伴う競争法上の規制を①企業結合規制、②取引条件の規制の側面から、実例をもとに規制当局と企業サイドに分れて模擬討論をする等により、理解を深め、戦略的な構想を構築する思考能力を養成する。
第8回	技術取引—基礎 ライセンス契約、共同研究開発契約等の契約実例を講義、解説することで理解を深め、契約の条文の有する法的な意味につき討議により理解を深める。
第9回	技術取引—実務 この分野の第一線で活躍している弁護士、企業の知財部門の担当者の実務体験を紹介し、実務における戦略的対応を理解し、実務家との質疑を通して、実務的リーガルマインドを養成する。
第10回	技術取引—競争法の規制 知財取引と競争法の間を規制当局のガイドライン等の解説により理解させ、実例をベースに規制当局と企業側に分れての模擬交渉などにより、法律の規制を戦略的に活用する思考能力を養成する。
第11回	金融取引の実務—基礎 代表的金融取引の法的仕組み、問題点を解説し、基礎科目で学んだ担保法、商法、民法などがどのように実務的に取り扱われているかを質疑を通じて理解する。
第12回	金融取引の実務—実務 金融取引の実務に携わる弁護士、企業の担当者の実務体験を紹介し、質疑を通じ実務に必要な戦略的、創造的な思考能力を養成する。
第13回	国際紛争の解決—基礎 国際的訴訟、仲裁、ADRの実例をベースに紛争当事者の代理人として模擬裁判を行うなどにより、国際紛争に対応する思考能力を養成する。
第14回	国際紛争の解決—実務 国際的訴訟、仲裁、ADRに関与している弁護士、企業の担当者の実務体験を紹介し、質疑を通じて国際紛争に戦略的に対応するための思考能力を養成する。
第15回	試験

法務研究科法務専攻（法科大学院） 講義要綱

授業科目名	渉外法務ベーシック・プログラム				
担当者名	鹿内 徳行、島田 真琴、矢嶋 雅子				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	渉外法務の基礎となる国際取引上発生する諸問題の処理のための基礎的知識の獲得を目的とする。国際取引の典型的取引を通じて、その交渉開始から契約締結、紛争解決まで一般的に遭遇する国際取引特有の諸問題を一通り経験し、国際取引に共通する問題とその解決の為の基礎知識習得を目的とする。学習方法は、授業形式ではなく、資料を元に各自が問題点に対し、主体的に取り組み、自分の考えを発表し、学習者間でこれ批判検討することで、問題点に対し主体的に取り組むこと姿勢を各自が確立するを目標とする。
2. 関連する科目との関係	国内法である民法を基本的知識として習得していること。なお、必須ではないが、外国法のうちいずれかを取得済み、もしくは並行して履修することが望ましい。
3. 授業の方法	予め用意された資料を事前に検討し、十分な予習をした上で授業に臨み、講師との質疑応答及び解説を通じて問題点の理解を深める。また適宜レポートの提出を求める。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	授業毎に事前に学習してくるポイントをまとめた資料を配付し、配布された資料を読了しかつ理解を深める。資料は英文契約書その他を用いるが、学習者の理解のために重要資料は翻訳文を添付する予定。授業時に配布された資料を授業後復習することを求める。
6. 授業内容（細目）	
第1回	国内製造企業がその製品を国外市場に輸出する事例を中心に、具体的な営業戦略とこれを支える渉外法務の概論。具体的な幾つかの選択肢の検討を行う。授業のガイダンスを兼ねる。
第2回	国際契約締結に至るまでの交渉（1） 書簡の往復など契約締結前の交渉および付随する文書の交換を通じて一般的な交渉過程を理解すると共に、契約締結に至るまでの法律的な問題点の理解を図る。個々の行為の意味を確認しながら、実務家の果たす役割を理解する
第3回	国際契約締結に至るまでの交渉（2） 同上
第4回	販売代理店契約（1） 典型的な国際契約の1つである販売代理店契約を素材にし、各条項を理解しそれを設置されている理由と法律上の意味、必要性、契約条項になぜそのような条項がもりこまれる必要があるのか、なぜそのような表現をする必要があるのか、その他の条項を選択する可能性について条項ごとに販売代理店契約につき研究する。契約書の形式、言語翻訳、契約の書面性、公証認証、当事者の確定、執行権限、独禁法の考慮、代理店保護立法、解除権行使の制約、知的財産権、
第5回	販売代理店契約（2） 同上
第6回	販売代理店契約（3） 同上

第7回	販売代理店契約（4） 同上
第8回	販売代理店契約（5） 同上
第9回	販売代理店契約（6） 同上
第10回	国際契約上の紛争解決（1） 研究対象となっている販売代理店契約の破たんにより両当事者間に紛争が生じた場合の解決方法、解決のための法的手続きの解説、および実際を検討する。
第11回	国際契約上の紛争解決（2） 同上
第12回	ロイヤリング（1） 実際の法律事務所の実務内容を見学する。
第13回	ロイヤリング（2） 同上
第14回	関連問題と総括 13回の授業内容範囲内において質疑応答全般を行う。
第15回	試験

法務研究科法務専攻（法科大学院） 講義要綱

授業科目名	渉外法務ワークショップ・プログラム				
担当者名	鹿内 徳行、島田 真琴、矢嶋 雅子				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	渉外法務ワークショップ・プログラム基礎編にて学習した実際の契約に基づいて生じる紛争を、模擬仲裁手続きで実際の体験を通じて事例の分析し、解決に向けて紛争を経験することにより契約書作成、締結を含め個々の取引における法的な注意点の存在と理解を深める。また模擬仲裁手続きに積極的に参画することを目的とする。
2. 関連する科目との関係	渉外法務ワークショッププログラム基礎編の習得を前提とする。典型契約は準拠法として外国法の指定が行われる場合が多いので、いずれかの外国法を履修することが望ましい。
3. 授業の方法	予め準備した資料（英文、日本語を含む）を事前に読了し、問題点の指摘等を与えられた指示に従って事前に事実分析、研究を行う。授業は講師との質疑応答及び講師による解説を通じて問題点の理解を深め、実際の模擬仲裁手続きに参加する。少人数でのグループワークも採用する。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	予め資料を配布し、外国語の資料も入るので準備には十分な時間が必要と思われる。重要な外国語文献には翻訳文を添付する予定。
6. 授業内容（細目）	
第1回	ガイダンスを兼ね、対象となる国際契約の典型契約につき、契約前提となっている事実関係、契約内容、および紛争前提となる事実関係につき説明を行う。
第2回	事実整理準備作業（1） 事実関係を、整理し、法的事実、法的主張の組立を行う。 模擬仲裁手続きとして申立人、相手方双方に分かれ紛争解決を行う準備を行う。 事案の分析をし主張を組み立て、互いに攻撃謀議を行う。仲裁への準備、主張の整理を行う。
第3回	事実整理準備作業（2） 同上
第4回	事実整理準備作業（3） 同上
第5回	事実整理準備作業（4） 同上
第6回	事実整理準備作業（5） 同上

第7回	事実整理準備作業（6） 同上
第8回	模擬仲裁手続（1） 前記準備に基づき仲裁人を中心に、仲裁手続の実際を行う。履修者は、グループを組んで各当事者代理人としてその主張立証を行う。
第9回	模擬仲裁手続（2） 同上
第10回	模擬仲裁手続（3） 同上
第11回	模擬仲裁手続（4） 同上
第12回	ロイヤリング（1） 実際の事務所における国際渉外取引を経験する。
第13回	ロイヤリング（2） 同上
第14回	質疑 授業全般の質疑応答。
第15回	試験

法務研究科法務専攻（法科大学院） 講義要綱

授業科目名	渉外法務ベーシック・プログラム				
担当者名	グロンディン, ロバート、田村 次朗、マクリン, ジェラルド				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	春

Objective: To teach students the key elements of international business law with a special focus on developing specific international lawyering skills

Abstract: This course will provide students with an overview of the major aspects and parameters of international business transactions from the perspective of legal risk management and business strategy. We will cover international sales contracts, licensing/franchising, and direct foreign investment, as well as additional factors such as taxation. Students will be given a variety of problems based on actual cases and transactions and will be required to analyze the issues and develop effective client-oriented solutions.

Methodology: Two class sessions will be devoted to each major topic. The first session for each topic will provide an overview of the major legal and practical issues in the area. The second session will explore how these issues in actual context through hypothetical problems based on real cases. Class discussions will be conducted in English, but students may use Japanese as necessary to ask questions or to express opinions. The workshop will be conducted using large and small groups.

Textbook: No text is required for this course. Materials for the course will be copied and distributed at the beginning of the semester.

Grading: 非公開

Related Course(s): Courses on American Law (外国法系科目)、国際私法、国際商取引法、国際民事訴訟法、国際取引法総合、企業金融法、知的財産法 I～III、現代契約実務

Plan:

Class #	
Introduction	
1	Introduction and Overview of International Business Transactions 1. Sales 2. Licensing/Franchising 3. Direct Investment 4. Business/Legal Risk Management 5. Role of Lawyers and other Players 6. Private/Public International Law—CISG 7. 5 W's + 1 H
International Sales Contracts	
2	Sales Contracts 1. Risk of Loss/Risk of Non-Payment 2. Standard Terms & Conditions
3	Contract Problem re definiteness of terms (Frigalment Chicken case)

Documentary Sales	
4	Mechanics of International Sales 1. Shipping documents—B/L & Letters of Credit 2. COGSA 3. Discrepancies
5	Problem 2 Discrepancies and Indemnification
Choice of Law & Forum	
6	Choice of Law & Choice of Forum Clauses 1. Litigation 2. Arbitration
7	Problem 3 Choice of Law & Choice of Forum Clauses
Agents & Distributors	
8	Agents, Distributors & Trading Companies 1. Functions 2. Strategy 3. Antitrust/Antimonopoly Issues 4. Dealer Protection Statutes
9	Problem 4 Analysis of pros & cons of various models
Licensing	
10	Overview of Intellectual Property 1. Patents 2. Trademark 3. Copyright 4. Know-how 5. Risks & Critical Issues 6. Competition Law and Licensing
11	Problem 5 Franchising Agreement
Direct Investment	
12	Representative Offices, Branches & Subsidiaries 1. Legal Distinctions 2. Dividend Repatriation 3. Taxation 4. Risks & Critical Issues
13	Problem 6 Global structuring
Joint Ventures	
14	Joint Venturing 1. Pros & Cons 2. Pre-contractual Documents—Letter of Intent & MoU 3. Risks & Critical Issues 4. Competition Law
15	Problem 7 Joint Venture Agreement Drafting

法務研究科法務専攻（法科大学院） 講義要綱

授業科目名	渉外法務ワークショップ・プログラム				
担当者名	グロンディン, ロバート、田村 次朗、マクリン, ジェラルド				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	秋

Objective: To teach how international commercial transactions are made possible only by complex legal documentation, which combines and coordinates the expertise of sundry legal and other professional disciplines. Students will learn the elements of good legal writing.

Abstract: This workshop will look closely at the legal documentation of a small number of complex transactions. Every effort will be made to obtain, with the permission of the parties, the closing documents of transactions that are not only important in themselves, but also representative of current trends in international business.

Methodology: This workshop will focus not on the underlying transactions per se but rather on the art of documentation. Therefore, unlike the International Business Transaction basic program, this workshop will not attempt to achieve wide coverage of different types of transactions. Rather, a small subset (no less than 2 and no more than 5) of the types of transactions introduced in the preceding semester's IBT basic program will be explored in greater depth, using real documents. Writing assignments will be given to every student. The number of assignments per student will vary according to the number of students, but each writing assignment will be required to be submitted in successive drafts, which will be reviewed for grammar, diction, structure, and content. Rewriting will be required. The final draft will be reviewed for "the elements of good legal writing" either during a class session or in individual or small group meetings with one or more of the instructors outside of class time.

Textbook: No text is required for this course. Materials for the course will be copied and distributed at the beginning of the semester. The Plan may be revised depending on the transactions selected and the writing assignments.

Grading: 非公開

Related Course(s):

Courses on American Law (外国法系科目)、国際私法、国際商取引法、国際民事訴訟法、国際取引法総合、企業金融法、知的財産法Ⅰ～Ⅲ、現代契約実務

Plan:

1	Overview of 1 st Transaction and distribution of documents
2	Analyzing the documents
3	Assignment #1
4	Assignment #1
5	Assignment #1
6	Overview of 2 nd Transaction and distribution of documents
7	Analyzing the documents
8	Assignment #2
9	Assignment #2
10	Assignment #2
11	Overview of 3 rd Transaction and distribution of documents
12	Analyzing the documents
13	Assignment #3
14	Assignment #3
15	Assignment #3

法務研究科法務専攻（法科大学院） 講義要綱

授業科目名	知的財産法務ワークショップ・プログラム				
担当者名	小泉 直樹、牧野 利秋				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>本授業は、企業がその保有する特許権を行使し、又は他企業からの特許権行使に対処する上で必要な特許法上の問題について、特許権侵害訴訟における問題点を中心に、基礎的知識と思考方法の習得を目的とする科目である。</p> <p>本授業では、まず特許権の内容について、概略を説明する（1、2回）。次に、特許権侵害訴訟において問題となる基本論点について説明する（3～7回）。さらに、特許権侵害訴訟において問題となる応用的論点についても説明する（8～13回）。最後に、特許権の行使形態として、また、侵害訴訟への対処として重要な実施権について説明する（14回）。</p> <p>本授業の到達目標は、企業における特許権の行使及び他企業からの特許権行使への対処に必要な特許法上の問題についての基礎的知識と思考方法を習得し、希望者が、さらに応用的な同一担当者による「知的財産法務ワークショップ・プログラム（以下「WP」という）」を履修できるようにすることにある。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>本授業は、民事法、公法の基礎知識を習得した第3セメスター以降において、履修が可能となる。知的財産法は、これらの法の特別法に位置付けられ、これらの法の基礎知識の上に立って学習すべき法分野からである。</p> <p>知的財産法の基礎知識の習得を目的とする選択科目として、「知的財産法Ⅰ」、「知的財産法Ⅱ」、「知的財産法Ⅲ」がある。国際的な事件の処理についての選択科目として、「国際私法」がある。本授業をより効果的に受講するには、これらも履修することが望ましい。特に、本授業で主に扱う特許法の基礎知識を習得するために、「知的財産法Ⅰ」を履修することが強く望まれる。</p> <p>本授業は、同一担当者による「WP」を履修する前提条件として要求される。「WP」は、極めて実務的な演習により行うから、本授業において、「WP」の前提となる基礎的知識や思考方法を習得し、その上でダイナミックな議論を行うことが可能となるからである。</p> <p>本授業は、体系的講義では、概要としてしか触れることができない問題点のうち、特許権侵害を中心とした企業における特許戦略のために必要な問題点を重点的に取り扱い、さらに応用的な WP の事例演習に必要な基礎的知識や思考方法を習得させる、知的財産法分野における、中級レベルの科目に位置付けられる。</p>
3. 授業の方法	<p>講義中心で、一部演習による。受講生は必ず事前に予習を行い自ら必要な知識の概要を把握した上で授業に臨み、授業では講師の説明を聞き、その質問に対して応答する作業を通じて、自己の知識を修正補強しつつより深い理解に達する。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>演習書、実務解説書等の複数のテキストを用い、必要に応じ、予習・復習箇所を指示する。特許法の体系書、コンメンタールも、参考書として指定する。受講生は、各回到講師から指示された問題について予習、議論、復習を繰り返すことにより、重点的に取扱う論点に関する基礎知識を体験的に学習することが要求される。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>特許権とは 成立要件、取得手続、利用発明、選択発明</p>
第2回	<p>特許権の効力とその例外 試験研究のための実施</p>
第3回	<p>特許権侵害とは 直接侵害、間接侵害、共同不法行為</p>

第4回	特許発明の技術的範囲の確定① 文言侵害（均等侵害については、言及にとどめる）
第5回	対象製品、対象方法の特定 生産方法の推定、主張立証責任を含む
第6回	特許権侵害における救済 総論、差止請求権、損害賠償請求権、損害額の算定
第7回	特許発明の技術的範囲の確定② 均等侵害に関する最高裁判例とその後の下級審裁判例
第8回	特許権と公知技術 技術的範囲の確定、一部公知、全部公知、一部又は全部の進歩性欠如、均等論の第3要件と第4要件
第9回	特許権と出願経過 技術的範囲の確定、限定解釈、均等侵害の第5要件
第10回	特許の有効性を巡る争い① 各種審判・審決取消訴訟
第11回	特許の有効性を巡る争い② 同上、侵害訴訟における抗弁
第12回	各種クレームと侵害 多項制、プロダクトバイプロセスクレーム、機能的クレーム
第13回	消尽、並行輸入 消尽理論、国内消尽が問題となった事例、BBS特許並行輸入最高裁判決
第14回	実施権 法定実施権、裁定実施権、約定実施権（ライセンス契約）
第15回	レポート作成 指定の課題について、レポートを作成させる。

法務研究科法務専攻（法科大学院） 講義要綱

授業科目名	知的財産法務ワークショップ・プログラム				
担当者名	小泉 直樹、牧野 利秋				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>同一担当者による「知的財産法務ベーシック・プログラム（以下「BP」という）」の既修者を対象として、企業がその保有する特許権を行使し、又は他企業からの特許権行使に対処する上で必要な特許法上の問題について、特許権侵害訴訟における問題点を中心に、応用知識および思考方法の習得を目的とする科目である。</p> <p>本授業では、まずイントロダクションとして、企業における特許管理、特許権侵害紛争とその背景事情について説明する。次に、特許権侵害訴訟手続の概要について説明する。その上で、1又は複数の事例を適宜素材として使用しながら、訴訟の流れに沿って、事件の処理方法について演習を行う。さらに、訴訟手続を振り返りながら、企業における特許戦略について考察、議論する。最後に、有識者による講演、知識の整理、総括を行う。</p> <p>本授業の到達目標は、特許権侵害訴訟の法的処理を中心に、企業が戦略的に特許権を取得、行使、ライセンスするために必要な法務についての応用知識及び思考方法を習得することにある。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>本授業は、民事法、公法の基礎知識を習得した第3 Semester以降において、履修が可能となる。知的財産法は、これらの法の特別法に位置付けられ、これらの法の基礎知識の上に立って学習すべき法分野だからである。</p> <p>本授業履修の前提条件として、同一担当者による「BP」の履修を要求する。本授業は、極めて実務的な演習により行うから、「BP」において、本授業の前提となる基礎的知識や思考方法を習得し、その上でダイナミックな議論を行うことが可能となるからである。</p> <p>知的財産法の基礎知識の習得を目的とする選択科目として、「知的財産法Ⅰ」、「知的財産法Ⅱ」、「知的財産法Ⅲ」がある。また、国際的な事件の処理についての選択科目として、「国際私法」がある。本授業をより効果的に受講するには、これらも履修することが望ましい。特に、本授業で主に扱う特許法の基礎知識を習得するために、「知的財産法Ⅰ」を履修することが強く望まれる。</p> <p>本授業は、体系的講義では、概要としてしか触れることができない各問題点が、企業における特許権の取得、行使、ライセンス交渉等の実務において、どのように現れ、解決されるべきなのかについてを、体験的に習得させる、知的財産法分野において、最も応用的な科目に位置付けられる。</p>
3. 授業の方法	<p>演習中心で、一部講義による。受講生は単独又は小グループで必ず事前に予習を行い自ら必要な知識の概要を把握した上で授業に臨み、授業では講師の説明を聞き、その質問に対して応答する作業を通じて、自己の知識を修正補強しつつより深い理解に達する。適当な事例がある場合には、教室における演習を、一部、裁判傍聴、法律事務所での研修等のエクスターンシップに代えることも可能である。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>演習書、実務解説書等の複数のテキスト、裁判例を用い、必要に応じ、予習・復習箇所を指示する。特許法の体系書、コンメンタールも、参考書として指定する。受講生は、各回に講師から指示された問題について予習、議論、復習を繰り返すことにより、「BP」において得た基礎知識が、実際の事例においてどのように応用されるかを体験的に学習することが要求される。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>講義①—企業における特許管理 イントロダクションとして、企業における特許出願業務、技術開発およびライセンス業務の概要について、説明する。</p>
第2回	<p>講義②—特許権侵害紛争とその背景事情 企業活動において特許権侵害が生じ得る場合、その予防策として企業がやっていること、交渉、訴訟、ADR等の紛争解決手段をどのように選択するか、戦略的な特許権の活用とはどういうことかについて、議論しながら考える。</p>
第3回	<p>講義③—特許権侵害訴訟手続概論① 特許権侵害訴訟手続の流れと、特許権侵害訴訟における要件事実について説明する。</p>

第4回	講義④—特許権侵害訴訟手続概論② 同上。 次回までに、特許権侵害の疑いが生じた場合、訴え提起に至るまでに、企業の担当者又は弁護士としてすべきこと、訴状の書き方について考えてくるように指示する。
第5回	研修①—訴え提起まで 訴え提起までに取り得る手段（警告書、交渉、証拠保全、仮処分等）について、検討結果を発表し、議論する。訴状に書くべきことについて質疑を通じて説明する。 次回までに、原告の主張にかかる要件事実について整理するように指示する。
第6回	研修②—原告の主張の整理① 請求原因の要件事実について、検討結果を発表させ、議論を通じて確定する。被告側の認否について議論する。 抗弁以下の主張についても、同様の作業を行う。
第7回	研修③—原告の主張の整理②、立証の方法① 同上。事実上、法律上の争点の確定を行い、事実上の争点について、立証の方法を議論する。
第8回	研修④—立証の方法②、法律論 立証の方法について、引き続き議論する。 法律上の争点に対する判断について、議論する。
第9回	研修⑤—訴訟の終了（判決、和解、訴え取下げ等） 実際の判決書を見ながら、判決の書き方とその役割について考える。判決以外の訴訟終了について、その長短を議論する。
第10回	研修⑥—特許無効審判・審決取消訴訟 特許権侵害の被疑侵害者が取り得る手段として、特許無効審判・審決取消訴訟手続がある。各手続の審判対象、手続原則、請求人・被請求人の主張、立証すべきこと等について、質疑を通じて説明する。
第11回	研修⑦—戦略的な特許権取得 特許権侵害訴訟の原告それぞれの立場から、企業戦略上有利な特許権の取得とはどういうことかについて、議論する。
第12回	研修⑧—戦略的な攻撃防禦 特許権侵害訴訟の原告それぞれの立場から、企業戦略上有利な特許権主張の仕方、それに対する防禦の仕方について、議論する。マーケット戦略、生産拠点や市場確保のためのM&A、問題となった特許権のライセンス契約交渉、企業イメージその他、総合的な法務に目を向けるようにする。
第13回	研修⑨—講演 本WPのテーマについて、外部の講演者を依頼する。
第14回	最終講義 全体の知識の整理、総括。
第15回	レポート作成 本WPにおける検討事例又は関連事例について、レポートを作成させる。

法務研究科法務専攻（法科大学院） 講義要綱

授業科目名	知的財産法務ベーシック・プログラム				
担当者名	熊倉 禎男、小泉 直樹				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>本授業は、インターネットの利用に際して生じるさまざまな知的財産法上の問題について、特にビジネス方法やコンピュータ・プログラムの無断利用への対処のために必要な問題点を中心に、基礎的知識と思考方法の習得を目的とする科目である。</p> <p>本授業では、まず特許法、著作権法における必要な論点について、説明する。次に、プロバイダの責任、ネット上での商標の使用、ドメインネームの保護等、インターネットに特有の知的財産法上の問題点について説明する。さらに、各種の紛争解決制度や国際私法上の問題についても、本授業の目的に必要な範囲で説明する。最後に、本授業のテーマに関連する判例を素材として事例演習を行い、それまで説明した知識の整理と総括を行う。</p> <p>本授業の到達目標は、インターネットの利用に際して生じる知的財産法上の問題についての基礎的知識と思考方法を習得し、希望者が、さらに応用的な同一担当者による「知的財産法務ワークショップ・プログラム」（以下「WP」）を履修できるようにすることにある。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>本授業は、民事法、公法の基礎知識を習得した第3 Semester以降において、履修が可能となる。知的財産法は、これらの法の特別法に位置付けられ、これらの法の基礎知識の上に立って学習すべき法分野だからである。</p> <p>知的財産法の基礎知識の習得を目的とする選択科目として、「知的財産法Ⅰ～Ⅲ」がある。また、サイバースペースにおける法的問題一般に関する選択科目として、「サイバー法」がある。国際的な事件の処理についての選択科目として、「国際私法」がある。本授業をより効果的に受講するには、これらも履修することが望ましい。</p> <p>本授業は、同一担当者による「WP」を履修する前提条件として要求される。「WP」は、極めて実務的な演習により行うから、本授業において、「WP」の前提となる基礎的知識や思考方法を習得し、その上でダイナミックな議論を行うことが可能となるからである。</p> <p>本授業は、体系的講義では、概要としてしか触れることができない問題点のうち、インターネット上での知的財産の無断利用への対処のために必要な問題点を重点的に取り扱い、さらに応用的な「WP」の事例演習に必要な基礎的知識や思考方法を習得させる、知的財産法分野における、中級レベルの科目に位置付けられる。</p>
3. 授業の方法	<p>講義中心で、一部演習による。受講生は必ず事前に予習を行い自ら必要な知識の概要を把握した上で授業に臨み、授業では講師の説明を聞き、その質問に対して応答する作業を通じて、自己の知識を修正補強しつつより深い理解に達する。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>複数のテキストを用い、必要に応じ、予習・復習箇所を指示する。特許法、著作権法、商標法、不正競争防止法等の体系書、コンメンタールも、参考書として指定する。受講生は、各回に講師から指示された問題について予習、議論、復習を繰り返すことにより、重点的に取扱う論点に関する基礎知識を体験的に学習することが要求される。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>特許法①—発明の概念とビジネス方法特許 発明の概念、発明の分類、ソフトウェア関連発明の沿革</p>
第2回	<p>特許法②—ビジネス方法特許とその進歩性、実施 ビジネス方法特許の概念、進歩性、実施の概念</p>
第3回	<p>特許法③—ネット上での特許権侵害 直接侵害、間接侵害、共同不法行為</p>

第4回	著作権法① 著作者人格権・著作権の概観、公衆送信権、送信可能化権
第5回	著作権法② 著作権の制限（特に私的使用）、技術的手段の保護、集中管理
第6回	プロバイダの責任 著作権法、プロバイダ責任法、共同不法行為理論
第7回	ネット上での商標の使用 商標権侵害の基礎概念、ネット上での商標の使用、WIPO 勧告
第8回	ドメインネームの保護 ドメインネームの概念、ドメインネーム登録制度、不正競争防止法、国際的動向
第9回	知的財産と紛争解決 裁判所、管轄、各種ADR
第10回	国際私法と知的財産法① 法例、準拠法と国際裁判管轄の基本的考え方
第11回	国際私法と知的財産法② 知的財産権関連事件への適用、カードリーダ事件最高裁判決の概要、国際的動向
第12回	著名事件演習① 例えば、ときめきメモリアル、スカイパーフェクト、音楽交換ソフト等
第13回	著名事件演習② 同上
第14回	最終講義 全体の知識の整理、総括。
第15回	レポート作成 指定の課題について、レポートを作成させる。

法務研究科法務専攻（法科大学院） 講義要綱

授業科目名	知的財産法務ワークショップ・プログラム				
担当者名	熊倉 禎男、小泉 直樹				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>同一担当者による「知的財産法務ワークショップ・プログラム」（以下「BP」という）の既修者を対象として、商標、コンピュータ・プログラム、ビジネス方法等のインターネット上の無断利用について、権利者の利益を守るための法的手段についての応用知識および思考方法の習得を目的とする科目である。</p> <p>本授業では、まずイントロダクションとして、IT 技術に関わる概念、考えられる模倣事例、技術の現状、電子商取引の実態等について説明する。その上で、商標、コンピュータ・プログラム、ビジネス方法等のインターネット上での侵害事例における知的財産法の解釈適用について学習する。さらにこれらの事例に関して外国における当事者又は行為が関わる場合についても本授業で取り扱う。</p> <p>本授業の到達目標は、新技術や新産業が誕生、発展する過程において、既存の法制又は新立法によって、知的財産に関する権利又は法的利益を保護するために必要な応用知識及び思考方法を習得することにある。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>本授業は、民事法、公法の基礎知識を習得した第3セメスター以降において、履修が可能となる。知的財産法は、これらの法の特別法に位置付けられ、これらの法の基礎知識の上に立って学習すべき法分野だからである。</p> <p>本授業履修の前提条件として、同一担当者による「BP」の履修を要求する。本授業は、極めて実務的な演習により行うから、「BP」において、本授業の前提となる基礎的知識や思考方法を習得し、その上でダイナミックな議論を行うことが可能となるからである。</p> <p>知的財産法の基礎知識の習得を目的とする選択科目として、「知的財産法Ⅰ～Ⅲ」がある。また、サイバースペースにおける法的問題一般に関する選択科目として、「サイバー法」がある。国際的な事件の処理についての選択科目として、国際私法がある。本授業をより効果的に受講するには、これらも履修することが望ましい。</p> <p>本授業は、体系的講義では、概要としてしか触れることができない各問題点が、インターネット上での知的財産の無断利用において、どのように現れ、解決されるべきなのかについてを、体験的に習得させる、知的財産法分野において、最も応用的な科目に位置付けられる。</p>
3. 授業の方法	<p>演習中心で、一部講義による。受講生は単独又は小グループで必ず事前に予習を行い自ら必要な知識の概要を把握した上で授業に臨み、授業では講師の説明を聞き、その質問に対して応答する作業を通じて、自己の知識を修正補強しつつより深い理解に達する。仮想事例を用い、参加者を原告側回被告側回裁判官にグループ分けし、模擬裁判形式での講義を数回予定している。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>各事例に対応した複数のテキストを用い、必要に応じ、予習・復習箇所を指示する。特許法、著作権法、商標法、不正競争防止法等の体系書、コンメンタールも、参考書として指定する。受講生は、各回に講師から指示された問題について予習、議論、復習を繰り返すことにより、BP において得た基礎知識が、実際の事例においてどのように応用されるかを体験的に学習することが要求される。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>講義—インターネット時代のソフトウェア</p> <p>イントロダクションとして、IT 技術に関わる概念（コンピュータ・プログラム、ビジネス方法、データベース等）、考えられる模倣事例（企業における違法コピーからインターネット上での利用形態まで）、暗号化、電子透かし、コピープロテクト等の違法な利用形態に対抗するための技術的手段の現状、電子商取引の実態等について、説明する。次回以降に検討する仮想事例Ⅰを配布して、予習を課す。</p>
第2回	<p>研修①—仮想事例Ⅰについての事例演習（検討論点の決定及び侵害訴訟の要件事実）</p> <p>商標権侵害又は不正競争防止法違反が問題となる仮想事例Ⅰについて、検討結果を発表させ、本事例を考える上で問題となる論点と、その検討の順番を決定する。次に、商標権侵害又は不正競争防止法違反の要件事実について説明し、次回までに、本事例における各要件事実について考えてくるよう指示する。</p>
第3回	<p>研修②—同上（主張の整理）</p> <p>本事例において、主張の組み立てを議論、検討させる。次に、整理した主張について、それぞれ法解釈として妥当かどうか、議論させる。次回以降に検討する仮想事例Ⅱを配布して、予習を課す。</p>
第4回	<p>研修③—仮想事例Ⅱについての事例演習（検討論点の決定及び侵害訴訟の要件事実）</p> <p>著作権侵害が問題となる仮想事例Ⅱについて、検討結果を発表させ、本事例を考える上で問題となる論点と、その検討の順番を決定する。次に、著作権等侵害の要件事実について説明し、次回までに、本事例における各要件事実について考えてくるよう指示する。</p>

第 5 回	研修④一同上（主張の整理①） 本事例において、主張の組み立てを議論、検討させる。論点としては、公衆送信・送信可能化権、技術的手段の保護、私的使用、プロバイダ責任等を意識させる。
第 6 回	研修⑤一同上（主張の整理②） 前回で整理した主張について、それぞれ法解釈として妥当かどうか、議論させる。 本事例において、著作物の創作・公表地、当事者の住所地又はサーバ等の装置の所在地が外国にある場合について、国際私法上の問題点を次回までに考えてくるように指示する。
第 7 回	研修⑥一同上（著作権侵害と国際私法） 国際裁判管轄及び準拠法の決定について、議論させる。その際、BP で検討した参考裁判例との整合性や、その妥当性についても考えさせる。次回以降に検討する仮想事例Ⅲを配布して、予習を課す。
第 8 回	研修⑦一仮想事例Ⅲについての事例演習（検討論点の決定及び侵害訴訟の要件事実） 特許権侵害が問題となる仮想事例Ⅲについて、検討結果を発表させ、本事例を考える上で問題となる論点と、その検討の順番を決定する。次に、特許権侵害の要件事実について説明し、次回までに、本事例における各要件事実について考えてくるよう指示する。
第 9 回	研修⑧一同上（主張の整理①） 本事例において、主張の組み立てを議論、検討させる。論点としては、共同侵害、間接侵害による主張の組み立てと、そこで主張すべき事実の整理が重要となる。
第 10 回	研修⑨一同上（主張の整理②） 前回で整理した主張について、それぞれ法解釈として妥当かどうか、議論させる。
第 11 回	研修⑩一同上（主張の整理③） 同上。 本事例における構成要件の一部が外国で行われた場合について、国際私法上の問題点を次回までに考えてくるよう指示する。
第 12 回	研修⑪一同上（特許権侵害と国際私法） 国際裁判管轄及び準拠法の決定について、議論させる。その際、BP で検討した参考裁判例との整合性や、その妥当性についても考えさせる。
第 13 回	研修⑫一講演 本 WP のテーマについて、外部の講演者を依頼する。
第 14 回	最終講義 全体の知識の整理、総括。
第 15 回	レポート作成 本 WP における検討事例又は関連事例について、レポートを作成させる。

法務研究科法務専攻（法科大学院） 講義要綱

授業科目名	証券取引法 ★2004年度は開講しません				
担当者名	★ 担当者は未定ですが、2005年度より開講予定				
単位数	2 単位	配当年次	2・3	学期	

1. 授業の目的と到達目標	<p>証券取引法は、国民経済の適切な運営および投資者の保護に資するため、有価証券取引を公正ならしめ、かつ、有価証券の流通を円滑ならしめることを目的とする法律である（同法1条参照）。</p> <p>このような証券取引法の目的に照らしつつ同法の主要論点を学習することによって、同法の基本構造を理解するとともに、現代の法律家に必須の公正な市場経済観を身につけることを目標とする。</p> <p>なお、2005年度からの開講であるので不確定要素を伴うため、以下の「授業計画（細目）」では予定している項目のみを掲げておく。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>商法とりわけ会社法の基礎的知識を有していることを前提に授業を進める。</p> <p>「証券取引法」のほか、証券取引にかかわる展開・先端科目には、「企業会計法」、「企業金融法」、「国際金融取引法実務」、「M&A and Strategic Alliances」、さらには、「企業法務B P・WP」、「金融法務B P・WP」、「渉外法務B P・WP」などがあるが、「証券取引法」はこれらの科目の基礎となる科目である。</p> <p>他方、証券取引法は、消費者保護法ないし市場規制法として、「消費者法」、「経済法基礎」、「経済法総合」、「経済法実務」などの科目で取り扱う事柄とも密接に関連している。</p>
3. 授業の方法	<p>講義形式ではあるが、演習に近い形式で行う。すなわち、受講生は必ず事前に予習を行い、自ら必要な知識の概要を把握したうえで講義に臨み、講義では講師の説明を聞き、その質問に対して応答する作業を通じて、自己の知識を修正補強しつつより深い理解に達する。なお、小テストを頻繁に行い、受講生の理解度を確認しつつ進める。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>2005年度からの開講であるので不確定要素はあるが、近藤光男＝吉原和志＝黒沼悦郎『証券取引法入門』（商事法務研究会）、岸田雅雄『証券取引法』（新世社）など、定評ある概説書の最新版をテキストとする予定である。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	証券取引法の概略
第2回	証券取引法の沿革と他の法律との関係
第3回	有価証券の概念
第4回	有価証券の発行市場規制
第5回	発行市場における開示規制

第6回	企業内容の継続開示規制
第7回	開示規制の実効性の確保
第8回	流通市場規制の概要と株式の上場
第9回	公開買付と M&A
第10回	内部者取引規制
第11回	相場操縦規制
第12回	損失補填の禁止
第13回	投資勧誘の規制
第14回	証券業の規制
第15回	試験